HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	広域景観の形成に資する公共政策に関する研究:北海道の札幌圏と帯広圏を事例に
Author(s)	山崎, 嵩拓
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(工学)
Dissertation Number	甲第12766号
Issue Date	2017-03-23
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k12766
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68530
Type	doctoral thesis
File Information	Takahiro_Yamazaki.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

広域景観の形成に資する公共政策に関する研究

北海道の札幌圏と帯広圏を事例に

Studies on the effects of public policy on formation of large-scale landscapes

- Focusing on Sapporo and Obihiro regions in Hokkaido -

北海道大学工学院 都市計画研究室　山崎嵩拓

要旨

1919 年に風致地区及び美観地区制度が施行してからおよそ 100 年の間に、我が国では景観に関わる様々な法制度が施行され、景観行政の取組み可能な幅を拡大してきた。特に 2004 年の景観法は我が国初の景観に関する総合法として施行され、都市部に限定せず農山漁村や自然公園を含めた良好な景観の形成が目的として掲げられた。景観法を含めこれまでの景観に関する法制度の多くは、基本として地域ごとに景観形成を委ねている。そのため、良好な景観の形成意欲がある市町村が、限定した区域又は特定の要素の改善を目的に、市町村単独で運用してきた傾向がある。つまり景観施策は主に、景観形成の目的意識を持ちやすい大都市都心部や歴史的市街地等において運用されており、市町村の境界を越えて複数の要素が含まれる広域景観への施策の対応は限られる傾向にあった。今後の景観行政では、景観の取組み指針である「美しい国づくり政策大綱」においても指摘されるように、これまで広域景観を形作ってきた土地利用規制や産業政策、交通計画などの様々な公共政策の影響を考慮し、良好な景観形成に資する方策を検討する事が一課題と考えられる。

以上を踏まえ本研究は、行政境界又は土地利用区分を越えて形成される広域景観の実態を把握し、景観形成に公共政策が与える影響を明らかにする事を目的とする。本論では公共政策として、景観関連施策だけではなく土地利用や社会基盤、産業振興に関わる部局が所管する計画や運用指針、規制、事業を含めて扱う。境界線による施策の変化や、複数施策の重複と広域景観形成の対応関係を分析する事で、良好な広域景観の形成に資する方策について考察する。研究方法は行政資料・文献調査、現地調査、アンケート・ヒアリング調査である。

第 2 章では学術と社会の動向から、広域景観の位置付けを明確にする。国土交通省は 2008 年に「広域的景観について」を取りまとめる事で、広域景観に関する取組み促進へ向けた議論を進めている。そこで本章では 2008 年から景観法施行 10 年目に当たる 2013 年までを広域景観展開期と捉え、景観に関する論文と新聞から学術と社会的な言論の整理を行った。調査より、広域景観に関する論文と新聞は、景観言論全体の約 5.0%を占める事が分かった。学術の観点からは、行政境界を越えた景観形成手法に着目する傾向がみられ、先進事例の分析が進んでいる。次に社会の観点は、行政境界や土地利用区分を越えたまとまりを持つ景観や、全国各地で土地利用を問わずに発生する景観上の共通課題を取り上げるものがみられた。以上より、学術及び社会における広域景観は、行政境界を越えたまとまり又は土地利用区分を越えて共通要素を持つ景観を指す。本研究では広域景観として、この二つの特徴を扱う。

第 3 章では対象地の概要を示し、以下各章の分析フレームを提示する。本研究が対象とする北海道は、古くから広域景観の形成を目標に掲げており、自主条例にて広域景観形成推進地域を定めるなど、積極的な取組みを行ってきた。また土地の境界線を越えた広域的な景観を資源と位置付け、同じ景観構成要素を持つ市町村が連携し、課題に対し取組む事を方針としている。そこで本研究では、特に行政境界や土地利用区分を越える広域景観を扱う目的から、道路や河川が境界線を越えて連続する札幌圏と、農業とその関連産業が景観構成要素として境界線を越え一体に広がる帯広圏を対象とする。以下各章では、行政境界を越えて連続する広域景観（第 4 章）、土地利用区分を越えて連続する広域景観（第 5 章）、行政境界と土地利用区分を越えて共通要素が広がる広域景観（第 6 章）に着目する。

第 4 章では、行政区域を越える広域景観に公共政策が与える影響について、主に国道 36 号線札幌・千歳間の沿道景観に着目して分析を行った。自治体ごとの景観に関する計画内容や土地利用規制の決定傾向の差異が、景観形成に与える影響を明らかにした。例えば各市の景観計画では、記述内容や項目設定の自由度が法定計画と任意計画の間で異なる。法定計画は、領域ごとに景観の方針が設定されているものの、規制内容は方針に対応せず一律であるため景観形成への効果は限られる。任意計画では、方針に沿った事業展開がみられるものの、運用の継続性が担保されておらず景観形成の効果が途切れる点がそれぞれ課題としてみられた。

第 5 章では、土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響について、主に森林・都市・農業地域を流下する恵庭市漁川の沿川景観に着目して分析を行った。土地利用区分ごとに策定される法定計画における景観の方針や取組みの差異が、景観形成に与える影響を明らかにした。例えば森林法に基づく森林整備計画では、森林に細区分を設けそれぞれに景観上の留意点が指摘されているが、民有林管理体制への反映は限られている。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興計画では、組織的な取組みに関する言及しかされていないものの、その取組みは景観作物の作付などを通じ景観形成に寄与していた。

第 6 章では、地域産業施策と景観施策の双方が広域景観に与える影響について、主に帯広都市圏の農業に関わる地域産業施設に着目して分析を行った。産業施設の立地時に関わる自治体ごとの企業誘致条例や業種ごとに異なる緑化基準の適用が、景観形成に与える影響を明らかにした。例えば、一般的に民間食品関連企業は企業誘致条例の対象となる事から、緑地整備義務のある工業団地内に立地する。更に製造業の場合、工場立地法に基づき敷地面積の 20%以上を緑化する義務が適用されるため、産業施設を視覚的に遮蔽する植栽帯が整備され、周辺景観への圧迫感は軽減される。しかし農業協同組合の施設等は、周辺に遮蔽物が少ない市街化調整区域への立地傾向があり、緑化は開発許可制度に基づく敷地面積の 3%以上という規定に留まるため、周辺景観に圧迫感を与えている実態が明らかになった。

以上を踏まえ結論では、広域景観の形成に公共政策が与える影響として、行政境界を越える場合と土地利用区分を越える場合について明らかにした。行政境界を越える広域景観の形成において、現状では市町村間の連携による取組みが限られている事から、景観形成を目的としていない施策の規制内容や決定範囲の変化が景観形成に影響している事が明らかになった。今後の行政境界を越えた連続的な景観整備に向けて、道路や河川等の広域景観を構成する要素に着目し、ガイドラインの運用や、特定の景観要素に対する取組みを促進する協議会の組織が有効と考えられる。次に土地利用区分を越える広域景観では、様々な景観構成要素を含んでいるものの、景観施策はこれらの要素に対し個別的対応となっている。また、土地利用区分を越えて一律的な施策が、圧迫感等の課題発生要因につながる事が明らかになった。今後の広域景観に関する議論では、景観形成を目的としていない施策も対象に含め、課題発生要因の改善を検討する必要性が示唆された。

最後に、本論文では公共政策という観点から広域景観への影響を議論したが、広域景観に影響する因子として自然条件（気候や地形、土壌など）や社会条件（産業構造や地域の慣習など）も挙げられる。これらを含めた広域景観への影響に関する包括的な議論が今後の課題である。

目次

1　はじめに １２

1.1　研究の背景 １２

1)　景観政策を取り巻くこれまでの 100 年 １２

2)　広域景観に関する議論の系譜 １６

3)　公共政策と広域景観 １９

1.2　研究の目的 １９

1.3　研究の構成と方法 ２０

1.4　用語の定義 ２１

1)　広域景観 ２１

2)　広域 ２１

3)　公共政策 ２２

4)　土地利用区分 ２２

2　本論文の位置付けと広域景観を研究対象とする意義 ２４

2.1　広域景観に関する研究動向 ２４

1)　広域景観の実態・特性に関する研究 ２４

2)　広域景観の認識・評価に関する研究 ２５

3)　広域景観の保全・創出に関する研究 ２５

4)　本論文の位置付け ２７

2.2　景観に関するレビュー論文の動向 ２７

1)　既往の景観研究レビュー ２８

2)　既往の景観報道レビュー ２８

2.3　景観に関する学術論文のレビュー ２９

1)　2008-2013 年における景観研究の全体傾向 ３０

2)　広域景観研究 ３２

3)　市街地・郊外景観研究 ３３

4)　農山漁村景観研究 ３６

5)　自然景観研究 ３８

6)　公共施設景観研究 ４０

7)　2008-2013 年における景観研究のまとめ ４１

2.4　景観に関する新聞記事のレビュー ４２

1)　2008-2013 年における景観報道の全体傾向 ４３

2)　広域景観記事 ４５

3)　市街地・郊外景観記事 ４６

4) 農山漁村景観記事 49
5) 自然景観記事 50
6) 公共施設景観記事 53
7) 2008-2013 年における景観報道のまとめ 54
2.5 広域景観を研究対象として扱う意義 55

3 研究対象地の概要と分析フレーム 57
3.1 北海道における広域景観形成の方針と目標 57
1) 景観法施行以前の広域景観に関する方針と取組み 58
2) 景観法施行以後の広域景観に関する方針と取組み 62
3) 北海道における広域景観の位置付け 64
3.2 研究対象都市圏の概要 64
1) 札幌圏（札幌市･北広島市･恵庭市･千歳市） 64
2) 帯広圏（帯広市･音更町･幕別町･芽室町） 65
3.3 分析フレーム 65
1) 4-6 章の分析対象と方法 66
2) 軸と点を扱う位置付け 67
3) 4-6 章の分析プロセス 67

4 行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響 70
4.1 沿道景観を取り巻く背景と調査目的 70
1) ロードサイドの景観 70
2) 北海道の沿道景観 70
4.2 研究対象の概要 71
1) 国道 36 号線の概要 71
2) 国道 36 号線札幌・千歳間の変遷と美観 72
4.3 国道 36 号線の沿道景観に関する計画 73
1) 札幌市景観計画 74
2) 北広島市都市景観形成基本計画 74
3) 恵庭市景観形成基本計画 75
4) 千歳市都市景観形成基本計画 76
5) 4 市の計画と取組みの比較 76
4.4 国道 36 号線の沿道景観実態 78
1) 11 地区の沿道景観実態と公共政策の決定 79
2) 沿道景観の実態調査結果まとめ 90

4.5 沿道景観の実態に公共政策が与える影響 ... 91
1) 用途地域 ... 91
2) 風致地区 ... 92
3) 特別用途地区 ... 93
4) 地区計画 ... 93
5) 農業振興地域 ... 94
6) 景観ガイドライン ... 94
4.6 まとめ ... 97

5 土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響 ... 100

5.1 沿川景観を取り巻く背景と調査目的 ... 100
5.2 研究対象の概要 ... 100
1) 漁川の概要 ... 100
2) 本論文で扱う政策 ... 102
5.3 漁川に関わる土地利用計画と景観計画 ... 102
1) 森林整備計画 ... 103
2) 都市計画マスタープラン ... 104
3) 農業振興計画 ... 104
4) 景観形成基本計画 ... 105
5) 景観形成基本方針と法定計画の対応関係 ... 106
5.4 漁川の沿川景観実態 ... 109
1) 自然地域の景観実態 ... 113
2) 都市地域の景観実態 ... 114
3) 農業地域の景観実態 ... 114
5.5 沿川景観の構成要素に公共政策が与える影響 ... 114
1) 河川区域内工作物 ... 115
2) 住宅建築 ... 116
3) 公園・緑地 ... 116
4) 森林 ... 117
5) 農地 ... 118
5.6 まとめ ... 119

6 公共政策の重複が広域景観に与える影響 ... 122

6.1 産業景観を取り巻く背景と調査目的 ... 122
6.2 研究対象の概要 ... 123

6.3　帯広都市圏の産業と景観に関わる公共政策 …… １２４
1)　総合計画の地域産業と景観に関する方針の変化 …… １２５
2)　地域産業と景観に関する政策の変遷 …… １２７
3)　地域産業政策としての企業誘致条例 …… １３１
4)　景観施策としての法定緑化規定と緑化協議制度 …… １３２
6.4　地域産業施設の立地と景観の実態 …… １３４
1)　区域と時期に着目した立地傾向 …… １３６
2)　ＪＡと民間による立地選定理由 …… １３８
3)　土地利用区分に着目した敷地と建築規模の傾向と実態 …… １３９
6.5　景観の実態に公共政策が与える影響 …… １４５
1)　地区計画 …… １４６
2)　産業施設の助成制度 …… １４８
3)　法定の緑化規定 …… １４９
6.6　まとめ …… １５０

7　広域景観の形成に資する方策の考察 …… １５３
7.1　行政境界を越える広域景観の形成に向けた方策 …… １５３
1)　景観ガイドライン …… １５４
2)　協議会の組織 …… １５５
7.2　土地利用区分を越える広域景観の形成に向けた方策 …… １５５
1)　景観法の更なる活用 …… １５５
2)　区域ごとの景観特性に対応した景観行政 …… １５６

8　おわりに …… １５９
8.1　まとめ …… １５９
1)　各章で明らかになった事項のまとめ …… １５９
2)　広域景観の形成に公共政策が与える影響 …… １６４
3)　広域景観の形成に資する方策 …… １６５
8.2　今後の展望 …… １６６

資料編（参考文献、アンケートサンプル、業績リスト、おわりに・謝辞）

図表目次

図 1-1 広域景観の取組み有無（左：都道府県、右：市町村） １７
図 1-2 広域的景観の類型と概要（広域的景観形成についてを基に筆者編集） １８
図 2-1 景観研究の年次変化 ３０
図 2-2 景観研究の類型方法 ３１
図 2-3 対象景観に基づく学術論文の分類 ３１
図 2-4 広域景観研究と目的別細分類 ３２
図 2-5 市街地・郊外景観研究と目的別分類（抜粋） ３４
図 2-6 農山漁村景観研究と目的別細分類 ３６
図 2-7 自然景観研究と目的別細分類 ３８
図 2-8 公共施設景観研究と目的別細分類 ４０
図 2-9 景観報道の年次推移 ４３
図 2-10 対象景観に基づく新聞記事の分類 ４４
図 2-11 広域景観記事と主題別細分類 ４５
図 2-12 市街地・郊外景観記事と主題別細分類 ４７
図 2-13 農山漁村景観記事と主題別細分類 ４９
図 2-14 自然景観記事と主題別細分類 ５１
図 2-15 公共施設景観記事と主題別細分類 ５３
図 3-1 景域地図（北海道景観形成基本計画より） ５９
図 3-2 分析フレーム ６６
図 4-1 外国人個人ドライブ観光客の北海道の旅行目的 ７１
図 4-2 国道 36 号線札幌・千歳間路線図 A ７２
図 4-3 国道 36 号線札幌・千歳間路線図 B ７３
図 4-4 実態調査の対象とした 11 地区について ７８
図 4-5①札幌駅前通り ７９
図 4-6 すすきの地区広告物活用地区の区域図 ８０
図 4-7②豊平橋周辺 ８０
図 4-8③東月寒向ヶ丘 ８１
図 4-9④羊ケ丘 ８２
図 4-10⑤美しが丘ニュータウン地区 ８３
図 4-11⑥大曲柏葉 ８４
図 4-12⑦恵庭市・北広島市行政境界周辺 ８５
図 4-13⑧黄金地区 ８６
図 4-14⑨上長都 ８７
図 4-15⑩千歳市街地 ８８

図 4-16⑪新千歳空港周辺 ８９
図 4-17 新千歳空港周辺の変化（北海道屋外広告物条例のあらましより） ９０
図 4-18 片施策と両施策 ９１
図 4-19 新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインの区域図 ９５
図 4-20 緑を感じる都心の街並み形成計画の駅前通り形成イメージ ９６
図 5-1 恵庭市景観計画に示される景観構造図と中心を流れる漁川 １０１
図 5-2 北海道が指定する地域の良好な景観資源・主要な展望地の立地 １０２
図 5-3 橋梁の位置図 １０９
図 5-4 漁川に架かる橋梁から撮影したパノラマ写真１ １１０
図 5-5 漁川に架かる橋梁から撮影したパノラマ写真２ １１１
図 5-6 景観構成要素の抽出プロセス（有福橋・上流方向を例に） １１３
図 5-7 河川管理施設の色彩改修例 １１５
図 5-8 都市景観ゾーンにおける河川緑地整備事業実施区域 １１７
図 6-1 帯広都市圏の概要 １２４
図 6-2 総合計画における地域産業と景観に関する方針の変化 １２５
図 6-3 帯広工業団地の整備計画図（緑の工場公園-帯広工業団地より） １２５
図 6-4 帯広都市圏における地域産業及び景観に関する公共政策の変遷 １２７
図 6-5 造成当初の帯広工業団地（帯広工業団地史より） １２８
図 6-6IC 物流拠点地区の整備イメージ（帯広圏拠点都市基本計画より） １２９
図 6-7 工場敷地一般計画図（音更町地域緑化計画より） １３０
図 6-8 工業地の緑化に関する方針（緑のデザインマニュアルより） １３１
図 6-9 産業景観の方針（帯広市都市景観基本計画より） １３１
図 6-10 産業施設の立地概要（1/1,000） １３５
図 6-11 地域産業施設の立地プロット １３７
図 6-12 地域産業施設の立地傾向 １３７
図 6-13 民間へのアンケート調査による立地選定理由 １３８
図 6-14 立地年区域別の JA と民間の敷地と建築規模 １４２
図 6-15ＪＡ音更・西部の実態 １４２
図 6-16Ａ社帯広事業所の実態 １４３
図 6-17Ｄ社の周辺断面図 １４３
図 6-18ＪＡ木野・中央の実態 １４４
図 6-19Ｂ社本社工場の実態 １４４
図 6-20ＪＡ芽室の周辺断面図 １４４
図 6-21ＪＡ木野・東部の実態 １４５
図 6-22Ｃ社帯広工場の実態 １４５

図 6-23 E 社の周辺断面図 １４５
図 6-24 帯広と芽室の工業団地における地区計画決定区域 １４７
図 6-25 F 社本社工場の実態 １４７
図 6-26 G 社十勝物流センターの実態 １４８
図 6-27 H 社本社工場の実態 １４８
図 6-28 ＪＡ幕別軍岡経済センターの実態 １４９
図 6-29 ＪＡ帯広・Ｅ社帯広工場の実態 １５０

表 1-1.景観施策の変遷と対象地・目的 １３
表 1-2 市区町村が広域景観に取組まない理由（複数回答可） １７
表 2-1 景観研究の視点別分類 ４２
表 2-2 景観に関する主要な報道とその報道回数 ４４
表 2-3 景観報道の目的別分類 ５４
表 3-1 景域カルテに定められる道央・十勝景域の概要 ６０
表 3-2 北海道景観計画の届出・勧告基準の一部 ６３
表 4-1 国道 36 号線の主要地点における 24 時間交通量 ７１
表 4-2 沿道自治体の景観計画概要と幹線道路に関する方針 ７７
表 4-3 国道 36 号線沿道の土地利用規制 ９１
表 4-4 風致地区の種別とその考え方 ９２
表 4-5 ガイドラインに基づく方針の一例 ９５
表 4-6 札幌駅前通りのまちづくり目標と誘導方法 ９６
表 5-1 個別規制法に基づき策定される土地利用に関する法定計画 １０３
表 5-2 河川と橋梁に関わるゾーンごとの景観形成指針 １０６
表 5-3 景観計画の景観形成基本方針と法定計画の対応関係 １０８
表 5-4 各橋梁を視点場とした景観構成要素及び土地利用規制の決定 １１２
表 6-1 自治体ごとに制定する企業誘致条例の比較 １３２
表 6-2 地域産業施設立地に係る法定の緑化規定 １３３
表 6-3 帯広市及び芽室町の緑化協議制度 １３４
表 6-4 地域産業施設の整備主体について １３４
表 6-5 ＪＡ施設の実態 １４０
表 6-6 民間施設の実態 １４１
表 6-7 工業団地に決定される地区計画の概要 １４７

1　はじめに

1.1　研究の背景

1）　景観政策を取り巻くこれまでの 100 年

2）　広域景観に関する議論の系譜

3）　公共政策と広域景観

1.2　研究の目的

1.3　研究の構成と方法

1.4　用語の定義

1）　広域景観

2）　広域

3）　公共政策

4）　土地利用区分

1　はじめに

1.1 研究の背景

我が国では景観法制定以降、都市部のみならず農山漁村や自然公園の区域等を含めた国土全域における良好な景観が目指されている。一方で景観法は市町村に主たる権限を委譲する制度のため、行政境界を越える広域景観という観点からは、取組む上で課題のある政策体系である。こうした中でも近年は、国土交通省が「広域景観の形成」を景観行政の展開方向と定めており、重要な取組み課題と捉えられる。そこで本論文は、行政境界又は土地利用区分を越えて形成される広域景観に着目し、その実態や特性の把握と公共政策が広域景観の形成に与える影響を明らかにする。

1）景観政策を取り巻くこれまでの 100 年

1919 年に我が国初の景観に関する政策が施行してからおよそ 100 年間にわたり、景観に関わる複数の法制度が整備されてきた。本項では、景観形成と公共政策の関係を把握するために、これまでの景観政策を概観しその特徴を整理する。

1919 年に施行された都市計画法の「風致地区」及び市街地建築物法の「美観地区」が、我が国初の景観に関する政策と言える[1]。当時の都市計画法では、都市計画区域内における風致又は風紀の維持のために「風致地区」を用いる事として、地区内における工作物の新築・改築・増築・除却、土地形質の変更等の行為に許可制を定めていた。この「風致」の概念については内務省の技官である［北村徳太郎 1927]が『風致あることは必ずしも山川草木の勝のみを唱ふるものでない。又怪岩奇石の景のみを対照としない、所謂俗悪の反対を意味するもので、従つて之より考ふれば都市内外何れの処にも風致を見出し得る処ある訳である』と言及している。従って、既に優れた景観を有する地域の指定に留まらずに、都市外も含めて景観形成を促進する事を目指した制度であった。一方で同年に施行された美観地区制度では、［澤田充生 1996]が当時の建築雑誌で「宮殿及び著名な神社の神聖を維持し名園勝区に風致を汚損せしめざるが如き用意」と言及されている事を紹介している。つまり美観地区制度は特別な景勝地等における指定を前提として、そのために建築物の構造や設備、敷地について美観上必要となる規定を設ける事が趣旨であった。

つまり、最初期の景観政策のみに着目しても、特別な景観のみを対象とするか、都市内外も含めるか等、政策の目的や対象には幅がある。更に現在に至るまでに制定された様々な景観政策を例に挙げると、文化財の保護や屋外広告物の整除、緑地の整備・保全など、幅広い目的の法律が制定されている事が推察される。そこで、これまで 100 年間に制定されてきた景観政策を表 1-1 にまとめ、各政策の対象地及び目的を整理する。

▼1. 1919 年以前には広告物取締法(1911)や古社寺保存法(1897)といった法律が制定されているものの、それぞれ景観・美観とは異なる目的を有しており、1919 年の施策が長らく唯一の景観保全施策であったことが［越澤明 2006]や［小林正 2007]などに報告されている。

●越澤明. 風致地区制度の沿革とその意義. 土地総合研究第 14 巻第 1 号, 2006, pp.53-59.

●小林正. 我が国の景観保全・形成法制. レファレンス, 2007, pp.48-75

●北村徳太郎. “風致地区に就て.” 都市公論 10(4), 1927: pp.2-13.

●澤田充生, 岸井隆幸. 美観地区に関する史的研究. 土木史研究 16, 1996, pp.33-48.

表 1-1.景観施策の変遷と対象地・目的

年度	法制度名	概要	主な対象地					主な目的		
			総	歴	都	農	自	保	創	排
1919	旧・都市計画法「風致地区」	風致又は風紀の維持の為に地区を指定			●			○		
1919	市街地建築物法「美観地区」	美観地区内の建築物に美観上必要な規定を設ける			●			○		
1949	屋外広告物法	良好な景観形成･風致維持又は公衆の危害防止	●						○	○
1950	建築基準法「建築協定」	住宅環境維持・商業便利増進等へ建築協定制度			●			○	○	
1950	文化財保護法「重要文化財」	建築物等有形文化財の内重要なものを指定		●				○		
1951	森林法「保安林」	名所又は旧跡の風致の保存等を目的に保安林指定					●	○		
1956	都市公園法	園路や修景施設等が設けられた都市公園の設置等			●				○	
1957	自然公園法	優れた自然の風景地を保護することを目的					●	○		
1962	都市樹木保存法	都市の美観風致を維持するため樹木の保存			●			○	○	
1966	古都保存法	古都の歴史的風土を文化的資産として保存		●				○		
1968	都市計画法	風致地区･美観地区･歴史的風土特別保存地区指定			●			○	○	
1972	自然環境保全法	自然環境を国民が享受できるよう保全					●	○		
1973	都市緑地保全法	風致･景観が優れている区域等を緑地保全地区指定			●			○		
1975	文化財保護法「伝建地区」	歴史的風致を形成する伝統的な建造物群の保全		●				○		
1980	都市計画法「地区計画」	区域特性にふさわしい態様へ向け形態意匠や配置規定			●				○	
2004	**景観法**	**都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進**	●					○	○	○
2004	都市緑地法	敷地内緑化を推進する緑化地域等の新設			●				○	
2004	文化財保護法「文化的景観」	生活や風土等により形成された景観地を選定		●				○		
2008	歴史まちづくり法	地域固有の歴史や活動と市街地による景観を選定		●				○		

凡例　**総**：総合的施策　**歴**：歴史的・文化的景観　**都**：都市景観　**農**：農山漁村景観　**自**：自然景観
保：現存の優れた景観を保全する　**創**：望ましい景観を創り出す　**排**：景観を阻害しているものを排除する

表に挙げる政策は、国土交通省のホームページ[2]で景観政策の変遷を紹介している「景観まちづくりの歩み」、[小林正 2007]による我が国の景観保全・形成に関わる主要な法律の表、[小浦久子 2008]による景観関連施策の動向を整理した表を参考にしている。

以上に挙げた各政策の、制定当時の条文を参照する事で、それぞれの概要及び法律の対象地、目的を整理した。尚、これらの政策を目的に応じて区分する上で、[石井一郎 1990]を参考にした。ここでは景観行政とは何か、という説明として「現存の優れた景観を保全する」「望ましい景観を

▼2. 2017 年 1 月にアクセス。「市民景観まちづくりリーフレット⑤景観まちづくりの歩み」
http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/data3/leaflet05.pdf

●小林正. 我が国の景観保全･形成法制. レファレンス, 2007, pp.48-75.

●小浦久子. まとまりの景観デザイン-形の規制誘導から関係性の作法へ. 学芸出版社, 2008.

●石井一郎, 元田良孝. 景観工学. 鹿島出版会, 1990.

創り出す」「景観を阻害しているものを排除する」の 3 点を挙げている。そこで、これまでの景観政策の目的を、これらの視点から整理した。

まず、1950 年頃までの景観政策に着目すると、法令の一部に景観に関する制度が包含されている傾向がみられる。例えば上述の風致地区や美観地区制度は共に都市計画法、市街地建築物法に含まれる一制度であり、その他にも建築基準法の建築協定などが該当する。これらの政策に共通する特徴として、優れた景観の保全又は望ましい景観を創出するために、特定区域を指定する事が挙げられる。特に風致地区・美観地区では、既に良好な景観を有する箇所が指定の中心であったが[3]、建築協定では土地所有者間の合意を通じ、以前は景観形成の対象となりにくかった住宅地域等において、景観政策の運用が可能となったと言える[4]。このように、1950 年以前では多くの景観政策が現存の優れた景観保全を目的とする中で、これから望ましい景観を創り出す場合でも活用が可能な制度が一部存在していた。

続いて 1950 年以降の約 20 年間をみると、森林法や自然公園法、都市樹木保存法など、森林や緑地に関する複数の法律が制定されており、その中に景観に関する記述が含まれる傾向がみられた。例えば自然公園法では第一条の目的に「優れた自然の風景地を保護する」という文言が含まれている。つまり、これまで景観は法律の一部に含められる傾向があった中で、対象は緑地等に限定されてはいるものの、1950 年以降は景観の保全や創出が法律の目的として扱われるようになった。他の政策も含めて目的をみると、ほぼ全ての政策が現存の優れた景観を保全する事が目的であり、一部の政策が望ましい景観の創出を目的としている。つまり景観政策は、既に景観資源を有する地域若しくは積極的な景観創出の意識を持った地域が主な対象地であり、景観を阻害しているものを排除する目的はほぼみられなかった[5]。

実際に景観法が施行される以前で、景観行政が市町村によってどのように行われているのか、［土岐寛 2005］が紹介する 1985 年のアンケート結果を基に全体像をみる。これは日本都市センターが全国 275 市町村から回収したアンケートであり、景観施策が対象とする景観は都市景観が多く、32.3％の自治体は緑化や修景、23.6％の自治体が公園といった施設整備時における景観の配慮であった。次いで歴史的景観が 10.1％、自然景観が 8.7％の自治体で取組まれている。この結果を先に挙げた景観行政の目的に当てはめる。すると、望ましい景観を創り出す事と現存の優れた景観を保全する事が、当時の景観行政の主な目的であったと捉えられる。

上述した通り、景観政策は景観法指定以前から複数の法律において位置付けられてきた。しかしながら、こうした景観法制の経緯について、2003 年の美しい国づくり政策大綱では『国土を美しいものとする努力が営々と行われてきているのも事実であるが、厚みと広がりを伴った努力とは言いがたい状況にある』と総括している。つまり景観政策は様々な法律の中に含まれる事で拡充したものの、体系的ではない事を国土交通省も認識していたと考えられる[6]。また学術の観点からも［小林正 2007］など複数の文献

▼3.［保川一歩 2014］戦前に指定された風致地区において、指定理由書から指定の背景を明らかにしている。風致地区指定は都市の開発や産業の発展に伴う風致の破壊が主な課題であったことから、指定地域は、当時すでに優れた景観を有する所で、その景観を保全する意向を持っていたと考えられる。

●保川一歩，十代田朗，津々見崇．戦前の風致地区指定の特徴に関する研究．都市計画論文集 49(3), 2014, pp.1065-1070.

▼4. 当時の建築基準法では建築協定に関して、市町村が土地の所有権者等との合意のもと一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる旨を、条例で、定めることができる。としている。

▼5. 1949 年施行の屋外広告物法は目的に、良好な景観の形成、風致の維持と並んで公衆に対する危害を防止することを挙げている。

●土岐寛．景観行政とまちづくり-美しい街並みを目指して．時事通信社, 2005.

▼6. 美しい国づくり政策大綱のとりまとめは、審議会や私的諮問機関を設けずに国土交通省自身が行ったものである。

●小林正．我が国の景観保全･形成法制．レファレンス, 2007, pp.48-75.

で景観法以前の景観政策は体系的に整備されたわけではなく、様々な法律の中の一部に存在する景観規定の集合であったとの指摘がみられる。

こうした背景から、2004 年に我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法が、国土交通省・農林水産省・環境省の所管により制定された。この法律では第一条において、目的を以下のように定めている。

> 第一条　この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

この条文に対する [景観法制研究会 2004]による解説をみると『景観法は、我が国の都市のみならず、農山漁村、自然公園の区域等も含めて幅広く対象とする法律』と書かれており、景観行政の対象地を拡大した事が景観法の一特徴として捉える事ができる。特に景観法を活用するためには、都道府県や市町村が景観行政団体となって景観計画を策定する事が求められている。この景観計画について [景観まちづくり研究会 2004]では、基本的には地域に密着した市町村が景観行政団体になる事が望ましいと考えている、という事を示している。つまり景観法は地方分権の流れを反映した制度と言える。尚、こうした地方分権の動きは他の景観政策からもみる事ができる。例えば景観法施行以降に制定された、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）は、市町村が方針や区域を示す計画を策定する事で、国による支援が受けられる枠組みとなっている。

●景観法制研究会. 逐条解説景観法. ぎょうせい, 2004.

●景観まちづくり研究会. 景観法を活かす-どこでもできる景観まちづくり. 学芸出版社, 2004.

以上に概観してきた景観政策の特徴をまとめると、これまでに複数制定されてきた景観政策の内、多くは現存の優れた景観を保全する事が目的であり、更に法律の一部に配慮事項として組み込まれる傾向にあった。それ以外の政策では、望ましい景観の創出を目的とした政策はみられるが、景観を阻害しているものを排除する目的の政策は屋外広告物法のみであった。つまり優れた景観資源を有する歴史的市街地や自然景観、景観形成の目的意識を持ちやすい大都市のメインストリート等がこれまでの景観政策の主対象であったと言える[7]。また、種々の法律に景観に関する制度が含まれている事から、各政策は特定の景観構成要素を対象としており、活用可能な区域も法律ごとに定められていた[8]。こうした景観政策は良好な景観の形成に寄与してきた一方で、美しい国づくり政策大綱が総括しているように『厚みと広がりを伴った努力とは言いがたい』のである。その中で施行された景観法が『都市のみならず農山漁村や自然公園の区域等も含めて幅広く対象とする』事を目的として明示した。つまり我が国では景観法を契機として、良好な景観を目指す対象が、既に優れた景観を有する地域だけではなく、際立った景観上の課題を持っていない地域も含めた国土全域に拡大したと捉えられる。その中で、地域ごとの特徴ある景観に配慮するという観点から、近年では市町村が主体となった景観行政が推奨されている。

▼7. [小浦久子 2008]では、初期の景観に関する取組みはほとんどが歴史的町並みの保存であり、その後通りと沿道を一体的にデザインするアーバンデザインに展開していった事を紹介している。

●小浦久子. まとまりの景観デザイン-形の規制誘導から関係性の作法へ. 学芸出版社, 2008.

▼8. 都市計画法に基づく制度が都市計画区域内や市街化区域内においてのみ活用可能である事などを指す。

2）広域景観に関する議論の系譜

前項ではこれまでの景観政策に着目し、その特徴として各政策は特定の景観構成要素を対象としており、活用可能な区域に制限が設けられている事、また近年は市町村主体の政策体系となっている事が明らかになった。一方で美しい国づくりが国政上の課題としても位置付けられてからは、良好な景観を目指す地域は国土全域に拡大している。そこで本項では、本論文の対象とする広域景観に関する議論を参照する。

我が国初の景観に関する総合法として施行された景観法は、主として市町村に権限を委譲する制度である。そのため景観法の枠組みは、行政境界を越える広域景観に関する取組みを進める上では、課題がある法体系として指摘されるようになった。例えば［北村喜宣 2008］は法学の立場から、景観法に基づく景観行政団体の権限は、都道府県と市町村それぞれ対等に与えられ、両者の区域が重なる事はない「一空間一団体主義」と述べている。そのため、複数の市町村を含む広域景観では、都道府県が介入しにくい制度設計となっている点を課題と指摘している[9]。更に［舟引敏明 2014］は国土交通省都市局公園緑地・景観課の立場から、景観法施行 10 年目における今後の課題として、第一に広域景観への対応を挙げている。広域景観の形成に関するニーズは山や湖の周辺自治体や、流域の複数自治体など、様々なパターンが考えられる。しかしながら、一つの景観行政団体の区域を越えるような景観上の課題への対応は、現行法制度では難しい事を指摘している。このように、景観法が広域景観の形成を進める上で課題のある政策体系という事は、研究者や行政職員といった立場から指摘されてきた。

●北村喜宣. 分権政策法務と環境・景観行政. 日本評論社, 2008.

▼9. [北村喜宣 2008.11]は広域的観点から、全権的観点から景観づくりに関する基本指針を策定する意味や、景観重要公共施設の景観からの整備基準について県の考えを明記する意義、更に景観行政団体になることを要請する必要性などを考え、景観法における都道府県の役割を言及している。

●北村喜宣. 分権政策法務と環境・景観行政. 日本評論社, 2008.11.

●舟引敏明. “景観法成立以降の景観行政の歩み.” 都市計画 vol.63(3), 2014: pp.4-9.

他方で景観法には、広域景観の形成に活用可能な制度が含まれている。例えば自治体間の連携を支持する「景観協議会」制度や、公共施設を中心とした景観形成を支援する「景観重要公共施設」といった制度が設けられている。しかしこれらの制度は全国的に活用事例が限られており、例えば景観協議会は全景観行政団体の約 5%にとどまっている[10]。つまり、景観行政団体が任意で活用可能な制度は、積極的に優れた広域景観形成を目指す一部の自治体では運用されているものの、特定の地域共通課題や際立った景観上の特徴、目指すべき方向性を持たない地域においては、活用の敷居が高いと考えられる。

▼10. 国土交通省による 2016 年 3 月 31 日現在の景観法施行状況のまとめによると、景観行政団体は全国で 681 団体あり、その内景観協議会を持つ団体は 2 県 37 市町村の合計 39 団体（延べ 64 組織）に限られる。

以上に挙げた通り、市町村中心の景観行政は広域景観という観点からは課題を持つという指摘があり、広域景観の形成に資する景観法下の政策活用が限定的という状況がみられた。こうした背景から、国土交通省では 2010,2011 年度に都市計画や法学の専門家により構成される委員会を組織し、広域景観について調査を行い「広域的景観形成について」と題された報告書にその結果をまとめている。その報告書の前文では以下のように言及している。

> 一方、優れた景観のなかには、複数の地方公共団体の行政区域間にわたる広域的景観も存在するが、景観法上は、景観協議会といった制度の用意はあるものの、景観行政団体の性格上、このような広域的景観の形成のみに限った制度上の措置はない。

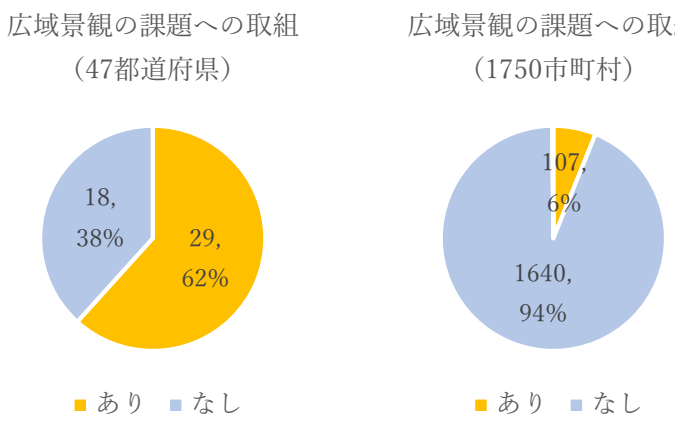


図 1-1 広域景観の取組み有無（左：都道府県、右：市町村）

「広域的景観形成について」では、市町村境界を越えて形成される景観を「広域的景観」と定義し、全国の広域的景観に関する取組み実態と、先進的に取組まれてきた広域景観行政の特徴から、望ましい取組み方策を定めている。まず全国の自治体における広域景観への取組み実態をみると、2010 年現在で既に過半数の都道府県と 100 以上の市町村が「広域景観の課題への取組みがある」と回答している（図 1-1）。一方でこのアンケートで「取組みはない」と回答した市区町村が、市町村が広域景観に取組まない理由として挙げるものを表 1-2 に示した。すると、最も多い理由は「広域調整が必要となる景観資源等がない」であり、回答した自治体の 4 割以上が挙げている理由である。これはつまり、象徴的な山や河川の景観を有し、周辺自治体と景観形成の目的意識を共有しやすい地域を除くと、広域景観に取組む事が困難な現状にある。次点の回答は「庁内で十分な体制を構築できない」であり、これは広域景観が多様な要素により構成される特徴を持つため、複数の部局との調整が必要である事に起因する課題と推察できる。三番目に多く回答されたのは「現在、景観行政に取組んでいない」である。前項ではこれまでに制定された多様な景観政策を挙げたものの、こうした政策を活用し、景観行政を推進する市町村は限られるという事が示唆された。

表 1-2 市区町村が広域景観に取組まない理由（複数回答可）[11]

広域景観に取組まない理由	件数
広域的な調整が必要となる様な景観資源等がない	669
財政面や人員等の理由から、庁内で十分な体制を構築できない	616
現在、景観行政に取り組んでいない	495
住民の盛り上がりが十分でない	297
対象区域内の市町村が応じてくれない	7
その他	125

▼11. 図 1-1 及び表 1-2 は、国土交通省が 2010 年に行った「景観法の活用意向に関するアンケート調査」に基づき筆者が作成した。

続いて、広域景観形成に取組む自治体への調査から、対象景観の類型を図 1-2 に示す。広域景観に取組む市町村は限られている中で、複数の自治体にまたがる河川や道路などが、主な広域景観として取組む対象となっている事が分かる。

またこの報告書では、広域景観の積極的な形成に向けて、市町村間の連携体制づくりや、都道府県が適切な役割を果たす方法について言及している。具体的には、初期段階は着手へ向けた意思決定に際し、県が主導し関係市町村との連携体制を構築する事や、実施段階では協議会による景観づくりの指針を作成する事などを指摘している。

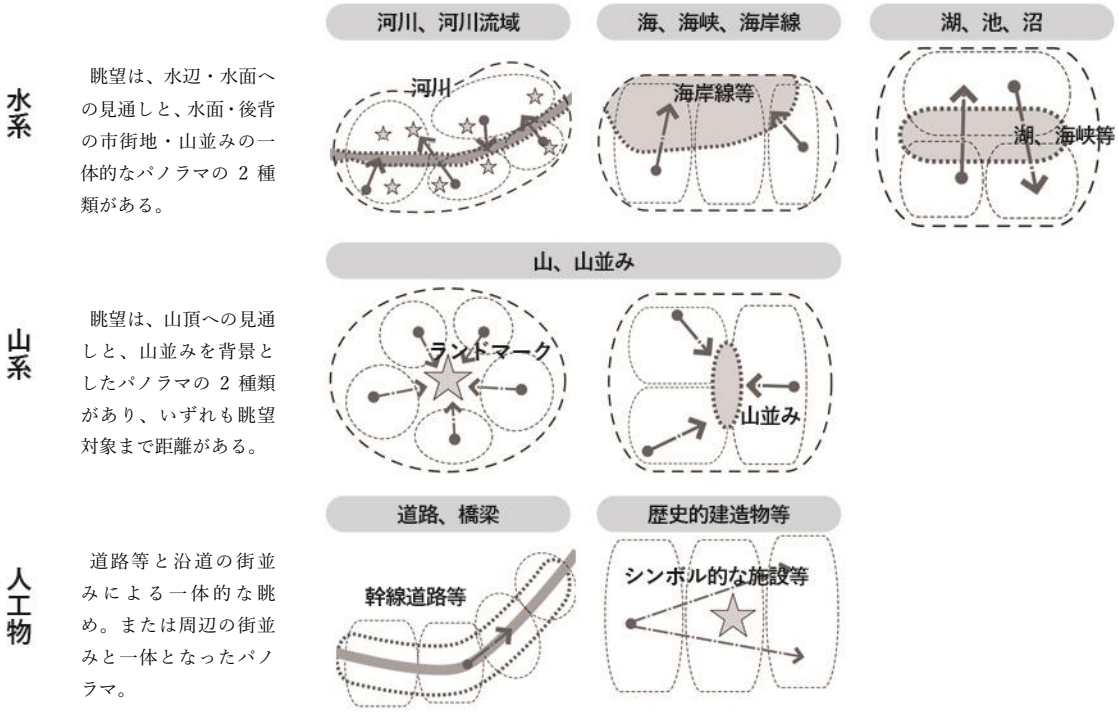


図 1-2 広域的景観の類型と概要（広域的景観形成についてを基に筆者編集）

2015 年度になると、上述の検討委員会と類似した委員で構成された「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」が景観に関する報告書をまとめており、我が国の景観施策展開のあり方等について言及している。総論として、行政区域にとらわれず河川の流域単位など「景域」に基づくプランニングとマネジメントを推奨し、具体的には四つの論点それぞれで検討の方向性を整理している。その中で、論点 1 として「広域景観の形成」を掲げ、景域に基づく景観形成における市町村間の協働体制や都道府県の役割について方向性を示している。

このように 2010 年以降、国土交通省を中心に広域景観に関する議論が行われてきた。これは景観法が都市部のみならず、農山漁村や自然公園の区域も含めて良好な景観を志向している一方で、市町村に景観行政の権限を委譲する制度という特性上、行政境界をこえる景観形成に不向きな制度

設計である事が背景にあった。特に広域景観に取組む市町村は限られており、その要因は際立った景観上の特徴や課題がない事、部局を越えた体制づくりが困難である事、そもそも景観政策を運用する自治体が少ない事などが挙げられている。こうした状況でも、2015 年に定められた我が国における景観政策の方向性では、「広域景観の形成」を目指す事が主要課題として位置付けられており、今後も継続して良好な広域景観へ向けて取組む必要がある。

3) 公共政策と広域景観

前項では行政境界を越えた広域景観行政の推進に向けて、これまで国土交通省を中心に行われてきた議論を参照した。その中で、市町村が広域景観に取組まない理由のアンケート調査からは「現在、景観行政に取り組んでいない」事を 3 割以上の自治体が理由として掲げている。

ここで景観法の施行に伴う新たな課題として［日本建築学会 2013]は、景観法に基づく制度が用意した計画手段の範囲内でのみ景観行政を捉える状況に警鐘を鳴らしている。これはつまり、景観形成基準の策定が目的となり、その基準の必要性や地区が抱える計画課題との課題等に関する検討が不十分になる懸念である。また、景観に関わる取組みは景観法を所管する課や係で完結する事項となり、部局横断的な対応の促進に課題が発生する事などを危惧している。一方で［小浦久子 2014]は、景観関連の法制度として景観法だけではなく、森林法や農振法といった土地利用政策、また自治体が独自で制定する環境保全条例等を挙げている。こうした中で景観法の特徴として、土地利用区分とその運用限界を超えて、自治体が主体的に総合的な地域計画を作る事が可能である点を指摘している。

●日本建築学会. 景観再考-景観からのゆたかな人間環境づくり宣言. 鹿島出版会, 2013.

●小浦久子. “景観法が示すプランニングの可能性.” 都市計画 36(3), 2014: pp.10-15.

これまで景観行政に積極的ではなかった地域においても、行政による取組みや政策が景観形成に影響を与えている事は明らかである。例えば産業振興や土地利用の計画などは、ほぼ全ての自治体において取組まれている事項と推察される。こうした政策はそれぞれの目的達成を志向しつつ、産業施設の立地や土地利用の保全を通じて景観形成に作用するものである。以上の観点から、本論文では景観形成を目的とする政策に加えて、土地利用や社会資本、産業振興に関わる公共政策を研究対象として扱う。これにより、これまで目指すべき景観像が明確ではない等の理由により、景観政策が運用されてこなかった自治体も含め、広域景観の形成へ向けた方策を指摘可能と考える。

1.2 研究の目的

前節に示した通り、近年広域景観の形成は我が国の景観行政における主要な論点に位置付けられている。一方で既存の景観に関する法制度は、市町村に主な権限を委譲している事から、行政境界を越える景観形成の取組みは限られている。更に、多くの景観政策は法律の一部に位置付けられるという性格上、活用可能な範囲や対象となる景観要素が限られる特徴がみ

られた。これはつまり、行政境界や土地利用区分を越える広域景観に関する取組みを行う場合、課題のある政策体系と捉えられる。特に、際立った景観上の特徴や資源を持たない地域では取組みが困難であり、今後広域景観の形成を国として推進する上では、景観の目標像を共有する事が困難な地域も含めて有効な方策を指摘する事が課題となる。

以上を踏まえ本論文は、行政境界又は土地利用区分を越えて形成される広域景観の実態を把握し、景観形成に公共政策が与えた影響を明らかにする。これにより、良好な広域景観の形成に資する方策を考察する事を目的とする。本論では公共政策として、広域景観を構成する種々の要素に対して影響を持つものを対象とする観点から、景観形成を目的とした政策だけではなく、土地利用政策や社会資本政策、産業振興施策といった種々の部局が所管する政策の計画や運用指針、規制、事業を含めて扱った。

1.3研究の構成と方法

本論文は 8 章で構成されている。研究の方法は対象都市圏の市町村や広域行政が策定・運用してきた公共政策に関わる行政資料・文献調査及び関連する自治体等を対象としたヒアリング調査、現地調査である。以下に、各章の概要を示し、その研究方法を述べる。

2 章では既往の広域景観研究を基に、本論文の位置付けを明らかにした。更に、これまでの広域景観に関する研究は限られている事から、既往の景観に関する言説を学術・社会の両面から広くレビューする事で、広域景観を研究で扱う意義を明確化する。そのために、査読付き論文集に掲載された学術論文と主要全国紙に掲載された新聞記事を対象に分析を行った。研究方法は学術論文と新聞記事を対象景観及び目的に基づき分類し、その後 KJ 法を用いて言論の内容を分析した。

3 章では研究対象地の概要を示すために、主に北海道が講じてきた公共政策に着目し、その方針等を整理した。研究方法は主に行政資料・文献調査により行っているが、一部は北海道庁へのヒアリング調査に基づくものである。

4 章では行政境界を越える広域景観として、国道 36 号線札幌・千歳間を対象に、2012 年から 2013 年における複数回の現地調査と、行政資料・文献調査、2012 年に北海道開発局、北海道庁、札幌市、北広島市、恵庭市、千歳市を対象としたヒアリング調査を実施している。その他、花植えといった沿道景観の美化活動への参加とイベント参加者や関連する住民団体へのインタビュー調査を行った。

5 章では土地利用区分を越える広域景観として、恵庭市の漁川を対象に、2013 年から 2014 年における複数回の現地調査と、行政資料・文献調査、新聞記事の調査、2013 年に恵庭市の関連する各部局に対するヒアリング調査を実施した。その他、河川改修に関わった民間研究機関へのインタビュー調査を行った。

6 章では重複する公共政策が広域景観に与えた影響を明らかにするために、帯広都市圏を対象に 2015 年における複数回の現地調査と、行政資料・文献調査、新聞記事の調査、2015 年に帯広市、音更町、幕別町、芽室町を対象としたヒアリング調査を実施している。その他、民間の食品関連業者及び農業協同組合を対象としたアンケート調査を行った。

7 章及び 8 章ではここまでの分析により明らかになった事項に基づき、広域景観の形成に資する公共政策について考察とまとめを行った。

尚、研究に用いた文献とヒアリング対象の詳細は、文末の「資料編」にてそのリストを掲載している。また本論文に掲載した写真は、断り書きのない限り、筆者が撮影したものである。

1.4 用語の定義

本論文で扱う用語を以下の通り考え、定義する。

1）広域景観

国土交通省が策定した「広域的景観形成について」は、複数の地方公共団体の行政区域間にわたる広域的景観を対象にしている。この背景には、景観法が市町村に権限を委譲するという特性から、市町村境界を越える景観形成に課題を持つ政策という意見が、複数の専門家から示されたためである。一方で、同計画では広域景観に取組まない市町村を対象としたアンケートも実施しており、そこで約 3 割の自治体が庁内体制の構築の困難さを挙げている（表 1-2）。これは自治体間の調整のみならず、多様な要素を含む広域景観では、部局間の調整においても課題があると推察できる。更に､広域景観の形成を今後の景観行政における主要論点として掲げた｢日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」の報告書では、景域を一定のまとまりとして景観形成を図る場合、一つの市町村内に複数の経緯が存在する場合がある一方で、その景域が市町村や都道府県の行政区域を越える事もあると述べている。そこで本論文では、行政境界を越える場合だけではなく、森林地域や都市地域、農業地域といった土地利用区分をまたぐ広域性を考慮し、行政境界又は土地利用区分を越えて、一体性や連続性を有する景観を広域景観と称する。

2）広域

広域スケールについて、これまで様々な立場から研究が行われている。代表的なものとして［J・ゴットマン 1967]は、大都市圏が列をなす「メガロポリス」の特異性に着目し、①形成経緯、②地域の主要な機能と役割、

③抱える問題とその解決方法という三つの観点から研究を行っている[12]。この研究を通じた指摘の一つに、メガロポリスは普通の都市とは違った景観を示し、それぞれの都市圏には固有の地域性がある一方で、メガロポリス自体にも一つの「個性」があると述べられている。ここでの課題として、土地の区画と機関の分割が極めて多い事による困難さを挙げており、地域の統合から生じる新しい問題に対して行政上の協調の必要性を指摘している。

ここで国土交通省が策定した「広域的景観形成について」をみると、我が国の広域景観に関する先進事例を同縮尺で比較している。この分析から、広域景観の取組みは概ね自治体スケールから都市圏スケールを対象として扱う傾向がみられる[13]。以上を踏まえ本論文では、自治体スケールから都市圏スケールを広域として扱う。

▼12. [Ｊ・ゴットマン 1967]の中で「メガロポリスの理論と計画」という論考を石水昭雄がまとめている。そこで、ゴットマンのアメリカを対象としたメガロポリス研究における意図として（1）メガロポリスはいかにして発生し、またかかる形をとったのか、（2）この地域の現在の主要機能、すなわちアメリカ経済及び北大西洋の関係体制内におけるこの地域の役割は何か、（3）その内部構造に関する現在の問題は何であり、またどんな解決策が図られているか、を挙げている。

●Ｊ・ゴットマン．メガロポリス．鹿島出版会, 1967.

▼13. [佐藤宏亮 2008]では、空間の単位として街区＜近隣＜地区＜自治体区域＜都市圏を挙げている。

●佐藤宏亮．都市デザインのためのコミュニティ自治を基礎とした社会関係資本の構築に関する研究．早稲田大学博士論文, 2008.

3）公共政策

これまで景観形成に関わる政策の研究では、1.1 節に挙げたような景観を目的とした公共政策が議論の主対象であった。しかし［小浦久子 2014］が指摘するように、景観に関する規定を含んでいない特別用途地区などの都市計画法に基づく制度や、森林法、農振法といった土地利用規制を含めた政策が景観形成に影響を与えている。そこで本論文では、景観形成を目的とした政策だけではなく、土地利用政策や社会資本政策、産業振興政策を含めて、公共政策として扱う。

●小浦久子．“景観法が示すプランニングの可能性.” 都市計画 36(3), 2014: pp.10-15.

4）土地利用区分

本論文において広域景観は、行政境界又は土地利用区分を越えて形成される景観と位置付けている。この土地利用区分とは、国土利用計画法に示される五地域区分を指し、具体的には都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域である。2014 年 3 月現在の五地域指定では、都市地域が国土の 27.4%、農業地域が 46.2%、森林地域が 68.0%を占める[14]。尚、五地域指定は重複して指定される区域や白地地域もあるが、自然公園地域又は自然保全地域が重複なく指定されている割合は共に 1.0%未満である事から、国土は概ね都市地域・農業地域・森林地域に区分する事が可能である。以上の観点から、本論文では都市地域・農業地域・森林地域の区分を土地利用区分として扱う。

▼14. 2016 年 1 月に国土交通省国土政策局がまとめた「土地利王基本計画制度について」を参考にした。

2　本論文の位置付けと広域景観を研究対象とする意義

2.1　広域景観に関する研究動向

1）　広域景観の実態・特性に関する研究

2）　広域景観の認識・評価に関する研究

3）　広域景観の保全・創出に関する研究

4）　本論文の位置付け

2.2　景観に関するレビュー論文の動向

1）　既往の景観研究レビュー

2）　既往の景観報道レビュー

2.3　景観に関する学術論文のレビュー

1）　2008-2013 年における景観研究の全体傾向

2）　広域景観研究

3）　市街地・郊外景観研究

4）　農山漁村景観研究

5）　自然景観研究

6）　公共施設景観研究

7）　2008-2013 年における景観研究のまとめ

2.4　景観に関する新聞記事のレビュー

1）　2008-2013 年における景観報道の全体傾向

2）　広域景観記事

3）　市街地・郊外景観記事

4）　農山漁村景観記事

5）　自然景観記事

6）　公共施設景観記事

7）　2008-2013 年における景観報道のまとめ

2.5　広域景観を研究対象として扱う意義

2　本論文の位置付けと広域景観を研究対象とする意義

本研究は広域景観を対象に、公共政策が与える影響を明らかにする事を目的としている。そこで本章ではまず、広域景観に関する既往研究のレビューを通じ、本研究の新規性や有用性、独自性といった位置付けを明確にする。これまでの広域景観研究では、主に鳥瞰的手法を用いて景観の構造を解明するものや先駆けて取組む事例のプロセス解明が中心であった。しかし広域景観は、複数の景観構成要素により成立している事から、多様な政策の関与を考慮する事が重要と考えられる。

一方で広域景観は近年議論が始まった側面があり、広域景観研究の数は限られている。しかし広域景観を構成し得る市街地景観や自然景観は、これまで長きにわたって様々な視点から研究されてきている。そこで広域景観づくりが命題として掲げられた期間を取り上げ、広く景観研究のレビューを行う。これにより、広域景観を研究対象として扱う意義を明確化する。ここで更に、景観形成には事業者や地域住民の協力が不可欠であり、景観法においても責務が定められている[15]。そこで景観に関する社会的関心も分析に含める事で、本研究の意義に関する議論を深める。

▼15. 景観法では国・地方公共団体の責務に続いて事業者及び住民の責務を定めている。事業者は良好な景観の形成に自ら努める事、住民は良好な景観の形成に関する理解を深める事などが書かれている。更に事業者・住民共に、国又は地方公共団体の施策に協力しなければならない旨が定められている。

2.1 広域景観に関する研究動向

本節では、既往の広域景観に関する学術論文をレビューする事で、本研究の位置付けを明らかにする。そこで、広域景観に関わる多様な視点を得るために、査読の有無にかかわらず、学術論文や論説から広域景観という語を含む論考を抽出した。その結果、計 10 編が対象となった。

以下各項では、景観研究の目的別に研究動向を整理する。そこで目的の区分として［太田裕彦 1998］が示す景観研究の前提を参考にする。人文学的パラダイム、行動学的パラダイム、工学的パラダイムを挙げており、研究目的に対応させて「景観の実態・特性について」「景観の認識・評価について」「景観の保全・創出について」と整理した。以下、それぞれの視点から既往研究のまとめを行い、本研究の位置付けを明確化する。

●太田裕彦. 環境心理学再考-景観研究を中心として. 放送大学研究年報第 16 号, 1998, pp.15-36.

1）広域景観の実態・特性に関する研究

広域景観の実態や特性の把握を目的とした研究は、道州スケールに着目する傾向がみられた。例えば［坂本淳二 1996］は景観の観点から混住化地域を把握する事を目的として、首都圏を対象に研究を行っている。そこで調査には地域原景観率という概念を用いている。これは市町村単位で地域の原景観的要素である自然系と農業系土地利用の残存度合いを示している。これにより、土地利用構成の比率などを用いて混住地域の特定などを行っている。つまり、鳥瞰的手法を用いてから広域景観の実態把握を行う

●坂本淳二. 景観指標に基づく広域混住化類型と計画的課題について-景観を視点とした混住化地域の考察 その 1. 日本建築学会計画系論文集(487), 1996, pp.157-166.

ものである。また、道州スケールの景観に着目した研究として［中江亮太 2010]は海辺の景観類型を行う事を目的に、九州全域の海岸線を対象としている。海辺への近接性や海域・陸域の構成といった様々な指標を用いている事で、景観構成や接近性に基づく海辺の分類を行っている。

以上の研究は、道州スケールで広域景観の実態を把握する事を目的としており、そのために鳥瞰的手法を用いる事で景観の類型を行う点が特徴としてみられた。一方で広域景観の実態や特性を明らかにする研究では、実際の運転者や歩行者目線から得られる景観構成要素の見え方については検証の対象となっていない。

●中江亮太, 包清博之. 九州圏の海辺における広域景観形成の視点からみた国土分析に関する研究. ランドスケープ研究 Vol. 73(5), 2010, pp.647-652.

2）広域景観の認識・評価に関する研究

広域景観の認識や評価に関する研究として、［小室晴陽 2005]は景観シミュレーションを広域景観に適用する事を目的に、自然や山を背景にした建造物等のシミュレーション手法を提案している。北海道におけるケーススタディを行っており、夏季のみならず冬季の積雪時も再現可能な CG による景観アニメーション制作の簡便化を実現している。また［上原将文 1999]は都市景観のモデリングを目的として、車載カメラにより撮影された都市景観動画像の解析を行っている。更に動画像解析に加えて数値地図を援用する事で、モデル化する手法を明らかにしている。

つまり、景観の認識構造や評価の実態そのものを目的とした研究はみられなかったものの、広域特有の課題であるシミュレーションの困難さに着目し、CG といった手法を用いる事の有効性を検証した論文がみられた。また以上の 2 編の論文は工学や農学といった分野からの報告ではなく、電子情報通信学会での報告という点が特徴としてみられた。

●小室晴陽. 広域景観シミュレーションのための動画背景処理手法と季節感表現について. 電子情報通信学会技術研究報告. ITS 104(647), 2005, pp.71-75.

●上原将文, 塩崎剛志, 全炳東. 数値地図を利用した動画像解析による広域都市景観モデルの構築. 電子情報通信学会技術研究報告. PRMU, パターン認識・メディア理解 99(450), 1999, pp.73-78.

3）広域景観の保全・創出に関する研究

広域景観研究の多くは保全・創出を目的としており、中でも景観形成手法や経緯に関する研究・報告が複数みられた。主に行政による制度運用や管理体制に着目しており、一部は広域景観の保全上重要な箇所を特定するものがみられた。特に行政による広域景観の形成では、景観法施行以前に取組まれた広域景観の形成プロセスや、景観法に基づく景観計画の策定と運用がみられた。以下それぞれについて詳述する。

まず景観政策を扱う論文の内、景観法施行以前の広域景観に関する研究に着目する。［大柳佳紀 2001]は、市町村連携による広域景観形成の取組みプロセスを明らかにする事を目的に、北海道の十勝支庁を対象に研究を行っている。十勝では支庁が中心となり、圏域の市町村と組織した推進委員会による田園空間整備事業や十勝地域広域景観づくり推進事業を推進している事から、その経緯をまとめている。この研究では、自治体ごとに景観行政の優先順位にはばらつきがあるため、それが取組みの差につながっ

●大柳佳紀, 田村佳愛. 北海道における広域景観形成の計画プロセス-十勝支庁を例とした初動期の課題. 日本建築学会技術報告集 (14), 2001, pp.311-314.

ている事を指摘しており、組織間連携を今後の課題としている。また［岩隈利輝 1997］は行政境界や土地利用区分を越える道路空間に着目した景観整備や管理を対象としている。この研究では農村集落における道空間の景観構成要素に着目した実態把握と、町の道空間整備経緯との対応関係について分析を行っている。その中で住民の参加と合意がなされた空間で良好な景観創出が実現した事などを報告している。

●岩隈利輝. 道の空間構造からみた農村集落の景観整備に関する研究-滋賀県甲良町における整備手法. 日本建築学会計画系論文集 (492), 1997, pp.143-148.

景観法施行以降では、法に基づく各種制度を対象とする研究が行われている。まず都道府県が行う景観法に基づく取組みについて［姫野由香 2013］は、全 20 都道府県が策定する景観計画を概観し、広域景観の取組み実態についてまとめている。その結果、市町村境界を越えた重点区域を持つ景観計画は 12 都道県に上り、景観計画を策定する都道府県の過半数を占める事を明らかにしている。更に［川崎修良 2011］は、全国の景観計画において行政域をまたぐ広域景観形成のために、制限の行為を定めた地域指定を持つ事例を対象に研究を行っている。二つの自治体が連携して策定した景観計画の分析を通じ、広域・基礎自治体間の連携や、施策決定時の政策共有が課題と指摘している。

●姫野由香, 佐藤誠治, 松本彩花, 牛苗. 景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その 1. 日本建築学会学術講演梗概集 2013(都市計画), 2013, pp.389-390.

●川崎修良. 行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究-景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して. 日本建築学会計画系論文集 76(669), 2011, pp.2153-2160.

以上の研究は、全国の事例を対象とした比較分析を主眼に置いている。これに対して［佐藤祐一 2008］は湖辺域における住民の景観認識を反映した景観計画策定の方法論構築を目的に、琵琶湖辺域の景観行政団体 7 市町を対象としている。調査には湖辺域の景観構成要素を、GIS 等を用いて把握し、また写真を用いたアンケート調査から景観の評価を明らかにしている。これにより、景観構成要素ごとの対策シナリオを示し、景観計画の策定方法論として提案している。尚、これらの研究の前提には、前章で挙げた景観法の課題があると考えられる。それはつまり、景観法が基礎自治体中心の景観行政を推奨する事から、行政境界を越える景観形成には課題を含む政策体系という点である。以上の研究ではこの課題に対応する取組みを行う自治体を対象とする事で、有効な方策を提示するという傾向が明らかになった。

●佐藤祐一, 金再奎, 石川貴志, 高田俊秀. 湖辺域の広域景観計画策定に関するシステム論的研究. 環境システム研究論文集 36, 2008, pp.197-205.

最後に［中原慎一郎 2007］は、景観を保全する上で特に重要な箇所を抽出するというアプローチにより、広域景観の保全方策を提示している。田園地域を通過する広域道路景観を対象に、連続性・変化性という視点で分析を行っている。そこで、道路上の各地点から農地の可視領域を特定する事で、田園景観を構成する上で重要な農地を特定している。こうした知見は幹線道路沿道という開発圧力の高い地域における景観保全に寄与するものと考えられる。

●中原慎一郎, 出口敦. 道路景観の動的広域的特性に関する研究. 学術講演梗概集(九州), 2007, pp.507-508.

以上より、これまで広域景観の形成についていくつかの観点から研究が行われているが、その多くは先進事例のプロセスを明らかにしたものである。その他の一部は行政による整備事業と空間の関係や景観評価と実態からシナリオを描くものなどもみられたが、基本的には良好な景観形成に意欲的な圏域を対象として行われてきた傾向が明らかになった。

4）本論文の位置付け

以上にこれまでの広域景観に関する研究を概観してきた。本項では、広域景観の形成に資する公共政策を扱う本論文の位置付けとして、新規性・独自性・有用性について示す。

まず、これまでの広域景観研究において、実態や特性の把握には土地利用構成といった鳥瞰的手法が一般的に用いられていた。例えば［中江亮太 2010］は土地利用構成と海への近接性を指標に、道州スケールで海辺の景観類型を行っている。景観の実態は土地利用構成との相関を持つ一方で、運転者や歩行者の視点から見る景観では、景観構成要素の関係性や政策による影響など、より詳細な分析が可能となる。つまり鳥瞰的手法と併せて運転者や歩行者目線で得られる景観構成要素を考慮する本研究は、広域景観研究において新規性が高いと考える。

●中江亮太，包清博之．九州圏の海辺における広域景観形成の視点からみた国土分析に関する研究．ランドスケープ研究 Vol. 73(5), 2010, pp.647-652.

また上記に関連して、実態を把握する方法が鳥瞰的手法に限られていたという状況がある。これに対し本研究は、運転者や歩行者目線で広域景観の特性を明らかにする方法論として、土地の境界線を越えて連続する軸と、境界線を越えて共通要素が一体に広がる面に着目する。これにより、行政境界又は土地利用区分を越える広域景観の分析を可能としている。この研究方法に独自性があると考える。

最後に、これまで広域景観の保全や創出を目的とした研究は、先進的に取組んできた都市圏や流域圏などに着目し、そのプロセスを整理したものが散見された。例えば［川崎修良 2011］は、景観法に基づく制度を先駆的に活用する自治体を対象とする事で、良好な景観形成のプロセスを明らかにしている。これに対し本研究は、際立った景観上の特徴を持たず、これまで景観行政の取組みが盛んではなかった圏域を対象としている。これは近年取組みの拡大が求められている、広域景観行政の更なる展開に貢献する見通しを持つ。そこで景観政策だけではなく、景観への作用が考えられる種々の公共政策が景観政策に与える影響を把握する事は、今後の景観行政進展において有用性が高いと考える。

●川崎修良．行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究-景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して．日本建築学会計画系論文集 76(669), 2011, pp.2153-2160.

2.2 景観に関するレビュー論文の動向

前節では既往の広域景観研究を概観し、本研究の位置付けを明確化した。ここで、広域景観の行政境界や土地利用区分を越えるという特性を鑑みると、景観を構成する要素として市街地景観や農業景観、自然景観といった、複数の対象景観を含み得る。こうした観点から本章では、広域景観だけではなく様々な対象地の景観研究について概観する。そこでまず、これまでの景観に関するレビュー論文の動向から、景観言論の変遷や分析に用いられた枠組みを把握する。

1）既往の景観研究レビュー

我が国の景観研究は 1960 年ごろから進められてきた。こうした研究の動向について［土. 柴田久 2001]及び［石. 柴田久 2009]が、長期間にわたる景観研究の変遷を明らかにしている。1960-2007 年の論文を対象として研究目的に応じて分類し、景観論の変遷を明らかにしている。例えば 2003 年ごろから自然景観では海外事例の検証、歴史的景観では全国の動向把握が増加している傾向を指摘している。この研究では、対象が景観法施行 3 年目までに限られている事から、景観法に基づく施策展開に対する研究の充実を今後の課題としている。

●柴田久, 土肥真人. 目的別研究系譜図からみた景観論の変遷に関する一考察. 土木学会論文集IV, 2001, pp.99-111.

●柴田久, 石橋知也. 目的別系譜図からみた景観研究の動向-98 年から 07 年を対象として-. 土木学会景観・デザイン論文集 No.7, 2009, pp.121-132.

また［福井恒明 2008]は国土交通省国土技術政策研究所で実施された 2005-2008 年の研究を対象に動向整理を行い、その傾向や課題を指摘している。分析の一つとして（1）市街地・郊外景観、（2）農山漁村景観、（3）自然景観、（4）公共施設景観、（5）歴史的・文化的景観に大別し、達成すべき状態を指摘している。その上で、市街地・郊外研究では沿道環境を改善し良好な生活環境を創造するための調査、農山漁村景観では里地・里山を対象とした景観計画の在り方に関する研究を、今後の研究課題として指摘している。

●福井恒明. 景観行政推進に必要とされる研究課題について. 土木計画学研究・講演集 Vol.37, 2008.

更に［法政大学景観研究室 2014.6]では、2004 年から 2013 年における景観に関する学術論文・学会誌の中で、景観法に関する文献を対象に主題の整理を行っている。調査より、2004-2013 年の間に論点が変化している事を指摘しており、2004-2006 年は導入期として自主条例からの移行研究や先進事例研究、2007-2009 年は運用報告期として論文数が増え運用実態全般に関する研究、2010-2011 年は展開模索期として景観施策の中で建築物の高さや広告物に対象を絞った研究がそれぞれ多い事を指摘している。しかし、2011-2013 年は震災復興期として、景観に関する言及が減少している事を示している。

●法政大学景観研究室. 景観関連文献 2004-2013. 都市計画 Vol.63, No.3, 2014.6, pp.64-67.

以上のレビューの中で、広域景観という語は用いられていないものの、対象景観により今後必要な研究課題は異なる事や、時期により研究の論点は変化する事が明らかになった。一方で景観研究全体のレビューは 2007 年で止まっており、その後は国土技術政策研究所による研究又は景観法に関わる研究に限定したレビューであった。2010,2011 年に広域的景観についての考え方が示されている通り、広域景観は景観法以降の新たな課題である。そのため、この時期を含む景観研究レビューにより、広域景観の位置付けや研究対象として扱う意義を明確化する事が望ましい。

2）既往の景観報道レビュー

景観研究をレビューする論文や報告は、上述の通り数件みられるが、この他に本項では景観に関する新聞記事をレビューした論文を取り上げる。その理由は、景観法では良好な景観形成の促進へ向けて、住民及び事業者に責務を設けており、今後の景観行政の展開において社会的関心が重要な要素と捉えられる点にある。これはつまり、学術研究の推進においても、

景観への社会的関心を考慮した上で研究課題を検討する必要がある事が示唆される。

新聞記事のレビューを行った研究として、[白川慧一 2013]は、景観紛争事例の収集とその傾向把握を目的に新聞記事を用いた分析を行っている。1985-2011 年における朝日新聞の記事を対象にキーワード検索を行う事で、景観紛争に関する記事の抽出を行なっている。分析より、景観紛争は 1990 年から 2005 年頃まで多く発生している事や、民間が約 7 割を占める事、歴史的景観や住宅地景観で訴訟件数が多い事などを、新聞記事から特定している。以上の分析結果から、新聞記事が景観に関する社会動向を把握する基礎資料としての有用性が確認された。一方でこれまで景観の報道を扱った研究では、単一新聞社の記事に対象を限定しており、また景観紛争に関する記事のみを扱ったものしかみられなかった。

●白川慧一. 非－法的に解決される景観紛争にみる市民の景観保護意識－朝日新聞記事検索から得られた全国の景観紛争事例をもとにして－. 土地総合研究 2013 年春号, 2013, pp.95-100.

そこで次節より、2008 年から 2013 年の 6 年間を対象に、景観に関する学術と社会の観点について整理する。

2.3 景観に関する学術論文のレビュー

これまで景観に関する研究は、幅広い分野から、様々な方法論を用いて進められてきた。例えば [篠原修 1998]は目的が異なる二つの景観論が存在し、景観研究の前提となっている事を指摘している。一つ目に景観を人為的に変更又は保護する、つまり操作対象として景観を扱う「操作論的景観論」である。主に工学や農学における景観研究の前提となっており、美醜の観点から景観操作の方法や技術の評価を行う事が主眼となっている。二つ目は景観的特色をその後背にある自然的システムや人為的システムの作用の結果として位置付け、そのシステムを明らかにする「土地分類学的景観論」を挙げている。主に社会学や生物学、地理学における景観研究の前提となっており、景観は人間―環境の構造を把握する手段としても位置付けられる[16]。

●篠原修. 景観用語事典. 彰国社, 1998.

▼16. 景観研究が統一的理論に基づかない研究が行われている事について、[太田裕彦 1998]は研究者の出自である専門分野が種々雑多であり、専門分野に応じてその目指す目標や採用する方法論等に相当の違いがある点を指摘している。特に工学系では客体としての景観を知覚・認識する主体としての人間という二元論が一般だが、人文学系では主体と客体が不分離という前提にたっている。そのため、人間―環境の構造を把握する手段という位置付けを獲得している。

●太田裕彦. 環境心理学再考-景観研究を中心として. 放送大学研究年報第 16 号, 1998, pp.15-36.

こうした様々な視点や方法論が景観論に混在するため、学術研究においてどのように用いられているかを明らかにする事は、広域景観に着目する独自性を考える上で重要な視点と考えられる。学術の観点として、2008 年から 2013 年に査読付き論文集から発表された論文を対象として、キーワード検索により抽出した。尚、この 6 年間は国として広域景観に関する議論が行われた 2010-2011 年を中心に前後 2 年間を含めた期間であり、広域景観の初動期と位置付けられる[17]。

▼17. 前章で詳述した通り、2010 年から 2011 年の 2 か年にわたり、国土交通省では広域的な景観形成のあり方について検討を行っている。2010 年度は「第 7 回景観法活用意向調査」において広域景観の取組み概況を、都道府県及び市町村を対象にアンケート調査を行っている。その結果を踏まえ 2011 年度は「広域的景観形成について」をまとめている。

論文の抽出に用いた査読付き論文集を以下に示す：日本造園学会ランドスケープ研究、土木学会景観･デザイン研究論文集、土木学会論文集Ｄ１、農村計画学会誌、日本建築学会計画系論文集、日本都市計画学会学術研究

論文集。また用いたキーワードは以下の通りである[18]：景観、風景、タウンスケープ、空間把握、スカイライン、眺望、視覚、視空間、都市デザイン、空間デザイン、デザインガイドライン、伝統的保存、保存地区、保存行政。尚、研究対象とした学術論文のリストは文末資料編に添付した。

▼18. キーワードは［石. 柴田久 2009］と同様に設定した。尚、同キーワードにより抽出される視覚障害者の空間認知に関する研究などは除外している。

●柴田久・石橋知也. 目的別系譜図からみた景観研究の動向-98 年から 07 年を対象として-. 土木学会景観・デザイン論文集 No.7, 2009, pp.121-132.

1) 2008-2013 年における景観研究の全体傾向

この 6 年間における景観を取り巻く概況と研究数の推移について図 2-1 に示した。2008-2010 年は論文数が増加しているが、2011,2012 年は 2010 年と比べてほぼ半減している。また 2013 年には 2008 年と同数程度に戻っている。2008-2010 年では日本建築学会計画系論文集の増加が顕著であり、2011,2012 年の半減は土木学会景観･デザイン研究論文集の廃刊及び各論文集の論文数減少が要因として考えられる。尚、論文数が変動している中でも、景観計画の策定や歴史的風致維持向上計画、重要文化的景観の認定件数は、これまでに増加し続けている。

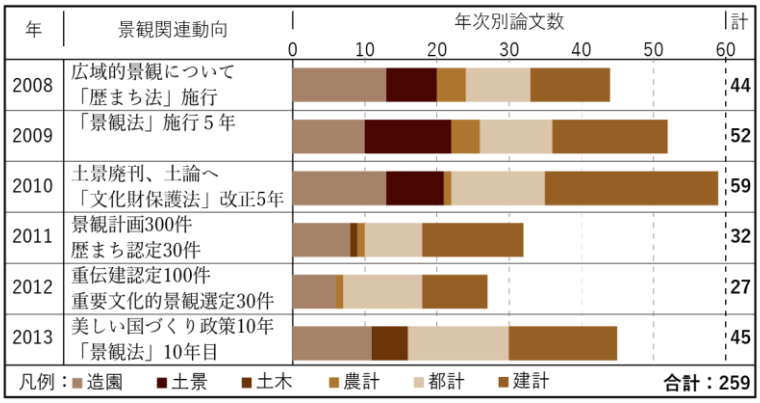


図 2-1 景観研究の年次変化[19]

▼19. 凡例の略称は以下の通り論文集と対応している。日本造園学会ランドスケープ研究（造園）、土木学会景観･デザイン研究論文集（土景）、土木学会論文集Ｄ１（土木）、農村計画学会誌（農計）、日本建築学会計画系論文集（建計）、日本都市計画学会学術研究論文集（都計）。

上述の方法により抽出された論文を、研究対象に基づき分類した。類型は「ⅰ．広域景観」、「ⅱ．市街地・郊外景観」、「ⅲ．農山漁村景観」、「ⅳ．自然景観」、「ⅴ．公共施設景観」、「ⅵ．歴史的景観」、「ⅶ．文化的景観」、「ⅷ．その他」の計 8 項目としている[20]。尚、分類のプロセスは図 2-2 に示すとおりである。まず研究対象地の有無により分類する。研究対象地を持たない景観研究は「ⅷ．その他」としており、景観概念の変遷や全国の市町村を対象としたアンケート調査等が含まれる。次に研究対象地を持つ研究の内、行政境界や土地利用区分を越えて連続する対象地を持つ研究は「ⅰ．広域景観」に分類する。それ以外の研究は、対象景観に基づき分類を行った。

▼20. 類型は［福井恒明 2008］を参考に設定した。

●福井恒明. 景観行政推進に必要とされる研究課題について. 土木計画学研究・講演集 Vol.37, 2008.

分類の結果、「ⅱ．市街地・郊外景観」が全体の約 3 割を占め、最も多い事が分かった。これに対し「ⅰ．広域景観」は約 5%に留まり、最も少ない（図 2-3）。それ以外の類型では、「ⅲ．農山漁村景観」や「ⅴ．公共

施設景観」に関する論文が占める割合が少ない。こうした傾向は、従来から優れた景観として認識され、取組みも盛んであった対象景観ではやや論文の数が多く、景観法以降から本格的に制度を活用した景観行政が可能となった区分の論文数は少ないとも捉えられる。

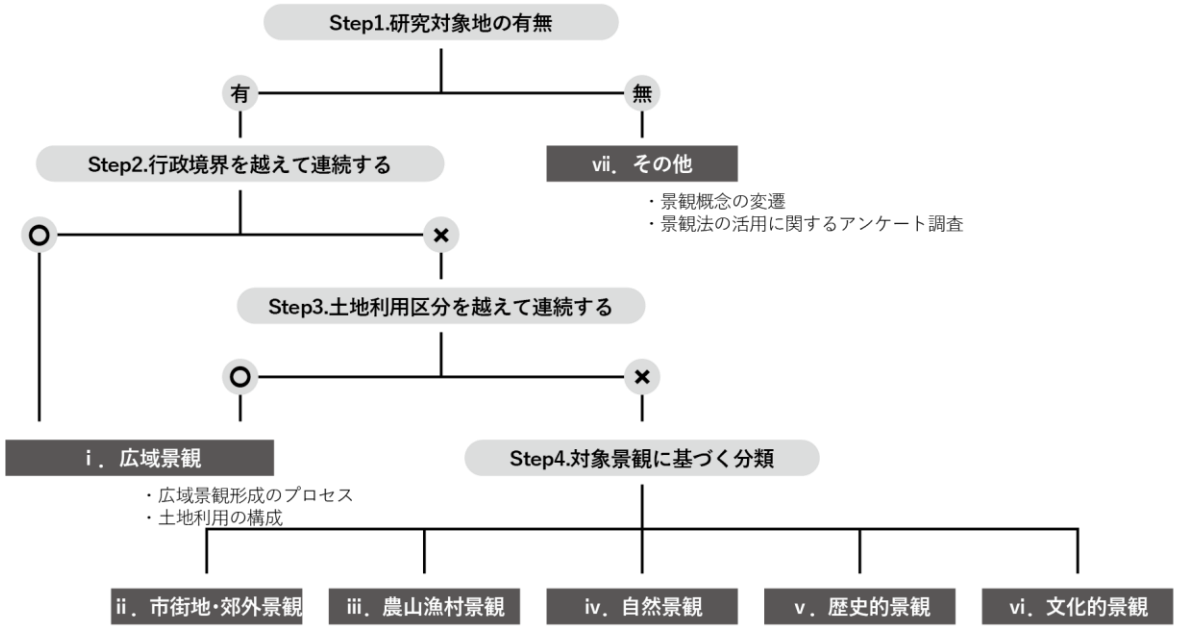


図 2-2 景観研究の類型方法

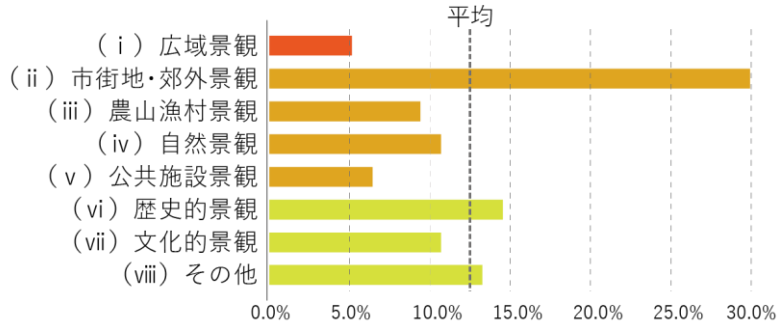


図 2-3 対象景観に基づく学術論文の分類

次項より、広域景観の論文及び各類型の論文が持つ問題意識や着眼点について明らかにするために、対象景観ごとの景観研究を研究目的により細分化し分析を行う。ここでは、本研究の問題意識である土地利用区分を横断した景観行政について、対象景観ごとの言及を整理するために「ⅰ．広域景観」をはじめ、「ii．市街地・郊外景観」、「iii．農山漁村景観」、「iv．自然景観」を詳しくみる。また研究の対象地として道路・河川軸に着目する観点から、「v．公共施設景観」についても扱う。分析の視点として、2.1 節で用いた［太田裕彦 1998］が示す三つの景観研究のパラダイム[21]を参考に設定した三つの景観研究の目的を用いる。つまり、景観の実態・特性に関する研究、景観の認識・評価に関する研究、景観の保全・創

●太田裕彦．環境心理学再考-景観研究を中心として．放送大学研究年報第 16 号，1998，pp.15-36.

▼21．人文学的パラダイム・行動学的パラダイム・工学的パラダイムを指す。

出に関する研究と対応させて考える。尚、いずれにも該当しない研究はその他として扱う。

2) 広域景観研究

広域景観研究は全 12 報みられ、その類型を行った結果、景観の実態や特性に関する研究が相対的に多くみられた（図 2-4）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

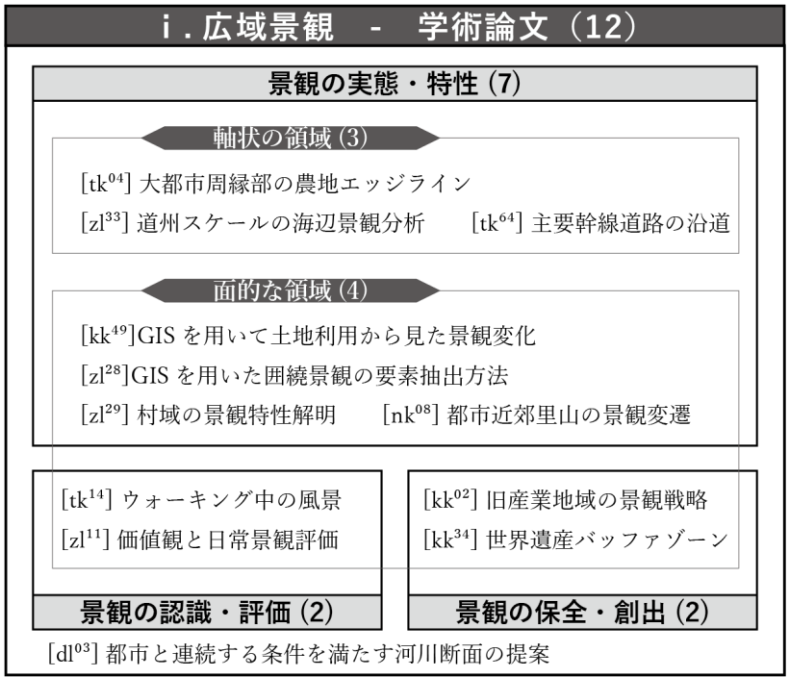


図 2-4 広域景観研究と目的別細分類

- 景観の実態・特性に関する論文

広域景観研究の過半数が景観の実態・特性の把握を目的としている。これらの研究を対象地選定の方法という面からみると、面的・軸的という二通りみられた。面的な領域に着目した研究として［朴鎭昱 2010]は、特定の自治体区域内を対象に、GIS を用いた景観特性の解明方法を提示する事を目的としている。これに対して軸的な領域については、前項で挙げた［中江亮太 2010]が道州スケールの海岸線に着目して土地利用構成や海辺との距離などを指標に景観特性を解明する研究の他、大都市周縁部の農地エッジラインに着目した［松本邦彦 2008]が挙げられる。ここでは農地と隣接土地利用との境界線をエッジラインとし、その長さや隣接建物の立面などから農地景観の特性を明らかにしている。研究を通じ大都市周縁部の農地では宅地との隣接が多い傾向や、市街化調整区域で流通施設に隣接する農地では一建物が景観に与える影響が大きい事などを指摘している。

●朴鎭昱, 加我宏之, 下村泰彦, 増田昇. 明日香村を事例として GIS を利用した景観特性の解明. ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.563-568.

●中江亮太, 包清博之. 九州圏の海辺における広域景観形成の視点からみた国土分析に関する研究. ランドスケープ研究 Vol. 73(5), 2010, pp.647-652.

●松本邦彦, 柴田祐, 澤木昌典. 農地のエッジライン分析を用いた大都市圏周縁部の農地景観の特性に関する研究. 日本都市計画学会都市計画論文集 43(3), 2008, pp.565-570.

- 景観の認識・評価に関する論文

景観の認識・評価は 2 件みられた。例えば [剣持智美 2008]は、人々の地域の日常的な景観に対する価値観に着目し、住民による好ましい写真の撮影とインタビューを通じて考察している。研究より、人々が日常景観として捉えている景観は、散歩コース上の自然要素が強く作用している事や、景観構成要素の変化等がどのような価値観に作用するかといった事も示している[22]。

●剣持智美, 斎藤馨. 環境価値観の類型と日常景観評価の関係に関する考察. ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.833-836.

▼22. 耕作放棄や護岸工事などにより景観構成要素が変わらないが景観の様子が変化した場合、自然的・審美的価値観に影響する。一方で開発などにより景観構成要素そのものが変化する場合は、実利的・自然的・象徴的など多様な価値観が失われることを明らかにしている。

- 景観の保全・創出に関する論文

広域景観研究の内、景観の保全・創出を目的としたものは 1 件のみであり、 [宋暁晶 2010]が世界遺産のバッファゾーンにおける法規制や自治体による取組み状況を明らかにしている。分析対象地には市街地・農村・自然景観が含まれているため、対象とする法規制にも世界遺産に関わる文化財保護法の他、土地利用に関わる森林法や農振法及び都市計画法を挙げている。この分析により、世界遺産周辺地域における景観保全の制度的問題として、バッファゾーンに指定された範囲内では開発動向が都市計画の枠組みで把握できるものの、その外側で土地の売買等が発生した場合は課題につながる可能性を持つ点を指摘している。更に遺産の所在地は、複数の市町村区域に点在しているため、自治体ごとに景観行政の方針が変化する事によって、バッファゾーンの指定範囲に差が生じる状況などを明らかにしている。

●宋暁晶, 池田孝之.「琉球遺産群」のバッファゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全について-首里城跡、中城城跡、斎場御嶽を事例として. 日本建築学会計画系論文集 75(652), 2010, pp.1463-1470.

- 広域景観研究の全体傾向

以上、広域景観に関する研究を整理した結果、面的又は軸的な領域設定により景観の実態把握や特性を明らかにする試みがいくつかみられるものの、景観研究の総数に対して広域景観が占める割合は限られている事が分かった。特に保全・創出を目的とした研究は極めて少なく、実態の把握と合わせて広範な政策的知見を統合した広域景観の形成手法を提案する事が課題と考えられる。

また個別の知見からは、行政境界のみならず世界遺産におけるバッファゾーン区域の内外など、様々な土地の境界線が広域景観の課題発生パターンとなっている事が分かる。こうした境界線による景観上の対応の差を、景観形成を目的とした政策のみならず、土地利用政策や産業振興政策といった非景観政策も対象に含める事が必要と考えられる。

3) 市街地・郊外景観研究

市街地・郊外景観研究は全 78 報みられ、その類型を行った結果、景観の実態や特性を明らかにする研究が相対的に多くみられた（図 2-5）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

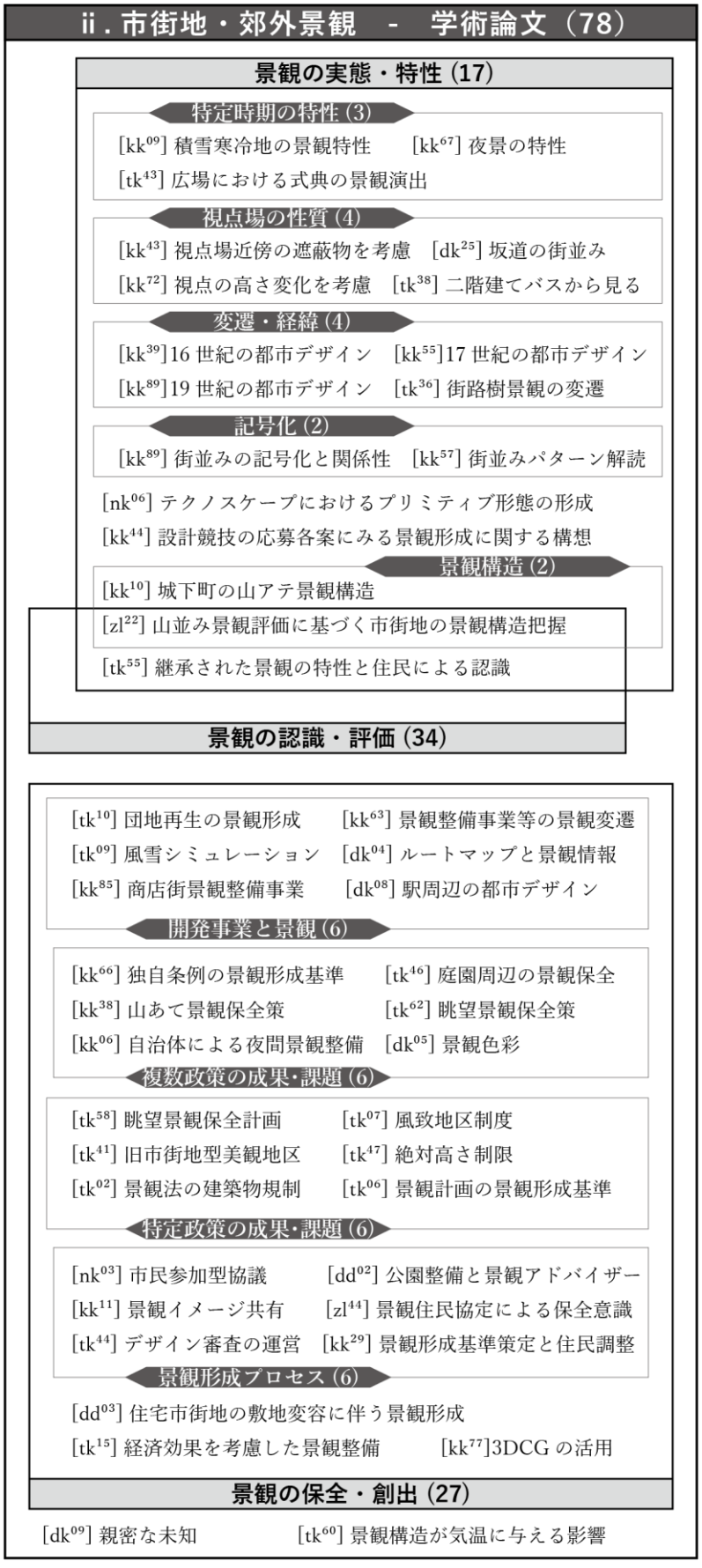


図 2-5 市街地・郊外景観研究と目的別分類（抜粋）

- 景観の実態・特性に関する論文

市街地・郊外景観の実態・特性把握を目的とした論文には、変遷や特定時期の景観特性把握など、いくつかのアプローチがみられた。比較的多くみられたものは視点場の性質による景観の特性の変化を明らかにしたものである。[横山広充 2010]は市街地の眺望景観において、その視点場周辺に存在する遮蔽物を考慮し、視点場の空間特性を明らかにしている。また、景観の観点から都市の構造を明らかにする試みもいくつかみられた。[趙城埼 2008]は城下町を基盤とする都市を対象として、山あて景観構造を明らかにしている。その際に景廊という概念を参照する事で、その分布と重層といった関係性を明らかにしている。またその他の研究では、[岡田昌彰 2008]が近年新たに景観研究の対象となってきた産業景観に着目し、その原初的な形態が持つ意味的価値と形成の要因について明らかにしている。産業景観が創出する景観は主に力学的条件や経済性、施工性により創出されたもので、加工されていない美しさが文学などにおいても受容されていた事を指摘している。

●横山広充, 宮岸幸正. 視点場近傍の遮蔽状況を考慮した眺望景観の記述方法に関する研究-京都市内の眺望景観を対象として. 日本建築学会計画系論文集 75(656), 2010, pp.2415-2421.

●趙城埼, 佐藤滋. 景廊による都市の景観構造の記述に関する研究 : 山あて景観を特徴とした近世城下町を基盤とした都市を対象として. 日本建築学会計画系論文集 73(632), 2008, pp.2165-2172.

●岡田昌彰, 北川慎也. テクノスケープ・レトリック論としてのプリミティブ形態の形成景観に関する研究. ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.909-912.

- 景観の保全・創出に関する論文

市街地・郊外景観の保全・創出に関する論文は、政策を対象とするものが過半数を占めている。その中では、特定の目的を達成するために運用された複数の政策を比較分析するものや、特定政策の成果や課題に着目するものがある。例えば前者には、[川上光彦 2012]が、自治体が独自に定める複数の景観条例に着目し、その規定内容や効果について考察している。この研究により、景観形成基準は一律で設定されている場合でも、施主の要望等に応じて判断に幅が生じてしまう点や、重複する景観形成基準が適用される場合、片方の基準への合致という指導方法がとられる点を課題と指摘している。次に後者の例として、[三輪康一 2012]は絶対高さ制限を用いた建築物が景観に与える影響を明らかにしている。この研究では、高さ制限に応じたシミュレーションを通じ、高さ制限を設けても敷地境界への近接などにより圧迫感が高まる場合がある事や、壁面を分節するデザインの有効性を指摘している。このように、政策の有する成果や課題について多角的な視点から分析が行われている。その他には、デザイン審査や景観アドバイザー制度といった、景観形成に係るプロセスを研究対象とする点は、市街地・郊外景観研究の特徴と考えられる。

●川上光彦,小柳健 ,西野達也, 矢後香織. 金沢市における独自条例による景観形成基準の内容と運用実態. 日本建築学会計画系論文集 77(671), 2012, pp.75-83.

●三輪康一, 栗山尚子. 絶対高さ制限を伴う高度地区指定による大規模建築物の形態変化と景観への影響に関する研究-神戸市における建築物の形態シミュレーション分析を通して. 日本都市計画学会都市計画論文集 47(3), 2012, pp.631-636.

- 市街地・郊外景観研究の全体傾向

以上より、市街地・郊外景観研究では、実態・特性、認識・評価、保全・創出いずれも、複数の着眼点から研究が行われている事が分かる。またそのスケールも、産業施設をはじめとする建築物単体から、周辺の山を考慮した範囲など幅広い事が分かった。更に、政策に着目した論文も複数みられ、その建築物へ与える影響だけではなく、デザイン審査といった景観形成プロセスについても言及される点は、論文数の多い市街地景観の特徴と考えられる。

4）農山漁村景観研究

農山漁村景観研究は全 21 報みられ、その類型を行った結果、景観の保全・創出、認識・評価、実態・特性に関する研究がそれぞれほぼ同程度みられた（図 2-6）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

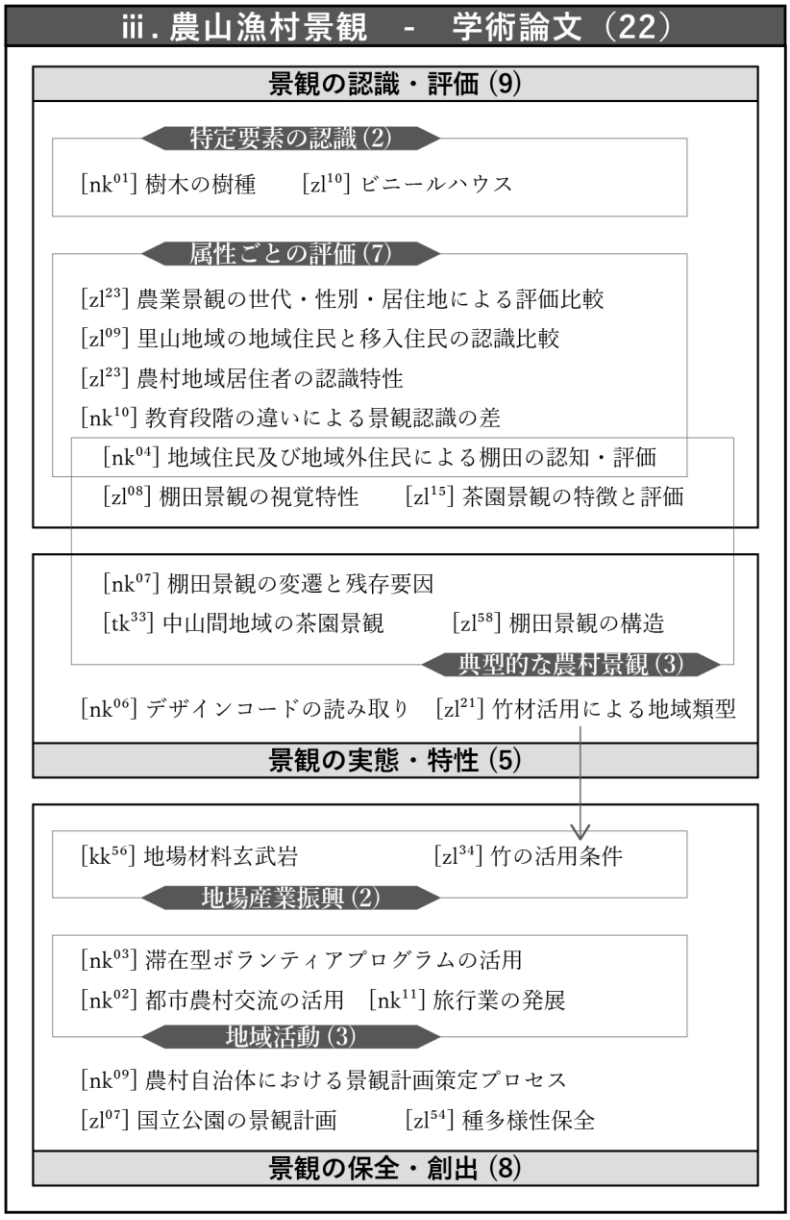


図 2-6 農山漁村景観研究と目的別細分類

- 景観の実態・特性に関する論文

農山漁村景観の実態・特性については、その大半が伝統的な農山村景観である棚田や茶園、竹林を対象としていた。例えば［木村真也 2012］は車両移動中に体験する茶園景観の実態という観点から、その可視性や特徴を明らかにしている。その結果、沿道から不可視の茶園が過半数を占める事

●木村真也，村上修一．中山間地域における沿道の茶園景観の特徴に関する研究．ランドスケープ研究 75(5), 2012, pp.661-666.

などから、可視性が低い一方で、可視性の高い茶園ではその管理状態が視認されやすい事などを指摘している。

- 景観の認識・評価に関する論文

農山漁村景観の研究は大半が農村景観を対象としているが、その中では様々な要素が対象となっている。認識･評価に関する研究はその幅が広く、日本の典型的な農村景観の評価や、属性による評価の際に着目した研究は複数みられた。例えば［栗田英治 2009］は棚田景観の認知と評価の構造について、地域住民及び地域外住民の差異を比較している。その評価から、地域内外の住民により伝統的か、自然的かという項目で評価に差が生じ、地域外住民は歴史性や生活感という観点からの評価はあまり行われないという傾向を指摘している。これに対して、近年変化する農村景観の要素に着目した研究も一部みられた。［渡部陽介 2008］はグリーンハウスが創出する景観が地域アイデンティティの形成に資するという仮説の元、その評価構造を明らかにする事を目的としている。評価研究の傾向として棚田をはじめとする伝統的な農村景観の構成要素が評価研究の主な対象となっていた。

●栗田融, 包清博之. 地域景観の保全に資する地域住民の利用可能性からみた竹の活用条件に関する考察. ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.659-662.

●渡部陽介,落合基継,横張真,. 地域アイデンティティとしてのビニールハウス景観. ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.747-750.

- 景観の保全・創出に関する論文

農山漁村景観に関する研究の内、その保全や創出の手法を主眼に置いたものからもまた、様々な着眼点がみられた。例えばソフト的取組みによる景観の維持について［佐々木孝子 2009］は、地域景観の保全に寄与する短期滞在型ボランティアプログラムについて論じている。活動内容や参加者へのアンケートにより､プログラムの継続性を支える要因をまとめている。また、地場産業という着眼点からは［栗田融 2010］は地域の竹林景観の保全を目標とした竹材の活用方法について検討している。竹林を活用可能性の視点から景観を類型し、更に活用実態について行政及び住民へのアンケート調査を行う事で考察している。こうした景観の保全手法は農山村景観に特有と考えられる。

●佐々木孝子, 大澤啓志. 地域景観保全における滞在型ボランティアプログラムの活用-「景観ボランティア明日香」を事例に. 農村計画学会誌 27, 2009, pp.197-202.

●栗田融, 包清博之. 地域景観の保全に資する地域住民の利用可能性からみた竹の活用条件に関する考察. ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.659-662.

一方で政策を活用した農村景観形成についてはあまり研究が行われておらず、［小林昭裕 2010］の研究のみ該当する。北海道における農業を基幹産業とした二つの自治体を対象として、景観法に基づく景観計画の策定経緯とその課題を扱っている。景観計画策定においては、景観法施行以前から行われていた景観の取組みが関係各者の合意形成に寄与し、景観区域の区分を長期総合計画と対応させる事で、景観計画の推進力強化につながった効果を明らかにしている。

●小林昭裕. 都市との交流を図る農村自治体における景観計画策定上の課題-北海道長沼町, 当別町を事例として. 農村計画学会誌 29, 2010, pp.251-256.

- 農山漁村景観研究の全体傾向

以上より、農山漁村景観の特徴として様々な保全・創出方法の研究がみられた。例えば地場材料の活用を通じた景観保全や、ボランティアの取組みなどソフト事業による景観形成は､その特徴的な研究として挙げられる。これに対して認識・評価や実態・特性については、主として棚田や茶園といった我が国の典型的な農村景観に着目した研究であった。更に本類型の特徴として、農山漁村景観が対象地となっている研究を抽出したものの、漁村景観を対象としたものはみられず、全てが農山村景観という点も挙げ

られる。一部ではビニールハウスなどの近年変化する農村景観の構成要素への着目はみられたが、農山村景観研究が対象とする地域の幅は比較的狭いと捉えられる。

5) 自然景観研究

自然景観研究は全 27 報みられ、その類型を行った結果、景観の認識・評価に関する研究が過半数を占める事が分かる（図 2-7）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

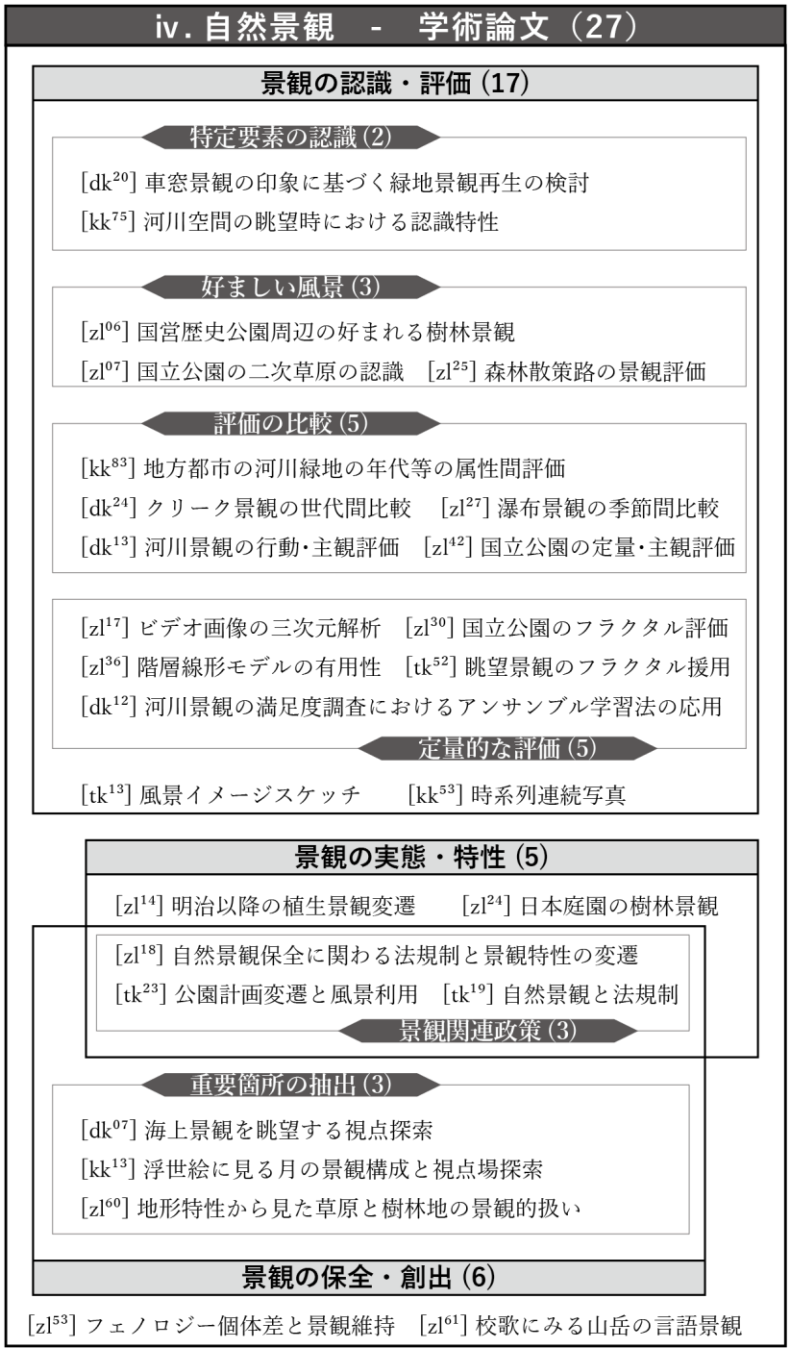


図 2-7 自然景観研究と目的別細分類

- 景観の保全・創出に関する論文

自然景観研究では、保全上重要箇所を抽出する方法と、景観施策の分析の二通りが景観の保全・創出に関する論文としてみられた。まず前者の例として、 [町田怜子 2013]は広大な国立公園を対象に、維持管理の担い手が不足している現状の中で、保全・再生が望まれる場所の優先順位を明らかにする事を目的としている。その方法は、参加者によるスケッチ描画法を通じ、自然公園内の視点場から違和感のある景観を指摘してもらい、景観を阻害しやすい要素を特定するというものである。その結果、地形特性と違和感のあるポイントの対応関係について言及している。

●町田怜子, 下嶋聖, 三浦南, 麻生恵. 阿蘇地域の地形特性からみた草原と樹林地の景観的扱いに関する事例研究. ランドスケープ研究 76(5), 2013, pp.723-726.

続いて政策については [朴鎭昱 2009]が市街地を取り巻く自然景観地を対象に、その実態と保全に関わる風致地区や近郊緑地保全区域をはじめとする種々の法規制の決定区域の関係性を明らかにしている。これにより、法が保全してきた森林は山腹に多く立地しており、従来から山の辺の重要性が認識されていたと考察している。また [山口敬太 2010]は戦前の公園計画における風景利用策について都市史的研究を行っている。研究により、風致保全を前提とした風景地の開放を主眼とした道路や公園施設の配置が、景観保全に寄与した事などを指摘している。

●朴鎭昱, 加我宏之, 下村泰彦, 増田昇. 盆地都市京都における自然景観保全に関わる法規制と景観特性の変遷に関する研究. ランドスケープ研究 72(5), 2009, pp.651-656.

●山口敬太. 戦前の六甲山における公園系統の計画と風景利用策に関する研究-1920 年代に作成された二つの山地開発計画の策定経緯と目的. 日本都市計画学会都市計画論文集 45(3), 2010, pp.241-246.

- 景観の認識・評価に関する論文

自然景観研究の過半数が認識・評価を目的としている。またその方法に定量的手法による評価を行う研究が複数みられた点は、自然景観研究の一特徴と捉える事ができる。例えば [國井洋一 2010]は国立公園の散策ルートを歩行する際に体感する自然景観に着目し、対象物の複雑さを算出するフラクタル解析を用いて定量的分析を行う事を目的としている。更にその結果と人間によるイメージ評価を比較した継続研究 [國井洋一 2011]を行う事で、フラクタル解析の妥当性を検証している。その結果、フラクタル次元は景観の変化や特徴を定量的に表す指標として利用可能と結論付けている。

●國井洋一, 古谷勝則. フラクタル解析を用いた尾瀬国立公園におけるシークエンス景観の定量分析. ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.585-588.

●國井洋一, 古谷勝則. 尾瀬国立公園のシークエンス景観に対する定量指標と主観評価の関連性について. ランドスケープ研究 74(5), 2011, pp.633-636.

続いて景観の認識に関する研究では、 [押田佳子 2010]は鉄道の車窓から眺望可能な都市内の緑地景観の認識について、アイマークレコーダーを用いた注視野調査と印象調査から明らかにしている。研究より、鉄道沿線の緑地景観評価では、住宅と緑地の混在する景観への注視傾向などを明らかにしている。

●押田佳子, 横内憲久, 岡田智秀. 緑地景観再生の観点から捉えた車窓景観の注視野および印象特性に関する研究. 土木学会景観・デザイン研究論文集 (8), 2010, pp.21-28.

- 景観の実態・特性に関する論文

自然景観の研究ではその実態や特性を明らかにする視点は限られていた。ここに分類された 2 報は共に景観の変遷を明らかにする事を目的としている。例えば [田村和也 2009]は都市に近接した山域において、明治時代から現在までの植生景観の変遷を明らかにしている。この研究により、樹林面積が増大し草地環境が減少した事を特定し、防災性という観点からは評価できるものの、生物多様性の保全という観点では課題を有するなどの指摘を行っている。

●田村和也, 浅見佳世, 赤松弘治, 福井聡. 広島県南西部における明治時代以降の植生景観の変遷と立地条件との関係. 日本造園学会ランドスケープ研究 72(5), 2009, pp.485-488.

- 自然景観研究の全体傾向

以上より、自然景観研究では認識・評価が主目的となっており、実態やその保全・創出手法については試みが限られている事が明らかになった。特に政策研究は公園マスタープランに着目したものと土地利用規制に着目したものの計 2 報と限られている事が分かった。

また、自然景観研究の対象は国立公園を中心に、都市部の緑地景観や水系の景観など幅広くみられた。

6) 公共施設景観研究

公共施設景観研究は全 15 報みられ、その類型を行った結果、景観の認識・評価に関する研究が大半を占める事が分かった（図 2-8）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

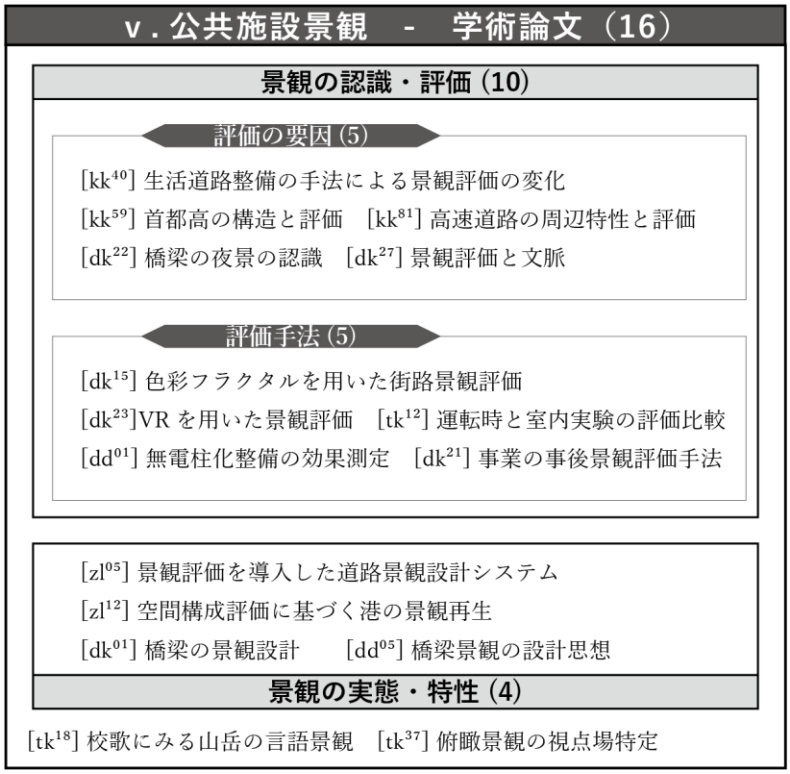


図 2-8 公共施設景観研究と目的別細分類

- 景観の保全・創出に関する論文

公共施設景観ではその設計方法に関する論文が 3 報みられた。まず景観に配慮した道路設計のシステムについて [山崎元也 2008]は、国土交通省の公共測量等で用いられる拡張 DM データを用いた 3 次元道路景観設計システムを構築している。こうしたシミュレーションを通じた景観の保全・創出を目指す研究は、公共施設景観の特徴的な手法と考えられる。また研

●山崎元也，寺尾敏男，田代則雄．拡張ＤＭデータを利用した３次元道路景観設計システム構築に関する研究．ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.659-662.

究対象は主として道路や橋梁だが、［中江亮太 2008]は港湾を対象にその景観構成要素と人々の関りから､景観再生の可能性について考察している。分析には詩歌を用いた時代ごとの主要な景観構成要素の抽出、港湾の緑地や海浜等の実態把握を行う事で、空間構成の評価を行っている。研究により、地区レベルでの景観形成における要点として、例えば緑地の再配置等について考察を行っている。公共施設景観研究の中で唯一、道路又は橋梁以外を対象とした研究であったが、その実態分析の手法は広域景観研究の方法と類似した傾向がみられた。

●中江亮太, 包清博之. 博多港における景観再生の可能性からみた空間構成評価に関する研究. ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.903-908.

- 景観の認識・評価に関する論文

公共施設景観研究の過半数が認識・評価を明らかにする事を目的としている。ほぼ全ての研究が道路景観を対象としており、例えば生活道路を対象とした研究として［李尚根 2010]は生活道路における交通事故対策として欧米を中心に用いられるトラフィック・カーミング技法のタイプ別景観評価を行っている。分析にはフォトモンタージュを用いた歩行者・運転者の視点からの印象評価を、SD 法を用いて行っている。研究より、高木を併用したスラローム又はクランク型のトラフィック・カーミングで評価が高い事などを明らかにしている[23]。これに対して高速道路からみる車窓景観に着目した研究として［高嶺翔太 2011]は、沿道市街地と道路工作物、路面形状を景観構成要素として扱い、シークエンス景観の評価を明らかにしている。研究から、道路のカーブといった形状が景観評価に影響する事などを言及している。このように道路景観が主な評価の対象となっている中で、生活道路から高速道路まで、様々な種類の道路が対象として扱われている傾向がみられた。

●李尚根, 佐藤誠治, 小林祐司, 姫野由香, 金俊榮. トラフィック・カーミング技法を用いた生活道路の景観評価に関する研究−大分市錦町地区をケーススタディとして. 日本建築学会計画系論文集 75(654), 2010, pp.1935-1942.

▼23. トラフィック･カーミングとは､道路の蛇行化といった構造上の工夫により交通事故等の被害を最小限に留めようとする取組み。

●高嶺翔太, 後藤春彦 , 佐藤宏亮 , 山村崇. 首都高車窓シークエンス景観における沿道景域の変化要因とその印象評価. 日本建築学会計画系論文集 76(668), 2011, pp.1903-1910.

また公共施設景観の研究では、評価手法の開発を目的とした研究も一定数みられた。［石田眞二 2011]は無電柱化整備による道路景観変化の効果を測定するために、定量解析手法として近年用いられるフラクタル解析を用いた評価の妥当性を検証している。この研究では札幌市内を事例として抽出しており、交通量と評価の対応関係から無電柱化による景観向上効果を算出している。例えば本論文の 4 章で対象とする国道 36 号線の札幌市内の区間は、平均的に景観改善効果が高い事などが示されている。

●石田眞二, 亀山修一, 奈良照一, 宮坂純平. 無電柱化整備による道路のシークエンス景観の効果計測に関する研究. 土木学会論文集 D1（景観・デザイン） 67(1), 2011, pp.1-10.

- 公共施設景観研究の全体傾向

公共施設景観は主に道路景観がその研究対象となっていた。周辺景観を変数として道路設計手法を構築するものから、景観事業の評価を行う仕組みづくりなど、その目的は幅広い。更に対象となる道路も生活道路から高速道路まで様々であった。一方で道路景観の議論の対象は主として路面と道路工作物であり、沿道の土地利用などは一部の研究を除き議論の対象とはなっていない。

7）2008-2013 年における景観研究のまとめ

2008-2013 年という、我が国において広域景観の形成が目指されてきた時期に着目して、対象景観に応じて分類しレビューを行った。その結果を

まとめ、広域景観研究の特徴や意義について考察する。そこでまず、対象景観ごとの研究目的の傾向を「実態・特性」「認識・評価」「保全・創出」の観点から整理し、表 2-1 にまとめた。

まず広域景観を除く四つの類型に該当する研究は全て、景観の認識・評価を目的とする傾向にある。一方で広域景観の研究は、その過半数が景観の実態・特性把握を目的としており、その方法は GIS 等の鳥瞰的手法を用いる事で景観を分類する視点がみられた。その他の類型における実態把握の手法に着目すると、農山村景観研究では農地の可視性に着目するアプローチ、自然景観では植生等の変遷から現状の持つ特徴を指摘するアプローチなど、対象景観に応じて用いられる方法は変化する。その中で広域景観は、多様な構成要素を持つという前提から、鳥瞰的視点が用いられる傾向が見られた。

続いて、景観の保全・創出方法の検討を目的とする研究に着目すると、広域景観研究は区域内に含まれる法制度の分析を通じ、課題や成果を明らかにしている。ここで法制度は、景観の保全を目的とした制度だけではなく、土地利用規制等も含められていた。これに対し、農山村景観研究ではボランティアプログラムといったソフトの取組み、自然景観では国立公園等の効率的な管理に向けて保全上重要な箇所を抽出するなど、特定の取組みを対象に扱う傾向がみられた。この事から、広域景観の形成には様々な公共政策が影響し合っている事が分かる。また良好な景観の形成においては、先進的な政策運用の方法論を明らかにするアプローチの他、現状の景観形成に課題を与える要因を特定する方法が考えられる。

表 2-1 景観研究の視点別分類

型	対象景観	保全・創出	認識・評価	実態・特性	その他	合計
i	広域景観研究	2(17%)	2(17%)	7(58%)	1(8%)	12(100%)
ii	市街地・郊外景観研究	27(35%)	34(44%)	17(22%)	2(3%)	78(100%)
iii	農山漁村景観研究	7(33%)	8(38%)	6(29%)	0(0%)	21(100%)
iv	自然景観研究	5(20%)	16(64%)	3(12%)	2(8%)	25(100%)
v	公共施設景観研究	0(0%)	10(67%)	0(0%)	5(33%)	15(100%)

2.4 景観に関する新聞記事のレビュー

景観法では、国・地方公共団体の責務を定めると同時に、事業者や住民にも良好な景観形成に協力する事を責務として定めている。特に近年、眺望を阻害する開発の差止めや、地域景観の破壊を阻止するための反対運動など、景観形成や保全に地域住民や事業者が一定の役割を果たす必要性が窺える。つまり、景観形成に対する社会的関心の高まりが美しい国づくりを進める上で望ましく、広域景観の形成においても社会的な動向と対応して推進する事が重要と、認識可能である[24]。

▼24. 景観形成における地域やコミュニティの役割については［鳥越皓之 2009］において、住民の生活が固有の景観形成につながっている事などを通じて指摘している。

●鳥越皓之, 家中茂, 藤村美穂. 景観形成と地域コミュニティ―地域資本を増やす景観政策. 農文協, 2009.

そこで本節では新聞記事を用いて景観を取り巻く社会の動向を明らかにする。新聞記事を扱う位置付けについては、[樋口耕一 2011]が、テレビやインターネットが普及した現代の我が国でも、新聞の報道内容と社会意識の間には一部の例外を除き強い類似性がある事を明らかにしている。そのため現代でも全国紙の内容分析をもとに、社会意識を一定程度まで探索しうると結論付けている。また前述の [白川慧一 2013]からも分かる通り、景観の社会的な動向を把握する上で、新聞記事は 1 次資料として有用である。これらの観点から、本節において新聞記事を扱う視点は妥当と考える。

以下の各項では、学術論文と同様の視点から 2008-2013 年に着目し、購読者数の多い以下 4 全国紙からキーワード検索により対象記事を抽出した：読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞[25]。キーワードに「景観」を用いてタイトル検索により、対象となる新聞記事を抽出している。尚、対象新聞記事のリストは文末資料編に添付した。

●樋口耕一. 現代における全国紙の内容分析の有効性-社会意識の探索はどこまで可能か. 行動計量学 Vol.38, No.1, 2011, pp.1-12.

●白川慧一. 非－法的に解決される景観紛争にみる市民の景観保護意識－朝日新聞記事検索から得られた全国の景観紛争事例をもとにして－. 土地総合研究 2013 年春号, 2013, pp.95-100.

▼25. 2017 年 1 月にアクセス。読売新聞がホームページで主要紙の購読者数を公開している。これによると、読売新聞・朝日新聞・毎日新聞・日本経済新聞の順に購読者数が多い。http://adv.yomiuri.co.jp/yomiuri/download/PDF/circulation/national03.pdf

1) 2008-2013 年における景観報道の全体傾向

本項では景観に関する新聞記事の全体傾向に着目する。抽出された新聞記事の年次推移をみると、2010 年を境に減少している事が分かる（図 2-9）。この要因の一つに、2009 年と 2010 年では一つの出来事が 10 回以上報道される事象が発生しているが、2010 年以降には存在しない事が考えられる。

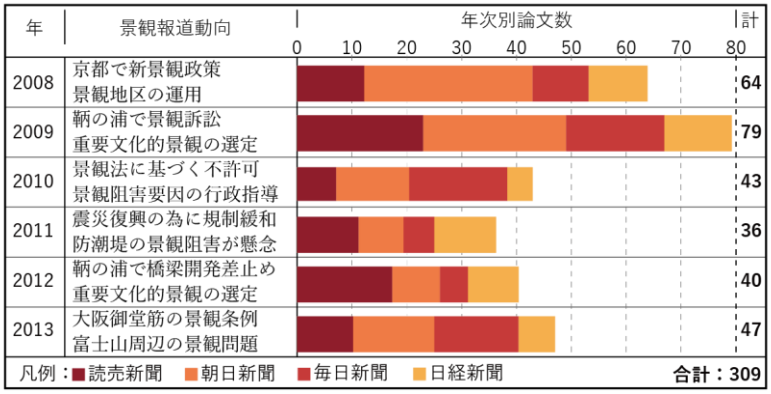


図 2-9 景観報道の年次推移

そこで一つの出来事について、二紙以上かつ三記事以上が取り上げたものを主要な報道として表 2-2 にまとめた。これをみると、2008-2013 年の間においては、景観について 16 種類の主要な報道が存在する事が分かる。その報道対象地は、「ii．市街地・郊外景観」、「iv．自然景観」、「v．歴史的景観」が多くみられた。また、これら報道の多くは対応する研究がみられないものの、「景観法に基づく景観計画」、「重要文化的景観の選定」、「東日本大震災により生じた景観問題」については、それぞれ部分的に対応する研究が行われている事が分かった。

表 2-2 景観に関する主要な報道とその報道回数

年度	類型	内容	合計
2008	ii	京都市の新景観政策	13
	iv	ニセコ町で景観地区指定	3
	ii	芦屋市で全域を地区計画指定	3
2009	i v vii	鞆の浦の架橋事業が裁判を通じ差し止め決定	32
	vii	法に基づき重要文化的景観の選定	4
	ii	赤白ストライプ邸、景観の調和乱さずと住民の請求棄却	3
	i viii	景観法施行 4 年経過	3
2010	ii	芦屋市で景観法に基づき開発の不許可	5
	iv	関門海峡の納骨堂が景観阻害要因として市が指導	4
	vi	函館市の有名な歴史地区に自由の女神像が設置される	3
2011	i vi	東日本大震災で被災した松島の高台移転に伴う景観規制の緩和	5
	i iv v	景観の阻害を懸念して地域住民が防潮堤建設計画に反対	5
2012	vii	鞆の浦の架橋建設計画が差止め決定	9
	vii	別府市の湯煙景観などが重要文化的景観に選定	3
2013	ii	大阪市の御堂筋商店街で景観協定を締結	6
	iv	世界遺産登録を目指す富士山周辺で発生する景観問題	5

続いて先述の方法により抽出された新聞記事を、前節と同様に対象景観に基づき分類した。類型は「ⅰ．広域景観」、「ⅱ．市街地・郊外景観」、「ⅲ．農山漁村景観」、「ⅳ．自然景観」、「ⅴ．公共施設景観」、「ⅵ．歴史的景観」、「ⅶ．文化的景観」、「ⅷ．その他」の計 8 項目である。尚、分類のプロセスは既出の図 2-2 に示すとおりである。

分類の結果を点線で示した（図 2-10）。尚、棒グラフは前節で扱った学術論文の類型結果である。概ね学術研究と新聞記事の傾向は類似している事が分かった。特に細かくみると、「ⅳ．自然景観」、「ⅵ．歴史的景観」に関する新聞記事が学術論文と比べて多い事が分かる。これは 1 章で言及した、これまでの景観行政は目的意識を持ちやすい自然地域や歴史的景観において取組まれてきた事と対応する。一方で「ⅲ．農山漁村景観」、「ⅴ．公共施設景観」ではその報道頻度は研究と比べて少ない事が分かった。

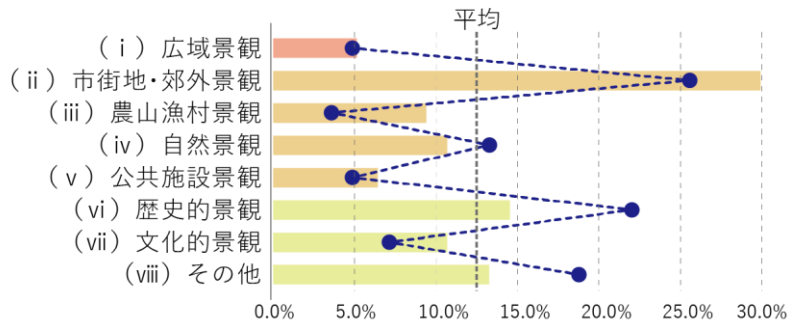


図 2-10 対象景観に基づく新聞記事の分類[26]

▼26. 折れ線グラフは新聞記事、棒グラフは学術論文を指す。

以下の各項では、新聞記事が問題の発生又は先進的取組みを報道する傾向にある事を鑑み、景観の実態・課題に関する報道、景観の保全・創出に関する報道に大別して概観する。分析の対象は、前節と同様の問題意識から、「ⅰ．広域景観」、「ⅱ．市街地・郊外景観」、「ⅲ．農山漁村景観」、「ⅳ．自然景観」、「ⅴ．公共施設景観」について具体的な報道とする。

2) 広域景観記事

広域景観に関する記事は全 15 報みられ、その類型を行った結果、景観の認識・評価に関する研究が大半を占める事が分かった（図 2-11）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

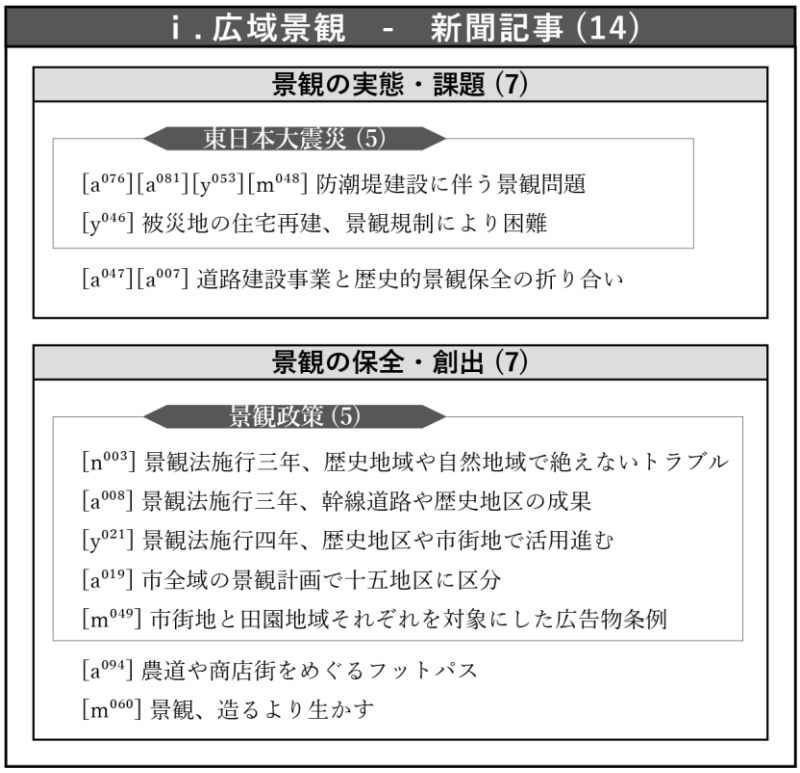


図 2-11 広域景観記事と主題別細分類

- 景観の実態・課題に関する記事

広域景観を扱った報道は主に三つの観点からその実態と課題に関する報道が行われていた。その内二つは東日本大震災に由来する。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東日本の広い範囲が地震と津波により被災し、12 万戸を越える多くの家屋が倒壊・流出した。この大規模災害からの復興においては、多くの市町村が共通課題を抱えており、広域での取組みへの展開もみられた。例えば［読売新聞 2011.11.29］は東日本大震災で津波被害を受けた沿岸部にて県が計画する防潮堤について、自然地域や都市地域の住民からそれぞれ「景観を損ない、地域が死ん

●読売新聞. "防潮堤計画に異論　景観悪化「地域が死ぬ」　岩手・宮城." 2011.11.29: 38.

でしまう」という建設反対意見が出ている事を報道している。また［読売新聞 2011.5.11]では日本三景の一つである特別名勝の松島で、自然景観を保全しながら復興のための住宅開発を進める動きを報じている。このように、震災時は復興に向けて行政境界や土地利用区分を越える対応が求められたために、広域景観についての議論が行われる事となった。

●読売新聞. “津波被害の松島　住宅復興と景観　両立探る.” 2011.5.11: 27.

震災以外では、鞆の浦の架橋工事における計画撤回がある。［毎日新聞 2012.6.26]では、歴史的景観として著名な地域性が損なわれる公共施設計画が計画撤回された事が報じられている。住民が架橋建設に反対し、2009年に行われた裁判で景観利益を認められ、景観行政としては先進的な計画差止めが決定したため、報道されたものと考えられる。このように広域景観の実態は、課題発生時と先進的な取組みに対して報道される傾向がみられた。

●毎日新聞. “鞆港埋め立て・架橋問題：計画撤回　景観行政のモデルに　生活と保全両立図る.” 2012.6.26: 2.

- 景観の保全・創出に関する記事

景観の保全・形成については各地で運用される法規制や、行政区域内で土地利用を問わず運用される条例等が主な報道の対象となっている。その他では景観を活用する取組みについての報道も一部みられた。

景観法の活用について［朝日新聞 2008.9.5]では小樽市が歴史地区や自然地域等を含めた景観計画の策定作業を進めている事を報じている。一方で景観法の課題についても報道されており、［日経新聞 2008.3.10]は景観法施行から 3 年経過に伴いみえてきた、発生頻度の高い問題について報じている。例えば石垣島におけるマンション建設や鎌倉における葬儀場は、共に景観計画区域内の開発行為だが住民による反対運動が発生しているという、景観行政団体の課題を指摘している。

●朝日新聞. “景観区域で開発規制　小樽市、１５地区に分け素案　／北海道.” 2008.9.5: 27.

●日経新聞. “景観法、規制頼みに限界、施行３年絶えぬトラブル――地域ルール不可欠。” 2008.3.10: 29.

- 広域景観記事の全体傾向

広域景観に関する新聞記事では、その実態・課題と保全・創出について同数の報道がみられた。その中で実態・課題に関する記事は東日本大震災に伴って発生した課題、保全・創出については景観法をはじめとする景観政策の抱える課題を報道する実態が明らかになった。特に歴史地域や自然地域等の区域を問わずに、共通する景観構成要素により発生した景観上の課題について取り扱うものも複数みられた。以上より広域景観として、行政区域を越えた共通課題について報告するものと、土地利用区分を越えた取組みについて報告するものが多いという傾向が明らかになった。

3) 市街地・郊外景観記事

市街地・郊外景観に関する記事は全 79 報みられ、その類型を行った結果､景観の保全･創出に関する研究が大半を占める事が分かった(図 2-12)。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

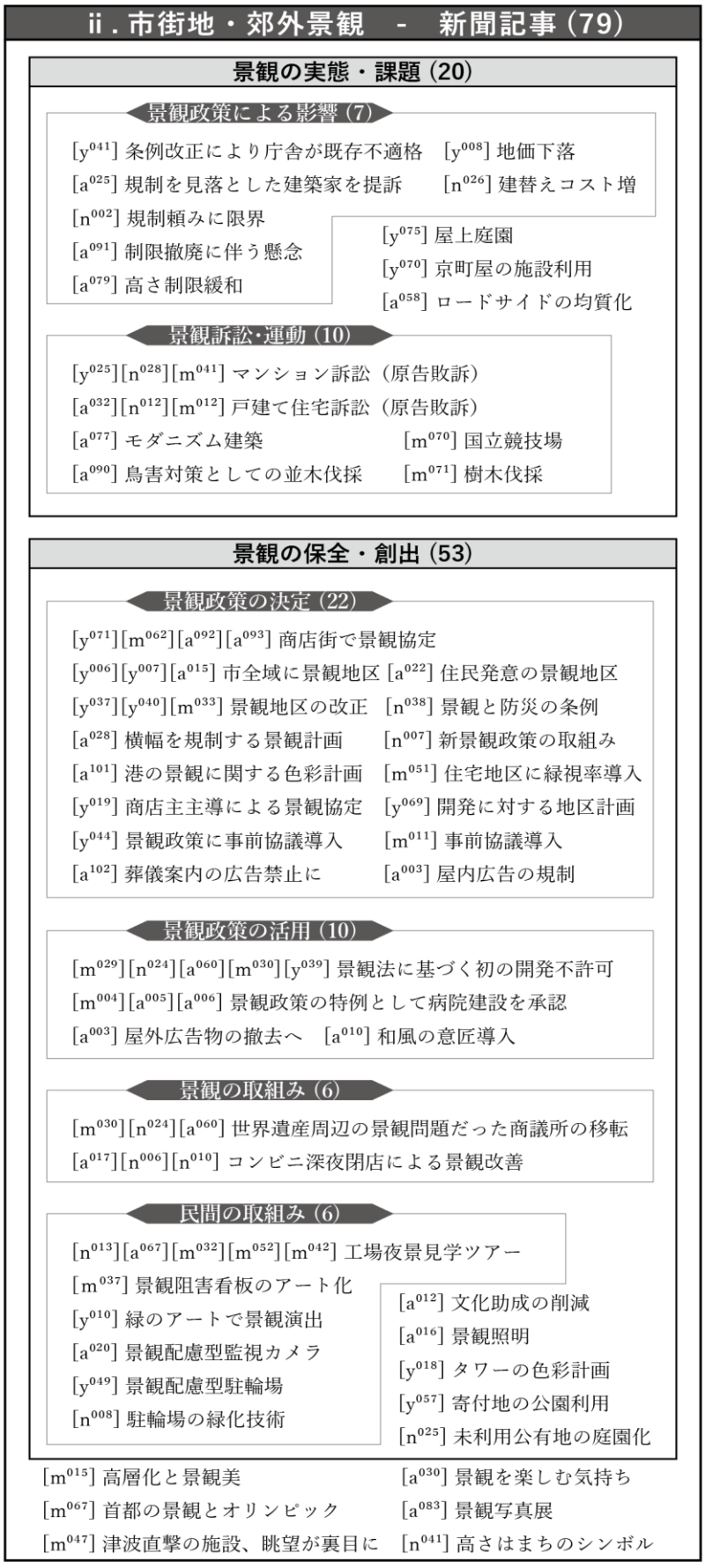


図 2-12 市街地・郊外景観記事と主題別細分類

- 景観の実態・課題に関する記事

市街地・郊外景観においては、20 件の記事が実態及び課題に関する報道記事であった。特に、景観政策による影響と景観訴訟・運動に関するものが多くみられ、人口密集地特有の景観に関する話題と考えられる。

まず景観政策による影響としては、制限を厳格化した事による影響、規制を緩和した事による影響の双方が記事として扱われている。例えば前者に関して［読売新聞 2008.7.1]では、京都市が 2007 年より開始した新景観政策に伴って、不動産市場の観点から地価下落が報告されている。これは、新景観政策による高さ規制の導入やアプローチ、屋根材に関する規定に起因している事を報じている。続いて後者に関しては［朝日新聞 2012.1.28]が当時の大阪市長による経済政策の一環で行われた、メインストリートである御堂筋における高さ制限の見直しについて、沿道企業や地域住民から景観の変容を懸念する声が出ている事を報じている。戦前から高さ制限により整然としたオフィス街の景観を形成してきた御堂筋だが、今般の規制緩和によりその景観が失われる可能性がある事を指摘した。

●読売新聞. “［今日のノート］飛鳥の景観を守る裏方.” 2008.1.22: 16.

続いて景観訴訟や運動に関しては、主に景観の変容に伴う地域住民による反対運動の実態が報じられている。例えば［日経新聞 2010.10.16]では、高層マンション建設に対して周辺の寺院や住民が訴訟を行ったものの、原告が敗訴した旨を報じている。この判決では、寺院周辺の景観が価値を持つ事を認めたものの、地域住民の景観利益が個別に保護されるものではないと結論付けている。このような民間開発に対する反対運動が多くみられる中で、行政の取組みに対する反対運動に関する記事も一部みられた。[朝日新聞 2013.2.24]は、ムクドリのフン害の原因となっていた並木を自治体が伐採した結果、景観が損なわれた事に対して、地域住民から懐疑的な声が上がっている状況を報じている。

●日本経済新聞. “景観訴訟、浅草寺が敗訴、高層住宅「許可は適法」（ピックアップ）.” 2010.10.16: 39.

●朝日新聞. “ムクドリ追放、並木バッサリ 奈良市が実験、市民ら「景観どうでもよいのか」【大阪】 .” 2013.2.24: 38.

- 景観の保全・形成に関する記事

市街地・郊外景観の保全・形成については、行政による政策の決定や活用に関する報道が過半数を占め、一部民間による取組みについても報じられていた。

最も多いのは景観政策の新規決定に関する記事であり、様々な政策が導入されている実態がみられる。景観協定について［読売新聞 2013.3.29]は商店街における導入を報じ、景観地区について［朝日新聞 2008.6.3]は全国で初めて市全域で導入した事などを報告していた。その他、景観計画や地区計画、事前協議制度といった政策の新規導入は、報道頻度が高い事が明らかになった。

●読売新聞. “ミナミで守る　心斎橋景観　商店主ら６年かけ規制協定　動く広告や性風俗店禁止.” 2013.3.29: 15.

●朝日新聞. “芦屋の街並み守ります　市全域を景観地区に　建物の色合い制限へ　【大阪】 .” 2008.6.3: 30.

また、報道頻度の高い報道としては［日経新聞 2010.2.13]などの、景観法に基づく初の開発不許可に関するものが挙げられる。景観法に基づく景観地区内において、5 階建てのマンションが周辺の景観に調和していない事を理由に建築計画不認定の結果を出している。工場夜景を活かした見学ツアーについても複数の報道がみられ、［朝日新聞 2010.7.14]は四日市においてパイプむき出しの工場や水蒸気を放つ煙突の風景を観賞する観光船

●日本経済新聞. “景観訴訟、浅草寺が敗訴、高層住宅「許可は適法」（ピックアップ）.” 2010.10.16: 39.

●朝日新聞. “「工場萌え」で観光客呼べ　三重・四日市、１６日から夜景観賞船　【名古屋】 .” 2010.7.14: 6.

の運航について報じている。工場の風景を観光活用する試みで、脱公害のイメージ戦略となっている。

- 市街地・郊外景観記事の全体傾向

市街地・郊外景観では、政策に関する報道が約半数を占めている。その中には新規決定から、活用・運用状況、政策による影響まで幅広い報道がみられた。これは報道件数の多い市街地・郊外景観に特徴的な傾向と考えられる。その他、周辺住民による景観に対する意見もたびたび報じられており、民間による開発や行政の事業に対して反対や懸念、疑問の声を投げかけるものが多くみられた。

4）農山漁村景観記事

農山漁村景観に関する記事は全 11 報みられ、その類型を行った結果、景観の保全・形成に関する研究が大半を占める事が分かった（図 2-13）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

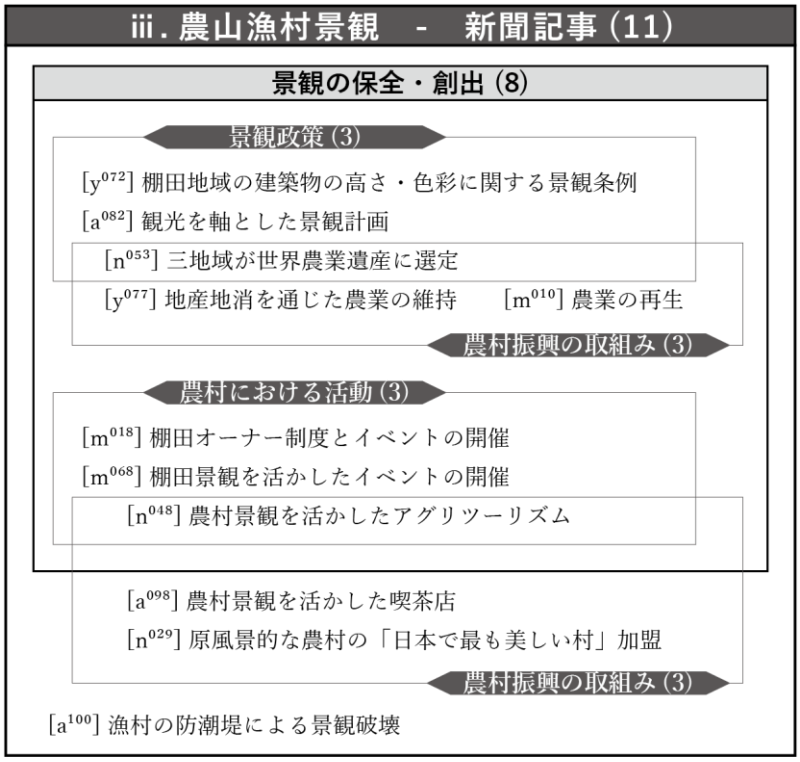


図 2-13 農山漁村景観記事と主題別細分類

- 景観の保全・形成に関する記事

農山漁村景観に関する報道は、そのほぼ全てが農村景観を対象としている。その対象地では棚田や伝統的農法に関するものがやや多い。また、保全・形成の方法としては、観光やイベントを通じた農村振興、営農の継続による農村景観の維持、条例や計画の活用がそれぞれみられた。

まずイベント活用による農村振興として［日経新聞 2012.12.1]は、景観を活かしたアグリツーリズムの取組みについて紹介している。農泊では、実際に農村体験を通じて都市と農村の交流、共生について来訪者に考えてもらう事を目的としている。また営農の継続と農村景観の維持について[読売新聞 2013.7.10]では、「農山漁村地域は日本にとって大切だと思うか」というアンケートに対して、ほぼ全員が大切だと思うと回答している事を紹介している。その中で、地産地消を通じて美しいと評価される農村景観を支える事の重要さを指摘している。

●日経新聞. “神と仏が出会う古代ロマンの町 大分宇佐に住んでみる（８）安心院の農村民泊。” 2012.12.1: 5.

●読売新聞. “［論点］地産地消の意味　農村景観支える国産品　森久美子氏（寄稿）.” 2013.7.10: 15.

また景観条例の農村景観における適用について［読売新聞 2013.3.31]は、大都市の近郊で伝統的な棚田や里山が残る地域において、建築物の高さや色彩、広告看板の掲出について定める景観条例を導入する事例を紹介している。条例では住居の様式など具体的に言及しており、違反行為に対する罰則規定を有する。この他、制度については［朝日新聞 2012.4.13]が大学と地域の連携による観光を基軸とした景観計画策定について報じているものの、この２報以外にはみられなかった。

●読売新聞. “棚田守る景観条例　箕面市あす施行　建物色彩など規制.” 2013.3.31: 38.

●朝日新聞. “観光を柱に官学連携　美瑛町と北大、景観保全など協力　／北海道.” 2012.4.13.

- 農山漁村景観記事の全体傾向

農山漁村景観の報道は１報を除き、全てが農山村景観を対象としたものだった。その中でも棚田や茶園といった、我が国の典型的な農村景観を対象とした報道の件数が多い。また目的別にみると問題発生に関する報道はほぼみられず、保全・創出に関するものが大半を占めていた。

5）自然景観記事

自然景観に関する記事は全 15 報みられ、その類型を行った結果、景観の認識・評価に関する研究が大半を占める事が分かった（図 2-14）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

ⅳ. 自然景観　-　新聞記事（41）

景観の実態・課題（17）

人為的な変容（9）

[m031][a065][a070] 海峡国立公園の開発と反対運動
[m064][y066] 世界遺産指定を目指しメガソーラーの抑制
[m050] 湿原の開発反対運動　[m063] 湖の景観と生業の調和
[m017] 峠の大観覧車　[a089] 国立公園で慰霊碑の撤去

自然の変容（8）

[y052] サンゴの死と海の景観変化
[n021] 森林景観保全と枝打ち管理
[y056] 茂りすぎた木々　[m043] 竹の過剰な繁殖
[a069] ナラ枯れ　[a099] 山の景観と噴火リスク
[a075] 被災海岸林　[a018] 災害による自然景観破壊

景観の保全・創出（19）

人為変化の対策（6）

[m002][a004] スキーリゾートの開発規制
[n040] 湖の廃ボート撤去　[m058] 山周辺の広告物規制厳格化
[n034] 国立公園の斜め堀　[a040] 砂防ダムの擬岩工事

自然変化の対策（5）

[y043] 山の景観復元のために企業協賛募集
[y001] 景観ボランティアによる竹林伐採
[a029] 砂丘の落書きから守る景観ボランティア
[a095] 海岸林を守る活動　[n046] 水草繁茂の刈り取り

景観との折合い（4）

[y051][n035] 海岸の景観保全と堤防建設
[a096] 景観に配慮した防潮堤　[m069] 景勝地とバリアフリー化

[y002] 海峡景観のブランドづくりへ向けた条例やイベント実施
[a061] 自然公園内に景観配慮型カフェ
[n020] ジオパーク選定　[n042] ジオパーク会議

良好な景観の紹介（3）

[y042] 森林景観が魅力の温泉地　[m065] 森のガーデン
[n030] リアス式海岸とイルカショー

[a085] 大気汚染が景観阻害　[m044] 里川の景観は魅力的

図 2-14 自然景観記事と主題別細分類

- 景観の実態・課題に関する記事

自然景観の実態に関する報道では、主に景観の変容について報道されている。その変動の要因は人為的なものと自然的なものに大別され、以下それぞれに着目する。

人為的な自然景観の変容としては、ほぼ全てが開発に対する反対や懸念についての報道となっている。例えば［朝日新聞 2010.6.22］では自然公園内の神社境内に計画された納骨堂について、著しく景観を阻害する恐れがあるという意見書が市から出されるなどの動きが生まれている事を報じている。また［毎日新聞 2013.6.13］では世界遺産登録を目指す富士山周辺において、景観を目的に大規模太陽光発電施設の新設を抑制する必要性がうたわれている。しかしながら現在は、法的根拠のない地域基準により開発を抑制している。このように良好な景観を有する自然地域では、その開発について景観上の議論となる事例が散見された。

●朝日新聞. “和布刈の納骨堂「景観害す」　北九州市が異例の意見書　【西部】.” 2010.6.22: 30.

●毎日新聞. “世界の頂：問われるもの／下　景観配慮へ開発抑制.” 2013.6.13: 26.

続いて自然による変容には、経年による悪化と震災による悪化がみられた。例えば［日経新聞 2009.11.29］では、森林伐採を禁じた事などによるサクラやカエデの生育悪化が、景観の変容に影響している状況などを報じている。こうした報道では共に、適切な森林管理により自然景観を保つことが必要と指摘している。次に震災に起因する自然景観の悪化について［朝日新聞 2011.5.18］は、東日本大震災で津波の直撃を受けた海岸林について、その被災のパターンや海岸林の役割について報じている。

●日経新聞. “伐採禁止で枯れるサクラ・カエデ、京都・嵐山「景観保てない」、地元に危機感。” 2009.11.29: 34.

●朝日新聞. “海岸林の役割、どう再生　塩害・飛砂・強風防止、景観形成も　地域ごとの検討必要.” 2011.5.18: 7.

- 景観の保全・形成に関する記事

自然景観の保全・形成では、上述の人為的・自然的変容のそれぞれに対応した方法を報じている。まず人為的な変容への対応として［朝日新聞 2012.2.29］ではスキーリゾートの景観保全へ向けて、建築物の形やデザイン、高さや色、壁面の位置などの制限を行っている事を報じている。このように開発に対しては法規制による対応が一般に報じられていた。これに対して自然的な変容では［読売新聞 2008.1.22］が、景観ボランティアによる荒れた竹林の管理について報じている。このようなボランティア活動による対応が、自然景観の管理においては用いられる傾向がみられた。

●朝日新聞. “乱開発防止へ、景観地区指定　ひらふ地区一帯　倶知安町方針　／北海道.” 2012.2.29: 29.

●読売新聞. “［今日のノート］飛鳥の景観を守る裏方.” 2008.1.22: 16.

その他に景観の保全・形成の取組みとして［読売新聞 2013.10.26］は自然景観の有名な観光地において、バリアフリー対策としてモノレールを設置すべきか、自然景観の保全を優先すべきか議論されている。こうした開発と保全の折り合いに関する報道が 4 件みられた。

●読売新聞. “若草山：モノレール設置構想　バリアフリーか景観か－－奈良.” 2013.10.26: 36.

- 自然景観記事の全体傾向

自然景観は人為的な景観悪化と自然に景観が悪化した例が共に複数報告されており、人為に対しては開発が主な原因のため条例や法などを活用した動きが、自然に対しては管理不足が主な原因のためボランティア活動が対応方法として挙げられる事が分かった。

6）公共施設景観記事

公共施設景観に関する記事は全 14 報みられ、その類型を行った結果、景観の保全・形成に関する研究が大半を占める事が分かった（図 2-15）。以下、それぞれについて概観する。尚、図中の番号は巻末資料編と対応している。

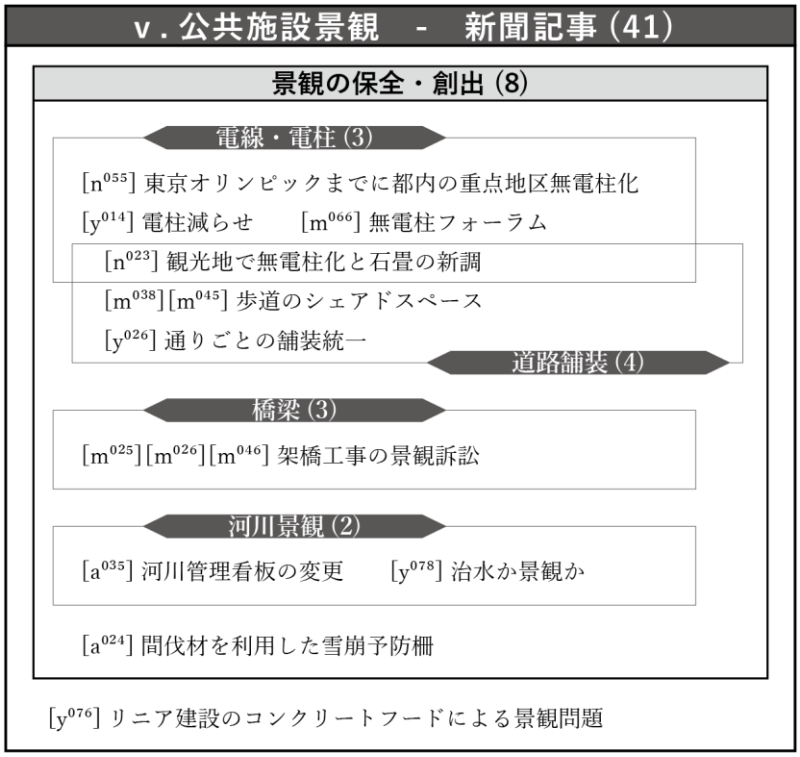


図 2-15 公共施設景観記事と主題別細分類

- 景観の保全・形成に関する記事

公共施設景観では大半が道路景観の改善に関する報道である。特に無電柱化又は舗装に関する報道が多くみられた。例えば［日経新聞 2013.9.29］では 2020 年までに東京都内で無電柱化率を 100%に引き上げる計画を報じている。このように無電柱化は広域行政においても取組まれる事業となっている。また舗装については［読売新聞 2009.1.5］が京都市内の主要な道路で歩道の色や模様、街路樹を統一する景観指針の策定を行う事を報じている。以上が道路景観の改善に資する主要な対策としてみられた。

道路景観以外の報道は少数であり、［朝日新聞 2009.3.7］の河川景観に関するものなどが挙げられる。この記事では、河川工作物の看板が景観を乱している事から、河川管理事務所を中心にデザインの統一に向けて動き出した事を報じている。

●日本経済新聞. “電線２０年までに地中化、都内、五輪にらみ、国交省検討、景観改善、防災も。” 2013.9.29: 3.

●読売新聞. “歩道も京都らしく　景観保護は足元から　舗装や街路樹、通りごと統一.” 2009.1.5: 36.

●朝日新聞. “河川の看板「チェンジ」　一部は撤去、景観に配慮　九地整、来年度から【西部】.” 2009.3.7: 34.

- 公共施設景観記事の全体傾向

公共施設景観は主に道路景観が対象であり、一部が河川景観について報じている。その内容は道路工作物・河川工作物の改修が中心だが、現在報道されているものは主に先進的に取組まれた事例の報告であった。

7）2008-2013 年における景観報道のまとめ

以上の新聞記事分析を踏まえ、景観に関する社会的な関心についてまとめる。まず分類した対象景観ごとに報道内容をみると、記事が扱う景観の種類には偏りがある。例えば、多くの農山漁村景観に関する記事では農村景観を対象に、多くの公共施設景観に関する記事では道路景観を対象に報じている事が分かった。一方で少数の報道に留まるのは、漁村景観や河川景観に関する報道である。こうした、あまり報道されない地域が対象となる場合、その地域における課題発生時に取り扱われる傾向が明らかになった。つまり通常時においては、関心が低いと考えられる。

こうした実態を踏まえて広域景観に関する記事をみると、漁村や河川景観を含む報道が行われており、対象地が広範にとられている特徴がみられた。これは広域景観の記事が、様々な地域に共通の課題や、沿岸域といった広いエリアに存在する景観上の課題を報道する特徴によるものと考えられる。つまり広域という着眼点は、報道の対象地を拡大させる可能性がある。

続いて各類型について主題に応じて記事の数を整理し、表 2-3 にまとめた。その結果多くの記事が景観の保全・形成について報道している事が明らかになった。特に農山漁村景観や公共施設景観に関する記事で顕著である。一方で対象景観ごとにその保全・形成の手法は異なる。例えば農山漁村景観に関する記事では、政策の活用や農産業振興、地域活動の促進など様々な手法がみられた。これに対して自然景観は、人為的な景観悪化と自然に景観が悪化した例が共に複数報告されており、それぞれ法規制による対応とボランティア活動の促進が報じられていた。また公共施設景観では道路景観の改善手法として、主に無電柱化又は舗装の変更が挙げられた。これに対し広域景観に関する記事は、景観の保全・形成について景観法が全国の様々な地域で活用されている実態や、一方で共通課題が各地域で発生している事、また行政境界を越えた取組みの例が示されていた。

表 2-3 景観報道の目的別分類

型	対象景観	実態・課題	保全・形成	その他	合計
i	広域景観記事	7(50%)	7(50%)	0(0%)	14(100%)
ii	市街地・郊外景観記事	20(25%)	53(67%)	6(8%)	79(100%)
iii	農山漁村景観記事	0(0%)	8(72%)	3(27%)	11(100%)
iv	自然景観記事	16(39%)	19(46%)	6(15%)	41(100%)
v	公共施設景観記事	0(0%)	13(93%)	1(7%)	14(100%)

2.5 広域景観を研究対象として扱う意義

以上の分析では、広域景観初動期と位置付けた 2008-2013 年における学術論文と新聞記事に着目し、レビューを行った。その際の視点として、対象景観と景観の実態・課題、認識・評価、保全・創出という目的別に概観した。これを踏まえ、本節では広域景観を研究対象として扱う意義について考察する。

まず、学術論文の分析を基に広域景観の持つ性質について考察する。広域景観研究の割合は対象景観で分類した結果、最も少ない。その中で研究目的をみると、実態・特性の把握を目的としたものが過半数を占めており、特に GIS や土地利用構成といった鳥瞰的手法を用いる点で他の景観を対象とした研究との差がみられた。これは、広域景観の構成要素に市街地や森林が含まれるため、鳥瞰的手法から得られる境界線により、景観特性の変化を把握する事が可能なためと考えられる。更に境界線に着目した実態把握を行う研究も一部みられ、景観形成上の課題整理に貢献している。第二に、保全・創出方策に関する研究の割合は広域景観研究が特に少ない中で、広域景観の保全・創出研究では、開発計画や土地利用計画といった、多様な公共政策の作用を複合的に分析する傾向がみられた。ここでいう公共政策には、景観法や文化財保護法といった景観に関わる政策だけではなく、都市計画法の用途地域や農振法の農振農用地といった土地利用規制、自治体の総合開発計画なども含まれている。これは、広域景観以外類型では特定の取組みや制度を対象とする傾向がある事から、広域景観研究の特徴的な着眼点と考えられる。

続いて新聞記事の分析を基に、広域景観を研究対象として扱う意義を考察する。学術論文と同様に、広域景観に関する報道の割合は、他の対象景観と比べて最も少ない。その中で、広域景観の報道が行われている対象地に着目すると、農山漁村景観の報道であまり着目されていない漁村景観や、公共施設景観の報道で着目されていない河川景観を含んでいる事が明らかになった。つまり広域景観という着眼点は、あまり景観の観点から着目されない対象地も含めた景観形成の議論を可能にする。続いて報道の主題をみると、概ね全ての累計で半数以上が景観の保全・創出について書かれている。特に広域景観の記事をみると、その内容は景観政策に関するものが一部みられ、市街地や自然地域といった区分を越えて共通した景観構成要素を対象とする傾向にある。この視点からは、共通する景観構成要素が土地の境界線を越えて広がるという、広域景観の性質が示唆された。

3　研究対象地の概要と分析フレーム

3.1　北海道における広域景観形成の方針と目標

1）　景観法施行以前の広域景観に関する方針と取組み

2）　景観法施行以後の広域景観に関する方針と取組み

3）　北海道における広域景観の位置付け

3.2　研究対象都市圏の概要

1）　札幌圏（札幌市･北広島市･恵庭市･千歳市）

2）　帯広圏（帯広市･音更町･幕別町･芽室町）

3.3　分析フレーム

1）　4-6 章の分析対象と方法

2）　軸と点を扱う位置付け

3）　4-6 章の分析プロセス

3　研究対象地の概要と分析フレーム

本章では研究対象地に着目し、まず広域行政が有する景観形成の方針を概観する。次いで調査を行う都市圏を選定し、その概要や広域景観に関する位置付けを明らかにする。加えて、以下 4-6 章で行う分析のフレームを示す。

広域景観に関して、国土交通省が取組み方策をまとめた「広域的景観について」では、先進的な広域景観に関する取組みがいくつか紹介されている。その中で北海道は「気候・風土の一体性」と「景観構成要素の共通性」のいずれかを備えるものを広域景観と捉える事が示されている。例えば、羊蹄山麓における取組みでは、広域景観とは何か、何故取組む意義があるのか等をまとめ、これを踏まえた指針を示している。この取組みは景観法の施行以前から行われていた。景観法施行以降は法との連携体制もとられており、届出基準を一般地域とは区別し「広域景観形成推進地域」として設定している。

また観光の面からも農村・自然景観や沿道景観といった広がりを持つ景観が観光の目的となっている（図 4-1）。例えば 2013 年に策定された「北海道観光のくにづくり行動計画」では、雄大な自然や沿道景観、のどかな農村風景など、北海道らしい美しい景観を観光資源として活用していく取組みを主な施策として位置付けている。また実際に、全国に先駆けて「シーニックバイウェイ北海道」に取組んでおり、地域と行政の連携による景観に配慮した地域づくりを進めている。2015 年 12 月現在、北海道内 12 のルートが指定されており、沿道における植栽や花植え、イベント開催、環境美化などが取組まれている。尚、現在では日本全国で「風景街道」の指定が進められている。

更に北海道の有する空間的特徴について［淺野昭一郎 2007]が詳述している。景観の広域性について地形の観点から、山地と平地の割合がほぼ同じで、本州と比べると山地が少なくなだらかな土地の比率が高く、そのため「広大さ」のイメージに寄与している事を述べている。実際に「北海道の好きなランドスケープと特徴的なランドスケープ」に関するアンケート調査の結果からも、北海道らしさには「広さ・雄大さ」が大きく影響している事を述べている。

●淺野昭一郎. 北のランドスケープ-保全と創造. 環境コミュニケーションズ, 2007.

以上のような背景から、本論文では北海道を対象として広域景観に関する調査・考察を行う。本章では北海道が広域景観についてどのような方針・指針を持っていたかを明らかにする。更に研究対象地とする都市圏を選定し、次章以降の分析フレームを提示する。

3.1 北海道における広域景観形成の方針と目標

北海道では景観法が施行される以前から、広域景観の形成が主要な方針として位置付けられてきた。更にその目標達成へ向け、北海道庁による条例の制定や広域景観の取組みを推進する地域指定などが行われている。そ

こで本節では、広域景観に関する計画や方針を景観法以前と以後に分けて概観する事で、北海道における広域景観概念の発生と変遷について明らかにする。

1）景観法施行以前の広域景観に関する方針と取組み

北海道における景観行政は、1950 年に設置された「北海道屋外広告物審議会」など古くから取組まれてきた。しかし景観に関する統一的な方針が掲げられるようになったのは 1999 年からであり、策定当初から広域景観に関する記述が含まれていた。以下に計画の内容を概観する。

- 1999.3：北海道景観形成基本計画

1997 年度から、学識経験者や有識者などで構成する「北国の景観づくり委員会」による審議を経て[27]、1999 年 3 月に、第 3 次北海道長期総合計画に基づく「北海道景観形成基本計画」が策定された。副題は「美しい北の国のグランドデザイン」と称されている。この計画では、美しい北の国づくりを基本目標として、具体的に五つの進めるべき景観づくりを指摘している。その中の一つが広域にわたる景観づくりであり、該当箇所を以下にその内容を示す。

> ③広域にわたる景観づくり
> 北海道の雄大な風景は市町村の区域を超えています。広域にわたるエリアを基本とした取り組みが重要です。
> ●地域の連携による取り組みが景観の価値を高めることから、景観上の地域のまとまりを尊重した広域的枠組みの景観づくり
> ●地域間をつなぐ河川・沿道・湾岸などにおける様々な行為は地域相互に影響を与えるものであり、連続性を持つ景観の特徴を生かした取り組み
> ●観光振興の視点や一次産業との連関性に着目した、テーマ性のある広域での取り組み

この指針をみると、広域景観づくりとして、地域をつなぐ河川や道路の周辺における連続性への配慮や、一次産業との連関性などに着目したテーマ性のある取組みの 2 点を指針として定めている事が分かる。

更に本計画では広域的な景観づくりのエリアとして「景域」を設定している[28]。本計画が扱う景域概念を以下に示す。

> ①広域的な景観づくりのエリア
> ●北海道の風景は、雄大なスケールを持ち、市町村の区域を超えて成り立つ場合が多くみられることから、景観をテーマとした地域づくりは、従来の行政界を超えた連携・協働による取り組みが欠かせないと考えられます。
> ●この計画では、連携・協働による取り組みの単位としてまとまりが得られる範囲であり、地域景観の骨格となる特性や資源が共通するとともに景観づくりの目標や基本方針を共有しうるエリアを「景域」とします。
> ②景域の考え方
> ●地形・植生・気候などの自然条件や歴史、産業、文化などの社会的側面などの景観特性からみた地域性に着目して北海道を次に示す「景域」に区分します。
> ●また、景観づくりの目標や基本方針を共有しうるエリアとしては、

▼27. 平成 11 年第 1 回北海道議会定例会－02 月 25 日-04 号より

▼28. 景域は［井出久登 1974］によると「一定地域の生産・生活様式、自然条件等に基づく郷土的固有の文化創造の空間的存在形態であり、その中に居住する人にとっては同じ郷属感情に支えられた歴史的地域でもある。景域は有機的秩序対（生態的単位）として把握されることになる。この秩序対は空間のレベルに対応して階層的に構成されるし、また同一空間レベルにおいては共通特長要因により多と区分され類型化される」と示されている。

●井出久登．景域計画の方法．農村計画，1974.

河川流域、街道や沿道、湾岸などに着目したエリアを想定することもできます。

つまり北海道では、市町村境界を基本単位とするのではなく、自然条件と社会的側面を基に設定された「景域」を景観形成の基本単位として扱う事が 1999 年から定められていた。ここで計画中の『北海道を次に示す「景域」に区分します』と言及されている 10 の景域を図 3-1 に示す。

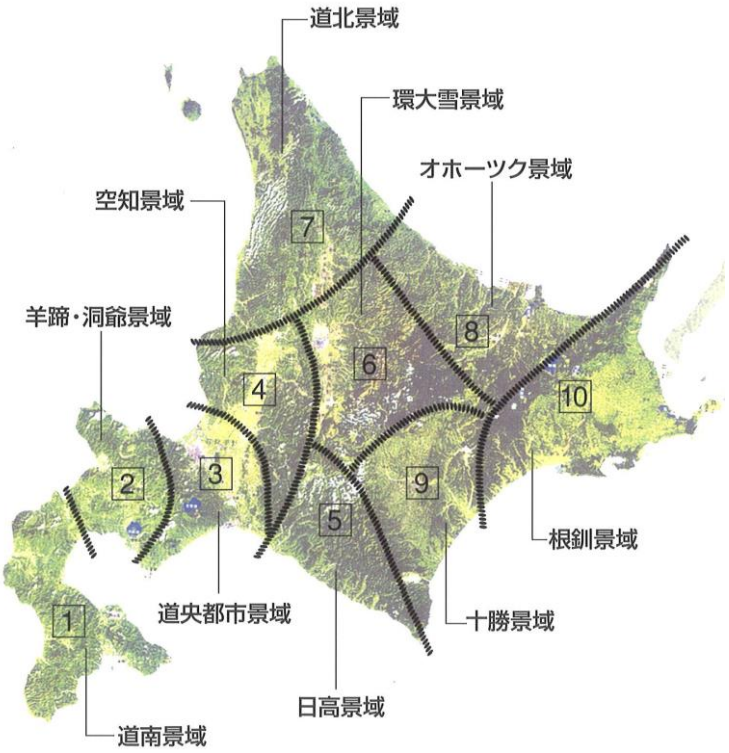


図 3-1 景域地図（北海道景観形成基本計画より）

更に景域単位での景観づくりへ向けて、本計画では「景域カルテ」を示している。これは景域ごとの景観資源、景観づくりの課題とそのテーマや方針等を検討する基礎と位置付けられている。表 3-1 に、道央都市景域及び十勝景域のカルテの一部を示した。カルテには、景観特性・景観づくりの課題・取組みの方向・典型的な景観資源が、自然・田園・まち・広域軸（広域湾岸景観/広域沿道景観/広域流域景観）という観点で整理されている。

表 3-1 景域カルテに定められる道央・十勝景域の概要

		景域の基本特性	景観づくりの課題	取組みの方向	典型的景観資源
道央都市景域	自然	○支笏洞爺国立公園を中心とした原生的自然	○都市生活に身近な原生自然の保全・管理・活用	○札幌都市圏の背景にある支笏洞爺国立公園においてダケカンバなどの高山植生や動物の自然景観を育み、保つ	○支笏洞爺国立公園 **○石狩川** **○千歳川**
	田園	○標高が低く平坦な道央低地帯地形の中で、都市近郊型の農業が営まれており、都市住民に潤いをもたらす田園景観をつくり出している	**○市街地に隣接する農地の景観整備**	○都市近郊にある田園地帯を市民農園や田園居住が行える都市交流型ゾーンとして位置づけ環境をととのえる	**○都市近郊に広がる田園地帯**
	まち	**○石狩平野、勇払平野の広がる道央低地帯の中に、小樽、札幌、千歳、苫小牧、室蘭等の都市群が連なり都市的景観を形成している**	○都市景観・住宅景観における町中の緑の充実・管理 **○郊外の住宅地の乱開発による無秩序なスプロールの防止と景観制御**	○札幌都市圏において高次都市機能の集積の中にアメニティ環境をつくる	○大都市圏を形成している札幌
	広域軸	○高速道路や高架鉄道などがダイナミックな都市的景観を形成している	**○沿道における都市縁辺部に集中する景観阻害要素・要因への対応**(乱立看板、周辺環境への配慮のない資材置き場、廃車・廃品置き場、採石場、生コンプラント等)	○新千歳空港、苫小牧フェリー港、小樽フェリー港、札幌駅など交通拠点周辺地区の景観づくりをすすめる	**○玄関口としての役割を果たす拠点・新千歳空港**/丘珠空港 **○広域軸としての役割を果たす沿道**・国道 12 号/**国道 36 号**/国道 5 号 ○恵庭千歳のビール工場
十勝景域	自然	○生活空間の身近に、清流で河畔林が生い茂る河川（十勝川、札内川、音更川）が流れ、地域のシンボルとなっている	○地域周辺に位置する原生的自然景観の特徴を生かした景観形成 ○自然林の景観的保全等	○市街地の中を流れる十勝川、札内川、利別川など清流と流域沿いに見られる河岸段丘斜面の森をまもる	○十勝川
	田園	○広大な十勝平野に展開する幾何学模様の農地の広がり **○広大な農地には、耕地防風林や農業施設が見られ空間的にアクセントをつけている**	○大規模農業化に伴って姿を変えつつある耕地防風林の保全 **○遠望される大型農業施設の景観的配慮**	**○十勝平野に広がる大区画の畑地と耕地防風林が織りなす営農風景に配慮した農家施設などの環境をととのえる**	○十勝平野・大区画農地と防風林、散在する農家
	まち	○十勝川を軸として、国道、ＪＲなどにより市街地が連担している帯広都市圏の広がり	**○地域中心部の都市的景観、中間部の田園景観・農村景観の対比と調和を意識した景観整備** ○大規模営農を背景としたおおらかな農村集落の修景 ○拠点都市帯広から沿道沿いに伸びる郊外型商業地の景観形成	○十勝川流域に連なる田園に囲まれた帯広都市圏において森のネットワークと協調した市街地景観整備を行う	**○帯広市の都市的広がり** ○帯広市隣接の新興住宅街と沿道商業施設
	広域軸	○市街地の郊外では、畑地の背景に日高山脈が連なり、奥行き感のある（領域性が感じられる）空間となっている	○環大雪景域との広域的な連携強化	○市街地や田園の背景に見える日高山脈や大雪山系への眺望に配慮した沿道景観づくりをすすめる	○ファームインの農家 ○玄関口としての役割を果たす拠点・帯広空港・十勝港 ○広域軸としての役割を果たす沿道・沿線・ＪＲ根室本線・国道 38 号

例えば道央都市景域では、札幌・千歳等の都市群が連なる都市的景観を基本特性として挙げており、そのため自然と田園は都市の縁辺部と位置付けられている。これら地域の景観づくりの課題としては、都市近郊の原生自然や農地の保全・管理・整備が定められている。また広域軸では玄関口の新千歳空港や広域軸の国道 36 号線を景観資源として位置付けており、景観づくりの課題には沿道の景観阻害要因への対応を挙げている。続いて十勝景域では、広大な農地が広がる田園景観を基本特性として挙げ、耕地防風林や農業施設が空間的にアクセントをつけている事が基本特性として描かれている。一方で景観づくりの課題としても遠望される大型農業施設の景観的配慮が掲げられている。まちの景観では帯広市の都市的広がりを典型的な景観資源として位置付け、田園景観・農村景観の対比と調和を意識する事が課題として定められている。

このように景域により中心となる景観特性が異なるため、景観づくりの方向性も変化する。道央都市景域では市街地を中心に、その近郊の自然や田園の保全・整備を定めている。また玄関口としての新千歳空港や、広域軸としての国道 36 号線における景観阻害要因への対応を指摘している。十勝景域では田園を中心にその農業施設の配慮を課題とすると共に、田園との対比・調和を意識したまちの景観整備を定めているという特徴がみられた。

- 2001.10：北海道美しい景観のくにづくり条例

「北海道景観形成基本計画」の策定を受け、その方針を実現する施策として 2001 年 10 月に「北海道美しい景観のくにづくり条例」が制定された。この条例では前文に条例の考え方が定められている。

> 私たちが暮らす広大な北海道は、美しく雄大な自然に恵まれており、その中で北国の気候や風土に合った生活や産業の営みの積み重ねによって歴史が刻まれ、それぞれの地域において、個性的な街並みや田園風景など北海道らしい様々な景観が形づくられてきた。（中略）
> そのためには、地域主体の景観づくりや北海道ならではの雄大な景観を生かす広域的な景観づくりを、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。
> このような考え方に立って、私たちは、景観づくりを積み重ね、広げていく美しい景観のくにづくりを進めることを決意し、この条例を制定する。

つまりこの条例は広域景観づくりを目的としたものであり、その実現へ向けた施策について定めている。具体的には、条例の第三章「広域にわたる景観づくりの推進」において、複数の市町村にまたがり田園等が連続する景観を有する地域において、「広域景観づくり推進地域」を指定する事が可能と定めている。当該地域では広域景観づくり指針を設け、その指針への配慮を建築物等の建設時に促す事、また著しく支障のある建築物等に必要な措置を講ずるよう要請する事を定めている。

条例制定後は道内の主要都市 6 カ所で北海道主催の説明会を開催しており、条例の制定委員による討論などが行われた[29]。その後羊蹄山麓の 7 町村が「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設立し、地域指定を受けて取組みを行っている。指定に至る経緯は、北海道が地元町村に呼びかけて協議会の設置に至っている。地域指定当初は、羊蹄山麓 7 町村と北海道によるワーキンググループ等で広域景観の取組み意義について確認し、その後地元住民なども含めた協議により「羊蹄山麓広域景観づくり指針」としてまとめている。現在は「北海道景観計画」とも連携がとられており、主要な道路や河川を景観重要公共施設に位置付け、整備時の景観配慮を求めている。また届出・勧告の基準も北海道内の一般地域とは区別されている（表 3-2）。これに加えて、任意で「羊蹄山麓景観広告ガイドライン」を策定し、サインの統一による一体性創出に取組んでいる。

▼29. [北海道新聞 2001]より、北海道は、十月に制定した「道美しい景観のくにづくり条例」の趣旨を広く道民に理解してもらうため、十八日の函館市を皮切りに、来年一月下旬まで全道計六カ所で説明会を開く旨が書かれている。尚、開催都市は函館市・旭川市・中標津町・帯広市・苫小牧市・北見市。

●北海道新聞. “道が景観条例説明会＊あすから全道 6 カ所.” 2001 年 12 月 17 日: 4.

2）景観法施行以後の広域景観に関する方針と取組み

- 2008.6：北海道景観計画

2004 年の景観法施行を受け、北海道では 2008 年 6 月に「北海道景観計画」を策定している。これまで北海道により行われてきた景観行政が弱い拘束力であったのに対し、本計画の策定以降は景観法に基づき景観行政を進める事が可能となった。

景観法は景観計画区域が重ならない事を原則としているため、北海道景観計画の区域は道内景観行政団体の行政区域が除外されている。2016 年 1 月現在､16 市町が景観行政団体に移行している｡これは割合でいうと約 9%であり、我が国のブロック別景観行政団体割合では最下位である[30]。

北海道景観計画は、届出及び勧告による景観行政を定めている。北海道における届出制度の特徴として、景観計画区域を一般区域と広域景観推進地域の 2 地域に区分している点が挙げられる。そこで、現在北海道で運用されている届出・勧告基準の一部を表 3-2 にまとめた。尚、両地域に共通して、届出が行われた後は「主要な展望地」から「地域の良好な景観資源」に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設する際、勧告・協議等が発生する事を定めている。現行の届出基準をみると、地域景観に影響を与える大規模な建築物等を対象としている事が分かる。特に、広域景観形成推進地域では、一般区域と比べて規模の小さい建築物も含めて届出を行っている。その景観形成基準では、羊蹄山への配慮や色彩の調和等が特記事項となっていた。

▼30. 国土交通省が 2014 年 6 月 24 日に発表した「景観法制定 10 周年を迎えて」という資料によると、2013 年 9 月 30 日時点でブロック別景観計画策定割合では北海道地方が全国で最も低く 7.3%である。尚、都道府県別においても東日本大震災の被災 3 県を除くと最下位である。

表 3-2 北海道景観計画の届出・勧告基準の一部

届出対象行為と景観形成基準		一般区域	広域景観形成推進地域
届出対象行為	商業系・工業系用途地域の建築物新築等	高さ 20 m 又は延べ面積 3,000 ㎡ を超える建築	高さ 13m 又は延べ面積 2,000 ㎡を超える建築
	その他の用途地域の建築物新築等	高さ 13m 又は延べ面積 2,000 ㎡を超える建築	高さ 10m 又は延べ面積 1,000 ㎡を超える建築
景観形成の基準	規模	周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	周辺からの眺望に配慮した規模とすること。羊蹄山等と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。
	形態又は色彩、意匠	外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。	四季を通じて周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。

以上に北海道景観計画の概要を示した。景観計画では方針や指針に関する記述は部分的であるが、良好な景観の形成に関する方針として「一体性と連続性のある広域景観づくり」を第一に挙げている。詳しい方針の内容は同年度に策定された「北海道景観形成ビジョン」に対応する記述がある。そこで次の項目において参照する。

- 2009.3：北海道景観形成ビジョン

北海道では景観計画の策定と合わせて、北海道全域における目指すべき姿を掲げる景観形成ビジョンを 2009 年 3 月に策定している。このビジョンでは目指す姿として「美しい景観のくに、北海道」を掲げ、その基本方針 1 に「一体性と連続性のある広域景観づくり」が掲げられている。以下にその説明文を示す。

> 道は、地形や地質、気候、歴史、文化などの共通性から捉えた広域の景観について、これまでもシーニックバイウェイ北海道など、様々な景観づくりの活動と連携し、広域景観形成推進地域の指定による広域景観づくりを推進してきました。
>
> これからも、景観の特性に配慮し、一体性と連続性を保ちつつ、本道の雄大な大地と人々の営みにふさわしい広域景観づくりを全道各地に展開させ、さらに取組を充実させていくため、地域の特性や取組の進捗状況に応じた支援を推進します。

つまり、これまでシーニックバイウェイ北海道や広域景観形成地域の指定を、地形・文化等の共通性を持つ広域景観を対象に講じてきた。そこで本ビジョンでは、「一体性」と「連続性」をキーワードとして更に充実させる事を方針としている。ここで施策の展開方向として「広域景観づくりの意識の共有」「広域景観づくりに向けた体制づくり」「広域景観づくりの推進」の 3 点を掲げている。例えば体制づくりでは、話し合いの場を設ける事や、新規に広域景観形成推進地域を指定する事を挙げている。また

推進へ向けては、広告物条例や景観法との連動や、広域景観に関する取組み同士の連携等を定めている。

またビジョンの進捗を測る目安として、指標を設けている。基本方針1「一体性と連続性のある広域景観づくり」に対応した指標は、広域景観形成推進地域の市町村数を2017年までに18市町村とする事を挙げている。その他、基本方針2の「協働による多様な景観づくり」に関して、景観行政団体数を2017年までに39団体とする事を挙げている[31]。

▼31. 2017年1月現在、広域景観の取組みは東オホーツク地域でも始まっているが、地域指定には至っていない。また景観行政団体は16市町にとどまっている。

3）北海道における広域景観の位置付け

以上に概観した通り、北海道では1999年から「広域景観」という考え方を景観に関する方針の上位に位置付けており、取組みを進めてきた。こうした経緯は北海道の景観行政の特徴であり、広域景観を基盤として景観行政を推進する必要性が高い地域と捉えられる。

具体的に広域景観の方針の変化をみると、総合計画に基づき策定された1999年の景観形成基本計画では、第一に地域をつなぐ河川や道路の周辺における連続性、第二に一次産業との連関性等に着目したテーマ性のある広域での取組みを、広域景観づくりにおける主要な視点として挙げている。更に、2009年の景観形成ビジョンからも、広域景観づくりにおいて「連続性」及び「一体性」がキーワードとして掲げられている。つまり、河川や道路といった公共施設が境界線を越えて連続性を持つ「軸」に関わる方針と、一次産業等により生じる景観構成要素が、境界線を越えて一帯に広がる「面」又は「点」が、北海道における広域景観行政の持つ骨格的な方針であったと捉えられる。

3.2 研究対象都市圏の概要

前節でこれまでの景観政策から、広域景観に関わる施策展開をまとめた。これを踏まえて本節では、まず研究対象として適した都市圏を選定する。北海道における広域景観の方針として、「境界線を越えて連続する軸」や「一次産業に起因する要素等が境界線を越えて一体的に広がる面」という視点が得られる。この条件に適した都市圏を、前節に挙げた北海道の景域カルテから選定する。その結果、道央都市景域においては道路や河川が広域軸として位置付けられている事が分かる。また十勝景域では農業という一次産業と、それに起因する産業施設が一体に広がるという地域性を有している。そこで本論文では、それぞれの景域の中心都市圏である札幌圏と帯広圏を研究対象地として選定した。以下各項で、札幌圏及び帯広圏の概要を示す。

1）札幌圏（札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市）

札幌圏は景域カルテによると、都市群が連なった都市的景観と、隣接する農地や身近な原生自然が特徴の地域と言える。圏域では札幌市が唯一景

観行政団体となっており、景観法に基づき策定された景観計画に則って、届出や勧告を行っている。圏域の他市で景観計画は策定されていないため、前節で述べた北海道景観計画に基づき勧告基準への該当状況が判断される。ここで、「主要な展望地」から「地域の良好な景観資源」が遮られていない事が基準となる。札幌市は景観行政団体のため指定はないが、国道 36 号線沿道には北広島市の旧島松駅逓所が景観資源に指定されている他、恵庭市では漁川との交差点に位置する恵庭大橋が主要な展望地に位置付けられている。更に漁川に着目すると市街地の有福橋、森林地域の漁川ダムが主要な展望地に、漁川河川緑地や恵庭湖（ダム湖）が地域の主要な景観資源に位置付けられている。この河川は恵庭市において母なる川として位置付けられており、河川整備や住民活動が複数か所で取組まれている[32]。

▼32. 恵庭市が 2004 年に策定した「新 水と緑のやすらぎプラン」では漁川を母なる川と称し、河川改修や河川緑地整備に関する方針をまとめている。

道央都市景域の、境界線を越えて道路や河川が連続性を持つ景観という特徴を考慮し、本論文では、4 市（札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市）を横断する国道 36 号線札幌・千歳間と、多数の景観資源を有し森林地域から都市地域、農業地域を流下する恵庭市漁川に着目する。

2）帯広圏（帯広市・音更町・幕別町・芽室町）

帯広圏は景域カルテによると、広大な農地の広がりと調和した都市圏であり、農業施設等が空間的にアクセントをつけている景観上の特徴を持つ。広域景観に関する取組みも一時期行われており、［大柳佳紀 2001］らがその経緯を報告している。初期は十勝地域広域景観づくり推進事業を十勝支庁が中心となり取組んでいた事や、圏域の景観特性や課題把握を目的に住民懇談会が開催された事などを明らかにしている。

●大柳佳紀，田村佳愛．北海道における広域景観形成の計画プロセス-十勝支庁を例とした初動期の課題．日本建築学会技術報告集(14)，2001，pp.311-314.

圏域に景観行政団体は存在しないが、帯広市では古くから帯広の森の造成など、緑に関する取組みを重点的に進めてきた特徴を有する。景観法に基づく届出と勧告は北海道景観計画に基づき行われており、前項の札幌圏と同様に、いくつかの主要な展望地及び地域の良好な景観資源が指定されている。この中には帯広市や芽室町で農村景観・農村風景が指定されており、圏域におけるその位置付けの重要性が窺える。特に景観法は、大規模な建築物や工作物の届出を基本としている事から、都市圏と周辺の農業地域に立地する農業に関わる産業施設は、特に景観上重要な課題と捉える事ができる。

十勝景域の、農業やその関連産業に関わる施設が土地の境界線を越えて地域に点在する特性を考慮し、特に多くの施設立地が考えられる十勝景域の中心都市圏である帯広都市圏 1 市 3 町（帯広市・音更町・幕別町・芽室町）において、農業に関わる産業施設に着目する。

3.3分析フレーム

以下 4-6 章では、広域景観の形成に公共政策が与えた影響を明らかにするため、広域景観の構成要素と影響する政策の関係を分析する。そこで、広域景観が行政境界又は土地利用区分を越えて形成される特徴を考慮し、

各章の分析対象を設定する。続いて公共政策の影響を明らかにするための分析方法を設定する。

1）4-6 章の分析対象と方法

前節に示した通り、都市的土地利用が行政境界を越えて連なり、近郊の林地・農地が景観を特徴付けている札幌圏では、大都市圏という特性上、社会資本の道路や河川整備が早くから進められている。特に主要な道路・河川の特性を鑑みると、道路は都市間を結び、河川は山から海へ流下している。そこで行政境界・土地利用区分を越える広域景観それぞれに公共政策が与える影響を明らかにするという観点から、以下のように対象を設定した（図 3-2）。

まず 4 章では、道央圏の都市間をつなぎ、更に新千歳空港と札幌都心部を結ぶ国道 36 号線に着目し、行政境界を越える道路軸という観点から研究を行う。

次に 5 章では、森林地域から都市地域、農業地域を流下し、更に周辺市町の水道水源にも利用されている恵庭市の母なる川、漁川に着目し、土地利用区分を越える河川軸という観点から研究を行う。

続いて前節に示した通り、広大な農地が広がる地域の中心として発展した帯広都市圏には、複数の農業に関わる産業施設が立地している。特に地域産業の振興に資する農畜産物の集荷施設や食料品製造の工場といった地域産業施設は、行政境界や土地利用区分を越えて、地域一帯に立地する特徴を持つ。

そこで 6 章では、行政境界及び土地利用区分を越えて一体的に共通の景観構成要素が広がる特徴を持つ、帯広都市圏の農業に関わる産業施設に着目し、研究を行う。

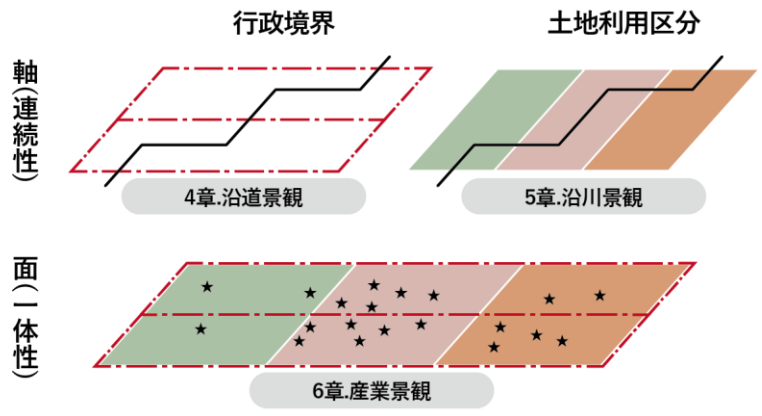


図 3-2 分析フレーム

2）軸と点を扱う位置付け

本論文では広域景観を分析するために、従来の広域景観研究で用いられる鳥瞰的な方法と併せて、「境界線を越えて連続する軸」及び「境界線を越えて一帯に広がる点」に着目している。

この軸と点については［K･リンチ 1960］が、都市のイメージを決定付ける五つのエレメントの中にいくつか挙げている。まず軸状のエレメントとして「パス Paths」「エッジ Edges」を挙げている。パスとは、観察者が通る可能性のある筋道の事であり、人々はこの上を移動しながら都市を観察する。これに対しエッジは、パス以外の線状のエレメントと定められており、二つの局面の間にある境界であり、連続状態を中断する線状のものを指す。リンチはエッジについて障壁の場合と継ぎ目としての役割を持つ場合を示している。つまり軸には、観察者の視点場としての機能がある事を示している。

●K・リンチ. 都市のイメージ. 岩波書店, 1960.

ここで道路や河川といった公共施設が有する景観的特徴を考える。［篠原修 1998］では社会資本の種類ごとに、景観の理論や特色について言及している。まず道路景観については、最もなじみの深い公共的な視点場であると同時に、眺められる対象とも位置付けられている。つまり道路景観の主たる構成要素は、道路本体と街路樹・付属物及び沿道の建築物や広告物が挙げられる。次に河川景観の特徴では、上流から下流への明確な方向性、オープンな眺め、高い自然性が挙げられている。河川景観を構成する要素には河川の形や河川敷内の要素だけでなく、沿川の建物、水辺の活動が含まれる。また国土交通省河川局による「河川景観ガイドライン」では、我が国の河川は、自然・農業・都市地域を流下する特徴を一般に有する事を指摘している。そのため沿川の景観構成要素は土地利用区分によって変化する[33]。また、河川景観デザインの要点として連続性への配慮を挙げている。

●篠原修. 景観用語事典. 彰国社, 1998.

▼33. ［国土交通省河川局 2006］では、河川景観の特徴として「山間部や都市域等、様々な地域を流下しながら上流から下流まで連続した景観を呈する」ことを挙げている。

●国土交通省河川局. 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」. 2006.

続いて点についても同様に［K･リンチ 1960］を参照すると、点のエレメントとして「ノード Nodes」「ランドマーク Landmarks」を挙げている。ノードはその中に入る事ができる点、ランドマークは外部から見る点と位置付けられている。特にランドマークは、限られた場所で且つ特定の方向から近づく時しか見えないエレメントだが、都市のアイデンティティやストラクチャーの手掛かりとなる事を示している。つまり点は主に視対象であり、その見え方は都市のアイデンティティに作用する。本論文はこうした点が、広域に一体的に存在するという観点から、点の集合により構成される面的な広域景観として扱う。

●K・リンチ. 都市のイメージ. 岩波書店, 1960.

3）4-6 章の分析プロセス

続いて以下 4-6 章の分析プロセスについて示す。各章の分析は三つの段階により構成される。

第一に、それぞれの調査目的に応じて対応する上位計画から方針を抽出し、比較を行う。4 章では沿道 4 市の景観計画及び景観形成基本計画から、沿道景観に関わる景観の方針を抽出し比較する。5 章では森林地域・都市地域・農業地域でそれぞれ策定が義務付けられている法定土地利用計画から、景観に関する方針を抽出し、景観形成基本計画との対応関係という観点で比較した。6 章では都市圏に点在する産業施設に関わる地域産業と景観形成の方針の変遷について、4 市の総合計画を基に比較した。

第二に、各調査が対象とする景観の実態を明らかにする。4,5 章の道路・河川は視点場という特徴を持つ事から、沿道・沿川に存在する頻出の景観構成要素に着目して実態を明らかにする。6 章の産業施設は視対象のため、規模や棟数といった景観との相関を持つ定量データから特性を把握する。

第三に、景観形成に関する政策の他、土地利用規制や産業振興政策が景観形成に与える影響を明らかにする。そのために、景観を構成する要素やその特性に対して作用する公共政策を特定し、その影響について考察する。4 章では沿道に頻繁に決定されている土地利用規制及び景観に関する取組みが、沿道景観に与える影響に着目する。5 章では沿川景観の主要な構成要素に対して、行政による取組みが与えた影響に着目する。6 章では、産業振興及び景観形成を目的とする政策の重複を考慮して、広域景観の形成に与える影響に着目した。

4　行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

4.1　沿道景観を取り巻く背景と調査目的

1）　ロードサイドの景観

2）　北海道の沿道景観

4.2　研究対象の概要

1）　国道 36 号線の概要

2）　国道 36 号線札幌・千歳間の変遷と美観

4.3　国道 36 号線の沿道景観に関する計画

1）　札幌市景観計画

2）　北広島市都市景観形成基本計画

3）　恵庭市景観形成基本計画

4）　千歳市都市景観形成基本計画

5）　4 市の計画と取組みの比較

4.4　国道 36 号線の沿道景観実態

1）　11 地区の沿道景観実態と公共政策の決定

2）　沿道景観の実態調査結果まとめ

4.5　沿道景観の実態に公共政策が与える影響

1）　用途地域

2）　風致地区

3）　特別用途地区

4）　地区計画

5）　農業振興地域

6）　景観ガイドライン

4.6　まとめ

4　行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

本章では行政境界を越える広域景観の形成に公共政策が与える影響を明らかにするために、国道 36 号線札幌・千歳間（札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市）に着目する。

4.1 沿道景観を取り巻く背景と調査目的

1）ロードサイドの景観

我が国の景観行政の転換点となった 2003 年の「美しい国づくり政策大綱」では、冒頭にてこれまでの国土交通行政が経済発展に寄与したものの魅力あるものになったか、という疑問を投げかけている。つまり、社会資本の整備は量的観点での評価が重視され、国土の均衡ある発展を目指して都市間の高速移動等を実現したが、その過程で美しさは目的に掲げられていなかった。これまでの社会資本整備について詳しくみると、モータリゼーションの加速による都市の拡散化、都市郊外地の発展は景観に大きな影響を及ぼしてきた。いわゆる「ロードサイドの風景」と呼ばれる、郊外型大規模商業施設の立地に伴う広大な駐車場整備、大型屋外広告物の掲出などが、全国に一律の街並みを形成し、没個性化が課題と指摘されている[34]。個性ある地域づくりが重視される時代において、幹線道路の沿道景観は多くの問題を抱えていながらも、人々の主要な動線であり、主要な視点場である。

特に観光の視点から考えると、近年レンタカー等を利用した個人旅行が増加しており、沿道景観は都市や地域の印象を決定付けると考えられる。実際に国土交通省の調査によると、レンタカー事業者数は 2004 年からの 10 年間で約 2 倍に増加しており[35]、近年では訪日ドライブ観光客が増加している事も指摘されている。つまり、観光政策においても良好な沿道景観形成の必要性は高まっており、地域振興として広域景観形成が期待されている。

▼34. [土田旭 2006]は我が国のロードサイドの景観の特徴について言及し、都市計画が景観形成上機能していない事を課題と指摘している。

●土田旭. 日本の街を美しくする-法制度・技術・職能を問いなおす. 学芸出版社, 2006.

▼35. 国土交通省「レンタカー事業の現状について（事業者数及び車両数）」によると、2004 年度はレンタカー事業者数が 5,994 社であったのに対し、2014 年度は 10,294 社に増加している。

2）北海道の沿道景観

北海道は日本の主要な観光地の一つであり、図 4-1 から分かる通り、多くの来道者が自然景観や農村景観、都市景観などを含む沿道景観の鑑賞を主要な旅行目的に挙げている。更に観光地が各地に点在している事、二次交通の発達が進んでいない事により、自動車を用いた観光形態の割合は年々増加傾向となっている。特に外国人観光客は景観を目的としたドライブ観光を行っており、レンタカー利用率は年々上昇している。

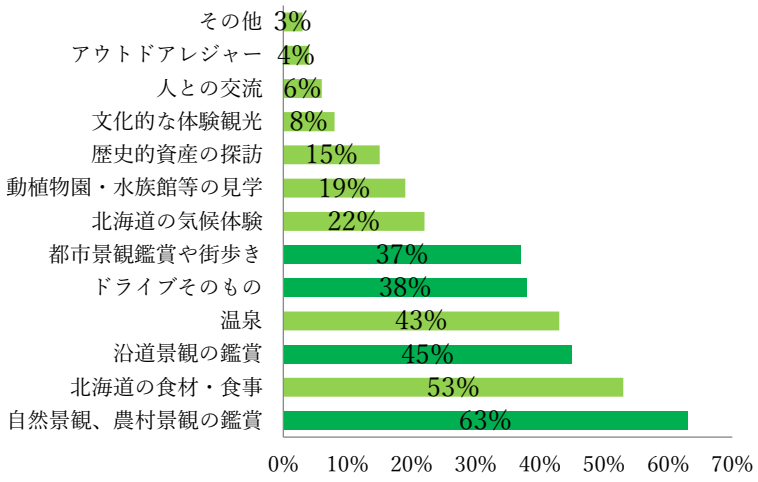


図 4-1 外国人個人ドライブ観光客の北海道の旅行目的

4.2 研究対象の概要

1) 国道 36 号線の概要

国道 36 号線は北海道札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 2 番 14 から北海道室蘭市海岸町 1 丁目 89 番へ至る一般国道である。路線総距離は約 133km であり、札幌市から北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、白老町、登別市を経由して室蘭市へ至る。大変交通量の多い路線であり、表 4-1 からも明らかであるように、24 時間交通量が 5 万台を超える地点も存在する。

表 4-1 国道 36 号線の主要地点における 24 時間交通量[36]

交通量観測地点名	24h 交通量(2010)	24h 交通量(2005)
札幌市中央区南 4 条西 1 丁目	51,348 台	60,307 台
北広島市大曲中央 1 丁目	43,063 台	39,298 台
千歳市上長都	39,863 台	43,786 台
苫小牧市植苗 151	32,018 台	31,177 台
白老郡白老町字浜竹浦	13,381 台	14,551 台
登別市大和町 2 丁目	29,362 台	30,678 台
室蘭市室蘭港	34,002 台	36,822 台

▼36. 国土交通省「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」より、国道 36 号線の交通量を抽出し筆者作成。

沿道には多数の交通結節点があり、新千歳空港や苫小牧港、北広島インターチェンジや苫小牧東インターチェンジ、登別室蘭インターチェンジとの接続が挙げられる。更に集客施設としては恵庭市に存在する道の駅「花ロードえにわ」や、苫小牧市の道の駅「ウトナイ湖」が挙げられ、観光施設としては北広島市の国指定史跡「旧島松駅逓所」、札幌市の「羊ヶ丘展望台」や「札幌ドーム」などがある。

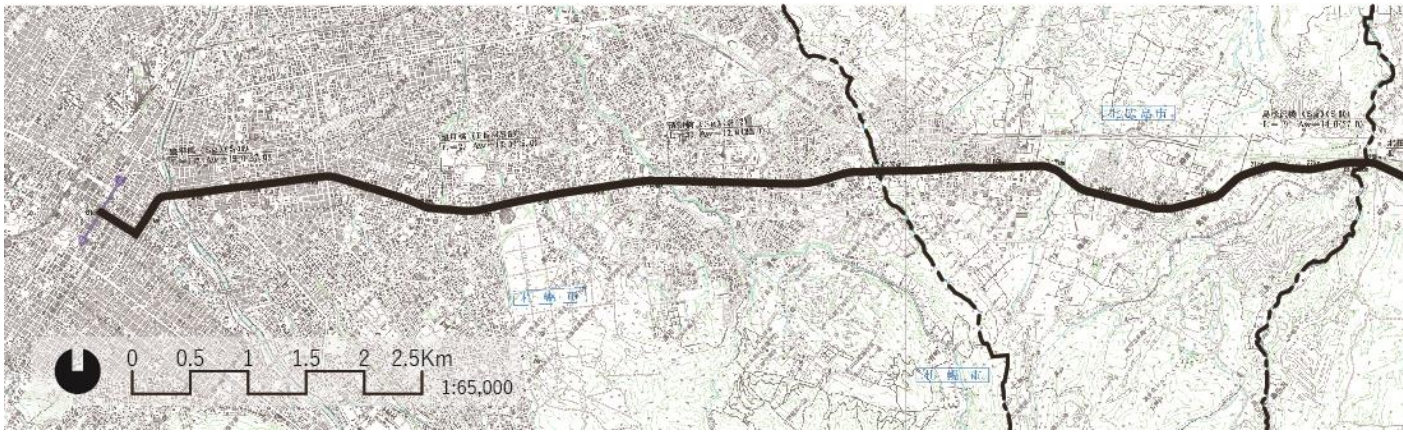


図 4-2 国道 36 号線札幌・千歳間路線図 A

このような国道 36 号線の中で研究対象として札幌･千歳間の約 42km を選定した（図 4-2,図 4-3）。国道 36 号線札幌・千歳間と千歳・室蘭間では道路としての歴史的位置付けが異なり、札幌・千歳間は物流の大動脈でありながら､札幌に通じる空港アクセス道路として古くから利用されてきた。現在も多くの来道者が新千歳空港を利用しており、県庁所在地である札幌中心部を結ぶ北海道の大動脈である。よって本論文は国道 36 号線札幌･千歳間を対象に 4 市の分析を行った。

また、幹線道路における沿道景観形成に公共政策が与える影響を研究する上で、沿道には様々な政策決定がなされている事が重要である。国道 36 号線の札幌・千歳間においては、都市的な土地利用の中にも、都心部から高度利用住宅地、郊外商業地などを通り、沿道には林地や農地利用も存在している。そのため複数の政策が関わっている事から、幹線道路沿道における良好な沿道景観形成の方策を検討する上で､国道 36 号線札幌･千歳間は研究対象として扱う意義があると考えられる。

次項では国道 36 号線を対象として扱うにあたり、その道路の位置付けについて歴史的変遷を手掛かりとして言及する。道路の開発において、部分的ではあるが美観への配慮が行われたという報告もある。こうした美観への配慮を明らかにする。

2）国道 36 号線札幌・千歳間の変遷と美観[37]

国道 36 号線札幌･千歳間の歴史は古く、これまで整備に至る経緯については様々な課題や開発圧力が存在した。道路開削の歴史は 1857 年（安政 4 年）にさかのぼり、箱館奉行の強い要請から、恵庭市の島松から千歳までを開削したものが始まりである。当時の道路は道幅わずか 4m ほどで、草木を刈っただけの粗末なものであったが､今日の国道 36 号線札幌･千歳間の原型である。完成当初は粗末な道路であったが、往来する役人や漁場を渡り歩く漁師などによって次第に踏み固められていったと言われている。更に千歳は勇払場所内にあった事もあり、鮭輸送のために荷馬車が使用され、当時から国道 36 号線は物流の拠点であった。

▼37. 本項は主に［国土交通省北海道開発局・道路情報館内札幌・千歳間道路物語編集委員会 2003]から、景観に関する記述を参照している。

●国土交通省北海道開発局道路情報館内札幌･千歳間道路物語編集委員会. 札幌･千歳間道路物語. 北海道道路史調査会, 2003.

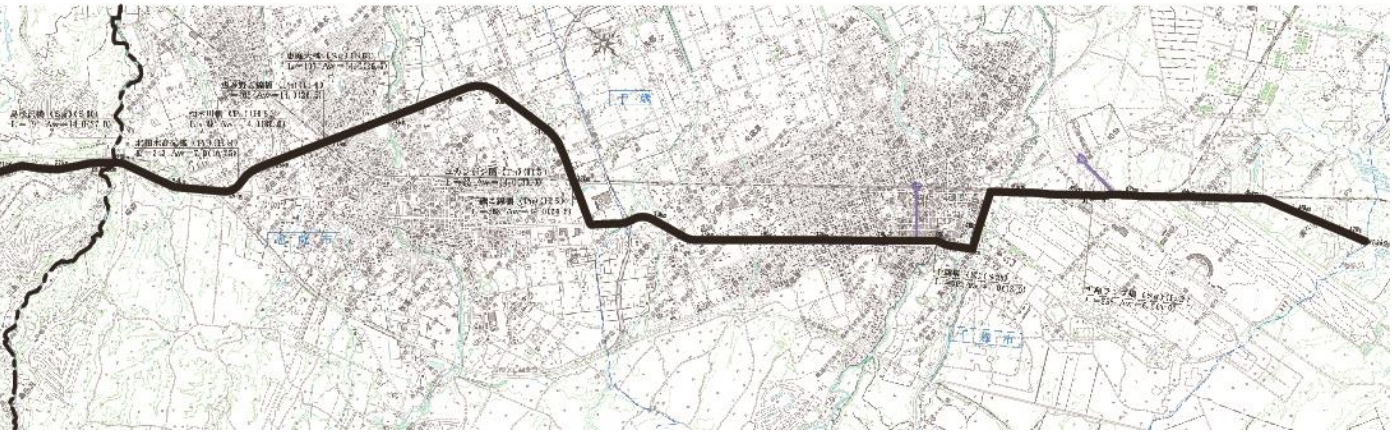


図 4-3 国道 36 号線札幌・千歳間路線図 B

1869 年、北海道に開拓使が設置され、札幌に本府が設けられると、明治政府は欧米文化を北海道に打ち立てようと考えた。この流れの中でケプロンは、道路の必要性について、「首都と室蘭との間に一路を開くは、最大の要件たること明瞭」という報告書を開拓使に提出し、この報告を受けた政府は、函館から室蘭、千歳を経由して札幌に達する「札幌本道」の開削を決定した。1873 年、ここに日本で初めての長距離洋式馬車道が完成した。

その後千歳市が空の玄関口としての性格を強めていくにつれて、札幌・千歳間を結ぶこの道路は早急に整備する必要が生じた。1951 年当時の沿道の環境について、豊平町では舗装に関する請願書を提出している。舗装の荒廃を受けての舗装の必要性の主張であったが、都市美化の点からも一刻も放置できない現況と言及されている。変遷の記述の中で、美観等に関する記述はここで初めてみられる。その直後、1952 年から舗装工事は開始された。

一方で工事が決定してからもルートの策定等様々な重要な決定がなされたが、舗装タイプについてアスファルト舗装にするか、コンクリート舗装にするか、つまり白で施工するか黒で施工するかという問題が真剣に議論された。現在は通常アスファルト舗装だが、当時はコンクリート舗装が一般的であった。議論の際には費用や工期、土木技術の観点が主要であったが、景観に関する議論もここで行われる事となった。1955 年出版の道路舗装工学という書籍では、コンクリート舗装とアスファルト舗装の優劣を比較する事は困難であるとしたうえで、「アスファルト舗装は都市美観の観点上最も優れている。都市に多い埋設物施工後の修理が簡単で、外観が良い。」といった記述がなされている。結果として、全国に先駆けてアスファルト舗装で工事が行われた国道 36 号線札幌・千歳間は、美観に配慮した道路づくりを理念の一つに掲げていたと言える。

4.3 国道 36 号線の沿道景観に関する計画

札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市はそれぞれ景観に関する計画を策定しているが、景観法に基づく計画は「札幌市景観計画」のみである。その

他の「北広島市都市景観形成基本計画」「恵庭市景観形成基本計画」「千歳市都市景観形成基本計画」は、自治体が任意で策定した景観に関する計画である。国道 36 号線は圏域の主要な交通インフラのため、上記全ての計画において国道 36 号線を含む幹線道路について景観に関する方針が提示されている。事項より各計画の概要を示し、その後比較分析を行う。

1）札幌市景観計画

札幌市は 4 市の内唯一の景観法に基づく景観行政団体であり、法に基づく「札幌市景観計画」を 2008 年 4 月に策定している。計画の基本理念を「透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる」と定め、基本指針の一つに快適な道路空間を作る事が掲げられている。景観法に基づく行為の制限として届出・勧告を行っており、市内全域を景観計画区域とした上で、延べ面積 10,000 ㎡以上又は、高さ 31m を超える建築物に届出を義務づけている[38]。

▼38.高さの基準は市内の高度制限に準じて変化する。また重点区域ではこれら建築物以外にも仮設工作物も届出の対象に含めている。

計画では市域をエリア分けしており、それぞれで景観の方針を示す事で良好な景観形成を目指している。国道 36 号線は「景観軸」に位置付けられており、幹線道路を中心に、地域の特性を踏まえた連続性のある良好な景観の形成が方針として掲げられている。また沿道は「景観重点区域」「都心部」「高度利用住宅地」と指定されている地域を通り抜けるが、景観重点区域を除く全てのエリアでは法に基づく規制内容が一律である。従って現状ではエリアごとの目標に応じた法規制を適応する段階には至っていない[39]。一方、特に良好な景観形成を図るべき地区と指定された「景観重点区域」は、開発規模に関わらず色彩や形態等の基準が規定されている。重点区域内で更に細分化した地区ごとに異なる基準を設け、良好な景観形成を目指している。

▼39. 2012 年 8 月 27 日実施「札幌市都市計画部地域計画課」へのヒアリングより。

また、同じく 2008 年 4 月に札幌市は「公共施設等景観デザインガイドライン」を策定している。上述の景観計画が主に民間に対する景観施策をまとめる目的を持ち、本ガイドラインは道路や河川を含む公共施設等に対する景観施策を取りまとめたものである。例えば沿道土地利用を踏まえた緑の配置について言及しており、都心部では建築の圧迫感を緩和する高木の並木、工業地では厚みのある緩衝緑地帯を設ける事などが定められている。

2）北広島市都市景観形成基本計画

北広島市は市政移行以前の広島町時代に、総合計画に基づく様々な事業を景観という視点から支える事を目的として「広島町都市景観形成基本計画」を 1996 年 3 月に策定した。同 8 月の市制移行に伴い「北広島市都市景観形成基本計画」として、計画の運用を行っている。北広島市において景観の視点で書かれた唯一の計画であり、「みちの景」として国道 36 号線をはじめとする主要幹線道路における沿道景観形成の方針を示している。

しかしその後、計画の策定を行った都市景観室の廃止等により現在この計画は運用されていない[40]。

「みちの景」に関する項目をみると、「田園と都市を結ぶ、緑多いうるおいのあるみちづくり」を景観形成の目標として掲げている。これは、多くの人が道路から見える部分の雰囲気や景観でまちの印象を決める事から、北広島市を通過する人に良いまちの印象付けが目指されるためである。特に屋外広告物については「北海道屋外広告物条例で禁止地区に指定されている国道 36 号線沿いでは、道条例に違反する大型広告塔・立看板などの屋外広告物について、北海道と連携して撤去などの指導を行います」と言及している。実際に北海道屋外広告物条例では、「北広島市の区域の内、一般国道 36 号及びこれから展望することができる地域。ただし、家屋のある場所を除く」に対して、厳格な掲出の制限を有する第二種禁止地域を指定している。これは、北海道が 1962 年 10 月に決定したものであり、国道 36 号線沿道においては北広島市内の区間のみが指定されている。当時の屋外広告物に関する審議機関であった屋外広告物審議会が決定したものであり、北海道庁の内部資料によると、以下の通り記述されている[41]。

> 最近、国を美しくする運動が盛んになり、屋外広告物もこの美化の一環として、大きな役割をもっております。今般、札幌－千歳間の国道沿線の広告物は、本道の空の玄関として、風致維持の上から、全面的に禁止すべきであるとの世論にもとづいて、北海道屋外広告物審議会にはかったところ、この区間のうち、最も北海道らしい景観を有する「広島村の区域及びこれから展望できる接続地域」のみを禁止すべきであるとの答申がありました。

つまり北海道の空の玄関口としての国道 36 号線札幌･千歳間の自然景観維持という観点から、林地といった「最も北海道らしい景観を有する」北広島市での屋外広告物の掲出を禁止にする意向があった。こうした経緯のもと、屋外広告物条例に基づく地域指定が活用されている事例である[42]。

3) 恵庭市景観形成基本計画

恵庭市は上位計画で掲げるまちづくりの基本理念を受け、景観面で具体的に取りまとめる事を目的とし「恵庭市景観形成基本計画」を 2008 年 3 月に策定した。最上位計画にあたる「第 4 期恵庭市総合計画」で位置付けている「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」という理念を「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」等の様々な計画で目標としており、それぞれの視点から総合計画の理念達成を目指している。この一貫した計画の展開により、景観形成基本計画においても理念に基づき取組みが記載され、まちの出入口での花修景といった事業は既に取組まれている。

計画内で国道 36 号線の全線が「景観軸」に位置付けられており、「都市景観ゾーン」と「農村景観ゾーン」の境界となっている[43]。景観軸には国道や河川が含まれており、特に国道 36 号線など主要幹線道路には「国道 36 号や主要道道の沿道景観は、サイン類の統一化や不要と思われる看板の撤去、花や緑による修景、路傍雑草やゴミの除去を進め、通行する人に心地

▼40. 2012 年 8 月 30 日実施「北広島市企画財政部都市計画課」へのヒアリングより。

▼41. 2012 年 8 月 20 日実施「北海道建設部まちづくり局都市計画課」へのヒアリング及び、北海道建設部提供内部資料より引用。

▼42. 2012 年 9 月 12 日実施「国土交通省北海道開発局札幌開発建設部都市圏道路計画課」へのヒアリング及び［国土交通省北海道開発局 2003]より、国道 36 号線札幌･千歳間では道路開発当時から北海道の空の玄関口としての景観配慮が行われている。

●国土交通省北海道開発局, 道路情報館内札幌･千歳間道路物語編集委員会. 札幌･千歳間道路物語. 北海道道路史調査会, 2003.。

▼43. 2012 年 8 月 29 日実施「恵庭市企画振興部都市計画課」へのヒアリングより。

よい景観をつくっていきます」という指針を示している。また、国が進めているシーニックバイウェイ運動との連携を図る旨も掲げられていた。

4）千歳市都市景観形成基本計画

千歳市は三つのガイドラインやガイドラインを統合し、一つの都市景観形成基本計画として扱っている。まずは景観に関する全体方針をまとめた2001 年 3 月策定の「ちとせ都市景観ガイドプラン」であり、次いでその誘導方針をまとめた 2002 年 8 月策定の「ちとせ都市景観ガイドライン」、更に重点地区の景観形成方針を示した 2012 年 4 月策定の「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」である。方針と指針を分けて策定する事で、詳細まで規定された計画となっている。加えて重点地区ガイドラインを設ける事で、地域の課題に合わせた施策の展開による積極的な景観形成を行っている。国道 36 号線の市内全線が「みちの景」と位置付けられ、重点地区の範囲にも国道 36 号線は含まれている[44]。

▼44. 2012 年 8 月 30 日実施「千歳市企画部まちづくり推進課」へのヒアリングより。

まず全体方針が定められたガイドプランをみると、景観の四つの基本方針を定めており、その一つがみちの景観について「北海道の空の玄関口である国際交流都市ちとせを意識したわかりやすく質の高い沿道景観づくりをめざします」とある。つまり、新千歳空港からのアクセス道路である国道 36 号線を特に重要な路線として考えており、道路そのもののデザインの他、サイン・広告物を誘導の対象としている。続いてガイドラインをみると、みちの景観についてより具体的な景観を形成するための誘導指針が掲げられている。例えば千歳らしさをはぐくむために、シンボル性のある樹種の選定と効果的な配置を進め、雰囲気を演出するために、広告物の大きさや色彩、設置位置などの統一を図る事が掲げられている。最後に策定された新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインは、新千歳空港周辺景観形成推進協議会により策定された計画である。そのため千歳市と北海道の他、一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会などを含める事で計画の実効性を高めている。このガイドラインについては後に詳述する。

5）4 市の計画と取組みの比較

以上の 4 市における景観に関する計画を基に、国道 36 号線に関連する項目で取りまとめ、比較を行った（表 4-2）。

以上に挙げた景観計画の内、札幌市のみが景観法に基づく計画である。そのため、計画区域･方針･制限内容といった項目の立て方は、景観法に基づき決定されている。実際に景観法の運用指針では、景観計画の策定において「区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める」と言及される。一方で任意計画は自主的に定める計画のため、その位置付けや記述の内容、構成の自由度が高いという特徴がみられた。例えば千歳市では、三つのガイドラインとガイドプランにより景観形成基本計画が構成されている。一方で、北広島市の計画のように、継

続性が担保されていない点は問題として挙げられ、自治体の意向次第で計画が運用されなくなる場合がある。

表 4-2 沿道自治体の景観計画概要と幹線道路に関する方針

	札幌市景観計画	北広島市都市景観形成基本計画	恵庭市景観形成基本計画	千歳市都市景観形成基本計画
策定経緯	1997 年に策定された札幌市景観形成基本計画を基に、**景観法に基づき**策定	市制移行前に策定された計画を継続して運用するも、**現在は運用されていない**	都市計画マスタープラン・緑の基本計画・環境基本計画を上位計画として策定	方針を示すガイドプランと、指針を示すガイドライン、重点地区ガイドラインにより構成される
策定年	2007.12	1996.3	2008.3	2002.8
全体方針	透明感と輝きを持った美しい北の都市をつくりあげる	素敵なまちを未来へ伝える	水・緑・花　人がふれあう　生活都市えにわ	きれいな空とやわらかな水辺、人にやさしく美しいまちなみをめざして
幹線道路の全体方針	地域をつなぐ景観軸の形成	田園と都市を結ぶ、緑多いうるおいのあるみちづくり	サイン類の統一化や不要と思われる看板の撤去、花や緑による修景を通じ、通行する人に心地良い景観づくり	北海道の空の玄関口である国際交流都市ちとせを意識したわかりやすく質の高い沿道景観づくりを目指します
36 号線の区分	都心部・高度利用住宅地・**景観軸**	**みちの景**	**景観軸**	**みちの景**
幹線道路の植栽方針	**連続する道路緑化**により、良好な景観の形成に努めます	緑を印象付ける**軸上景観**をつくります 街路樹の無い道路沿いでは、地先所有者の協力を得て、統一された並木づくりに取り組みます	**まちの出入口**には恵庭にふさわしい花と緑の修景を行う 美しい並木道や花修景がなされている道を今後も維持管理する歩道や植樹枡内の雑草を定期的に刈り取る	路線、地区ごとに季節感のある植栽・花などの選定を行う **シンボル性**のある樹種の選定と効果的な配置に努める
幹線道路の広告物方針	屋外広告物については、周辺との調和が図られるよう沿道景観の誘導に努めます	北海道屋外広告物条例で禁止地区に指定されている国道36号線沿いでは、違反広告物について、北海道と連携して指導を行います 大型広告塔・立看板などのない、すっきりとしたまとまりのある沿道景観を整えていきます	国道 36 号線の新・旧分岐点を修景する	大きさ・色彩・設置位置などの統一を図る　賑わいを演出するためのデザインの向上に努める 乱立を回避する 共同設置を行い、適切な維持管理に努める
幹線道路の電線類方針		主要交差点の修景を行います		地中化及び集約化に努める
幹線道路の管理方針		北海道と連携し道条例を遵守するように指導を行うとともに、屋外広告物の自粛を促します	市民と事業者、行政の協働 シーニックバイウェイ運動の推進	清潔さが保たれるように、適切な維持管理に努める
重点地区の取組み	大通地区札幌駅前通北街区地区等を景観重点区域に指定し、**地域特性を踏まえた法に基づく規制の運用**	美しく魅力あふれる広島町を実現する為の整備事例を景観形成重点事業モデルとして示す	フォトモンタージュで将来像を描き、ひとつのイメージの提案を行う	新千歳空港アクセス沿道地区等にガイドラインを設け、**より質の高い景観形成への方向性を打ち出す**

次に内容について、類似する項目ごとに取りまとめて比較を行った。まず幹線道路の位置付けは概ね共通しており、国道 36 号線を「みちの景」や「景観軸」としている。札幌市ではその他に、沿道のエリア種別が設けられており、国道 36 号線は「都心部」及び「高度利用住宅地」を通り抜けるという特徴を有する。次に具体的な項目をみると「幹線道路の植栽方針」については、千歳市では樹種の選定を重視しているが、他市では緑を印象づける軸状景観や統一された並木など、連続性について重点的に書かれている。次に「幹線道路の広告物方針」では、北広島市は広告物の指導に重点を置いているが、他市では統一感や調和を重視される。この方針の差は実際の広告物規制にも表れており、北広島市の国道 36 号線沿道では北海道との連携により掲出禁止地域に指定されているが、他市の沿道では屋外広告物条例に基づく一律の制限内容となっている。最後に「重点地区の取組み」をみると、札幌市と千歳市では特定区域を定め、各種法的拘束力をもった規制との連動により、景観形成が進められている。例えば札幌では、景観法に基づく届出基準を地域特性に対応させ、千歳では別途重点地区専用のガイドラインを設けている。一方で北広島市・恵庭市ではフォトモンタージュによる将来像の提示が行われているものの、実際の景観形成への結びつきは限定的であった。尚、恵庭市では重点施策の一つである花植えについては市で積極的に取組んでおり、行政境界部に花壇が設けられていた。このように 4 市で、計画の枠組みや内容、それに伴う政策運用に差が生じており、こうした差に基づき景観形成が進められる事で、自治体ごとの景観には変化が生じる事が推察される。

4.4 国道 36 号線の沿道景観実態

計画の分析･比較に続いて、国道 36 号線の沿道景観の特性を明らかにする事を目的に実態調査を行った。まず現地調査からシークエンス変化に基づき沿道を分割し、特性ごとに分類を行った。その際に顕著な例と思われる 11 地区を実態調査の対象として選定し（図 4-4）、活用されている景観政策や土地利用政策と、特性を決定付けると考えられる要因[45]（植栽・建築物・広告物）の実態について明らかにする。以下の各項で実態調査の結果を示し決定される土地利用規制についてまとめる。

▼45. 道路景観設計の主要な操作対象について[篠原修 1998]は、道路の他に沿道を挙げている。沿道の要素として建築物、広告看板、敷地囲障、耕作地、樹林、空地が含まれているが、本研究では広域景観という観点から、比較的スケールの大きいと考えられる建築物・広告看板・樹林に着目している。

●篠原修. 景観用語事典. 彰国社, 1998.

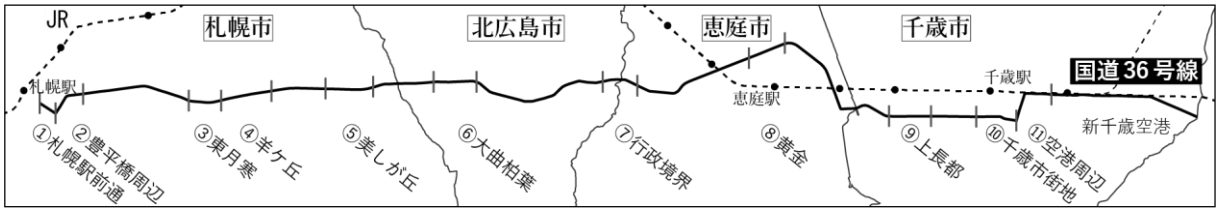


図 4-4 実態調査の対象とした 11 地区について

1）11 地区の沿道景観実態と公共政策の決定

- ①札幌駅前通り

札幌駅前通りは札幌市における骨格軸の一つであり、様々な景観政策が適用されている（図 4-5）。

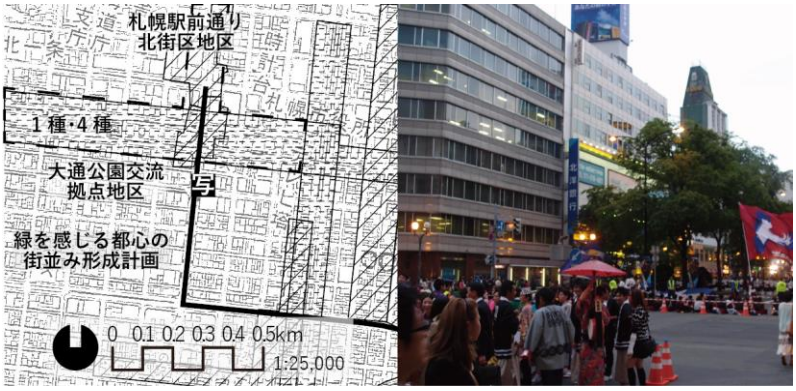


図 4-5①札幌駅前通り

まず植栽の景観では、2003 年に北海道開発局による緑陰道路プロジェクトが沿道で展開されている。これは植えた街路樹を剪定せずに管理する事を取り決めており、地域の個性を活かした親しみが持てる都市の顔として誇れる空間を目指している。



続いて建築物については、賑わいの軸にふさわしい景観づくりを志向しており、オープンなつくりが実現されている。そのためにたとえば地区計画では住居の用途制限を設けており、これは駅前通りにマンションのような特定の人しか関わらない建築用途は不適と判断したためである。

最後に屋外広告物では、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に 2011 年 12 月より指定されている。この指定を受ける事で、地域の雰囲気に応じた広告物の掲出方法を定める事が可能となり、例えば屋外広告物が建築物と一体的になる様なデザインのガイドラインを設けている。また駅前通りの南端には、同条例の「すすきの屋外広告物活用地区」に 2002 年 4 月より決定されている。ここでは飲食店や娯楽施設が集積する地域特性を鑑み、広告物の規制を緩和している。この決定区域をみると、道路をまたぐ範囲で決定されている事が分かる。つまり沿道景観の形成に配慮した地域指定と言える。



図 4-6 すすきの地区広告物活用地区の区域図

- ②豊平橋周辺

当該地区は地区計画が密集しており、周辺に四つの地区計画(都心南地区・都心東地区・都心創成川東部地区・豊平橋南地区)が決定されている。地区計画ごとに背景や目的が異なるため、実際の規制内容、形成される街並みに差が生じている。地区計画により出来上がっている沿道景観として当該地区を取り上げ、調査、考察を行う（図 4-7）。

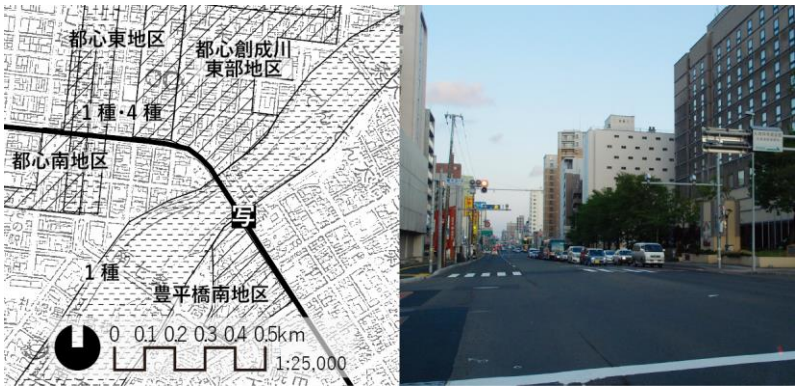


図 4-7②豊平橋周辺

まず植栽に関しては、広く間隔をあけた並木の景観となっている。また一部再開発区域では大幅に壁面が後退されており、国道に接する面に緑地を持つ広場が計画されている。また中央区から豊平区に入ると「とよひら 36 花通り」という取組みが行われている。これは国土交通省のボランティアサポートプログラムを活用したものであり、2002 年から継続した花壇の清掃が取組まれている。尚、こうした取組みの成果は道路功労者表彰を受けている[46]。

続いて建築物では、豊平橋の周辺に決定される四つの地区計画がそれぞれ異なる基準を持っている。この内唯一景観に関する記述を持つ豊平橋南

▼46. 表彰の内容は「当団体は、平成 14 年度から一般国道 36 号沿いの歩道清掃と花壇の植花活動を行っており、これらの活動を通じ、道路環境の整備・美化活動に積極的に取り組んでいるため。」とされる。

地区では整備方針において「北国にふさわしい都市景観の創出と歩道と一体となった安全で快適な歩行者空間の形成を図るため、建築物の壁面の位置の制限を定める」という記述があり、壁面位置を 1.5m セットバックする制限が設けられている。しかしながら壁面後退後の写真を見ると舗装が不連続で駐輪や自動販売機の設置にスペースが使われている事から、歩行環境の改善への寄与及び景観形成への効果は限定的である。

最後に屋外広告物について、当該地区に目立った屋外広告物は存在していない。これはやや住宅用途が多い地域特性が一要因として考えられる。また、構造物という点では、電線電柱も地中化が完了している。

- ③東月寒向ヶ丘

当該地区は地下鉄福住駅と札幌ドームに近接し、国道 36 号線内においても特に交通量の多い区域である。また道路の片側が東月寒向ヶ丘風致地区に指定されている（図 4-8）。



図 4-8③東月寒向ヶ丘

まず花植えについては、当該地も札幌市豊平区であるので、国土交通省のボランティアサポートプログラムを利用した「とよひら 36 花通り」が行われている。活動内容は冬期間を除く月に 1 回定期的に、各々の担当の花壇の花の手入れ、水やり、雑草取りなどの作業を、責任を持って行い、積極的な道路美化に取組んでいる。1回あたりの参加者は約400名にも及ぶ。

続いて建築物については、風致地区内に第二種特別業務地区の特別用途地域が指定されている。これは「流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する工業等の利便増進を目的として工業地域又は準工業地域を指定する区域の内、周辺住宅市街地の環境保護を図るべき区域について指定」という内容である。用途の制限などは自治体ごとに条例で定める事ができる。つまり、特別用途地域によって、沿道に業務の集積を促し、後背地に広がる住宅の環境保護を掲げると同時に、風致地区では沿道の緑化を掲げている。また、風致地区と道路を挟んで向かい側に「福住地区」地区計画が決定されており、東豊線の終点である福住駅のバスターミナル整備を目的とした再開発促進型地区計画である。地下鉄福住駅から札幌ドームの歩行者動線でもあるため、オープンスペースの創出も地区計画に示され

ている。壁面後退距離は 5.5m 以上と規定されており、国道沿道は魅力的な歩行者空間にする事を整備方針に掲げている。そのため広々とした空地が沿道側には出来上がっている。

最後に屋外広告物については、風致地区と屋外広告物条例の連携により規制が適用される。風致地区内は札幌市屋外広告物条例により、屋外広告物の掲出禁止区域に指定されているが、東月寒向ヶ丘風致地区には緩和措置が適用されている。縦の長さが横の長さを超えない事、けばけばしい色彩ではなく周辺の景観と調和する事を条件に、自家用広告物の掲出が認められている。実際に創出される景観を見ると、風致地区外と区別のない広告物景観が創出されていると考えられる。

- ④羊ケ丘

羊ヶ丘風致地区は国道 36 号線の札幌市における、広大に整備された緑地や農地の残る地域であり、奥行きのある緑の良好な景観が沿道に残る地区でもある。一方で国道を挟んで向かい側は準工業地域に指定され、特別用途地区が近年決定されているものの景観に関する規定はない(図 4-9)。

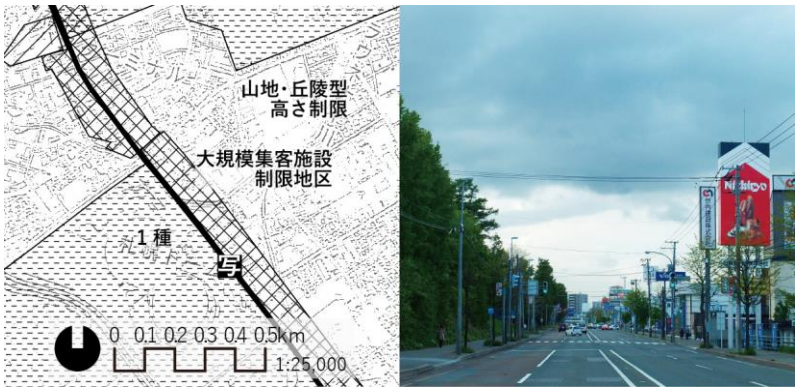


図 4-9④羊ケ丘

まず植栽については、札幌ドームより札幌都心側の区間に街路樹や花壇はみられない。一方で地下鉄福住駅から札幌ドームのアクセス道路という条件から、一部は歩行環境に配慮したタイル舗装が行われている。札幌ドームを挟み反対側の区間では、羊ケ丘風致地区が決定される区間は高密度で奥行きのある緑が感じられるのに対し、道路の対面は広く間隔の空いた高木の街路樹となっていた。この植栽よりも高い屋外広告物が掲出されている。

続いて建築物では、ランドマークとなる札幌ドームは千歳方向に向かう道路からは山あてのように、正面に見えるという特徴がある。一方でその沿道は自動車ディーラーや大型チェーン店、高層マンションなど異なる用途の建築物が比較的高密度に建ち並んでいる。続いて羊ケ丘風致地区の対面では建築物の間隔や規模、配置などが敷地によって異なる。例えば、配置計画をみても前面が駐車場となっている建物や、敷地の半分が駐車場となっているものなど様々であった。また当地区には大規模な建築物の立地

もみられるが、2012 年から札幌市のコンパクトシティ構想に基づき、特別用途地域制度を用いて 10,000 ㎡を超える大規模集客施設の立地を制限している。

最後に屋外広告物では、札幌ドームより都心側では立地する業種の影響もあり、派手な色彩の大規模な建築物が連続している。中にはドームへのアクセス道路という位置付けから、サッカーチームのチームカラーを用いた広告物などの掲出も確認された。これに対してドームの千歳側をみると、羊ヶ丘風致地区範囲内は屋外広告物が全く掲出されていない。これは札幌市屋外広告物条例に基づき、風致地区内は広告物の掲出禁止区域に指定されているためである。一方でその道路を挟んだ対面では、大規模な郊外型の店舗等も建ち並んでいる事から、大型の屋外広告物が連続して掲出する実態がみられた。これにより道路を挟む対面では、広告物という観点で見ると対照的な景観が形成されている。

- ⑤美しが丘ニュータウン地区

当該地区は札幌市の人口が急激に増加していた頃に、造成されたニュータウンである。札幌市清田区に位置し、清田区は札幌市の中で唯一駅がない区である事から、区のほぼ中心を走り札幌都心や地下鉄駅と接続する国道 36 号線は、通過交通としてだけではなく、周辺住民にとっても利用価値の高い道路と言える（図 4-10）。



図 4-10⑤美しが丘ニュータウン地区

まず植栽に着目すると、当該地において花植え活動等は行われておらず、街路樹が生えていない区間もみられた。札幌・千歳間の中でも最も緑の少ない区間の一つと言える。

続いて建築物に関しても、沿道にはロードサイド店舗が多数立地する事から、その配置や形態において統一性はみられなかった。道路の西側に決定される地区計画をみると、平岡美しが丘地区及び羊ヶ丘通りニュータウン地区共に国道 36 号線の沿道は「沿道業務地区」に指定されている。これは、流通施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する工業施設などが立地する幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と良好な街区の形成が図られる地区とするものである。この地区計画は共に、主な目的は良好な住環境

の形成である事から、幹線道路の沿道については住宅地との緩衝帯という役割が強調されており、景観についての記述はみられなかった。規定事項には壁面後退距離の最低限度を 3.0m、建築用途に住宅等を禁止するものが含まれている。敷地面積の広いこの区間においては、3.0m の壁面後退が景観形成に与える影響はあまりみられない。

最後に屋外広告物では、当該区間は札幌市屋外広告物条例の第一種地域に該当し、20m 以下、1 基当たりの合計表示面積が 150 ㎡以下で、1 面当たりの表示面積が 75 ㎡以下と定められている。この基準は市内では最も緩いものであり、国道沿道の屋外広告物が立ち並ぶ風景を形づくるものとなっている。

- ⑥大曲柏葉

北広島市において国道 36 号線に面する市街化区域は 2 カ所存在し、当該地区は札幌市の外延として発展した地区と位置付けられる。用途地域は、国道 36 号線の東側に第一種低層住居専用地域が決定され、西側は工業専用地域が決定されている。また隣接地には、農業振興地域内農用地区域と定められている。道路を挟み対面での土地利用が変化し、また農業地域にも隣接するため土地利用の混在した区間である（図 4-11）。

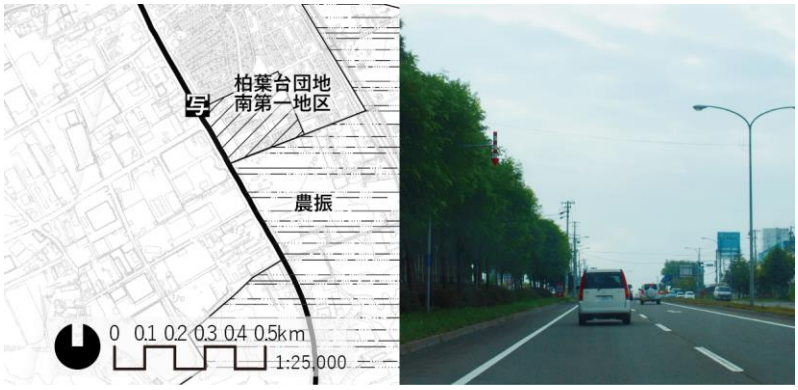


図 4-11⑥大曲柏葉

まず街路樹では、低層住居専用地域の区間には沿道に遮断緑地柏- 2 が設けられており、白樺が立ち並ぶ印象的な風景を創出している。これは地区計画決定区間の北側に当たり、良好な住環境の維持のために設けられた遮断緑地である。尚、地区計画決定地やその道路を挟む対面においても街路樹は植えられているものの、密度には差がある。

続いて建築物については、「柏葉台団地南第一地区」地区計画の国道側は沿道 A 地区と定められているが、現在は仮設建築物のみ立地している。この要因として、沿道の区画面積と土地利用規制の不一致が挙げられる。この計画地を含む大曲四塚土地区画整理事業は限られた面積の中で行われたものであり、土地を最大限活用する事が求められた。そのため国道の後背地にある住宅地の環境維持へ向け、面積を必要とする遮断林による防音ではなく、商業施設の誘致による防音効果を確保する計画を試みた。しか

し、沿道地区の面積が小さい事から小規模な商業施設しか立地できない土地であった。そのため、札幌市の外延的な地域特性からこの土地を用いて小規模な事業を行う事業者が現れず、土地区画整理事業の完了から 10 年以上低利用地となっている[47]。地区計画敷地の対面の土地利用であるが、用途地域的に準工業地域に指定されている事もあり、大型の工場や倉庫が立地している現状である。

▼47. 2012 年 8 月 30 日実施「北広島市企画財政部都市計画課」へのヒアリングより。

最後に屋外広告物では、第一種低層住居専用地域や農振農用地に指定されている場所ではほぼ掲出されていない。これは北海道屋外広告物条例に基づく「北広島市のうち、国道 36 号線及びこれから展望できる地域」を第二種禁止地域に指定する要件が機能している事が考えられる。尚、近隣商業地域や準工業地域に指定されている区間には屋外広告物は掲出されている。

- ⑦恵庭市・北広島市行政境界周辺

当該地区は恵庭市と北広島市の行政境界に位置し、市ごとの政策の違いや景観に関する方針の差が実際の景観形成に影響する可能性が考えられる。周辺には北広島市の観光資源である旧島松駅逓舎があり、北海道庁が地域の良好な景観資源に指定している（図 4-12）。



図 4-12⑦恵庭市・北広島市行政境界周辺

まず植栽について、北広島市側においては周辺の林地が保全されており、北海道らしい景観を観賞できる[48]。これに対し恵庭市側では「恵庭市都市景観形成基本計画」において行政境界部を景観形成拠点（ウェルカムポイント）と位置付けており、花と緑の修景が行われている。

▼48. 北海道屋外広告物条例で北広島市の区間のみ禁止地域に指定している理由は、北海道らしい林地景観を有するためである。

続いて、建築物の立地は当該区間において確認されなかった。

最後に屋外広告物について、北広島市側の森林地域から感じられる林地景観であるが、この景観を破壊しない取組みとして屋外広告物の規制が行われている。北海道屋外広告物条例に基づく地域指定であり、前節で述べた通り、「北広島市景観形成基本計画」にも明記されている。この屋外広告物規制は 1962 年 10 月に定められたものであり、第二種禁止地域に「北広島市のうち、国道 36 号及びこれから展望できる地域（ただし、家屋のある場所を除く。）」が指定されている。これに対して、恵庭市側は「国道



等から 100m 以内の展望できる地域」に該当するため、屋外広告物条例に基づく第六種許可地域の基準が適用され、自家用看板や案内看板などが立てられている。

- ⑧黄金

当該地区は国道 36 号線札幌・千歳間において、最も広い区間で農業振興地域内農用地区域に接しており、農用地を展望可能である。農業景観は観光目的としても挙げられる通り、景観資源の一つとなっている。一方でその対面は大規模商業施設が数多く立地しており、道路を挟み異なる土地利用がなされている（図 4-13）。



図 4-13⑧黄金地区

まず街路樹について、地区計画区間には広幅員の植樹帯に高木・低木の街路樹が植えられている。これにより、多くの大型商業施設が視覚的に遮蔽している状況がみられた。屋外広告物の遮蔽効果は部分的である。対面の農用地側では、部分的に樹木が植えられているものの、農地が視認可能であった。また花植えに関しては、恵庭は「花のまち」として、花のまちづくりコンクールや美しいまちづくり大賞などで受賞している。先述の行政境界等には花壇が設けられているが、当該区間やその周辺にはみられなかった。

続いて建築物に関しては、郊外型の大型商業店舗が連続して立地している。これは土地区画整理事業終了後、同時期にオープンした商業地である。この店舗群は一企業が開発を行い[49]、テナントを誘致する形で街並みが形成されているので、壁面位置は統一されているという特徴が見られた。当該地の土地利用コントロール手法として、黄金地区地区計画が決定されている。計画概要は恵庭駅に近接した当該地区が土地区画整理事業による宅地開発が進められている事に始まる。事業後の用途混在を未然に防止し、周辺環境との調和に配慮した土地利用を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る事を目標としている。地区計画において国道 36 号線沿道は「沿道地区」に指定され、地区の利便性を考慮し、かつ調和の取れた沿道サービス関連の施設などの立地を図る地区としている。

▼49.黄金地区の沿道は「アクロスプラザ恵庭」という名称で開発され、約 3,400 ㎡の売り場面積に家電や日用品雑貨、衣料品販売等の店舗が立地している。

最後に屋外広告物については、郊外型の大規模店舗がほぼ同じ高さに広告物を掲出している。大規模な広告物ではあるが、当該地の用途地域は第二種住居地域のため、北海道屋外広告物条例に基づく第二種許可地域に該当する。ここでは第一種許可地域と比べて、掲出可能面積がおよそ半分となっている[50]。対面の農用地側では、国道から 100m 以内の展望できる地域のため第六種許可基準となり、掲出可能な地域の中では最も厳しいものにあたる。しかし農地を背景として点在する広告物は、農業景観の遮蔽要因となっている。デザインや間隔、共同設置といった試みは行われておらず、市としては確認以外の広告物行政は北海道に委任しているため、指導などの関与はない状況にある[51]。

▼50. 北海道屋外広告物条例に基づく地上広告物 1 個当たりの掲出許可基準を比較すると、第一種許可地域では面積 75 ㎡以下かつ高さ 20m 以下に対し、第二種許可地域では面積 40 ㎡以下かつ高さ 15m 以下となる。

▼51. 2012 年 8 月 29 日実施「恵庭市企画振興部都市計画課」へのヒアリングより。

- ⑨上長都

当該地区は札幌方面から来る車にとって千歳市の入り口に当たり、周辺は新千歳空港に近接した利便性を活かした工業団地である（図 4-14）。

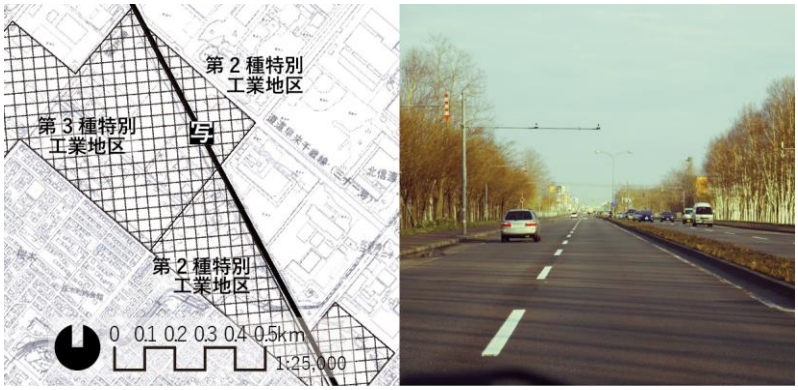


図 4-14⑨上長都

まず街路樹について、沿道は豊かな緑陰が保全されている。これは工業団地の開発を行った際に沿道の緑を保全し、更に副道を設けて工場敷地へのアクセスが確保されているため、緑が連続した景観を創出している。尚、千歳市の都市景観ガイドラインでは、工業団地の整備において緑豊かな工業地を目指す事が掲げられている。



続いて建築物は、上述の通り副道が設けられているため、沿道に立地する建築は限られている。しかしながら、一部緑の連続性を阻害する施設立地がみられた。また周辺には、特別用途地区制度に基づき特別工業地区が指定されている。この特別用途地区は 1984 年に土地利用の混在を防ぎ、工業に特化させる目的で決定されたもので、住宅等の用途規制が定められている。

最後に屋外広告物だが、沿道にはほぼ掲出されていない。北海道広告物条例では、工業地域のため許可基準の緩い指定地域に該当するものの、樹林地は民有地ではないため、沿道での広告物掲出が抑制されているものと考えられる。

- ⑩千歳市街地

当該地区は国道 36 号線が千歳市の中心市街地エリアに近接する区間であり、沿道には商店街が存在するため、景観形成に関わる様々な活動が行われている。また、歩行者への配慮も必要な地域特性上、当該区間は歩道の舗装が他の区間と異なる設えとなっている（図 4-15）。



図 4-15⑩千歳市街地

まず街路樹では、植えられていない区間が部分的に存在するものの、商店街等による花植え活動が積極的に行われている。特に国土交通省のボランティアサポートプログラムを活用した活動が 2 団体により行われている。一つ目は千歳市錦町商店街振興組合であるが、国道 36 号線沿いは錦町商店街に当たるため、その沿道景観を良くする目的で花植えを行っている。花は花壇に植えるのではなくプランターに植える方法で、2006 年より継続している。二つ目はウェルカムロードＩＮちとせフラワーＲ３６という活動で、千歳市錦町商店街振興組合同様、2006 年から始められた。当団体は新千歳空港周辺で行われている千歳ウェルカム花ロードの活動にも参加しており、空港周辺の様々な場所で花植え活動を行っている。



続いて建築物では、低層から中層で比較的高密度に建っている。商店等の立地もあるが、郊外ではない事から大型の商業施設の立地や大規模な駐車場などは存在せず、建築物の壁面位置は他の区間と比べて比較的そろっている。しかしながら、老朽化した建築物やシャッターの閉められた商店がいくつかみられた。

最後に屋外広告物では、商業地域や近隣商業地域に指定されている事から、北海道屋外広告物条例では最も許可基準が緩い、第一種許可地域に分類される。現状ではそれほど大型の広告は掲出されておらず、壁面から突出した自家用広告物の掲出が複数みられた。尚、広告物ではないが電線電柱の無電柱化や、街灯の統一デザインが行われている点は特徴としてみられた。

- ⑪新千歳空港周辺

新千歳空港は年間に 1700 万人が利用する北海道の玄関口であり、道内交通アクセスの拠点であるといえる。そしてその周辺の景観は、北海道に

初めて訪れる人の印象を決定付ける重要な地域となる。周辺の土地利用は、大規模な公営住宅や自衛隊基地、林地など様々である（図 4-16）。

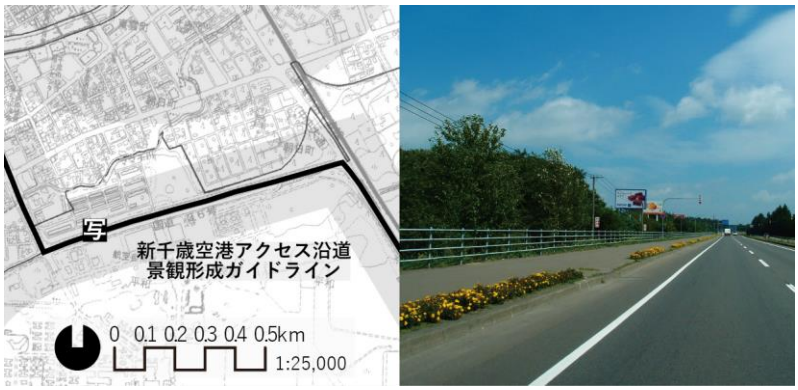


図 4-16⑪新千歳空港周辺

まず街路樹としての並木は整備されていない区間もあるが、沿道に植栽帯が設けられている区間が多くみられた。また自衛隊用地も周辺は植栽帯で覆われている。これらは周囲の大規模施設等を視覚的に遮蔽する効果を持っている。更に新千歳空港周辺では積極的な花植え活動が行われており、代表的な活動として、2012 年で第 10 回を迎えた、千歳ウェルカム花ロードという活動が挙げられる。当活動は、千歳青年会議所がシーニックバイウェイ北海道の活動の一つとして、市内の小学校と一緒に国道 36 号線に花植えを始めたのがきっかけとなり、地域のボランティア、企業、関係諸団体へと輪が広がっていったものである。10 年間続けた事で、参加者総数は約 5000 人、花株は合計で 20 万株にも及ぶ。市民や小学生の参加による花植えではあるが、既に植える場所が決められてあり、花の種類も統一されている。



続いて建築物は、先述の通り高木の植栽帯により遮蔽されているため、あまり視認されない。その中で一部での建築物は、老朽化した実態が見受けられた。

最後に屋外広告物だが、当該地周辺では積極的な屋外広告物行政が行われている。これは新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインに基づき取組まれたものである。現在も屋外広告物の掲出はいくつか見られるが、これは禁止要件に含まれていない案内広告物や自家用広告物に該当するためである。ガイドラインが対象とする区間の中に、景観特性に応じた細区分が設けられており、それぞれに屋外広告物に関する方針が定められている。全域に共通する事項としては、配置、規模、色彩の周辺環境との調和等が挙げられるが、それに加えて自然景観ゾーンでは野生動物へ配慮し、屋外広告物の照明は点滅させない事、景観上重要な地点であると認定された景観ポイントにおいては、新たな屋外広告物が掲出されないよう指導を行う事が掲げられている。



図 4-17 新千歳空港周辺の変化（北海道屋外広告物条例のあらましより[52]）

▼52. 2012 年 4 月に北海道が策定したものに、この図が挿入されている。

2）沿道景観の実態調査結果まとめ

これらの調査を通して明らかになった沿道景観の特性として、第一に行政境界での景観の変化を挙げる。前節で自治体ごとの計画に連携が取られていない事を示したが、この差が沿道景観の実態に影響していると考える。例えば北広島・恵庭行政境界の事例に着目すると、北広島市では計画に基づき、自然景観維持の観点から沿道を掲出禁止地域に指定し広告物行政を行っているが、恵庭市では屋外広告物の規制に重点が置かれず、部分的に不適格広告物の掲出も見られる[53]。これにより、広告物による景観では、行政境界で変化が生じている。一方で恵庭市は花植えによる景観形成に重点を置いている事から、恵庭市の国道 36 号線の沿道では積極的に花植え活動が行われているが、北広島市では行われていない。このように計画の差が実態に影響を及ぼしている。

次に沿道に決定されている制度の調査により、土地利用規制等の決定範囲が国道 36 号線を区切り線としている事例が、豊平橋周辺や大曲柏葉、黄金等でみられた。道路を区切りとして範囲を決定する事で、羊ヶ丘のように道路を挟む対面で景観の調和が図られず、異なる要素で景観が形成される事例が複数存在した。

最後に 11 地区の事例により、先に挙げた植栽・建築物・広告物は概ね全ての区間で景観構成要素として抽出される事から、景観特性を決定付ける要素と捉えられる。一方で沿道景観の構成要素は地区ごとに変化し、これら三要素以外にも多種類が確認できた。例えば千歳市街地では、広告物・建築物だけでなく、商店街の出店、花植え、舗装された歩道、橋梁が景観構成要素となっている。

▼53.「北海道屋外広告物条例」において屋外広告物の掲出は、用途地域等を除き国道から 100m 以内の展望できる地域では、自家用広告物 30 ㎡以下高さ 10m 以下、案内用広告物 10 ㎡以下高さ 6m 以下。掲出禁止地域では自家用広告物 10 ㎡以下高さ 5m 以下、案内用広告物 3.5 ㎡以下高さ 5m 以下と規定されている。また 2012 年 8 月 29 実施「恵庭市企画振興部都市計画課」へのヒアリングより、一部の広告物は違法の可能性がある。

4.5 沿道景観の実態に公共政策が与える影響

前節で行った調査を基に、国道 36 号線札幌･千歳間の沿道における土地利用規制の決定状況を表 4-3 にまとめた。尚、土地利用規制は実態調査から沿道での決定頻度が高い施策として以下 6 種類についてまとめる。また前節の調査から、土地利用規制の決定傾向として図 4-18 に示す通り、道路をまたぎ決定される場合（以下、両側施策）と、道路の片側でのみ決定される場合がみられた（以下、片側施策）。そこで政策ごとに片側又は両側施策の決定割合についても整理した。次項より、これらの土地利用規制それぞれに着目し、沿道景観の実態に与える影響について考察する。

表 4-3 国道 36 号線沿道の土地利用規制

	用途地域	風致地区	特別用途地区	地区計画	農振地	農振農用地
札幌市	14.1km	5(2.7km)	6(7.6km)	10(3.0km)	0km	0km
北広島市	4.4km	0	4(2.3km)	2(0.7km)	5.4km	0.3km
恵庭市	7.2km	0	1(0.9km)	4(2.1km)	6.0km	1.8km
千歳市	8.9km	0	3(1.6km)	1(0.4km)	0.7km	0km
合計	**34.6km**	**5(2.7km)**	**14(12.7km)**	**17(6.2km)**	**12.1km**	**2.1km**
片側施策	32%	89%	28%	84%	55%	86%
両側施策	68%	11%	72%	16%	45%	14%

※数字は地区数を指し、km は国道 36 号線沿道に決定されている区間の合計距離を指す。

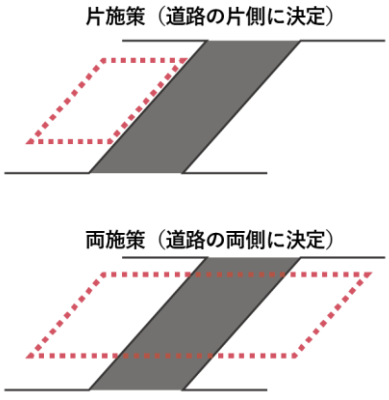


図 4-18 片施策と両施策

1) 用途地域

国道 36 号線札幌・千歳間は全区間が都市計画区域に含まれており、その内 8 割以上の区間では沿道に用途地域が決定されている。各市の決定区間の差に着目すると、都市構造による影響を受けている事が分かる。例えば人口規模が大きい札幌市では沿道の全区間で決定されており、それ以外の 3 市の内、中心市街地が国道 36 号線に近接する恵庭市・千歳市では比較的広範囲に用途地域が決定されている。一方、中心市街地と国道 36 号線が離れている北広島市では、他市より用途地域が決定される区間は短い事が分かった。

次に決定される用途地域の種別では、国道沿道という特徴から、商業系地域と工業系地域の指定が多いものの、住宅系地域指定も一部の区間でみられた。例えば⑥大曲柏葉のように第一種低層住居専用地域が沿道に指定されている場合、住宅と国道 36 号線の間に緩衝緑地を設ける状況がみられた。一方で⑧黄金は沿道が第二種住居地域にしているものの、商業施設が立地している。

2) 風致地区

風致地区制度は北海道において、札幌市のみで活用されている制度である。決定されたそれぞれの地区内では、2001 年に制定された「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づく種別が設けられており、国道 36 号線沿道においては第一,四種が指定されている。札幌市では表 4-4 に示す通り、規制の厳しい第一種を「核となる風致資源が主体となる」、第四種は「都市的土地利用に配慮しつつ風致の保全･創出を図る」という方針で指定している[54]。国道 36 号線の沿道では都心部に 2 地区、郊外に 2 地区指定されており、それぞれ河川・平地系風致地区、山地・丘陵系風致地区と位置付けられている。例えば③東月寒には東月寒向ヶ丘風致地区が決定されており、その第一種地区内では、良好な自然景観が保全されている。一方で、国道 36 号線沿道に指定される第四種地区内では開発が行われている。第四種地区は 2001 年の条例制定に伴う種別が設けられる以前から、土地売却などにより都市的な土地利用がみられる地域である。しかし条例制定後も更新は進んでおり、風致地区外と区別のない景観が形成されている。その理由として、制度は建築物の高さ制限に一定の効果を示しているが、例えば広告物に関する制限では、縦の長さが横の長さを超えないという規定に留まっているため、大型広告物の掲出が見られる[55]。その他用途地域や開発時緑化規定の維持には効果を示していない実態が明らかになった。つまり、制度が沿道景観を構成する多様な要素に対して、個別対応に留まっていると考えられる。

▼54. [越澤明, 札幌の緑づくり 2001]を一部引用、筆者加筆。

●越澤明. 札幌の緑づくり. 札幌市環境局緑化推進部緑の保全課, 2001.

▼55. 屋外広告物の表示面の縦の長さは横の長さを超えない事、周囲の風致に配慮してけばけばしい色を使用しない事が条件となっている。尚、風致地区の指定と連携して、この規定は札幌市屋外広告物条例により定められているものである。

表 4-4 風致地区の種別とその考え方

地域種別	風致地区の概要	建蔽率	壁面後退	高さ	緑化率
第一種	既存樹林の保全、失われた風致の回復を重視し建築物に関しては高さ、建蔽率を**現行規制基準よりも強化**して緑地空間の確保を図る	30%以下	3.0m 以上	10m 以下	50%以上
第二種	既存木の保全、緑量の維持、道路に接する敷地の緑化を重視、建築物に関しては高さの**基準を強化**して、潤いある街並み形成を図る	40%以下	3.0m 以上	12m 以下	40%以上
第三種	緑視的な効果、道路に接する敷地の緑化を重視し、建築物に関しては**現行基準通り**とする	40%以下	3.0m 以上	15m 以下	30%以上
第四種	緑視的な効果、道路に接する敷地の緑化を重視しつつ、建築物に関しては後退距離の**基準を現行より緩和**して都市的土地利用に配慮する	40%以下	2.0m 以上	15m 以下	30%以上

一方で④羊ケ丘にみられる通り、風致地区制度は「良好な緑地、丘陵、河川、防風林など、核となる風致資源」の保全に効果を示す事から、制度を有効に活用し、風致地区の特性が活かされた景観を形成する事が期待される。現行の風致地区指定では、緩和措置により風致地区外と区別のない

景観が創出されているため、緑地の維持や広告物の表示面積といった項目を設ける必要があると考えられる。



3）特別用途地区

特別用途地区制度は 1998 年に現行の制度に至った比較的新しい地域地区制度である。法改正以降では、市町村で規制内容や指定範囲を自由に決定できる事から、既存地区の変更や新たな地区の決定が多くみられる。また 4 市全てが国道沿道でこの制度を活用している事から、幹線道路周辺で決定される傾向があると考えられる。実際に都市計画運用指針においても、区域の境界について説明が加えられており「幹線道路の沿道等に特別用途地区を路線的に定めるに当たっては、道路の境界等からの距離をもって定める場合は境界の特定に支障のないようにすることとし、地域の状況等に応じて街区を単位とすることや地形、地物等を区域の境界とすることが適当な場合はこれによることが望ましい」と定められている。

例えば⑨上長都の特別工業地区では、2007 年の変更により 10,000 ㎡以上の出店規制が行われ、④羊ヶ丘では 2012 年に大規模集客施設制限地区が新たに決定されている。このように工業地・商業地の複数区間で用いられている。更に⑤美しが丘ニュータウンのように、特別用途地区からは国道 36 号線をまたぎ計画範囲を決定する傾向がみられ、これは用途地域を除くと唯一みられる特徴であった。

現在決定されている特別用途地区は、景観形成を目的とした制度ではないが、用途制限を通じて現在創出されている景観に影響を与えている。特に前節においても指摘した通り、主要幹線道路の沿道では道路の片側のみに制度決定される傾向がある中、特別用途地区は道路をまたぎ指定される傾向を持つ。そこでこの制度を契機に沿道を一体的に捉え、景観の視点を含んだ制度展開を行う事が望ましいと考える。

4）地区計画

地区計画は国道 36 号線札幌･千歳間の沿道において 17 地区で決定されている。②豊平橋周辺や⑥大曲柏葉、⑧黄金といった事例でみられる通り、多くの地区計画範囲が国道 36 号線を区切り線としている。これにより道路を挟み対面での用途規制やセットバックの基準等に差がみられ、沿道景観形成に影響を与えている。一方で札幌駅前通りは、上位計画で具体的に示された沿道景観形成の方針を達成するために地区計画が決定されている[56]。国道 36 号線を計画範囲の区切り線と捉えず、沿道の両側に対して建物の高さや用途、意匠等の制限を設け、良好な沿道景観形成に寄与する施策となっている。また、豊平橋周辺に決定されている豊平橋南地区も、上位計画の存在する地区計画である[57]。上位計画に基づき、方針には「北国にふさわしい都市景観の創出」を掲げているが、実際の地区計画での制限内容は 1.5m のセットバックに留まっている。更に駐輪や自動販売機の設置にセッ

▼56. 札幌駅前通北街区地区計画は、「札幌市都心まちづくり計画」において『賑わいの軸として美しさの創出』が掲げられ、更に「緑を感じる都心の街並み形成計画」において『地下地上の魅力があいまって賑わいを創出するメインストリート』と位置付けられた目標の達成を目的に決定され、大通交流拠点地区地区計画は、『都心内での中心性を象徴的に表現する場の形成』を基本理念とする「大通交流拠点まちづくりガイドライン」を具現化する目的で決定された地区計画である。

▼57. 「豊平川河畔地域右岸地区整備基本構想」に基づく地区計画。

トバックした空間が利用されており、景観創出という方針の達成には至っていない。



以上より、沿道に決定される地区計画では、景観形成の方針は定められていないものが多く、定められているものでも規制基準と結びついている例は限られていた。一方で⑥大曲柏葉のように造成時に指定する地区計画では、開発の方針に沿道の遮断林整備を位置付ける事や、①札幌駅前通りのように道路両面の景観整備も行う事、画一的な景観の形成を防ぐために建築物のセットバック規定だけではなく、駐車場の設け方等を含めた配置規定や、工作物の設置に関する規定を行う事などが、地区計画を用いた有効な景観形成手法になると考えられる。

5）農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づき指定される農業振興地域は、優良農地の保全及び非農業的土地利用との調整を図る目的の制度である。農業振興地域内で、特に農地利用を推進する農用地区域では、利用計画と保全計画の策定を義務付けており、農地以外での土地利用が厳しく制限される。開発規制は農地景観保全に効果を示しているが、制度に屋外広告物や農業用施設に対する景観配慮の視点はない。そのため例えば屋外広告物を考えると、北海道屋外広告物条例による第六種許可地域に該当する事から、自家用広告物及び案内看板の表示が認められる[58]。尚、屋外広告物行政は確認を除き市ではなく北海道が担当するため、違法な広告物の指導などもこれまで特に行われていない[59]。これにより⑧黄金の事例では、沿道での広告物が掲出しており、農用地の景観を遮蔽する状況がみられた。



▼58. 北海道屋外広告物条例では、「国道、道道、鉄道から 100ｍ以内の展望できる地域（用途地域等を除く。）」が第六種許可地域に指定され、自家用広告物（面積 30 ㎡以下、高さ 10m 以下）又は案内用広告物（面積 3.5 ㎡以下、高さ 6m 以下）に制限されている。

▼59. 2012 年 8 月 29 日実施の恵庭市企画振興部都市計画課へのヒアリングより。

農政の指定する制度であるが、現在は良好な景観の形成について各省で横断的に推進する事が目指されている。特に農業景観は北海道の典型的な景観資源であり、農地保全だけでなく景観の視点を含める事や、都市計画行政との連携による複合的な制度の運用を行う事が期待されている。

6）景観ガイドライン

次に現行の景観政策として、ガイドラインに着目する。4.3 節に示した景観計画において、重点的に取組むエリアでは、ガイドラインを用いた積極的な景観形成が行われている。ガイドラインは一般的に景観形成の方針を示すものであり、法的拘束力を持たない計画である。しかし計画策定を契機とし、関係者間で景観形成に関する意識統一を行う事を通じて、計画の有効性を高めている。例えば新千歳空港周辺の「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」は 2012 年 4 月に、ネオン看板や大型広告物の乱立問題を背景に、新千歳空港周辺景観形成推進協議会によって策定されたガイドラインである（図 4-19）。この協議会は北海道が中心となって、新千歳空港の所在地である千歳市・苫小牧市の両市に加え、屋外広告物業団

体やネオン電気工業会といった景観形成に関わる団体を含めて組織している。良好な沿道景観形成に向けた関係者間の意識統一が、計画策定後の円滑な景観形成を促している。更に屋外広告物法や景観法との連携により「北の空の玄関口としての広告景観」という目標の達成を行っている。国道 36 号線は市街地ゾーン・空港周辺ゾーン・自然景観ゾーンをまたいでおり、各ゾーンで「保全・育成」「創造・整備」「除去・整理」に関する方針が掲げられている（表 4-5）。保全や創造に関する項目はゾーンごとに異なる記述が見られたが、除去・整理においては全てのゾーンで屋外広告物の調和を掲げている。

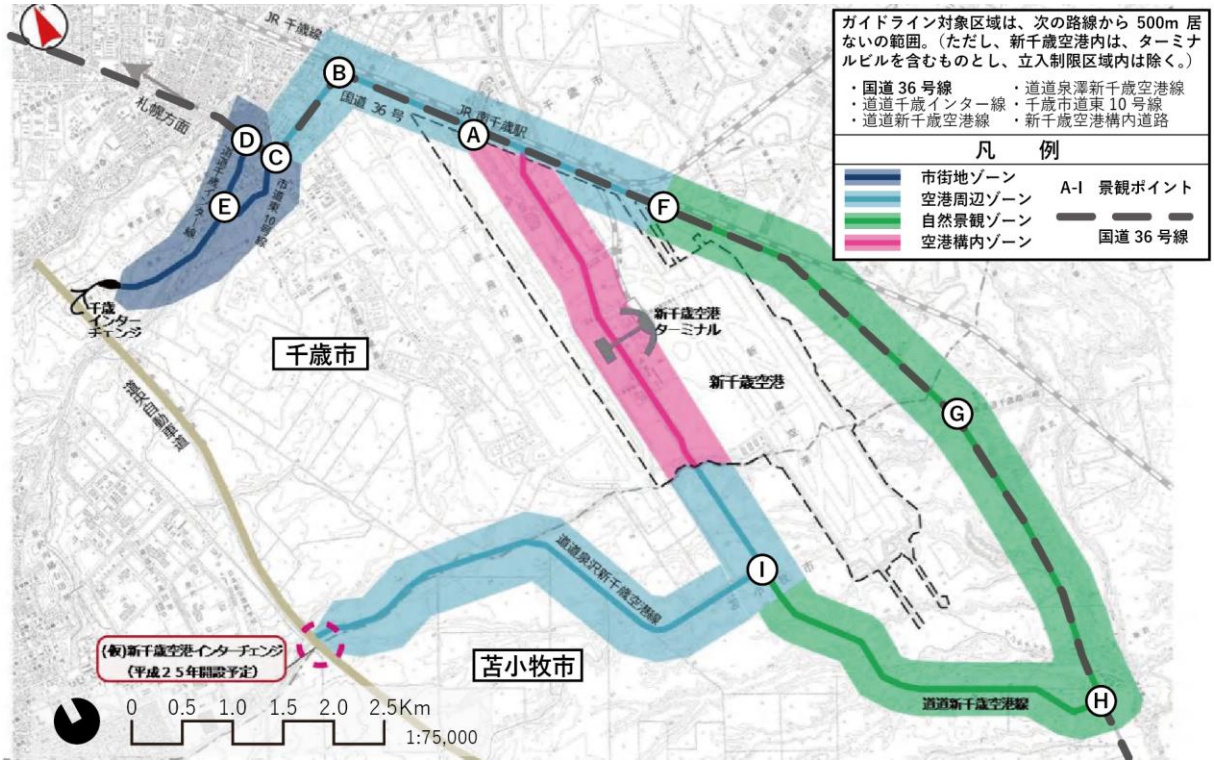


図 4-19 新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインの区域図

表 4-5 ガイドラインに基づく方針の一例

	市街地ゾーン	空港周辺ゾーン	自然景観ゾーン
保全・育成	緑豊かな道路にするために街路樹を大きく育てる管理を進めます	街路樹が多数植栽されており、これらの管理育成に努めます	景観的にも優れた地域特有の自然景観の保全に努めます
創造・整備	観光施設などの民間施設は、外周の緑化等により修景に努めます	工事事務所等の仮設物は、周辺景観との調和を図ります	自然景観に調和した開発行為等の誘導を進めます
除去・整理	屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和を図ります		

続いて札幌駅前通りの「緑を感じる都心の街並み形成計画」は 2005 年 9 月に、「個性豊かなストリート文化づくり」を方針として策定された計画である。駅前通りの整備基本方針を定めており、通りのアクティビティを高めるオープンスペースの確保や、明確な景観軸を演出する沿道建物の形態誘導などが掲げられている。更に空間誘導の方針は平面図レベルで整理されている点も特徴である（図 4-20）。



図 4-20 緑を感じる都心の街並み形成計画の駅前通り形成イメージ

表 4-6 札幌駅前通りのまちづくり目標と誘導方法

まちづくりの目標	地区計画による誘導	景観計画による協議誘導	屋外広告物条例による規制
駅前通りの街並みに統一性、連続性を持たせ軸性を高める		通りと建物高さの適度な比率による囲まれ感、中高層部の壁面の連続	
道庁、時計台など永続するものに配慮する		辻毎の街並の特徴付け、歴史的な建物を意識した意匠・色彩の配慮	
歩行者にとって連続的に賑わいを感じられる街並みにする	低層部への賑わい機能の導入	低層部の連続した設え・開放制の演出、賑わい阻害要因の制限	
多様な活動を可能にする機能を集積する	低層部へのにぎわい機能の導入・ふさわしくない用途の制限		
魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	中間領域となる OS の確保、地上・地下一体となった空間づくり	にぎわいを生む OS の活用	
札幌駅前通りにふさわしい景観の形成をすすめる			広告物の乱雑さ対策

緑を感じる都心の街並み形成計画の策定と同年の 2005 年に札幌駅前通り協議会が発足し、更にその翌年から沿道まちづくりの目標が検討されている。ここで検討された項目を基に 2008 年には地区計画の提案と都市計画決定、2009-2010 年には景観計画重点区域の基準見直し検討が行われた。この目標と法定規制の対応関係を表 4-6 にまとめた[60]。まちづくりの目標には建築物の意匠規定が必要な事項、用途規定が必要な事項、更に屋外広告物に関する事項が含まれているが、その目標達成に向けて都市計画法に基づく地区計画、景観法に基づく景観重点区域、屋外広告物法に基づく条例を併用する事で、目標の達成を実現している。

▼60. 札幌市提供の内部資料及び 2012 年 8 月 27 日実施の札幌市都市計画部へのヒアリングを基に筆者作成。

4.6 まとめ

4 章の調査・考察により明らかになった事から、行政境界を越える主要幹線道路における沿道景観の特性と課題についてまとめる。

① 沿道景観は行政境界を越えて共通する景観構成要素が点在しているが、その要素に対する景観行政の取組みは、自治体ごとに変化する。まず各自治体が策定する景観に関する計画は、景観形成の方針が示されており、方針に基づいた取組みが自治体ごとに進められている。例えば、景観法に基づく景観計画では届出と勧告という景観行政が行われるのに対し、任意で策定した景観計画では花壇整備の事業化や北海道条例との連携など自治体ごとに異なる取組みが進められている。更に各市が策定する計画を項目別に比較すると、屋外広告物や植栽の方針、重点地区の位置付けなどに差がある事が分かる。そのため屋外広告物行政の在り方を例にみると、政令市では独自の条例に基づく広告物行政を行っているが、その他の市には広域行政の制定した広告物条例が適用される。更にその中でも、区間ごとに許可基準が変化する実態がみられた。従って、自治体ごとで景観行政の取組み方が変化する事で、形成される沿道景観に差が生じる。

② 景観形成に影響する土地利用規制の決定状況をみると、主要幹線道路を計画範囲の区切り線として決定する傾向がみられた。その結果、制度による規制内容や計画の方針が道路を挟む対面で異なり、広告物の掲出方法や建築物の建て方などにおいて、景観上の調和がとれていない。例えば地区計画は主要幹線道路沿道に多く決定される傾向があるものの、8 割以上が道路を境界線とした決定であった。一方で同じく主要幹線道路で多く決定される特別用途地区では、行政境界をまたぎ決定される傾向がある。しかしこの制度に景観の観点は含まれていない事から、景観形成に与える効果は限定的である。

③ 主要幹線道路の沿道景観は多様な要素により構成されているが、特に植栽・建築物・広告物はほぼ全ての区間に存在し、沿道景観の特性を決定付けるものと考えられる。沿道に決定されている制度の多くは、これら景観構成要素のいずれかに作用しているものの、各政策は要素に対し個別対応である。例えば風致地区は景観形成を目的とする政策だが、その行為の制限に着目すると、一部区域では建築物は高さと壁

面位置のみで、色彩等に関する規定はない。また広告物条例との連動もあるが、縦横比の規定のみで面積や設置場所は風致地区外と区別されていない実態がみられた。他にも農地や林地に活用されている土地利用制度では、開発行為の規制に対する効果のみであった。

④　沿道景観を構成する多様な要素に対して、自治体ごとに景観行政が変化する一方で、一部の重点的に取組む区間では景観ガイドラインを用いて良好な景観の創出を目指している。例えば、近年空港周辺の景観形成に関心が高まっており、広域行政が中心となって景観形成に取組む例がみられた。関連する複数の自治体や航空局だけではなく、広告物業団体や電力事業者等の景観形成に関わりのある団体を含めて協議会を組織しガイドラインを策定する事で、法的拘束力を持たないガイドラインの実効力が担保されている。特に複数の要素によって成り立つ広域景観を対象とする場合では、ガイドラインに示す目標に応じて、法的拘束力を持つ景観地区といった規制・誘導手法を連動させる事が有効な手法として示唆された。

5　土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響

5.1　沿川景観を取り巻く背景と調査目的

5.2　研究対象の概要

1）　漁川の概要

2）　本論文で扱う政策

5.3　漁川に関わる土地利用計画と景観計画

1）　森林整備計画

2）　都市計画マスタープラン

3）　農業振興計画

4）　景観形成基本計画

5）　景観形成基本方針と法定計画の対応関係

5.4　漁川の沿川景観実態

1）　自然地域の景観実態

2）　都市地域の景観実態

3）　農業地域の景観実態

5.5　沿川景観の構成要素に公共政策が与える影響

1）　河川区域内工作物

2）　住宅建築

3）　公園・緑地

4）　森林

5）　農地

5.6　まとめ

5　土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響

土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響について、森林・都市・農業地域を流下する恵庭市漁川の沿川景観に着目し、分析を行う。

5.1 沿川景観を取り巻く背景と調査目的

我が国の河川は一般に、山間部や都市域等、様々な地域を流下しており、景観整備では河川周辺の土地利用やまちづくりとの連携を図る事が求められている。特に 1997 年の河川法改正により、「治水」「利水」に加えて「環境」が河川管理目的とされた。更に「景観、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮」した河川整備計画の策定義務から、河川景観を考慮する事が河川の整備や管理時における命題として考えられる。その後 2004 年の景観法施行により、河川における景観形成についても更に関心が高まる中、2006 年に国土交通省は「河川景観ガイドライン-河川景観の形成と保全の考え方」をまとめている。ここでは河川景観の特徴として「山間部や都市域等、様々な地域を流下しながら上流から下流まで連続した景観を呈する」ものと示したうえで、広がりや連続性を感じさせる景観等に応じた配慮が必要と指摘している。特に景観形成の視点として、従来街づくりと河川整備が別々の体系で進められてきた事を課題と捉え、河川管理者や市町村が連携して取組む事項と掲げている。そこで景観法を活用して、河川とその周辺における景観形成を図る事が展望となっている。

一方で 2012 年 5 月に北海道が水源地の保全に関する条例を制定してから、全国の広域自治体で土地の権利移転に届出を求める取組みが進められている。これに伴い森林法では、所有者変更時に届出を義務付ける改正を進めるなど、近年では河川周辺における適正な土地利用が目指されている。

そこで本研究は、沿川に複数の土地利用を有する河川景観の特性と公共政策が与える影響について、河川とその周辺の計画・整備・管理に関わる施策の分析及び現状調査により明らかにし、良好な河川景観形成に資する方策を考察する事を目的とする。

5.2 研究対象の概要

1）漁川の概要

恵庭市の漁川は、全国で初めて水源地域保全条例を制定した北海道の中でも、更に 10 年以上先駆けて水源地保全へ向けた条例を制定する等、河川周辺の適正な土地利用に積極的に取組んでいる（図 5-1）。まず、漁川の位置付けを明らかにするために、恵庭市及び河川管理者が策定した計画を概観する。

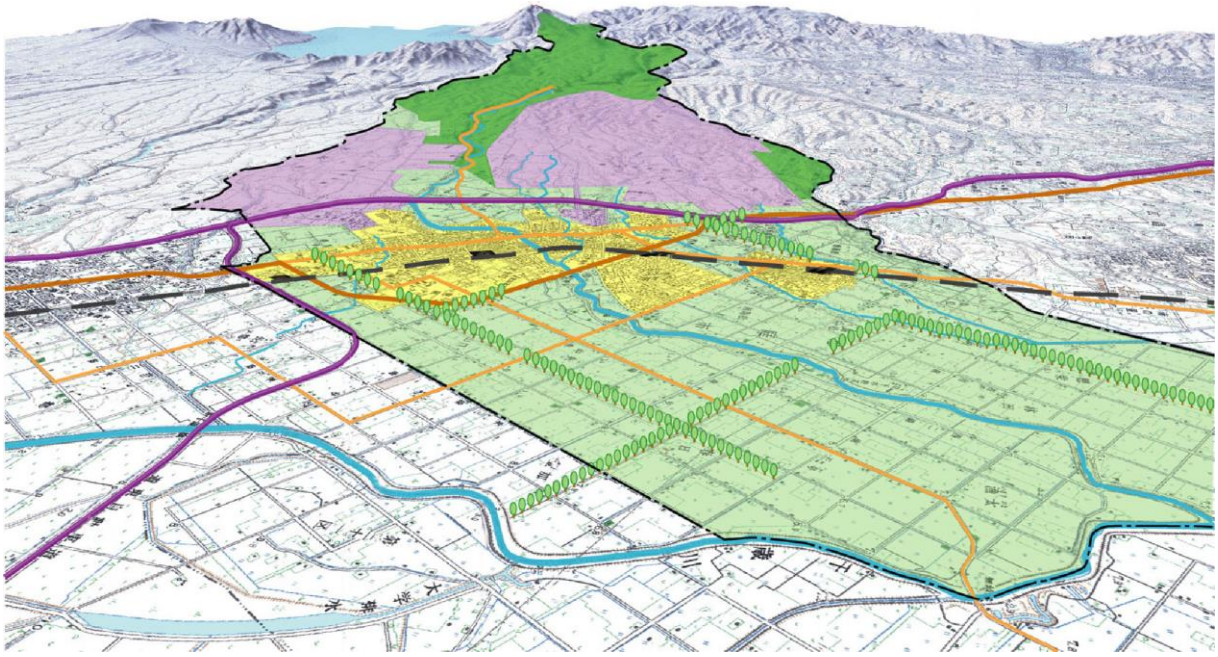


図 5-1 恵庭市景観計画に示される景観構造図と中心を流れる漁川

恵庭市では 2011 年 3 月策定の「第 4 期恵庭市総合計画・後期基本計画」において、街の将来像を実現するための 62 の目標が示されており、第 1 目標として「森林・農業・都市地域の地域特性に応じた土地利用を図ります」と掲げられている。更に、第 2 目標は「恵庭らしい都市景観づくりを進めます」を掲げており、森林地帯や農村地域の田園風景、街並みで都市景観が形成されている、と説明されている事から、都市景観は都市全体の景観を指す。

このような中で漁川は、西から東に森林・都市・農業地域を流下し、北海道による地域の良好な景観資源及び主要な展望地の指定を複数か所で受けている事から[61]、景勝地の機能を有する河川である（図 5-2）。また、恵庭市景観形成基本計画（以下、景観計画）において、漁川を景観軸と位置付けている他、河川におけるまちづくりと連携した活発な住民活動が対外的に評価されている[62]。また漁川は 2005 年 4 月策定の河川法に基づく「石狩川水系千歳川河川整備計画（以下、河川整備計画）」の対象河川である。この計画には景観について記述があり、「河川景観については、山間域、農業域、都市域、拠点域などの流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本」として、地域の景観と調和する河川景観の保全や、人工構造物を河川景観に馴染ませる事などが目指されている。

▼61. 北海道景観計画に基づく届出への勧告は、北海道が指定する主要な展望地から地域の良好な景観資源が阻害されないか等の把握を通じ行われる。漁川では恵庭大橋や有福橋、漁川ダムが主要な展望地として定められ、漁川河川緑地やえにわ湖が地域の良好な景観資源と位置付けられている。

▼62. 恵庭市では河川で活動する住民団体が 2002 年日本河川協会河川功労賞（えにわ市民サケの会）や 2005 年度北のまちづくり賞奨励賞（NPO 法人水環境北海道）、2010 年度日本ダム協会建設功労者表彰（えにわ湖慈しみフェスタ実行委員会）をそれぞれ受賞している。

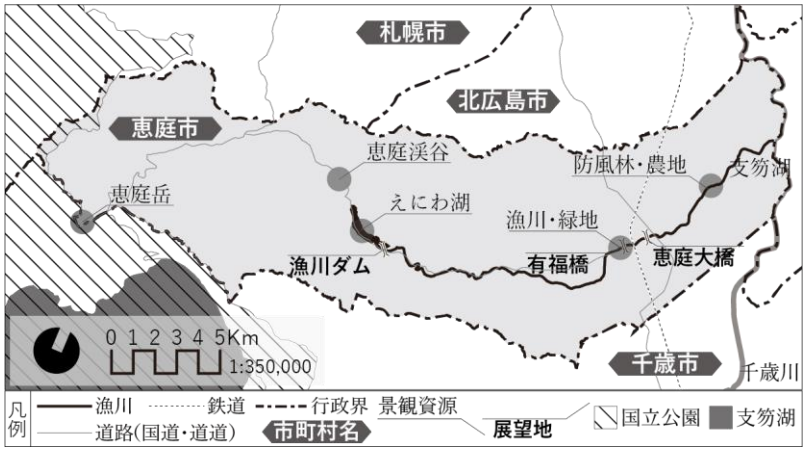


図 5-2 北海道が指定する地域の良好な景観資源・主要な展望地の立地

2) 本論文で扱う政策

以上の通り漁川は、北海道から景観資源や展望地の指定を複数個所で受けている河川であり、市や河川管理者は景観づくりに向けて、森林・都市・農業地域の特性と調和を図る事を目指している。このような観点から本論文では、公共政策として、基礎自治体が個別規制法に基づき策定する土地利用に関する計画に着目する。具体的には森林法に基づく森林整備計画、都市計画法に基づく都市計画マスタープラン、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興計画である。それぞれの計画には景観に関する記述が含まれるため、景観計画との対応関係の分析により、景観の観点から各計画の有する特徴を明らかにする。続いて土地利用区分を越える河川の景観構成要素に着目して、そこに行政の規制や事業、地域住民等による景観や河川環境の維持管理に資する活動を対象として分析を行った。

5.3 漁川に関わる土地利用計画と景観計画

国土利用計画法に基づき区分される森林･都市･農業地域ではそれぞれ、森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林・都市計画法に基づく都市計画区域・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域を対象に決定されている。これら地域を有する基礎自治体は基本的に、以上に挙げた法律に基づき土地利用計画を策定する事が求められる。この計画には、それぞれ適正な土地利用の促進という目的を持つが、同時に景観に関する記述が含まれている（表 5-1）。そこで次項より、恵庭市が策定した森林整備計画・都市計画マスタープラン・農業振興計画について景観の視点から分析する。更にこれらの計画と、景観計画に基づく地域区分ごとの基本方針の対応関係を分析し、森林整備計画･都市計画マスタープラン・農業振興計画それぞれの特性を明らかにする。

表 5-1 個別規制法に基づき策定される土地利用に関する法定計画

	森林整備計画	都市計画マスタープラン	農業振興計画
策定年月	2008 年 3 月	2011 年 3 月	2011 年 3 月
計画期間	2008-2017 年度	2011-2020 年度	2011-2020 年度
根拠法	森林法	都市計画法	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）
目的	水源涵養機能を保全する為無計画な伐採を防止し、優れた自然景観を貴重な財産として維持増進	将来の都市像と共に土地利用・都市計画の方針を示し、都市づくりの総合的な指標を定める	地域農業が抱える諸課題を認識し、関係者連携のもと、地域特性を活かした農業を念頭に策定
景観に関わる基本方針	① 漁川と渓谷・湖と周辺民有林は水瓶として重要 ② 防風林と周辺民有林は農地・住環境を守る役割 ③ 盤尻のゴルフ場や渓谷は文化活動推進上重要 →特性・機能を勘案し、森林の維持を行う区域設定	① 住宅地では地区計画等により良好な住環境維持 ② 優良田園住宅は都市・農村の調和した環境整備 ③ 漁川等の河川はレクリエーションの場として整備 ④ 道の駅周辺は拠点として河川空間と連動し整備	① 多様な担い手の育成と確保 ② 農地の安定的な利用と確保 ③ 生産性の高い土地基盤の確立 ④ 農を中心とした地域活力の創出

1) 森林整備計画

森林の保続培養と森林生産力の増進を目的とした森林法では、市町村が区域内にある地域森林計画の対象民有林を対象に、森林整備計画を立てる事が義務付けられている。この計画では、伐採や保育等に関する事項、機能別の森林区域とその施業方法に関する事項などを定める必要がある。例えば森林の機能として代表的なものは 7 種類挙げられ[63]、例えば「保育・レクリエーション機能」では、保健・教育活動に適した施設が整備された森林を望ましい姿として定めている。続いて、実際に恵庭市で策定されている森林整備計画の分析を行う。

恵庭市では、2008 年度から 10 年間を計画期間とする森林整備計画を策定している。基本方針として地域の望ましい森林資源の姿を示しており、漁川と数々の支流で形成される恵庭渓谷・えにわ湖や周辺の民有林などの森林地帯は、水道水源として特に重要と位置付けられている。加えてこの森林地帯は自然景観に優れるため、保全の観点から無計画な伐採の防止を図る事としている。

森林整備計画において、森林が持つ機能に応じて計画対象民有林に区分を設け、それぞれの「望ましい森林の姿」及び「森林の整備及び保全の基本方針」を定めている。例えば上流域に指定される「保健・文化機能等維持林」では、自然との触れ合いの場や名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林が望ましい姿とされている。その

▼63. 2016 年に林野庁が我が国の森林施業の基本方針を定めた「森林・林業基本計画」によると、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能に大別される事を定めている。

ために、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備の推進等を基本方針としている。また、主として農業地域に所在する防風林に指定される「生活環境保安林」では、地域の快適な生活環境を保全する観点から、防風や景観の創出が方針とされている。このように森林整備計画では、景観の視点を含めた施業の方針を地域特性に応じて定めている点が特徴としてみられた。

2）都市計画マスタープラン

都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図る事を目的とした法律であり、都市計画区域については整備、開発及び保全の方針を定めるものと位置付けられている。具体的には都市計画運用指針に記述があり、市町村マスタープランでは、まちづくりの理念や都市計画の目標、全体構想、地域別構想といった項目が含められると、言及している。特に地域別構想では都市内の自然的環境の保全や都市景観形成などの指針を明らかにする事が期待されている。

恵庭市では今後の都市計画の基本理念と土地利用や景観形成といった分野別の基本方針を示す計画として、2011 年度から 10 年間を計画期間とする都市計画マスタープランを策定している。計画では将来のまちの骨格を定めており、漁川や防風保安林を「水と緑の軸」と位置付け、多目的なレクリエーションの場として整備する事や、住宅地の住環境整備等を基本方針としている。望ましい都市像の実現に向け、地区計画等の土地利用規制により対応する事を計画の役割としている。具体的には、質の高い良好な住宅地形成や優良田園住宅の整備時に地区計画を活用する事を定めている。

また、景観形成に関する方針も定めている。恵庭市ではこれまでに、豊かな自然環境を背景に水や緑、花を大切にしたまちづくりを進めてきた事を踏まえ、今後も市民の資産となる良好な景観を守り育てる事を基本と定めている。尚、景観形成の方向性としては漁川などを景観軸と捉えて景観の保全に努めるなど、恵庭市景観形成基本計画と対応する記述もみられた。

3）農業振興計画

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）は、農業の健全な発展を目的として、農業振興地域の整備に必要な施策を、計画的に推進するための措置を講じるものである。農業振興地域の区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興計画）の策定が義務付けられており、区域内にある土地の農業上の用途区分や、農業生産基盤の整備及び開発に関する事項、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項などが定められるものである。

恵庭市では関係者の連携による地域特性を活かした農業の振興を目的に、2011 年度から 10 年間を計画期間として農業振興計画を策定している。計画では基本方針の一つに「農を中心とした地域活力の創出」を掲げている。

その中で「農に対する市民理解の推進」を取組む事項として、農業農村の持つ美しい緑の景観・心を癒す安らぎの空間・地域文化の伝承など多面的機能に対する市民理解を挙げている。そのためグリーンツーリズム事業などの支援や継続的な都市農村交流事業の展開等を掲げている。 s 計画では具体的に取組む事業及びその主体に関する記述があり、例えばグリーンツーリズム推進協議会の継続では、市が主体となりグリーンツーリズム実践者に対して事業を推進するために指導･助言等を行う事が定められている。また地域協働による農地・水・環境の保全管理は国、北海道、恵庭市により組織される環境保全会が主体となって、地域振興に資する活動組織に対して交付金を交付する事が挙げられていた。

4）景観形成基本計画

恵庭市は 2008 年 3 月に、水と緑と花に彩られたまちを目標に景観形成基本計画を策定した。尚、前章の 4.3 節にも示した通り、この計画は景観法に基づくものではなく、自治体が任意に策定した計画である。市域を、漁川上流域を中心とした自然景観ゾーン、都市地域の住宅地等を中心とした都市景観ゾーン、その外縁に広がる田園や防風保安林から成る農村景観ゾーンに区分し、更に漁川をはじめとする河川や幹線道路を景観軸と位置付けている。景観ゾーンごとに景観上の課題を指摘した上で、景観形成の方針と指針が提示されている。例えば景観形成指針では、河川や橋梁における景観形成のスタンスについて、自然・都市・農村景観ゾーンごとに言及している（表 5-2）。例えば自然景観ゾーンでは、森林全体の保全や橋梁デザインの調和、農村景観ゾーンでは水環境保全や自然護岸に戻す事が掲げられている。また河川景観に関する取組みとして、橋梁を更新する際は漁川景観検討委員会によるデザイン審査を定めている。この団体は漁川景観検討委員会として発足し、これまでに黄金橋、あかね橋、中島橋、日の出橋の景観検討が行われている。例えば日の出橋では 4 回の委員会が開催され、橋の材質や親柱、照明灯、高欄のデザイン、アーチ及び橋桁の色彩、歩道の色彩などが検討された。またこの計画では、景観計画の推進方策として三段階を定めており、最終的には景観行政団体への移行を目指す事が定めている。

表 5-2 河川と橋梁に関わるゾーンごとの景観形成指針

景観形成のスタンス	自然景観ゾーン	都市景観ゾーン	農村景観ゾーン
まもる・そだてる	・自然河川の清流や白扇の滝、三段の滝、ラルマナイの滝、えにわ湖などの景勝地を将来にわたって守るため、周辺の森林全体を保全する	・多自然河川として整備された川を大切にし、水や緑・生物環境の質を高める	・既存の河畔林を保存する ・ゴミ捨て防止や水草育成などを進め水環境を保全する
なくす・さえぎる・なおす		・人工的な河川の部分を出来る限り多自然河川に改修する	・水路化された部分をできる限り自然護岸に戻していく
つくる	・河川にかかる橋梁は、自然に融け込むものにするか、自然の中に映えるものにするかを判断し、その上でデザインを進める。	・河川緑地と遊歩道の整備を進める ・可能な限り河畔林を育てていく	・可能な場所には河畔林を育てていく ・千歳川遊水地及び関連施設の整備は景観に配慮し行う ・ランドマークにもなる橋は周囲の景観の中で調和するデザインとする。

5) 景観形成基本方針と法定計画の対応関係

景観計画に示される景観ゾーンごとの景観形成基本方針と、各法定計画の記述の対応関係を分析し、表 5-3 にまとめた。

まず自然景観ゾーンでは、最重要方針とされる「緑豊かな森林景観や美しい漁川の清流景観を守り育てる」事は森林整備計画や都市計画マスタープランに対応する記述がみられる。しかし、建築物や道路付帯施設、資材置き場といった人工物の色彩や配置等の調和は、対応する記述がみられなかった。次に都市景観ゾーンでは、多くの項目が都市計画マスタープランに対応する記述を有する。例えば道路･公園･河川緑地等の連続性については「道路や公園、河川の移動連続性を確保する」、花のまちづくり計画の推進については「水、花、緑豊かな街並みをつくる」といった記述がみられた。尚、都市景観ゾーンの方針は都市計画マスタープランにおいてのみ対応する記述がみられた。続いて農村景観ゾーンでは、主要方針の農業景観の美しさを支える農業を元気にする事が、農業振興計画の主目的と合致している。また防風林については森林整備計画で「防風保安林等の維持」と定められ、農家住宅の統一感については、都市計画マスタープランにおいて「田園居住環境整備」と定められている事から、自然・都市・農村景観ゾーンの中で唯一、全ての土地利用計画に対応する記述を有する特徴がみられた。最後に景観軸については、都市計画マスタープランに「市民に親しまれる水辺環境として適切な整備・保全」という記述が掲げられてい

る。また河川に架かる橋梁の調和については、各法定計画には対応する記述がないものの前項に示した通り、景観計画において漁川景観検討委員会によるデザイン審査が定められている。

以上の対応関係についてまとめると、まず景観ゾーンごとに定められる主要な方針については概ね各法定計画に対応する記述がある。自然景観ゾーンの渓谷周辺の森林景観維持や農村景観ゾーンの防風林の維持、農業の振興は、森林整備計画・農業振興計画の目的に一致しており対応関係にある。続いて建築物の規模や色彩に関する方針は、全ての景観ゾーンで掲げられている。法定計画の内、建築物に関する記述を有する都市計画マスタープランでは、建築物の誘導にあたり地区計画の決定による住環境向上等を位置付けている。屋外広告物については各景観ゾーンでサインシステムを組み立てるといった方針を掲げているが、全ての法定計画に含まれない項目であり、現状は北海道屋外広告物条例に基づく基準が適用されている[64]。また景観形成へ向けた組織づくり等、行政により主導する事が望ましい項目では法定計画ごとに異なる対応がとられている。実施する施策を明記する農業振興計画では、農地・水・環境保全会の設置といった組織づくりを施策の内容に組み込んでいるが、森林整備計画や都市計画マスタープランに具体的な記述はない。

以上より、景観の観点から各法定計画の特徴をまとめると、まず森林整備計画では森林の特性に応じた維持管理の方法について、区分ごとに景観の視点を含めて定めている。都市計画マスタープランでは環境や景観の維持・創出へ向けて、地区計画等の土地利用規制との連動による開発誘導を目指している。農業振興計画では組織的な取組みを担保するために、実施主体や財源について定める傾向が明らかになった。

▼64. 北海道屋外広告物条例では 6 種別の面積・高さ規定を設けている。都市計画区域内は用途地域に従って比較的規制の緩い 1-3 種に適合し、市街化調整区域や国道・道道から展望できる地域は 4 種となる。恵庭市の場合、都市景観ゾーンは 1-3 種、自然・農業景観ゾーンは概ね 4 種が適用される。

表 5-3 景観計画の景観形成基本方針と法定計画の対応関係

	恵庭市景観形成基本計画（任意計画）	森林計画	都市マス	農振計画
自然景観ゾーン	緑豊かな森林景観や美しい漁川の清流景観を守り育てる事を最重要方針とする	○	○	
	ゾーン内施設は位置･規模･形状･色彩等について周囲の景観と調和を図ることを考える			
	道路付帯施設は目立つ色彩の使用は避け､出来るだけ自然素材を使用するよう努める			
	資材置き場などの施設は､主要な道路からの見え方に配慮して設置する			
	恵庭渓谷やえにわ湖は、景観を損なうものや放置物撤去、サイン類のデザイン調和などを進める			
	盤尻地区の土採場断面も特徴を来訪者に伝え､恵庭のまちの特徴を生かすよう考える	○		
都市景観ゾーン	街路樹と花修景のある道路･公園･河川緑地･公共空間･商店などがつながり、楽しく安全に歩きまわれるまちから美しい街並へ		○	
	住宅地では周りに気使う家づくりや庭や道路の手入れ協力等､高齢者世帯や子育て世代が楽しく安心して暮らせるまちの景観づくり		○	
	街路樹をまちに増やし交通の安全性や快適性を高め､生活環境を確保する機能を持ち都市内の美しい街並を創る			
	市街地の空地などに花のまちづくり計画にそって取り組みを進め管理が行き届かない場所は、‘自然な花の修景’に努める		○	
	公園・緑地・街路樹・道路用地の緑をさらに豊かに育て、維持管理などに対して主体的に市民が参画を促す		○	
農村景観ゾーン	農村景観は営農の姿が美しいので､農業を盛り立て景観の美しさ意識することで､グリーンツーリズムの展開を図り農業を元気にする		○	○
	屋敷林や社寺林、防風林、河川の水と緑を大切にし、農村景観を豊かな魅力あるものにしていく	○	○	
	農家住宅や付帯施設等の形状や色彩などは建物群の統一感を図り、まとまり感ある農村景観を演出		○	
	農道や排水路､用水路の管理が住民だけでなく協働で行うしくみづくりを進め、より一層美しい農村景観をつくる			○
	ファームサインは農村景観の中で大事な景観要素として恵庭スタイルを考える			
	広大な農村景観ゾーンの中のサインシステムとデザインをしっかり組み立て、効果的なサインの設置を進める			
景観軸	まちを流れる川は､これまで進めてきた多自然河川整備をさらに進め、清らかな川のまち恵庭をレベルアップ		○	
	河川に架かる橋梁は､橋梁の形状や色彩などについて周辺との調和をはかる			
※景観形成基本計画中の記述を基に筆者が抽出した。尚、表内の「○」は各法定計画における対応する記述の有無を示す。				

5.4 漁川の沿川景観実態

計画の分析に続き、本節では景観ゾーンごとの沿川景観の現状を明らかにする。そこで、漁川の漁川ダム・千歳川放流口間に架かる橋梁を視点場とし（図 5-3）[65]、上流・下流方向に向かって撮影したパノラマ写真と周辺の土地利用図を用いて調査を行った（図 5-4,5-5）。尚、前述の通り漁川に架かる一部の橋梁は主要な展望地として位置付けられており[66]、また橋梁から沿川の景観構成要素を視認可能という特徴を踏まえて、橋梁を実態調査の視点場として選定している。

全 18 本の橋梁から上流・下流方向に向かって撮影した 36 枚の写真（以下、シーン）の景観構成要素及び土地利用規制の決定状況をまとめた結果を表 5-4 に示す[67]。次項より各景観ゾーンの現状把握として、表 5-4 の分析と景観計画に基づく景観上の課題との照らし合わせを行った。尚、景観ゾーンごとに示される景観上の課題の内､阻害･検討項目に位置付けられる要素を照らし合わせに用いた。また景観上の課題は、主に人工的要素ではサインや施設の形態意匠、自然的要素では維持管理について主として言及している。

▼65. 調査対象橋梁は自動車と歩行者が通行可能な全ての道路橋としている。尚、漁川ダムより上流部は近接不可能のため、調査対象区間は図 2 に示される漁川ダムから千歳川との合流点までとした。

▼66. 漁川ダム、有福橋、恵庭大橋を指す。

▼67. 各シーン（橋梁から展望可能な範囲）に決定される森林法・都市計画法・農振法の基づく土地利用規制の把握を行った。



図 5-3 橋梁の位置図



［自然景観ゾーン］ ①漁川ダム（地域の主要な展望地）



［自然景観ゾーン］ ②河西橋



［自然景観ゾーン］ ③栄橋



［自然景観ゾーン］ ④川端橋



［自然景観ゾーン］ ⑤盤尻橋



［都市景観ゾーン］ ⑥あかね橋



［都市景観ゾーン］ ⑦日の出橋



［都市景観ゾーン］ ⑧新栄橋



［都市景観ゾーン］ ⑨恵庭橋



図 5-4 漁川に架かる橋梁から撮影したパノラマ写真１

［都市景観ゾーン］ ⑩漁川橋



［都市景観ゾーン］ ⑪有福橋（地域の主要な展望地）



［都市景観ゾーン］ ⑫中島橋



［都市景観ゾーン］ ⑬黄金橋



［都市景観ゾーン］ ⑭恵庭大橋（地域の主要な展望地）



［農村景観ゾーン］ ⑮南 21 号漁川橋



［農村景観ゾーン］ ⑯南 18 号漁川橋



［農村景観ゾーン］ ⑰南 15 号漁川橋



［農村景観ゾーン］ ⑱南 12 号漁川橋



図 5-5 漁川に架かる橋梁から撮影したパノラマ写真２

表 5-4 各橋梁を視点場とした景観構成要素及び土地利用規制の決定[68]

| | | | 自然景観ゾーン | | | | | | | | | | 都市景観ゾーン | 農村景観ゾーン | | | | | | | | 合計 | | | 合計 |
|---|
| | | | 漁川ダム | | 河西橋 | | 栄橋 | | 川端橋 | | 盤尻橋 | | あかね橋 | | 日の出橋 | | 新栄橋 | | 恵庭橋 | | 漁川橋 | | 有福橋 | | 中島橋 | | 黄金橋 | | 恵庭大橋 | | 南21号橋 | | 南18号橋 | | 南15号橋 | | 南12号橋 | | 自然 | 都市 | 農村 | |
| | | | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | | | | |
| 人工的要素 | 建築物 | 公営住宅 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | 0 | 7 | 0 | 7 |
| | | 公共施設 | ○※1 | | ○※1 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | 2 | 3 | 2 | 7 |
| | 公施設工作物 | 河川管理施設 | ○※1 | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | | | 2 | 5 | 1 | 8 |
| | | 人工護岸 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | 2 | 8 | 1 | 11 |
| | | 他の橋梁 | | | | | | | | | | | | ○※2 | | ○ | ○※2 | | | ○ | ○※2 | | ○ | ○※3 | ○ | | ○※2 | | ○ | | | | | | | | | | 0 | 10 | 0 | 10 |
| | | 看板 | | | | | | | | | | | ○ | ○※1 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※1 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | | 0 | 11 | 2 | 13 |
| | | 電線 | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | 2 | 2 | 1 | 5 |
| | | 鉄塔 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 民施設建築物 | 戸建住宅 | | | | | | | | | | | ○ | ○※3 | ○ | ○※3 | ○ | ○※3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | 0 | 17 | 2 | 19 |
| | | 集合住宅 | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | 0 | 10 | 0 | 10 |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 0 | 5 | 1 | 6 |
| | | 農業用施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 0 | 0 | 7 | 7 |
| | 民施設工作物 | ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | 0 | 1 | 3 | 4 |
| | | 屋外広告物 | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | 0 | 4 | 0 | 4 |
| | | 電波塔 | | ○※1 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | | | | | 2 | 0 | 4 | 6 |
| 自然的要素 | 河川 | | ○ | | ○ | 9 | 18 | 8 | 35 |
| | 農地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 0 | 0 | 8 | 8 |
| | 緑地 | 河川緑地 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | 0 | 7 | 1 | 8 |
| | | 自転車道 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 0 | 10 | 4 | 14 |
| | | 公園 | | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | 1 | 9 | 0 | 10 |
| | 林地 | 植林 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | 0 | 2 | 1 | 3 |
| | | 防風林 | ○ | ○ | ○ | ○※4 | ○ | ※4 | | ○ | | | 0 | 0 | 6 | 6 |
| | | 森林 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※4 | ○ | ○※4 | ○※4 | 10 | 0 | 0 | 10 |
| 小計 | | | 5 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 2 | 7 | 7 | 5 | 7 | 6 | 10 | 8 | 9 | 8 | 9 | 8 | 6 | 5 | 4 | 6 | 8 | 10 | 8 | 10 | 7 | 10 | 7 | 8 | 5 | 5 | 2 | （平均） | | | 214 |
| 合計 | | | 8 | | 6 | | 4 | | 6 | | 6 | | 14 | | 11 | | 16 | | 17 | | 15 | | 12 | | 9 | | 13 | | 17 | | 17 | | 17 | | 13 | | 7 | | 3.0 | 6.9 | 6.6 | |

森林法		国有林	○	○	○	○	○	○																															6	0	0	6		
	保安林	水源涵養林							○		○	○																											3	0	0	3		
		生活環境保全林																																	○	○					0	0	2	2
都市計画法	都市計画区域	近隣商業地域																	○	○	○																		0	3	0	3		
		一種住居地域																○					○	○															0	3	0	3		
		二種住居地域																	○	○																			0	2	0	2		
		一種中高住専												○	○																									0	2	0	2	
		二種中高住専											○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○											0	14	0	14	
		一種低住専														○	○	○																						0	3	0	3	
		地区計画												○	○	○	○	○													○									0	5	1	6	
		市街化調整区域							○	○	○	○																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	1	8	13		
農振法	農振地	農振農用地							○																				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1	8	10		
		内非農用地								○	○	○																											3	0	0	3		

漁川条例水源保全地域									○	○	○	○																											4	0	0	4			
花と緑の景観づくり協定																																										0	0	1	1

▼68. 図中の表記について、※１は漁川ダム管理施設色彩ガイドラインの対象施設、※２は漁川景観検討委員会による審査対象橋梁、※３は地区計画区域内住宅、※４は地域森林計画対象民有林、網掛けの項目は景観計画に基づく景観上の課題（人工的要素は色彩や形態・自然的要素は維持管理について定める）、点線の太枠に含まれるものは頻出の景観構成要素を指す。

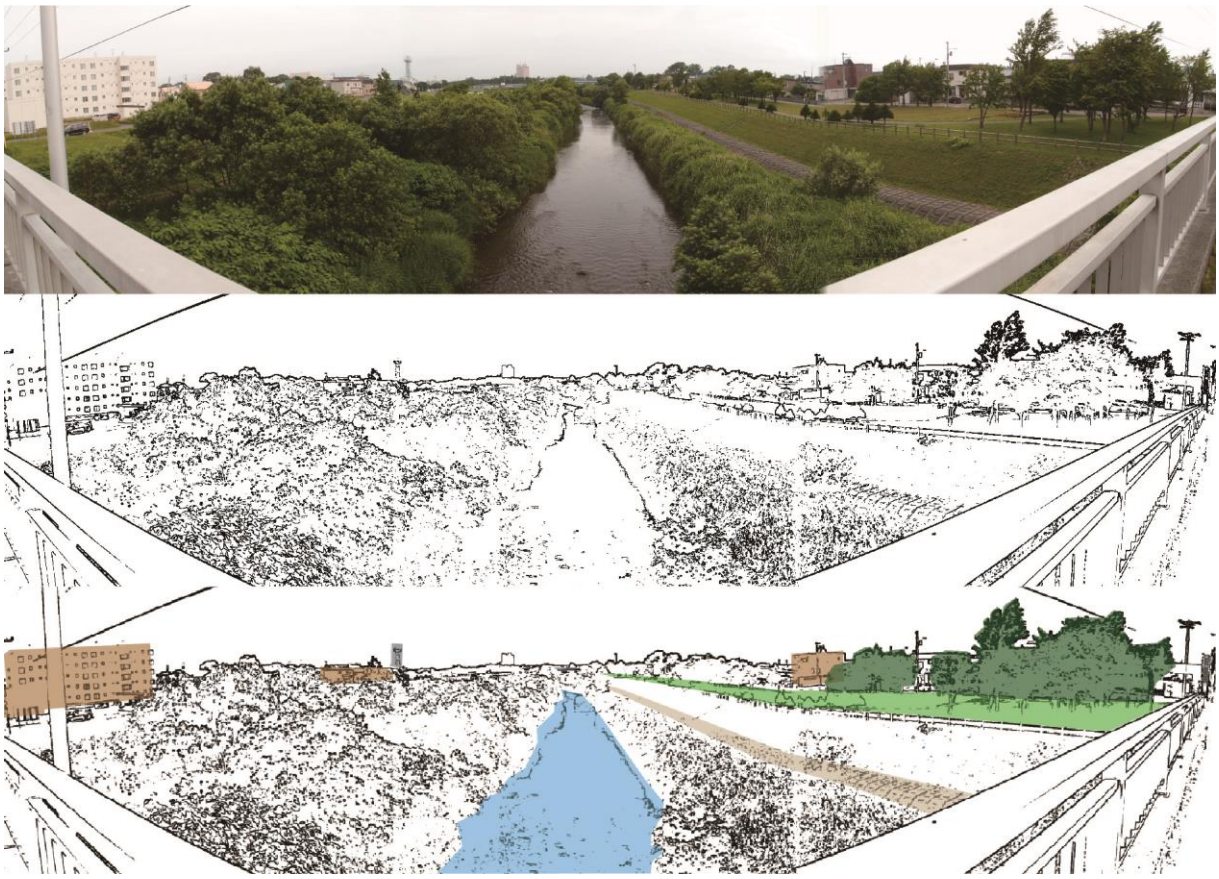


図 5-6 景観構成要素の抽出プロセス（有福橋・上流方向を例に）

1) 自然地域の景観実態

自然景観ゾーンには 5 本の橋梁が架かり、その内漁川ダムは地域の主要な展望地に位置付けられている。 1 シーンの平均景観構成要素数は 3.0 と[69]、他の景観ゾーンの半数以下である。全てのシーンに森林が含まれ、人工的要素はダム管理者により設置される建築物や工作物が確認される。しかし自然景観ゾーンで複数回出現する共通要素はあまり見られなかった。次に景観計画における景観上の課題と位置付けられる要素は、森林のみが抽出されサインや農業用施設は自然景観ゾーンの全てのシーンで見られなかった。

▼69. 平均景観構成要素は 1 シーンに含まれる種類の数を示している。

次に土地利用規制は上流部に国有林、下流部の民有林には裸地面積の減少・分散を方針とする水源涵養林が指定されている。尚、民有林の後背地に広がる自衛隊関連地区は民有林内の森林によって視覚的に遮られており、河川景観の構成要素となっていない。また民有林には 1999 年 4 月より「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づく水道水源水質保全地域が指定され、特定用途に対して開発時の届出及び住民説明会の開催を求めている。尚、特定用途はゴルフ場及び廃棄物の最終処分場を指す。違反者に対する罰則として過料や氏名の公表が定められている。

2）都市地域の景観実態

都市景観ゾーンには 9 本の橋梁が架かり、この内有福橋と恵庭大橋は地域の主要な展望地に位置付けられている。1 シーンに平均 6.9 要素が含まれており、平均構成要素の数は最も多い。ほぼ全てのシーンに戸建住宅が含まれている他、集合住宅や他の橋梁といった様々な人工的要素が確認された。例えば護岸は部分的に河畔林により視覚的に遮蔽されているものの、親水護岸等の整備区間も見られる。また沿川の自転車道と一体的に改修されているものも見られた。次に恵庭市景観計画では景観上の課題として河川緑地・公園の維持管理や、看板・屋外広告物のデザインを挙げており、いずれも河川景観を構成する要素として複数のシーンに含まれていた。

土地利用規制は主に住居系の用途地域が決定されており、上流部には右岸と左岸に 1 カ所ずつ地区計画が決定されており、戸建住宅の建蔽率や高さに制限が設けられている。

3）農業地域の景観実態

農村景観ゾーンには 4 本の橋梁が架かり、1 シーンあたり平均 6.7 要素が含まれており、都市景観ゾーンとほぼ同数である。他の景観ゾーンでは全く見られない農地や農業用施設、防風林がほぼ全てのシーンに含まれており、農村景観を特徴付けている。この内農業用施設は色彩や形態の周辺に与える影響が景観計画において課題と位置付けられている。大規模な人工物はほぼ見られないが、唯一下水処理場が視認された。周囲を植樹しているが低木であり、施設を視覚的に遮蔽する効果は得られていない。

土地利用規制は農振農用地が広く指定されている他、恵庭市では農地も都市計画区域に含めているため、周辺は市街化調整区域である。更に一部の大規模な防風林は森林法に基づく生活環境保安林に指定され、防風や景観の創出等に配慮した施業の実施が定められている。また田園住宅地を目指す地区では、花の田園住宅地区地区計画及び花と緑の景観づくり協定が運用されている。つまり全ての景観ゾーンの中で唯一、森林法・都市計画法・農振法に基づく土地利用規制が全て決定されている。

5.5 沿川景観の構成要素に公共政策が与える影響

表 5-4 を基に、河川景観を構成する様々な要素の中から出現頻度の高い景観構成要素を抽出し分類した[70]。一つ目に河川管理施設や人工護岸、橋梁、サインといった「河川区域内工作物」であり、都市景観ゾーンを中心に全ての景観ゾーンで確認された。二つ目に戸建住宅や集合住宅といった「住宅建築」であり、農村景観ゾーンにおける農家住宅の他、都市景観ゾーンのほぼ全シーンに含まれている。三つ目に沿川の公園や河川区域内の緑地、自転車道といった「公園・緑地」であり、都市景観ゾーンや農村景観ゾーンにおいて確認されている。四つ目に「森林」であり、自然景観ゾーンの全シーンで見られた。五つ目に「農地」であり、農村景観ゾーンの全シー

▼70. 20%以上のシーンで抽出された要素を出現頻度の高い景観構成要素とした。

ンで見られた。次項より河川景観を特徴付けると考えられる以上の要素ごとに対する行政の取組みと住民活動の実態について示す。

1）河川区域内工作物

漁川沿川には、水門や魚道、サインなど河川管理者によっていくつかの工作物・構造物が整備されている。その中で多くの施設は景観について配慮されていないが、ダム管理者は「漁川ダム管理施設色彩ガイドライン」を 2008 年 10 月より運用している。色彩の統一によるダムのトータルイメージコーディネートを目的とし、管理施設である取水塔や管理事務所の他、周辺に民間事業者が設置する電波塔や自然景観ゾーン以外に立地するサインも対象に含む事で、下流域を含めた良好な景観形成に寄与している。他方で自然景観ゾーンにおいて漁川と並行する道道恵庭公園線は国立公園のアクセス道路という性質上、2006 年 8 月策定の「支笏洞爺国立公園及び周辺道路における道路付属物の色彩ガイドライン」対象路線となっている。北海道の地域特性を踏まえた色彩が専門家により検討され、橋梁等に適用されている[71]。

▼71. 環境省で一般的に使用される色彩の適用ではなく、北海道の自然環境に適した色彩の検討が環境省と学識経験者、北海道開発局により行われた。

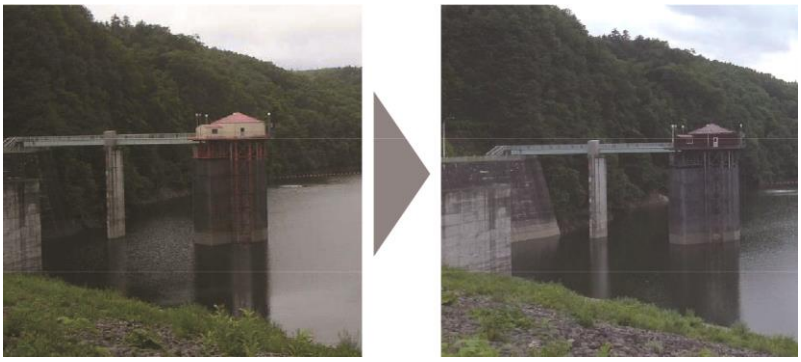


図 5-7 河川管理施設の色彩改修例[72]

▼72. 2011 年 3 月に北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会にてまとめられた「漁川ダム定期報告書 概要版」から引用。

次に都市景観ゾーンを中心に全ての景観ゾーンで見られる人工護岸は、河川整備計画において堤防内の構造物周辺及び安全性が損なわれるおそれのある区間で整備を実施する事が示されている。漁川では主に低水護岸が景観構成要素として抽出され、多自然型護岸として施工されている区間が広く存在する。こうした護岸では河畔林の繁茂が護岸の一部を遮蔽しており、環境に配慮した景観の創出に寄与している。その他、河川緑地整備事業の実施区域付近では親水型護岸の施工がみられ、河川に近接可能な親水空間を創出している。



最後に、農村景観ゾーンではサケの遡上を阻害する河川管理施設が設置されている課題を背景に、2000 年に魚道改修工事が実施された。市が開発局に施設の改修を依頼し、開発局が「地元関係者の意見を取り入れて改修の効果を上げたい」という要請を行った事に基づき、えにわ市民サケの会がワークショップによる対策案の検討を企画し、研究者等を含めて整備方

法が議論された。整備の翌年からサケの遡上が確認されており、その要因の一つにサケの会は現在も稚魚の放流活動を継続的に実施している事がある。一方で、構造物の景観に関する議論は行われなかった[73]。

▼73. 2014.11.14 実施の流域生態研究所へのヒアリング及び 2000.11.11 北海道新聞朝刊「えにわ市民の会サケそ上できぬ漁川、魚道改修案提言へ」より。

2）住宅建築

恵庭市景観形成基本計画では、人工物について森林・都市・農業地域それぞれに方針を定めている。一方で人工物について記述のある法定計画は、都市計画マスタープランのみであった。この中では住宅地における地区計画を活用した環境整備が目指されており、都市景観ゾーンの上流部に二つの地区計画が決定されている[74]。右岸と左岸に一地区ずつ指定されており、それぞれ規制内容は異なる。更に地区計画ごとに細区分を設けており、建築用途の混在防止を目的とした区分や高さ統一を目的とした区分等、それぞれ基準が定められている。しかし、地区整備計画等において河川に対する配慮や形態意匠に関する事項は設けられていなかった。農村景観ゾーンでは漁川沿いに花の田園住宅地区地区計画が決定されており、協定やガイドラインを並行して活用する事で良好な住環境が担保されている。実際に地区内では低い建蔽率によりゆとりある住宅市街地が形成され、庭では花植えが行われている。一方で地区計画の目標には漁川等の自然環境との調和を掲げられているが、河川からの視認性や、地区内から河川への視認性は限定的である。

▼74. 漁川左岸に美咲野地区、右岸に白樺地区地区計画が決定されている。



3）公園・緑地

河川区域内の緑地整備について、河川整備計画では河川空間を出来るだけ自然を活かした整備を行い、特に市街地では地域のまちづくりと連携を図る事が目指されている。また恵庭市としても 2004 年 3 月に策定した「新・水と緑のやすらぎプラン」に基づき、住民意見を踏まえた河川整備事業を進めている。尚、同プランでは計画から管理運営まで市民が主体となる指針が組み込まれ、策定は NPO 法人水環境北海道に委託し、市民 30 人のワークショップを踏まえて進められている。

実際の整備事業では景観ゾーンごとに異なる手法が用いられており、都市景観ゾーンでは主に国土交通省等のモデル指定を受けて事業を実施している（図 5-8）。例えば水辺の楽校事業では 2002 年 1 月の指定後、市や小学校、住民団体らで組織された協議会により浅瀬やイベント広場の設置が計画された。こうした協議会の整備案を実施計画に反映する上で、国土交通省のモデル指定を受けた事が整備の円滑化につながっている[75]。

▼75. 2005 年 5 月 25 日に開催された総合計画審議会都市環境部会議事録より、水辺の楽校の登録を受けた地域では、積極的な水辺の環境づくりに対して河川管理者も許容してくれるという事が示されている。

その他、モデル指定事業の中では比較的古いものとして、1991 年のアクア・グリーン・ストラテジー事業が挙げられる。これは北海道開発局が実施する事業であり、漁川沿いに掲出される看板には以下の通り記載がある。

> 北海道開発局が実施している「アクア・グリーン・ストラテジー」とは川が本来持っている優れた自然景観を守っていくことを目的とした事業です。恵庭市の中心部を流れるこの漁川では「魚・鳥・人にやさ

しい水辺づくり」をテーマに周辺の自然環境や河川景観に配慮した河川改修工事を実施してきました。
ここでは周辺の景観に合わせた自然石を使い水辺を自然な瓦のイメージで演出し、川の中に早瀬や淵の区間を造って水の流れに変化を持たせて水生生物の生息環境にも配慮していますが、このような多自然型の工法のかげで護岸がしっかりと河岸を守り治水効果も発揮しています。
私たちはこうした事業によって皆さんにもっと身近に川を感じ、人に親しんでほしいと考えています。

以上の通り、河川整備において景観に配慮する取組みは従前から行われていた。一方でこの説明看板も現在は老朽化しており、文字や図が見えにくい状態が窺えた。

農村景観ゾーンでは市が任意で 2001 年 3 月に策定した「都市・農村交流ゾーン・交流拠点構想」に基づく緑地整備が行われている。本構想は農村景観の節度ある活用を目的に、地区ごとの整備方針が示されている。その中の漁川が貫流する中央地区周辺交流エリアでは、親水公園的な利用の促進として高規格パークゴルフ場の造成や、レクリエーションルートの中継点として自転車道の整備推進を位置付けた事で、農村景観ゾーン内の公園・緑地整備が進められた。



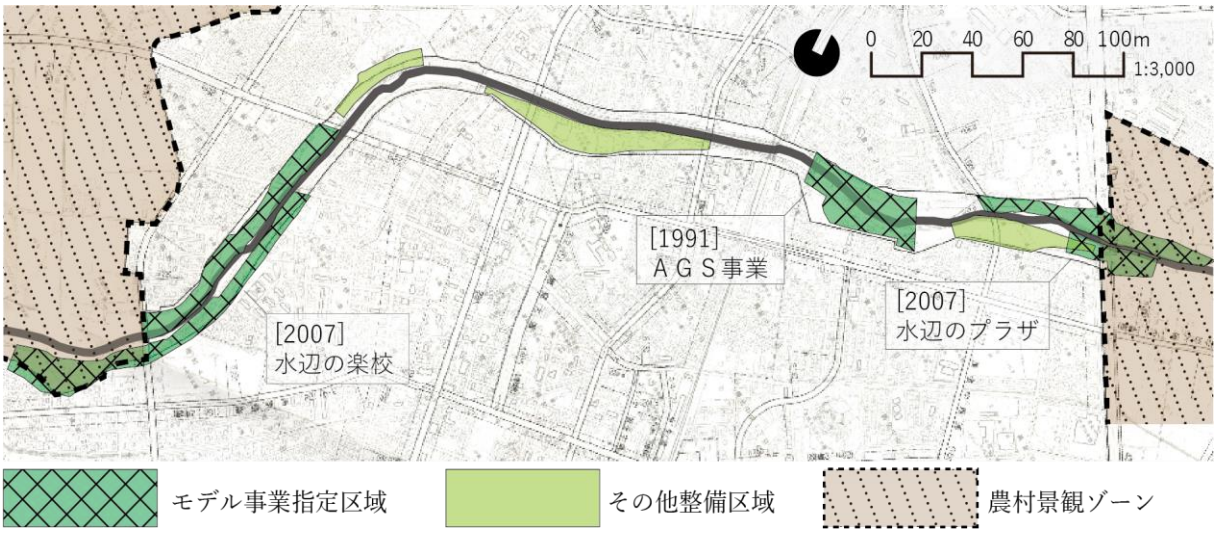


図 5-8 都市景観ゾーンにおける河川緑地整備事業実施区域

4）森林

自然景観ゾーンで広くみられる森林は国有林と民有林に分けられ、国有林は北海道森林管理局により策定された国有林施業実施計画に基づく管理が行われている[76]。一方で民有林は森林法に基づく森林整備計画で、景観に配慮した施業が定められているものの、市が 2012 年 8 月に自然景観ゾーンを対象として実施した民有林現地調査によると、大半の民有林が管理放

▼76. 計画では恵庭市内の国有林の主伐・間伐面積等が定められている。

棄されている状況が明らかになっている[77]。市は現在、管理の促進を目的に森林所有者による「森林経営計画」の策定を促す取組みを進めているが、策定率は全市で約 0.2%と低調である。民有林の管理放棄は景観の阻害の他、その後の皆伐による裸山化やごみ投棄増加の要因として懸念されている[78]。

また、自然景観ゾーンは漁川の水源地域という位置付けを持っており、恵庭市では独自に「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を 1999 年より運用している。この条例制定に至る経緯として、浄水場上流部の産業廃棄物処分場建設計画があった。この計画に反対する市民を中心に組織された漁川の水を守る会が、活動を通じ建設の中止及び継続的な水道水源の保全へ向けた条例の制定を実現している。同団体は現在も、水源地域のパトロール活動やゴミ拾いを定期的に実施している。尚、水源地域における住民団体による活動は他にも展開しており、ダム湖周辺では NPO 法人水環境北海道を中心に恵庭市や河川愛護会等により組織される慈しみフェスタ実行委員会が 2000 年より毎年慈しみフェスタを開催している。委員会は恵庭市やダム管理者だけでなく森林管理局や北海道の後援を受けており、多数の住民団体・行政組織が参画する場となっている。活動開始時から毎年継続的に事前打ち合わせや事後の反省会を行ってきた事で組織間の連携を保つ場として機能しており、複数の住民団体の活動を目的に応じて一元化する等、流域の一体的な管理に寄与していると考えられる。また同じく 2000 年には、NPO 法人水環境北海道が水源地域における河川流域の荒廃地を購入し、植林による河川環境復元を計画した。しかしながら土地取得により生じる固定資産税の増加や NPO による農地取得に関する制度上の課題があり[79]、現状の活動は他の団体も含め、水源地域の中でも公有地内に制限されているという状況も明らかになった[80]。

▼77. 2012 年 8 月 31 日民有林現地確認会議録より、自然景観ゾーン内の現地調査を行った結果、「一部下草刈り等の手入れをしているところはあるものの、放置されている箇所が大部分」である事を確認している。

▼78. 2014 年 9 月 2 日実施、恵庭市経済部農政課へのヒアリングより。



▼79. 2000 年 3 月 30 日北海道新聞朝刊「恵庭の NPO 荒れ地に緑再生を、土地購入し植林を計画」より。

▼80. 2014 年 11 月 14 日実施、流域生態研究所へのヒアリングより。

5) 農地

農業振興計画で定められている通り、営農の継続が農地保全上重要課題である。一方で部分的に景観に関する取組みも農家らにより行われており、これも農業振興計画で実施事業と定められた「地域協働による農地・水・環境の保全管理」に基づき設置された農家らによる環境保全会が景観形成活動を行っている。農村景観ゾーンを 4 地区に区分し、保全会ごとに活動テーマを設定している。フラワーロードへの植栽や、ヒマワリやキカラシといった景観作物の作付けを活動項目に含めているのは、当初は島松・東恵庭の二つの保全会であったが、現在は全ての保全会において取組まれている[81]。また景観作物の作付けは輪作体系の一つであり、保全会においても農家の協力に依存している事から、年度により面積の変動が大きいという事が明らかになった。例えば、島松・東恵庭保全会が 2012-2014 年度に行ったひまわり・キカラシの作付面積は、2012 年度が 74ha、2013 年度が 134ha、2014 年度が 88ha である。



▼81. 2014 年 9 月 2 日実施の恵庭市経済部農政課へのヒアリングより、島松・東恵庭環境保全会にて積極的な景観形成活動が毎年継続的に行われている事が明らかになっている。尚、近年では恵庭土地改良区がホームページにおいて各保全会による取組み実態を報告している。その中で、4 保全会全てが景観作物の作付を行っている事が示されている。

5.6 まとめ

5 章の調査により明らかになった複数の土地利用を有する河川景観の特性と課題についてまとめる。

① 橋梁を視点場として河川景観の特性分析を行った結果、景観構成要素の種類に地域間の差がみられた。森林地域では森林が他の要素を遮蔽する効果を持っている事から景観構成要素の種類が少なく、抽出される人工物は主に河川管理者の設置する工作物である。一方都市地域及び農業地域における景観構成要素の種類数は同程度だが、都市地域では人工物が主な景観構成要素となっている。農業地域は農地や防風林が主な景観構成要素だが、その中にビニールハウスといった農業用施設が点在するという特性がみられた。更に要素ごとに様々な方策が講じられており、建築物については地区計画等の決定区域であるか、橋梁については景観審議の対象となったかにより、景観特性が決定付けられている。また農業地域では、農地・農業用施設・防風林を中心に景観が構成されており、これらは他地域においてほぼみられない要素であった。

② 土地利用に関する法定計画はそれぞれの目的や方針に応じ、景観について記述される。森林整備計画では地域区分ごとの施業方法について景観を考慮して定めている。都市計画マスタープランでは景観に関する方針の達成に向け、土地利用規制と連動した開発の誘導を目指している。農業振興計画では農村環境の保全に資する景観形成活動等を組織により取組む事を位置付けている。しかし現状は、森林では適切な施業が行われず管理が放棄され、個別の地区計画には景観の方針が継承されておらず、農家らによる保全会は活動区域等が不安定である。つまり、法定計画ごとに景観について考慮しているものの、実態に与える効果は限定的という事が明らかになった。

③ 河川景観の主要構成要素である河川区域内の工作物は各地域に存在し、様々な種類があり、複数の管理者により整備・管理されている。こうした人工構造物について、河川整備計画は「地域の総合的景観形成を図る上でも、橋梁などの許可工作物や、樋門などの河川管理施設の設置や改築などの河川整備の実施に当たっては（中略）河川景観の保全と形成に努める必要がある」と言及している。しかし実際に人工構造物のデザインを河川景観に馴染ませる配慮は一部の施設管理者に限られている。その内、色彩ガイドラインを自主的に運用する管理者では、森林地域や都市地域に点在する管理施設だけでなく周辺に民間事業者が設置する電波塔等にも適用する事で、統一した景観形成が進められていた。しかし、同一地域に異なる目的を持ったガイドラインが重複する場合や、橋梁に対してガイドラインの運用や委員会による審査と各地域で異なる対応を進める等、包括的な視点はなく各管理者の自主性に依存している。

④ 河川法や景観計画において、景観の維持管理を住民の役割としているものの、参加の方法や手続きの有無は自治体や河川管理者に委ねら

れている。一方で、住民意見を反映した河川整備の実施や条例制定、住民団体を巻き込んだ計画策定は参加した団体の継続的な活動に寄与している事が明らかになった。しかし、水源地域の保全を目的とした住民団体は活動区域が公有地内に制限され、農業地域では半数の保全会のみが景観作物の作付け等の景観に関する活動を行い、その区域も不安定であるといった課題が発生している。

6　公共政策の重複が広域景観に与える影響

6.1　産業景観を取り巻く背景と調査目的

6.2　研究対象の概要

1）　農業に関する産業施設の概要

6.3　帯広都市圏の産業と景観に関わる公共政策

1）　総合計画の地域産業と景観に関する方針の変化

2）　地域産業と景観に関する政策の変遷

3）　地域産業政策としての企業誘致条例

4）　景観施策としての法定緑化規定と緑化協議制度

6.4　地域産業施設の立地と景観の実態

1）　区域と時期に着目した立地傾向

2）　ＪＡと民間による立地選定理由

3）　土地利用区分に着目した敷地と建築規模の傾向と実態

6.5　景観の実態に公共政策が与える影響

1）　地区計画

2）　産業施設の助成制度

3）　法定の緑化規定

6.6　まとめ

6　公共政策の重複が広域景観に与える影響

本章では、行政境界及び土地利用区分を越えて、一体的に共通する景観構成要素が点在する広域景観に着目する。前章までの分析からは、景観構成要素に対して公共政策が与える影響は様々なパターンが存在する事が分かる。例えば自治体間で活用する政策が共通しているものの、その運用方法に差異がある事で、景観も行政境界で変化する場合がみられる。更に土地利用区分を越える場合では、景観形成を目的とする政策と、その他の土地利用や社会資本に関する政策では、景観に与える影響が異なる事が示された。そこで本章では、景観政策と非景観政策が重複する場合に広域景観に与える影響について、帯広都市圏の農業に関わる地域産業施設に着目して分析を行う。

6.1 産業景観を取り巻く背景と調査目的

これまで農業を基幹産業とした地域では、農畜産物の加工等を通じて農業の高付加価値化に取組んできた。農林水産省が 2015 年 3 月に策定する「食料・農業・農村基本計画」では、こうした食品に関する産業について、「消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するという役割を担うとともに、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業の一つとして地方創生に欠かせない存在となっている。」と位置付けている。

一方でこうした地域産業の振興に伴う工場立地は、農業地域の有する広大なスケール感との調和を乱すものとして、景観上の主要な課題と指摘されている。例えば 2004 年に美しい農山漁村づくりを目的に農林水産省が策定した「美の里づくりガイドライン」では、農山村の空間的な調和として、大きな空間調和と小さな空間調和を提示している。大きな空間とは地域全体の広域的な景観を指し、小さな空間では景観構成要素間の結びつき方などが該当する事を示している。また農林水産省が主宰し[82]、2006 年 5 月に策定した「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」では、農村景観の課題として都市化や混住化による土地利用と水利用秩序の乱れを挙げており、工場進出といった非農業的土地利用が農村景観との調和を乱している実態を紹介している。更に、農業近代化の過程で整備されてきたカントリーエレベーターといった大規模施設や、加工や流通施設立地の受け皿として造成されてきた工業団地等が、農業地域の新たな景観構成要素となっている。こうした産業施設が農業の高付加価値化に貢献する一方で、その配置や規模が農業景観の調和を乱す要素として懸念されており、新たな土地利用計画やデザインコードが期待されている[83]。

我が国最大の食糧生産地である北海道では、2009 年の「北海道景観形成ビジョン」において食のブランド・北海道につながる景観づくりを掲げ、「自然と農地、農業用施設などが調和した美しい農村景観の維持・保全」を目指している。特に近年増加傾向にある外国人ドライブ観光客を対象としたアンケート調査では、「自然・農村景観の鑑賞」が最も主要な旅行目

▼82. 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会により策定されている。

▼83. [土田旭 2006]においても、農村地域における大規模施設では、その規模や配置が景観上の問題と指摘している。

●土田旭. 日本の街を美しくする-法制度・技術・職能を問いなおす. 学芸出版社, 2006.

的とされ、「北海道の食材・食事」「沿道景観の鑑賞」と続く事からも、食のブランドにつながる農業景観形成の必要性は高い[84]。

他方で、農政の観点からは 2011 年の「第 4 期北海道農業･農村振興推進計画」において、北海道の農業が他府県と比べて大規模で生産性が高く、商農工連携の推進などにより地域経済に効果をもたらしている現状を示している[85]。しかし、北海道の食品工業の付加価値率は都道府県別で 45 位である事から[86]、農村景観が観光資源となっている中でも継続して、農業関連産業の誘致や育成を推進する必要性がある。つまり北海道では、農業地域における産業振興と景観形成のそれぞれが重点課題として取組まれており、また現状としては、複数の産業施設が立地し景観を創出している。こうした政策と景観の実態を明らかにする事は、農業地域における産業施設が創出する景観の不調和という課題に対し、有用な知見としての意義があると考える。

▼84. 北海道経済部が 2011 年度に行った調査より、外国人観光客のレンタカー利用は 2007 年度調査と比べ増加している。観光目的のアンケートは図 4 1 で報告されるもので、2007 年に行われた調査の結果である。

▼85. 総務省「第 65 回日本統計年鑑平成 28 年」によると、2013 年現在、都道府県別で食料品製造業の事業所が最も多いのが北海道である。

▼86. 北海道経済部による 2010 年現在の食品工業付加価値率に関する調査。

6.2 研究対象の概要

全国の業種別工場立地動向では、製造業の中で食料品製造業の立地件数が最も多い[87]。更に帯広地区（1 市 10 町村）における全製造業に占める食料品製造業の出荷額割合は、経済産業省が選定する全国 233 の工業地区の中で最も高い[88]。これは、帯広地区周辺で生産される農畜産物を利用する原料供給地立地型の工場立地が進んだためと考えられる[89]。そこで本研究は、帯広地区内の約 2/3 の出荷額を占め、複数の農業に関わる産業施設が立地する帯広圏都市計画区域（以下、帯広都市圏）の 1 市 3 町（帯広市・音更町・幕別町・芽室町）を対象とする（図 6-1）。

帯広都市圏を中心とする十勝総合振興局では、食と農業を柱とした地域産業政策「フードバレーとかち」を、農業協同組合連合会等と協働で進めている。この政策の取組む方向性をまとめた「フードバレーとかち推進プラン」では、農業の関連産業集積が、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っている現状を指摘している。この状況を受け、更なる地域産業の振興のために、地域資源である農畜産物等の原材料を地元で加工し、付加価値を向上させる取組みの促進を定めている。更に十勝では「十勝地域産業活性化基本計画」を企業立地促進法に基づき策定している。この計画においても、地域の農産物を活用して付加価値を高める企業が多く存在している事が言及されている。今後も食料品製造業や倉庫業などを集積指定産業と位置付け、更なる事業の拡張や域外からの企業立地の促進を目指している。

次に景観に関わる取組みをみると、帯広都市圏はシーニックバイウェイのルート指定を受けており、農業を活かした産業創出を目指し活動している[90]。更にチーズ＆ワイン街道やカフェ＆スイーツ街道を他圏域と連携して進め、景観鑑賞や工場見学を目的とした観光振興に取組んでいる。以上より、帯広都市圏では農業に関わる産業振興と景観形成を並行して進める必要性が高く、また研究対象として適切と考えられる。

▼87. 経済産業省の工場立地動向調査より、2009-2014 年で全製造業の内最も立地件数が多いのは食料品製造業である。

▼88. 工業地区とは経済産業省が選定したもので、2013 年度の調査より帯広地区（1 市 10 町村）では全製造品出荷額の 68.2%（約 2675 億円）を食料品製造業が占めている。その内帯広都市圏（1 市 3 町）が約 1714 億円を占める。

▼89. 帯広都市圏及び周辺町村は我が国有数の農畜産物生産地域であり、図 6-13 にて示したアンケート調査より、帯広都市圏に企業立地を決定した理由として最も多く回答されたのが「農畜産物等の入手の便」であった。このことからも、帯広都市圏における工場立地は原料供給地立地型と考えられる。



▼90. 2010 年にトカプチ雄大空間運営代表者会議が策定した運営活動計画より。

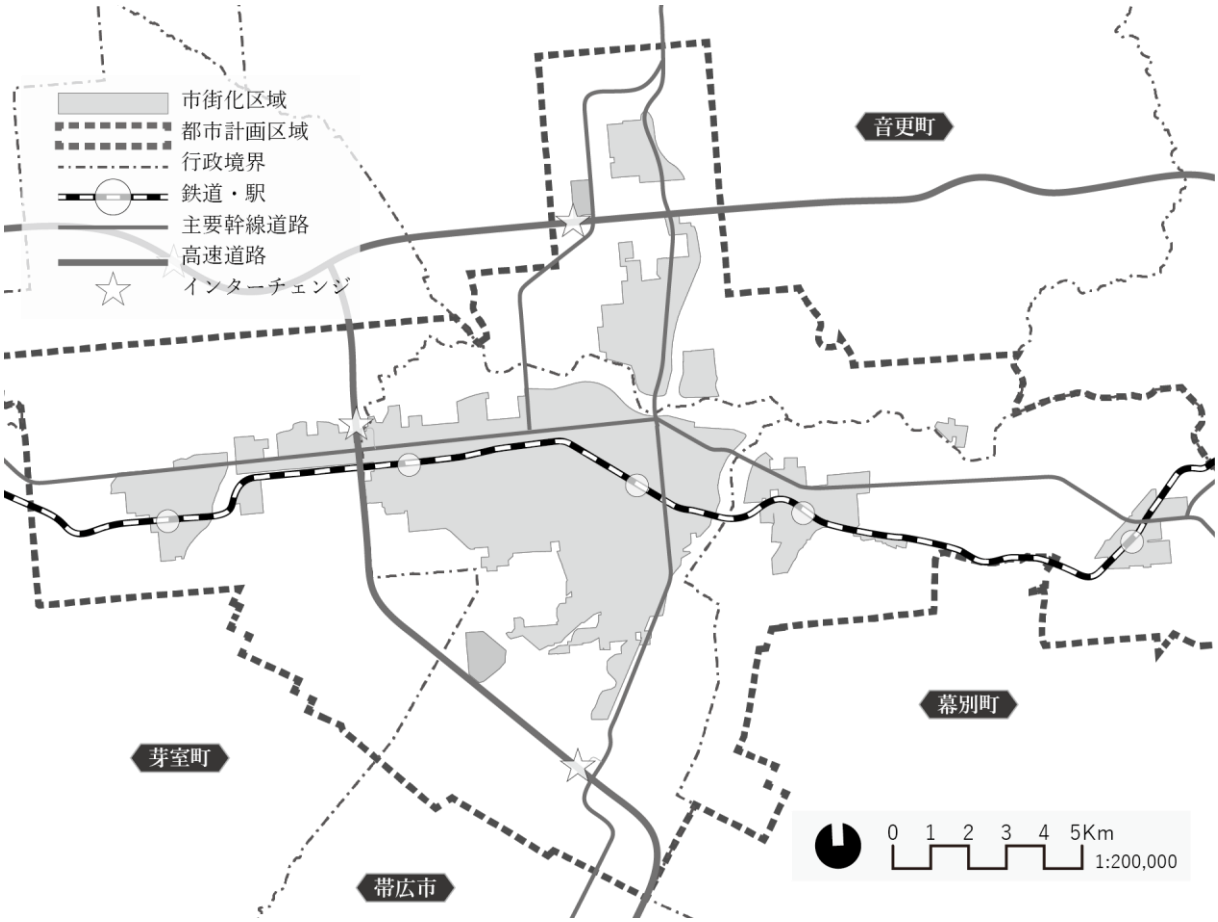


図 6-1 帯広都市圏の概要

6.3 帯広都市圏の産業と景観に関わる公共政策

帯広都市圏では時代ごとに地域産業と景観に関する方針の提示や施策の運用が行われてきた。特に自治体の総合的な計画と位置付けられている総合計画には、地域産業と景観に関する方針が共に含まれており、これまで継続的に更新されている。尚、総合計画は、削除前の地方自治法第 2 条第 4 項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められていた。この条文を根拠に、市町村は基本構想並びに総合計画を策定してきた。2011 年にこの条文は削除されているものの、帯広都市圏では 2011 年より後に策定された総合計画は無く、現在も継続して総合計画が運用されている。そこで次項より、帯広都市圏でこれまでに策定された全ての総合計画を対象に、方針の変化について分析を行う。

1）総合計画の地域産業と景観に関する方針の変化

これまで帯広都市圏では 1959 年に帯広市総合計画が初めて策定されてから、各自治体が継続的に総合計画を策定してきた。これら全ての総合計画から地域産業と景観に関する方針を抽出した結果、地域産業は団地開発や工場育成、企業誘致について、景観は緑と建築について記述がみられた（図 6-2）。

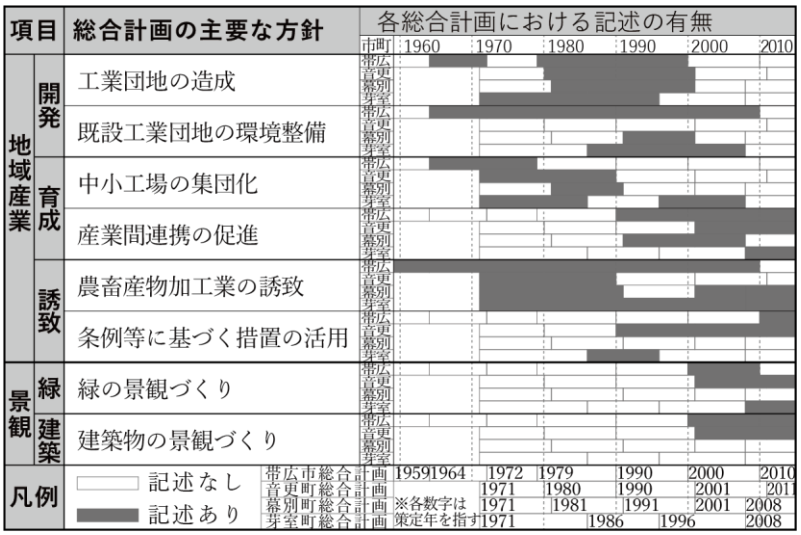


図 6-2 総合計画における地域産業と景観に関する方針の変化

まず地域産業の内、団地開発については各自治体で最初に策定された総合計画から記述があり、農畜産物生産の優位性を活かすために工業適地の検討と団地の造成が目指された。特に帯広では 60 年代から開発に取組み、「緑の工場公園」を方針とするモデル的な団地造成が目指された（図 6-3）。

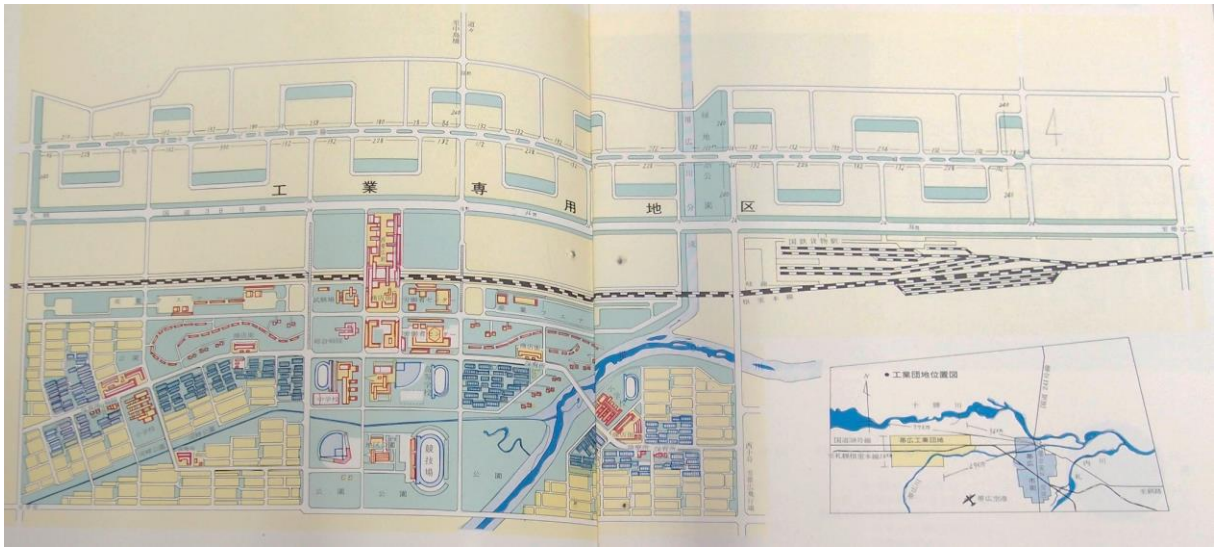


図 6-3 帯広工業団地の整備計画図（緑の工場公園-帯広工業団地より）

また 1971 年策定の芽室町総合計画では、帯広市西部において既に意欲的な緑の工業団地開発が進められている事を踏まえ、以下の通り方針を示している。

> 今後、この西帯広工業団地に接続する本町東部地区も、工業地域としてその役割を果たし得る条件を具備しており、その発展が大きく期待されている。
>
> したがって本地区を工業専用地として先行取得を行い、計画的な団地造成をすすめ、近代的な工業基盤の確立と健全な食料品工業を中心とした企業誘致をはかるものとする。

このように、団地開発を行う際に、食料品工業の誘致も並行して行う事が、一部の自治体では掲げられていた。その後は各自治体が新規団地の造成と既設団地の環境整備を継続的に方針として掲げている。高速道路の開通に合わせて、比較的近年まで工業団地の造成が継続して行われた音更町では、1990 年策定の総合計画において「高速・広域交通ネットワーク形成にあわせ、流通工業基地の形成を促進する」事を主な施策に掲げている。その際に、住宅地に混在する工場の移転推進も併せて行う事としている。

次に工場育成では、70-80 年代を中心に全ての自治体で点在する中小工場の集団化を目指している。例えば 1972 年策定の「第二期帯広市総合計画」では、市内に既に存在する中小工業が果たす経済上の重要な役割について言及している。その上で、これら企業の生産性向上と経営安定化のために、設備投資の効率化などにつながる集団化、協業化を促す事を方針に掲げている。更に工場育成について近年では、産業間連携の促進を掲げている。同じく帯広市で 2000 年に策定された「第五期帯広市総合計画」では、今後推進する主要な施策として、農業を核に食品加工や観光などの幅広い産業間で連携を深め、新たな産業群を育成し、十勝型の産業クラスターを形成する事を挙げている。

最後に企業誘致では、全ての自治体が継続的な農畜産物加工業の誘致を目指している。例えば 1971 年に幕別町で最初に策定された「幕別町総合計画」では、以下の通り説明されている。

> 本町の立地工業は、農林資源、砂利資源などの地域資源利用工業が主となっている。しかし農畜産等最も身近にある資源を活用する工業は、地場の需要を対象とした小工場のみであって、加工技術も低く、加工の高度化、製品の高級化を図る必要がある。このことは、基幹産業である農業の振興にも直接つながるものであり、付加価値の高い資源利用工業の拡大について、研究を進める必要がある。

このように農畜産物を利用した工業の拡大、すなわち誘致と育成について積極的に取組む事項と位置付けている。また 1985 年以降になると、条例等の優遇措置を活用した誘致を方針としている。例えば 2011 年策定の「第 5 期音更町総合計画」では、新たな企業の誘致に向けて、工業立地の優遇・奨励制度を活用し、企業の誘致に努める旨が示されていた。

続いて景観は 2000 年以降に策定された計画のみ記述がある。これまで帯広都市圏では、都市地域における工場公園をはじめとする緑地環境整備や、農業地域における防風林の景観資源認定に取組んでいた事から[91]、緑の充実と連続を景観形成の主要方針に位置付けている。また建築物は地区計

▼91. 北海道の「地域の良好な景観資源」に、帯広と芽室の農村景観及び防風林が指定されている。

画の活用が方針として掲げられていた。例えば 2000 年策定の「第五期帯広市総合計画」では、都市景観づくり・農村景観づくりを基本方針として定めている。その中で、緑の景観づくりを進める上では、緑の量・質の充実を図ると共に、連続性のある緑の景観づくりを進める事が位置付けられている。また民間建築物の景観づくりでは、まちなみ協定や地区計画制度などの推進により、民間建築物の良好な景観形成を促進する事が定められていた。

2) 地域産業と景観に関する政策の変遷

これまで地域産業と景観に関する施策は、広域行政や基礎自治体により複数講じられてきた（図 6-4）。

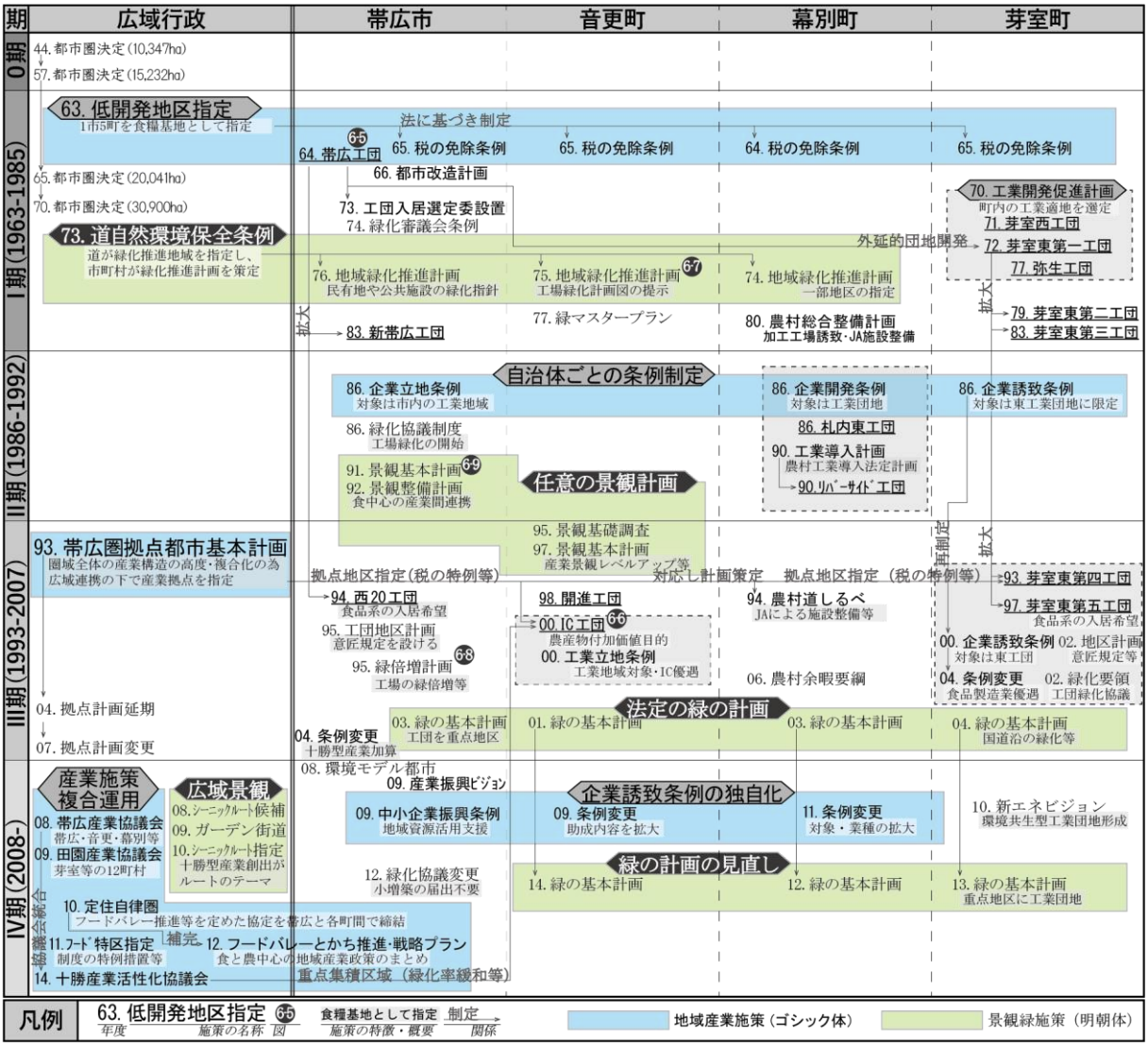


図 6-4 帯広都市圏における地域産業及び景観に関する公共政策の変遷[92]

▼92. 行政資料・文献調査、ヒアリングを基に筆者作成。

特に地域産業施策は、施策運用以前（0期）、国による開発地域指定（Ⅰ期）、自治体ごとの企業誘致条例制定（Ⅱ期）、都市圏基本計画の策定（Ⅲ期）、広域圏で複数の施策運用（Ⅳ期）と、時期により特徴が変化している。尚、帯広都市圏で制定された地域産業に関わる施策を文献調査とヒアリングにより調査した。0期を1962年まで、Ⅰ期を1963年から1985年、Ⅱ期を1986年から1993年、Ⅲ期を1993年から2007年、Ⅳ期を2008年以降とする。以下、地域産業施策と景観施策について時期ごとにまとめる。

まず地域産業施策について、Ⅰ期（1963-1985年）では食糧基地機能を有する帯広都市圏と周辺2町が、農業生産物の集荷や流通拠点として国から低開発法に基づく開発地区に指定された[93]。これにより1市3町全てが税の免除に関する条例を制定している。更に前項でも示した通り、帯広では工場立地の受け皿として国道沿いに植栽帯を備えた「緑の工場公園」が造成された（図 6-5）。［帯広市産業開発公社 1967］では以下のように説明されている。

> 帯広市では、北海道内陸部における工業の開発促進と都市計画の長期展望にたった都市基盤整備、すなわち、計画的な、工業配置によって、公害のない住みよい、将来の街づくりのうえから、昭和39年より市街地西方に約625万㎡におよぶ広大な用地を確保し、ここに、新しいまち、緑の工場公園の建設を進めているところであります。
>
> ここでは、産業公害の防止と良好な生産環境を作るよう、道路、排水、電力、通信等、各種関連施設の整備を進めている他、緑に囲まれたいこの場と働く人々に、明日への力を十分培っていただけるよう整備した住居地区の用意もいたしております。

更に帯広工業団地の隣接地を有する芽室では「外延的団地開発」を方針に、芽室東工業団地が第三工区まで造成されている。


国道38号線 整然と茂る樹林

工業団地内サービス幹線道路 ―グリーンベルト―

図 6-5 造成当初の帯広工業団地（帯広工業団地史より）

Ⅱ期（1986-1992年）では音更を除く各自治体で独自に企業誘致条例が制定された。特に幕別では条例制定と並行し、農村工業導入法に基づきリバーサイド工業団地が造成された。この法律に基づき1990年9月に策定された「北海道依田地区農村地域工業等導入実施計画」によると、近隣の住居地区への配慮として団地の外縁に緑地帯を設ける事が定められている。

Ⅲ期（1993-2007年）には地方拠点法に基づく地方拠点都市地域として指定を受けた事に基づき、「帯広圏拠点都市基本計画」が策定された。この計画は、1市3町が十勝圏の中核都市圏として更に都市機能を向上させ

▼93. 1980年に音更町が策定した「音更町緑化推進計画 昭和50～54年度」によると、帯広都市圏の1市3町及び池田町と清水町が低開発地域工業促進法に基づく開発地区に指定された。

●帯広市産業開発公社. 緑の工業団地. 1967.

る事で、地域全体における産業構造の高度化・複合化を目指している。計画では拠点整備を基本方針としており、産業複合拠点整備の対象地として「芽室東拠点地区」及び音更町の「高速道 IC 物流拠点地区」の 2 カ所の工業団地が選定されている（図 6-6）。

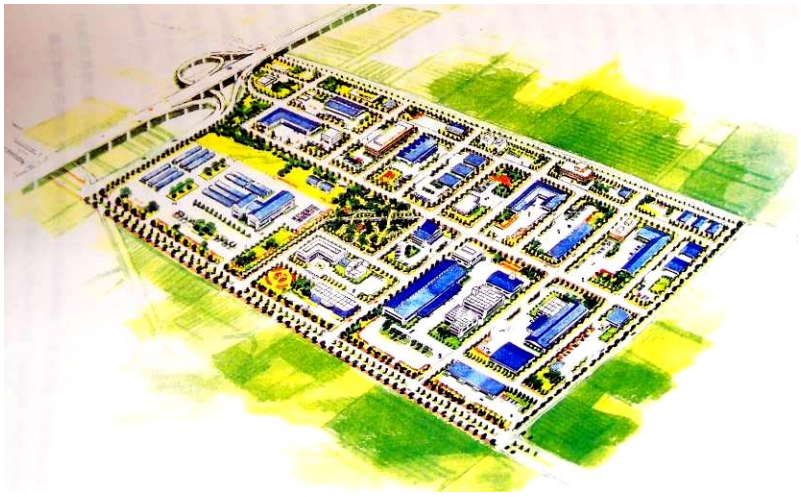


図 6-6IC 物流拠点地区の整備イメージ（帯広圏拠点都市基本計画より）

まず「芽室東拠点地区」では芽室東工業団地の中でも第四工区が対象であり、地域資源を活用した試験研究施設等の複合的な産業立地を促進する事が整備の方針となっている。そのために重点的に取組む事項として、良質の産業業務立地環境を確保するために、地区内に公園や街路樹の整備といった環境に配慮した産業団地の造成を進める事としている。この方針と対応する形で、町は意匠規定を持つ地区計画と緑化要領を設けており、企業誘致と環境整備が並行して進められた。尚、地区計画や緑化要綱は芽室東工業団地の全域が対象だが、帯広圏拠点都市基本計画に基づく税の特例措置は、芽室東第四工業団地のみ適用される。続いて音更では良好な交通アクセスの立地条件を活かした流通関連産業の集積を整備方針として「高速道 IC 物流拠点地区」が指定されている。重点事業として、大規模区画による物流拠点の造成整備を図ると共に、公園・緑化等による地区内の良好な就業環境の整備を進める事が、定められている。実際に、この拠点指定を根拠に、調整区域の農用地が IC 工業団地として開発されている。

IV期（2008 年-）でも IC 工業団地は企業立地促進法に基づき支援され、工場立地時の緑化率を緩和している。これは工業団地が公共緑地を有する事、周辺は農用地であり生活環境の悪化につながらない事などを根拠に、緑地面積率を可能な限り低く設定しても、周辺地域との調和の実現が適う

という理由から認められた[94]。この他帯広都市圏では、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」指定に伴う、帯広都市圏では農業関連施設の建築基準の緩和等の適用や、帯広市と各町の定住自立圏協定締結等の複合的な施策運用により「フードバレーとかち」を推進している。

続いて景観については、I 期に北海道の「自然環境保全条例」に基づき、都市化や工業立地が進む自治体では地域緑化推進計画の策定が推進された。例えば音更町が 1975 年に策定した「音更町緑化推進計画」では、緑化推進を行う場について定めており、住区基幹公園や都市基幹公園の造成の他、コカコーラボトリング(株)帯広工場や北海道農協乳業(株)といった音更町内に立地する大規模工場敷地の緑化についても定められていた。更に工場敷地における緑化一般計画図も立面図・断面図共に示されており、工場敷地外周の生垣配置や建築物周辺の芝生敷きを工場緑化一般計画図として提示している（図 6-7）。

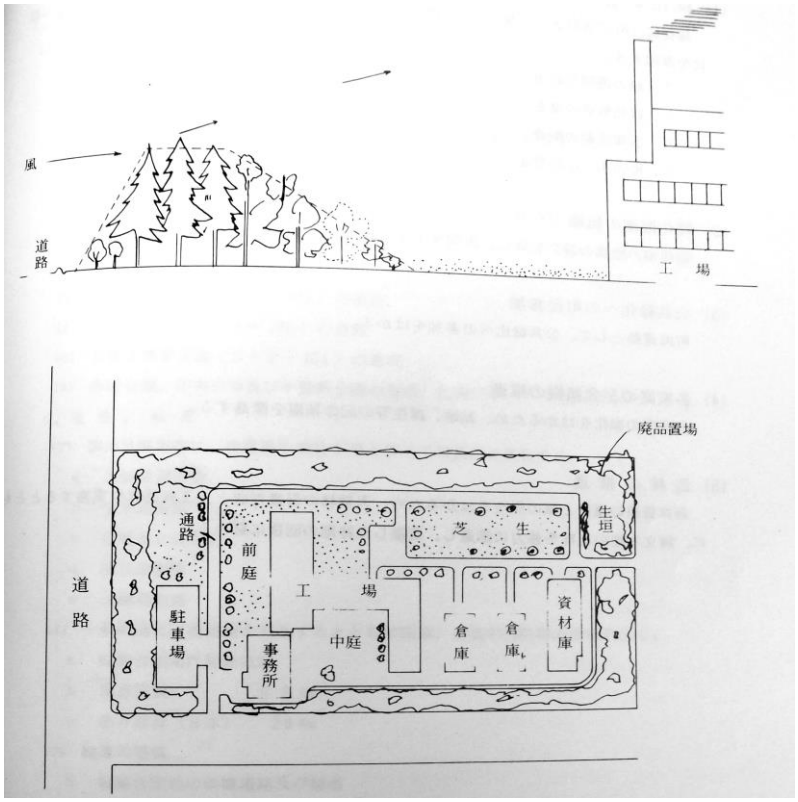


図 6-7 工場敷地一般計画図（音更町地域緑化計画より）

▼94. 企業立地促進法とは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を指し、指定根拠は音更町の「IC 工業団地における緑地面積等の規制を緩和するための特例措置について」による。具体的には工場立地法に基づく緑化率 20%を 3%に緩和する事を定めている。

Ⅱ期からⅢ期では帯広と音更において、自治体任意の景観基本計画が策定されている。尚、帯広都市圏において景観法に基づく景観計画は策定されていない。両景観基本計画で産業景観のレベルアップが掲げられており、特に帯広では工業団地において、街路樹に連続する敷地内緑化の推進と建築物の低層・分棟化を進める事で、緑による建築物の視覚的な遮蔽や圧迫感の軽減が目指されている（図 6-9）。一方で農村地域においては、近代的な農業施設が周辺景観にそぐわない状況を生み出している事から、目立たない規模や配置の検討、植栽による遮蔽を方針としている。更に帯広では緑に関する任意計画でも、街路樹や隣接地と連続した緑化を目指している（図 6-8）。

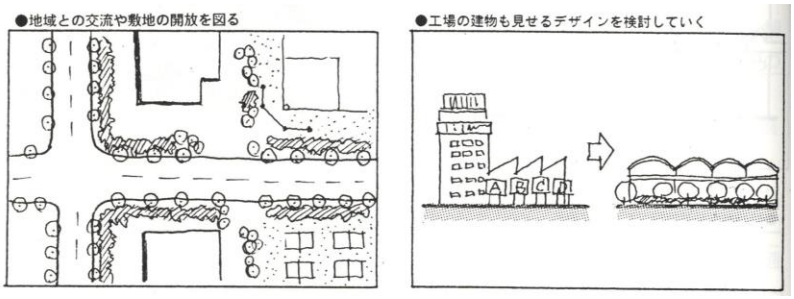


図 6-9 産業景観の方針（帯広市都市景観基本計画より）



図 6-8 工業地の緑化に関する方針（緑のデザインマニュアルより）

Ⅲ期からⅣ期では自治体ごとに緑の基本計画が策定、変更されている。特に帯広と芽室では緑化重点地区に工業団地が指定されている。尚、芽室では 2013 年に変更した後の「緑の基本計画」から、芽室東工業団地を緑化重点地域に指定している。その設定条件として 3 点あげており、貴重な緑を保全する地区、緑の少ない地区、景観に配慮した緑が必要な地区とされている。そのため、地区整備の方向性としては、工業団地内の幹線道路において、季節を感じさせる緑や花、並木の整備により、地域の特色を印象付ける緑化を行い、良好な景観を形成する事が定められている。特に芽室では、芽室東工業団地内に限定した緑化協議が制定されている。また「十勝型産業の創出と人口増加」をルートテーマとする、シーニックバイウェイのルート指定など、景観の観点から地域産業創出を目指した観光振興が行われている特徴もみられた。

3）地域産業政策としての企業誘致条例

前項までの分析でより、全ての自治体が工業の誘致を方針に位置付けており、特にⅡ期（1986-1992 年）以降は条例が企業誘致における主要政策として扱われている。そこで本項では、1 市 3 町の企業誘致条例について比較分析を行う。

表 6-1 自治体ごとに制定する企業誘致条例の比較[95]

	帯広市 企業立地促進条例	音更町 工業立地促進条例	幕別町 企業開発促進条例	芽室町 企業誘致条例
対象地域	都市計画法に基づく工業専用地域・工業地域又は市長が特に認めた地域	都市計画法に基づく工業専用地域・工業地域	全域（工業団地を優遇）	芽室東工業団地
対象業種	製造業･リサイクル工場･新エネルギー電気供給施設･植物工場	企業立地促進法に基づく地域産業計画指定業種	工場等又は試験研究施設、観光事業施設	工場等
助成要件	投資額 2,000 万円以上且雇用された者 5 人以上	投資額 2,500 万円以上且雇用された者 3 人以上	投資額 5,000 万円以上且雇用された者 3 人以上	投資額 2,300 万円以上且雇用された者 3 人以上
税の免除	固定資産税 3 年間免除	固定資産税 3 年間免除	固定資産税 3 年間免除	固定資産税 5 年間免除
加算等	食産業振興加算(+2%)、工場立地法に基づく特定工場(1,500 円/㎡)	IC 工業団地での立地では雇用増に伴う助成金を交付	工業団地では、投資額 500 万円以上のもの。固定資産税は 5 年間免除	食料品製造業の工場等は固定資産税 10 年間免除

条例の内容について表 6-1 にまとめた結果、まず対象地域がそれぞれ異なる。芽室は東工業団地に限定し、音更は全ての工業団地、帯広は工業系地域に加え市長が特に認めた地域[96]、幕別は町内全域としている。この内音更では IC 工業団地、幕別では工業団地に対する優遇措置を設けており、全ての自治体が工業団地への誘致を基本としている事が分かる。次に業種では、基本的に製造業が助成対象であり、農産物の集出荷施設等は対象にならない。尚、芽室町では特に食料品製造業に対して、帯広市では食品産業の振興に対して優遇措置を設けている。その他の優遇措置として、帯広では唯一緑化に対する助成措置が設けられている。

▼95.「工場等」とは日本標準産業分類の製造業･建設業･ガス業・貨物運送業･倉庫業･こん包業･卸売業･物品賃貸業及び自動車整備業を営む施設を指す。

▼96. 2015 年 11 月 5 日実施、帯広市商工観光部へのヒアリングより、工業団地への入居が困難だが市の産業振興に資する工場立地に対する助成する目的で設けられ、現在までに 2 社が適用されている。

4) 景観施策としての法定緑化規定と緑化協議制度

前項までの分析により、帯広圏の景観政策では、主に緑化について重点的に取組まれてきた事が分かる、特に産業施設は住環境などへの影響が懸念されている事から、適切な民有地内の緑化を促す措置が取られていた。具体的には、工場の立地時には都市計画法に基づく開発許可制度と工場立地法の緑化規定が適用される（表 6-2）。そこでまず、この規定について分析を行い、次いで自治体が独自に取組む緑化政策を比較する。

表 6-2 地域産業施設立地に係る法定の緑化規定[97]

		開発許可制度 （都市計画法）	工場立地法
施行年		1968 年	1959 年 （1973 年より緑化規定）
対象	行為	土地形質変更を伴う開発行為	特定工場の新設・増設
	規模	3,000 ㎡以上の開発行為 （緑化規定の対象規模）	敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上
緑化規定	緑化率	3%以上の緑地等の配置	緑地面積 20%以上且つ環境施設面積 25%以上
	誘導	・緑の基本計画への適合 ・幹線道路側は柵の設置	・緑化 15%以上は外周配置 ・老朽化施設の建替え時に緩和可能

▼97. 法文及び北海道の策定する手引きを基に筆者作成。尚、工場立地法で特定工場とは「製造業等に係る工場又は事業場」、環境施設は「地域の生活環境の保持に寄与するもの（屋外運動場や太陽光発電施設等）」と規定される。

開発許可制度は開発行為に対して一定水準の確保と市街化調整区域の開発制限が目的であり、工場立地法は環境の保全を図りつつ工場の立地を行うために設けられている。まず対象では、開発許可制度では 3,000 ㎡以上の開発行為だが、工場立地法は敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の製造業等の新設と増設に限定される。次に開発時の緑化率規定では、開発許可制度が 3%以上であるのに対し、工場立地法は 20%以上の緑地面積及び 25%以上の環境施設面積確保が規定され、更に緑地の 15%以上は外周への配置が誘導される。尚、老朽化施設の更新により景観の改善が見込まれる場合は、緑化率の緩和が可能である[98]。

▼98. 北海道が 2013 年に策定した「工場立地法に基づく特定工場の届出-届出の手引き」において、生活環境保全要件として定められている。

次に緑の充実や連続を目指して運用される緑化協議制度に着目する（表 6-3）。都市圏では帯広と芽室のみ運用しており、帯広は行政区域全域を対象としている一方、芽室は東工業団地に限定している。協議対象の面積要件は共通しているが、芽室は建蔽率 40%以上の場合のみ対象となる。また共に道路側への緑化誘導を目指しているが、帯広では 2012 年に変更された「帯広市緑化協議制度実施要領」より、道路境界線から 6m の幅における緑化の数値は 2 倍換算となる。

表 6-3 帯広市及び芽室町の緑化協議制度

		帯広市緑化協議制度	芽室町緑化推進要領
施行年		1986 年	2002 年
対象	地域	行政区域全域	芽室東工業団地に限定
	行為	建築物の新築･増築、宅地造成	建築物の新築･増築
	規模	敷地面積 1,000 ㎡以上	敷地面積 1,000 ㎡以上且つ建蔽率 40%以上
緑化規定	緑化率	非建蔽地の 1/3 に 10 ㎡当り 1 本の高木(10m 以上)等植栽（建蔽地に駐車場や屋外通路は含まれる）	
	誘導	道路から 6m の緑化は 2 倍加算、十勝の樹木特性の参照を推奨	道路から見える位置を優先

6.4 地域産業施設の立地と景観の実態

前節までは、帯広都市圏における公共政策に着目した。本節より、農業に関わる地域産業施設（以下、地域産業施設）が創出する景観の実態を明らかにする。そこで地域産業施設として、帯広都市圏における農業協同組合（以下、ＪＡ）の全ての工場と、［光琳 2011]及び［十勝地域産業活性化協議会 2014]に掲載される民間食品関連企業（以下、民間）の工場の合計 49 件に着目する（表 6-4）。以上二つの文献を参考に対象となる工場を抽出する事で、景観への影響が考えられる比較的大規模な地域産業施設は抽出可能と考える[99]。

表 6-4 地域産業施設の整備主体について[100]

	農業協同組合（ＪＡ）	民間食品関連企業（民間）
業種	複合サービス事業	製造業・運輸業
事業内容	農産物を集荷･選果等して販売	製糖や製菓、運輸、貯蔵等
調査対象の抽出	帯広都市圏内に位置する組合が有する工場	食品工場総覧及び十勝企業立地ガイドの掲載工場
対象数	6 組合 18 工場	28 社 31 工場

▼99. [光琳 2011]には全国の食品メーカー及びその関連企業が 6,000 社以上リスト化されている。［十勝地域産業活性化協議会 2014]には、農畜産物加工施設が列挙されている。

●光琳. 全国食品工場総覧 2012. 光琳, 2011.

●十勝地域産業活性化協議会. 十勝-企業立地ガイド 2014-2015-. 2014.

▼100. 表中 JA の事業内容については、2015 年 11 月 4 日に実施した JA 幕別町へのヒアリングを通じ確認を取っている。尚、業種の分類は日本標準産業分類の大分類に基づく。

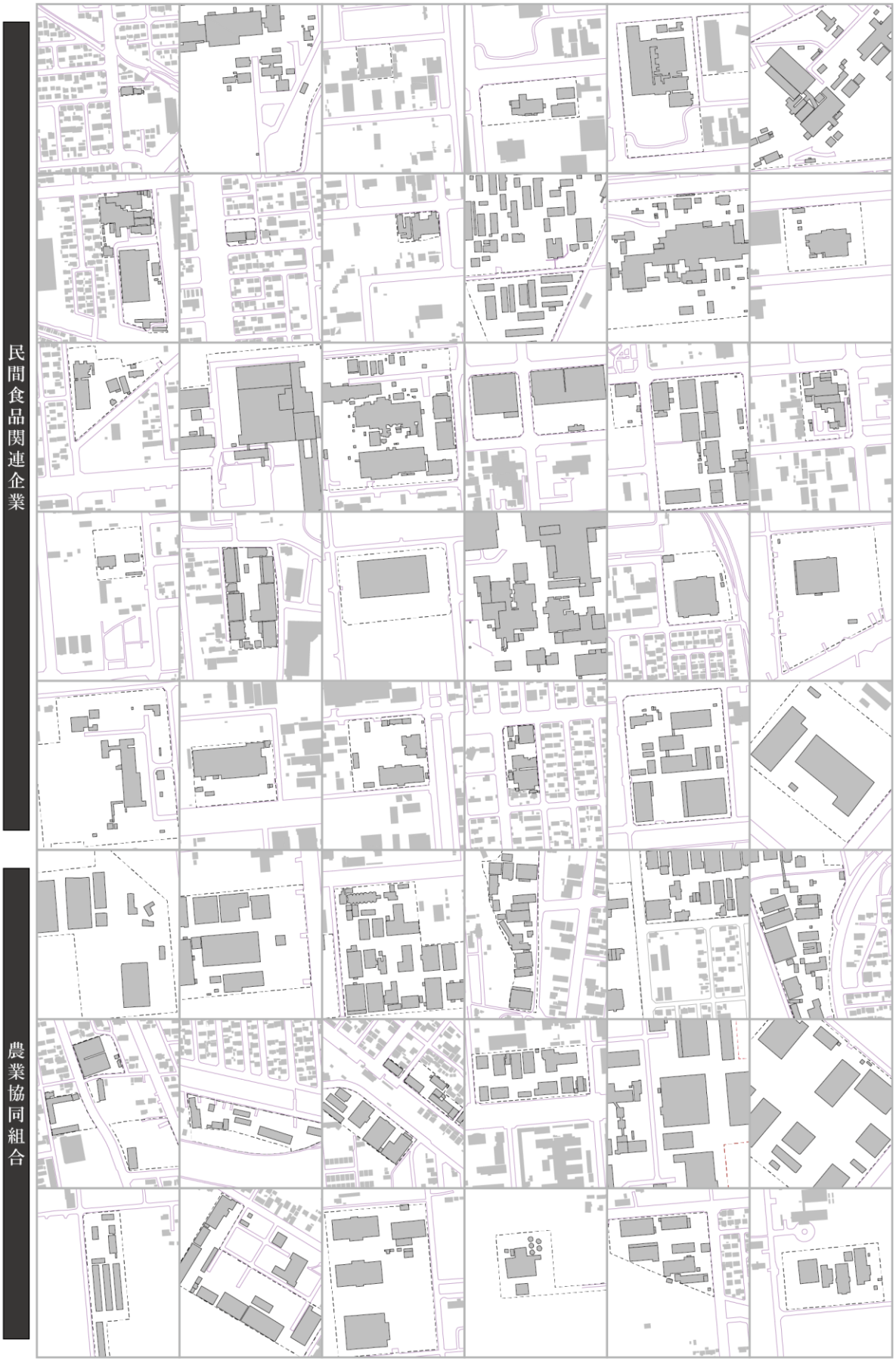


図 6-10 産業施設の立地概要（1/1,000）

ＪＡと民間では業種や事業内容が異なり、ＪＡは販売事業や資材購買事業等、複数の事業を行う事から複合サービス業に分類される。その内販売事業では、農畜産物の集荷や乾燥貯蔵、選果のための工場が立地する。民間は製糖や製菓等を行う食料品製造業の加工施設や貯蔵を行う運輸業の倉庫等がある。次項よりこれらの農業に関わる地域産業施設を対象として立地に関する分析を行う（図 6-10）。

そこでまず、地域産業施設は都市圏において一体的にみられるか、という観点から立地区域の傾向に着目する。次いで前節に示した通り、産業や景観に関する政策は時期によって変化するという観点から、立地時期に着目してその傾向を明らかにする。その後、ＪＡと民間それぞれを対象としたアンケートに基づき立地選定理由について分析する。

1）区域と時期に着目した立地傾向

表 6-4 に示すＪＡと民間の工場を地図上にプロットした結果（図 6-11）、主要幹線道路の沿道や高速道路のインターチェンジ周辺、市街化区域の周縁部に立地が多くみられた。これを工業団地、工業団地を除く市街化区域（以下、市街地）、市街化調整区域（以下、調整区域）の土地利用区分と行政区域に着目し、図 6-12 の通り整理した。まずＪＡでは帯広市のＪＡ帯広かわにし、音更町のＪＡおとふけとＪＡ木野、幕別町のＪＡ幕別町とＪＡ札内、芽室町のＪＡめむろが区域内に共存している。これら工場の半数が調整区域に立地していた。行政区域別にみると、一自治体に二つの組合が存在する音更と幕別にやや多くの工場が立地している。次に民間の工場は約６割が工業団地に立地し、古くから大規模な工業団地を幹線道路沿いに造成していた帯広と芽室に多い。

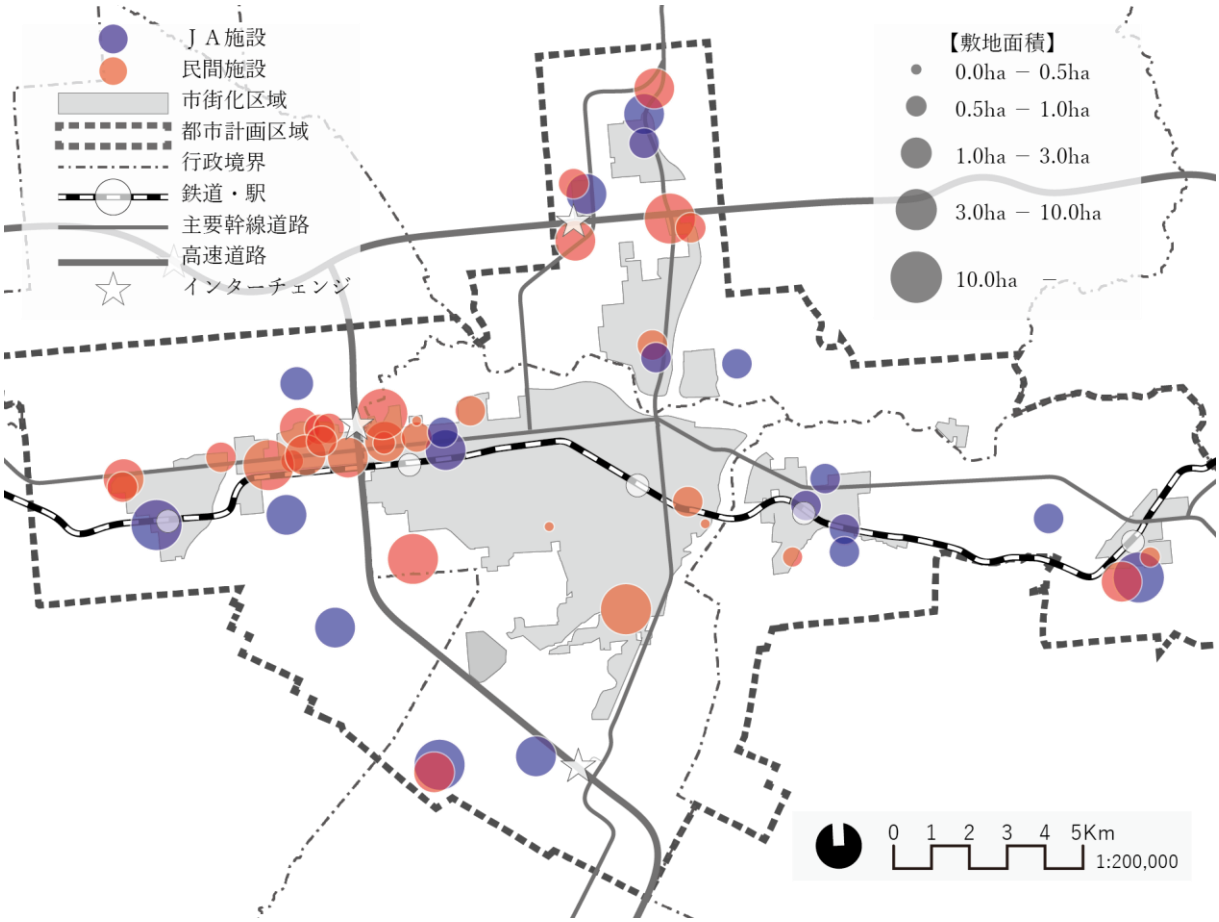


図 6-11 地域産業施設の立地プロット

続いて各工場の立地年度に応じて図 6-4 の 0 期からⅣ期に分類すると[101]、ＪＡが整備する 8 割以上の産業施設がⅠ期までに立地しており、0 期は市街地への立地が多いものの、徐々に調整区域への立地割合が増加する。一方民間は、Ⅰ期までは半数が市街地に立地しているが、各自治体が企業誘致条例を制定したⅡ期以降に市街地への立地はなく、約 76%の工場が工業団地に立地している事が明らかになった。

▼101. 立地年度の特定は各企業やＪＡのＨＰ、新聞記事を参照し、不明な事例については国土交通省の国土変遷アーカイブを参照し時期の推定を行った。

立地傾向			主体	ＪＡ					民間				
			自治体	帯広	音更	幕別	芽室	計	帯広	音更	幕別	芽室	計
土地利用区分	都市計画区域	市街化区域	工業団地	■■	■			3	□□ □□ ■	□□ □	□	□□ □□ ■■ ■	18
			市街地	■ ■	■■	■■	■	6	■■ ■	■	■	■	7
		市街化調整区域		■■	□	■■ ■	■■	9	□□ ■	□□	□		6
合計		自治体別合計		4	5	6	3	18	12	6	3	10	31
凡例		■ 0 期 ■ Ⅰ期 ■ Ⅱ期 □ Ⅲ期 □ Ⅳ期 ■ ＝ 1 工場											

図 6-12 地域産業施設の立地傾向

2) ＪＡと民間による立地選定理由

前項より、地域産業施設の立地傾向は整備主体により異なる。そこでＪＡと民間それぞれを対象としたアンケート調査により、立地選定理由を分析した。調査方法は、2015 年 11 月にＪＡ6 組合を対象に工場の立地選定理由について自由記述式で行なった。尚、回収率は 66.7%である。民間は 28 社 31 工場を対象に帯広都市圏への立地選定、現自治体への立地選定、市町内の現在地への立地選定理由について選択式で調査した[102](図 6-13)。

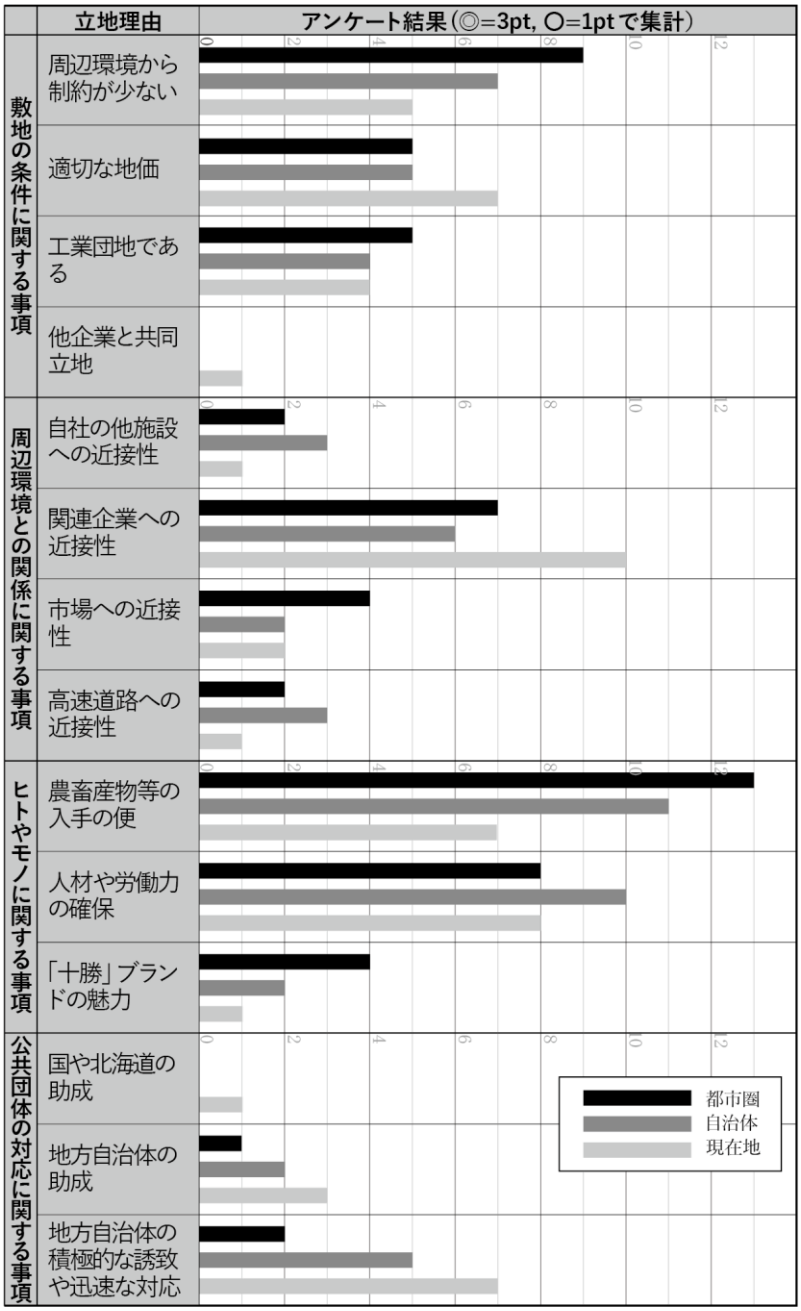


図 6-13 民間へのアンケート調査による立地選定理由

▼102. 2015 年 11,12 月に表 6 4 の民間食品関連企業を対象に立地選定理由ついて問うアンケート調査を実施した。対象は 28 社（回収率 50.0%）であり、選択肢は経済産業省の「工場立地動向調査」を参照して設定した。この調査と同様に主な理由三つを○、最も重要な理由を◎で選択する方式で行った。

まずＪＡは各組合で施設を集約立地させる事を基本的な方針としており、その場所は面積確保が可能である事や組合員の利便性等により選定される。一方で施設の新設時は、集約地における増築が一般的だが、隣接地の購入が困難な場合や収穫期間が短い作物のための施設では、調整区域への立地を計画的に進めている。例えばアンケート調査でＪＡから得た自由回答からは、「元々所有していた施設に隣接した土地を求めて増設」のように集約を基本とする一方で､「なるべく集荷する農産物毎にまとまるよう設置」すると記述されていた。

次に民間では、都市圏及び自治体への立地選定時に重視される理由は類似しており、「農畜産物等の入手の便」や「労働力や人材の確保」、「周辺環境からの制約が少ない」が挙げられる。一方で現在地への立地選定理由では「関連企業への近接性」と「地方自治体の積極的な誘致や迅速な対応」が重視される傾向にある。つまり農畜産物や労働力の確保を立地選定の基本としつつ、行政区域内では企業間の近接性と自治体の誘致活動が特に影響していると考えられる。

3）土地利用区分に着目した敷地と建築規模の傾向と実態

前節より、景観計画では産業景観について、建築物の規模と棟数による圧迫感の軽減と緑による建築物の遮蔽を方針としている。また本節では、地域産業施設の立地傾向が主体や時期により変化する事を把握した。そこで本項では、地域産業施設の敷地と建築の規模を明らかにし（表 6-5,表 6-6）、景観の実態調査を行う事で、工業団地、市街地、調整区域の土地利用区分に応じた産業施設の周辺景観に与える影響について考察する[103]（図 6-14）。

▼103. 敷地の建築規模は国土交通省の国土数値情報とゼンリン住宅地図を基に、敷地面積、建蔽率、建築棟数、一棟当たりの平均建築面積を明らかにした。

表 6-5 ＪＡ施設の実態

No.	区域区分	自治体	立地年（年）	用途地域	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	建蔽率（%）	建築棟数（棟）	平均建築（㎡/棟）
a	工業団地	帯広市	1967	工業専用	59,288	23,043	38.9%	27	853.4
b	工業団地	音更町	1990	工業地域	51,418	21,794	42.4%	16	1,362.1
c	工業団地	帯広市	1972	工業専用	17,675	7,351	41.6%	13	565.5
d	市街地	芽室町	1964	準工地域	126,739	51,545	40.7%	31	1,662.8
e	市街地	音更町	1965	準工地域	75,116	21,271	28.3%	32	664.7
f	市街地	音更町	1944	準工地域	19,229	8,690	45.2%	15	579.4
g	市街地	音更町	1972	準工地域	18,755	5,485	29.2%	8	685.6
h	市街地	幕別町	1948	準工地域	15,591	8,264	53.0%	12	688.7
i	市街地	幕別町	1974	工業地域	12,731	3,025	23.8%	9	336.1
j	調整区域	幕別町	1978	調整区域	150,471	56,906	37.8%	26	2,188.7
k	調整区域	帯広市	1981	調整区域	107,303	32,228	30.0%	17	1,895.7
l	調整区域	芽室町	1991	調整区域	63,448	18,236	28.7%	9	2,026.2
m	調整区域	芽室町	1981	調整区域	60,353	18,229	30.2%	9	2,025.5
n	調整区域	帯広市	1948	3411 区域	46,047	12,654	27.5%	14	903.9
o	調整区域	幕別町	1978	調整区域	20,448	4,846	23.7%	8	605.8
p	調整区域	幕別町	1983	調整区域	19,218	7,421	38.6%	10	742.1
q	調整区域	幕別町	1975	調整区域	14,571	4,629	31.8%	8	578.6
r	調整区域	音更町	2011	調整区域	13,321	3,051	22.9%	8	381.4

表 6-6 民間施設の実態

No.	区域区分	自治体	立地年（年）	用途地域	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	建蔽率（%）	建築棟数（棟）	平均建築（㎡/棟）
1	工業団地	音更町	1967	工業地域	170,560	59,916	35.1%	19	3,153.5
2	工業団地	芽室町	2008	工業専用	80,444	26,946	33.5%	5	5,389.2
3	工業団地	芽室町	1971	工業地域	75,532	22,375	29.6%	38	588.8
4	工業団地	帯広市	1988	工業専用	58,560	17,530	29.9%	6	2,921.7
5	工業団地	芽室町	1980	工業専用	41,225	15,291	37.1%	13	1,176.2
6	工業団地	芽室町	1989	工業専用	39,543	14,156	35.8%	15	943.7
7	工業団地	芽室町	2001	工業専用	27,454	13,688	49.9%	3	4,562.7
8	工業団地	音更町	2011	工業地域	23,076	7,991	34.6%	1	7,991.0
9	工業団地	帯広市	1954	工業地域	20,447	11,031	53.9%	9	1,225.7
10	工業団地	芽室町	1970	工業地域	17,557	4,861	27.7%	9	540.1
11	工業団地	芽室町	2000	工業専用	15,796	3,543	22.4%	4	885.8
12	工業団地	帯広市	2012	工業専用	15,081	7,053	46.8%	4	1,763.3
13	工業団地	芽室町	1993	工業地域	14,158	3,421	24.2%	6	570.2
14	工業団地	音更町	2009	工業地域	13,534	5,117	37.8%	3	1,705.7
15	工業団地	芽室町	1991	工業専用	10,449	4,294	41.1%	5	858.8
16	工業団地	幕別町	2001	工業地域	7,350	1,101	15.0%	3	367.0
17	工業団地	帯広市	2003	工業地域	6,357	2,388	37.6%	2	1,194.0
18	工業団地	帯広市	1990	工業専用	3,628	1,510	41.6%	1	1,510.0
19	市街地	芽室町	1970	工業専用	194,386	43,525	22.4%	57	763.6
20	市街地	帯広市	1920	工業地域	117,439	17,489	14.9%	22	795.0
21	市街地	音更町	1974	準工地域	16,025	9,589	59.8%	11	871.7
22	市街地	帯広市	1979	工業地域	12,648	3,260	25.8%	3	1,086.7
23	市街地	幕別町	1970	二中高層	6,453	3,679	57.0%	4	919.8
24	市街地	帯広市	1979	二中高層	2,801	988	35.3%	2	494.0
25	市街地	帯広市	1976	一中高層	737	442	60.0%	2	221.0
26	調整区域	帯広市	1979	調整区域	133,327	17,909	13.4%	25	716.4
27	調整区域	帯広市	1961	調整区域	104,622	30,510	29.2%	64	476.7
28	調整区域	幕別町	2005	調整区域	59,583	6,092	10.2%	11	553.8
29	調整区域	帯広市	1997	調整区域	51,400	13,910	27.1%	4	3,477.5
30	調整区域	音更町	1987	調整区域	40,911	11,961	29.2%	9	1,329.0
31	調整区域	音更町	2001	白地調整	37,519	4,731	12.6%	2	2,365.5

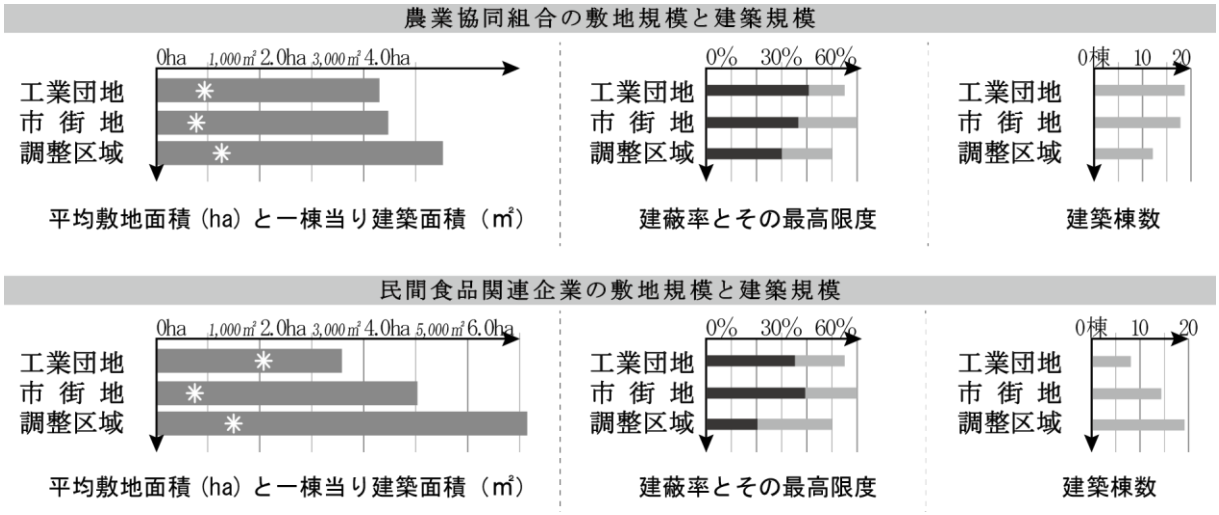


図 6-14 立地年区域別の JA と民間の敷地と建築規模

まず工業団地は、ＪＡと民間共に平均敷地面積が約 4.0ha と、他区域に比べて小規模である。一方で一棟当たりの建築面積と棟数ではＪＡと民間で異なり、ＪＡは約 1,000 ㎡で 18 棟以上立地する小規模多棟の傾向、民間は約 2,000 ㎡で 9 棟未満の大規模少棟の傾向にある。ここで実際に工業団地に立地するＪＡ音更（図 6-15）とＡ社（図 6-16）の事例に着目する。まず工業団地は自治体の造成方針により敷地割や緑地の配置が決定される。そのため敷地形状は整形が多く、幹線道路沿道や団地外周には植栽帯が設けられる傾向にある。幹線道路沿道に当たるＪＡ音更の前面には植栽が見られ、建築物の一部を視覚的に遮蔽している。また建築物は 30m 以上の壁面後退と分棟の構成により前面道路から工場の圧迫感は軽減されている。次にＡ社は建築面積約 8,000 ㎡の建築物が一棟のみ立地している。団地外周に当たる北側には植栽帯は設けられておらず、後退距離も短いため周囲からの視認性が高い。最後に断面図をみると（図 6-17）、Ｄ社の敷地周辺にも類似した規模の建築物が建ち並んでいる。また団地内の道路沿いにおける植栽の有無は敷地ごとに異なる状況がみられた。

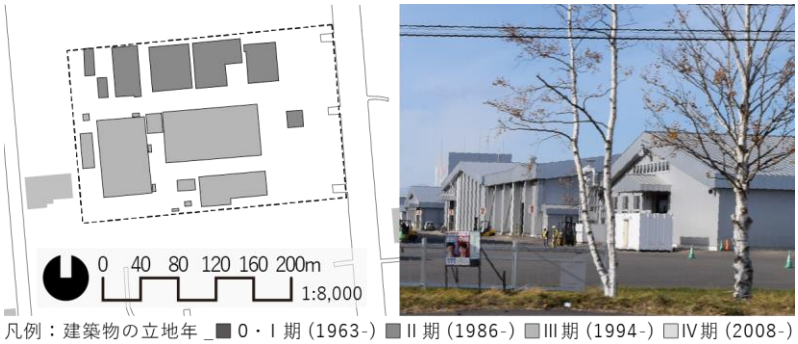


図 6-15ＪＡ音更・西部の実態

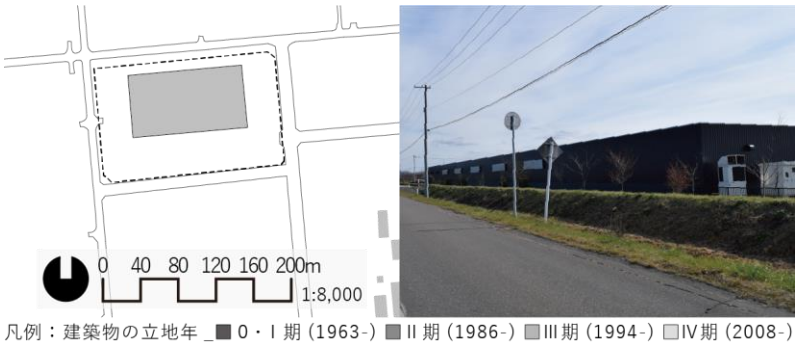


図 6-16Ａ社帯広事業所の実態

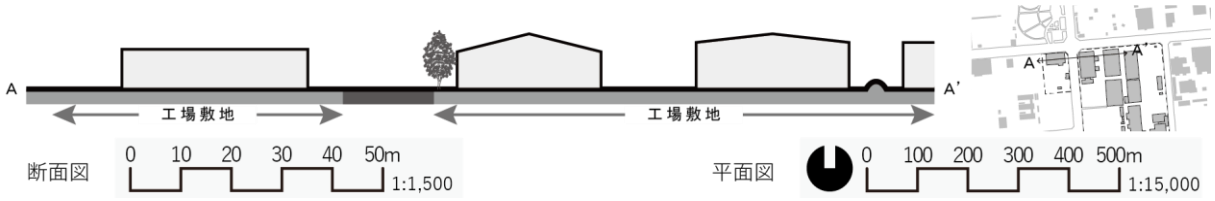


図 6-17D社の周辺断面図

次に市街地は、ＪＡと民間共に一棟当たりの平均建築面積が 1,000 ㎡未満と他区域に比べ小規模だが、建蔽率は比較的高い。また前項で示した通り、市街地にはⅠ期以前から立地する工場が多い。実際に市街地に立地するＪＡ木野（図 6-18）とＢ社（図 6-19）の事例に着目する。まずＪＡ木野は 0 期から立地し、増築を通じて敷地内に複数の建築物が整備されている。道路沿いに連続して配置されるが、それぞれ壁面後退距離が不揃いで、遮蔽する工作物等は設けられていないため、老朽化した施設の視認性が高い。次にＢ社も同様に増築が行われ、様々な時期に立地した建築物が建ち並んでいる。建蔽率が約 60%と高く、多くの建築物で壁面後退距離がとられていないため、道路側に対して建築物が圧迫感を与えていると考えられる。最後に断面図をみると（図 6-20）、市街地内では住居地域に隣接した工場立地も多くみられる事から、JA 芽室の産業施設においてもスケールの異なる建築規模が隣接する状況となっている。また、工場敷地の住宅地側には植栽帯が設けられているものの、建築物の高さより低い樹木である事から、視覚的な遮蔽効果は限定的である。



図 6-18ＪＡ木野・中央の実態



図 6-19Ｂ社本社工場の実態

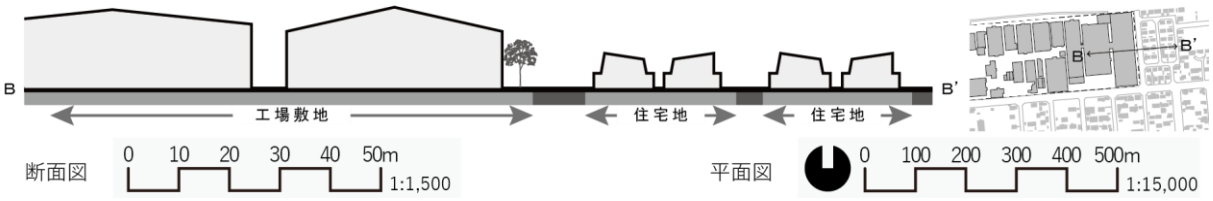


図 6-20ＪＡ芽室の周辺断面図

最後に調整区域では、ＪＡと民間共に平均敷地面積が 5.0ha 以上と大きく、建蔽率が 30%未満と低い傾向にある。一方で建築棟数では、ＪＡは他区域と比べ少ないのに対し、民間は多い傾向が明らかになった。実際に調整区域に立地するＪＡ木野（図 6-21）とＣ社（図 6-22）の事例に着目する。ＪＡ木野はⅣ期に立地した工場であり、前面道路から離れた防風保安林に隣接して立地している。農用地には遮蔽物が少ないため建築物の規模に関わらず東面からの視認性は高いが、保安林により一部は視覚的に遮蔽されている。次にＣ社は国道に挟まれた立地条件だが、建蔽率が約 29%と比較的低く、敷地東部には緩衝緑地が設けられている。更に国道と敷地にはレベル差があるため、一部が視覚的に遮蔽されている状況が明らかになった。最後に断面図をみると（図 6-23）、Ｅ社は建蔽率が低い事から敷地

境界までの距離は長く取られている。しかし周囲に遮蔽する工作物は少ない事から、工場施設の視認性が高い状況がみられた。

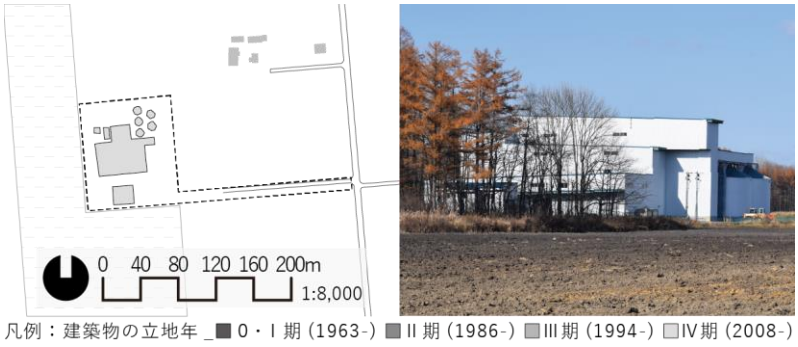


図 6-21ＪＡ木野・東部の実態

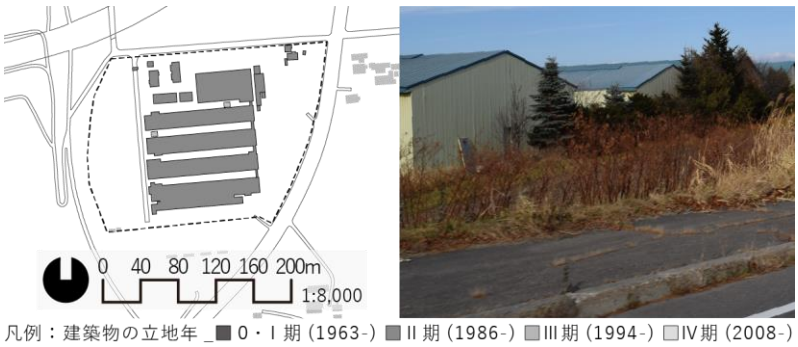


図 6-22Ｃ社帯広工場の実態

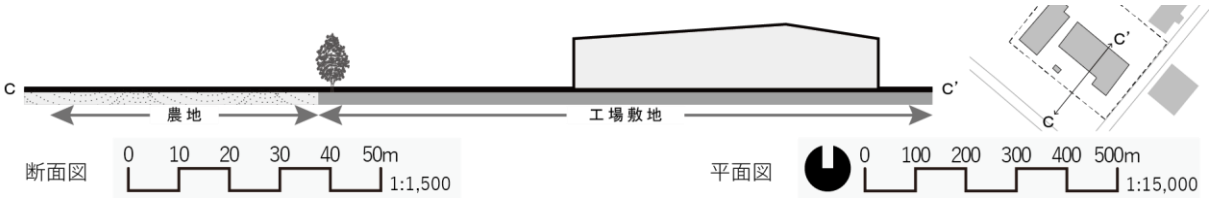


図 6-23Ｅ社の周辺断面図

6.5 景観の実態に公共政策が与える影響

前節では地域産業施設の立地傾向に着目し、土地利用区分に応じた景観の実態把握を行った。続いて本節では地域産業施設が創出する景観に作用すると考えられる要因として、産業施設の立地時期と業種に着目して考察を行う。

まず立地時期が景観に与える影響に着目する。前節より、ＪＡと民間共にⅠ期以前は市街地の立地件数が多く、建築物の規模の傾向ではＪＡと民

間共に市街地で最も一棟当たりの建築面積が小さい。一方でⅡ期以降、ＪＡは調整区域、民間は工業団地に立地する割合が増加している。区域別の一棟当り建築面積と棟数ではＪＡが調整区域、民間が工業団地で他区域と比べ大きく、棟数は少ない。つまり立地年度が古い工場は一棟当りの建築物は小規模な傾向にあり、立地年度が新しい工場では棟数が少なく建築面積が大きい傾向にあると考えられる。

次に業種ごとの建築物による景観形成に着目する。まず民間は複数の業種が存在し、事業内容は多岐にわたる。各工場で必要な施設の規模や配置時に重視する点が異なり、壁面素材や高さの異なる建築物が景観を創出している。一方ＪＡは、組合ごとに必要な建築用途が類似しており、また一般に設計と配置は農業協同組合連合会に依頼し、協議を基に決定する点が共通している[104]。これにより同時期に立地した建築物では、形態や壁面素材が類似していると考えられる。

▼104. ＪＡへのアンケートの自由回答欄より。

以下の各項では、表 6-4 で挙げた農業に関わる地域産業施設から、地区計画決定区域に立地する工場、施設整備の助成を受けた工場、緑化規定の対象工場を対象に分析を行う。

1）地区計画

帯広都市圏の工業団地で特に立地件数の多い帯広工業団地・芽室東工業団地には、それぞれ地区計画が決定されている（図 6-24）。「緑の工場公園」が整備方針の帯広工業団地では、造成完了時に入居条件として工場公園の環境保全や、6m 以上の壁面後退、建蔽率 40%等を定めていた。この内、壁面後退距離は現行の地区計画で担保されるが、建蔽率は 50%に緩和されている。尚、40%を超える場合には、現存する樹木の保全又は植栽により緑地帯を確保する事が地区整備計画に定められている。

ここで造成当初の入居基準を満たしているＦ社に着目する（図 6-25）。建蔽率は約 30%に抑えられており、敷地南側には遊歩道のある緑地が整備されている。更に壁面後退距離が 7m 以上取られている事で外周に植栽帯が設けられ、団地の公共緑地と連続して建築物を視覚的に遮蔽している。他方で新たに開発された西 20 条北工業団地は、壁面後退距離等が緩和されている。

次に芽室東工業団地は、総合計画によると「外延的整備」を方針として帯広側から徐々に造成されてきた。2002 年の建蔽率 10%緩和に合わせて地区計画が決定されたが、壁面後退距離が帯広工業団地と比べて緩和されており、形態意匠の制限は定量基準に基づく誘導が困難であるとして、勧告等は行われていない[105]。例えば壁面後退距離が約 3m のＧ社では、建築面積が 4,500 ㎡以上の倉庫が道路をまたいで２棟立地し、更に現在農用地に隣接した３棟目が建設中である。後退距離が短い事で道路に対する建築物の圧迫感が生じている（図 6-26）。

▼105. 2015 年 11 月 5 日実施、芽室町建設都市整備課へのヒアリングより。

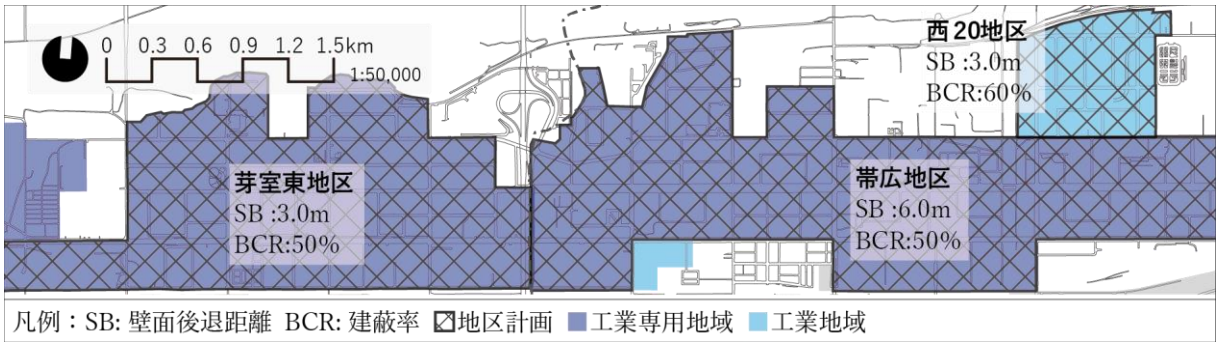


図 6-24 帯広と芽室の工業団地における地区計画決定区域

表 6-7 工業団地に決定される地区計画の概要

規定事項	帯広工業団地地区 地区計画（1995）	芽室東工業団地地区 地区計画（2006）
地区計画の目標	緑の工業団地をコンセプトに緑化推進が図られてきた事を踏まえ、建築物等の規制・誘導及び緑化を積極的に推進	良好な工業団地の形成を図るために、建築物等の規制・誘導及び緑化を積極的に推進
土地利用の方針	緑の工業団地のコンセプトに沿って、積極的に緑化の推進を図る	景観の保全のため、積極的に緑化の推進を図る
建築物の壁面位置	工業団地幹線から 6m,その他道路から 3m	道路から 3m
建築物の形態意匠	刺激的な色彩又は装飾を用いる事などにより、緑の工場公園の美観風致を損なわないこと	刺激的な色彩又は装飾を用いる事などにより、工業団地内の美観風致を損なわないこと
土地利用の制限	建蔽率 40%を超えて建築物を新築・増築しようとする場合には、道路に面する敷地の部分について、現存する樹木の保全又は植栽により緑地帯を確保すること	建蔽率 40%を超えて建築物を新築・増築しようとする場合には、道路に面する敷地の部分について、現存する樹木の保全又は植栽により緑地帯を確保すること

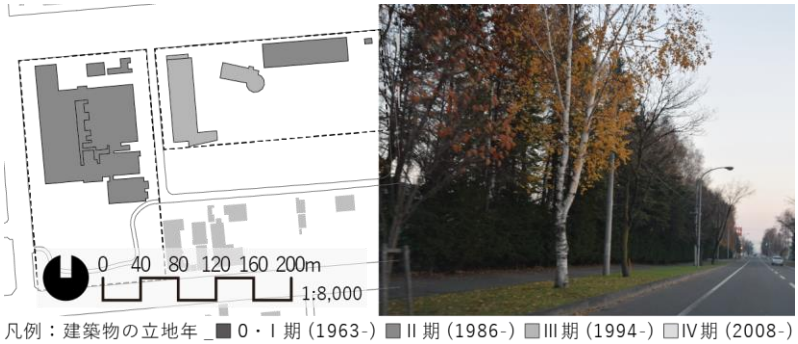


図 6-25 F 社本社工場の実態

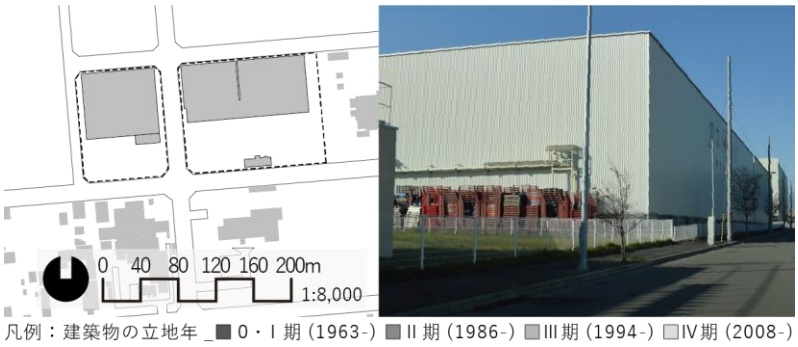


図 6-26G社十勝物流センターの実態

続いて工業団地以外では、H社に唯一地区計画が決定されている（図6-27）。F社は音更町が2000年に策定した「農村活性化土地利用構想」により調整区域への立地が検討され、開発許可制度の手続きを進めるために地区計画が決定された。開発時の協議に基づき用途を食品製造業に限定する事や、景観への配慮として建築物と柵の高さに関する基準が定められている[106]。これにより後背地の防風保安林より低い建築物の立地等が担保されている。

▼106. 2015年11月6日実施、音更町都市計画課へのヒアリングより。

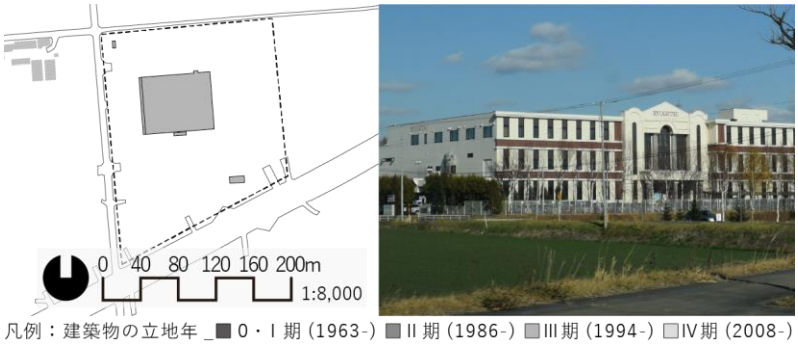


図 6-27H社本社工場の実態

2）産業施設の助成制度

農林水産省の交付金を活用した建築物の新設が、複数のＪＡ敷地でみられた。近年では交付金の要綱で景観への配慮が留意事項とされているものの、景観について勧告等を行う仕組みはない[107]。更に交付金を活用した建築物は、整備後の取壊しや用途転用が制限されている。ここでＪＡの中で最大の敷地面積を有する、ＪＡ幕別の軍岡経済センターに着目する（図6-28）。調整区域に立地し、周囲は農用地である事から工場を遮蔽する工作物等は少ない。ＪＡ幕別の集約拠点として26棟の建築物が立地しており、この内Ⅱ期から立地するほぼ全てが除却に制限のある交付金により建

▼107. 2012年度以降の農林水産省による「強い農業づくり交付金実施要綱の制定について」では、施設整備時の周辺景観との調和が留意事項とされている。

てられたものであった。これによりＪＡの敷地内には老朽化施設が残存する一方で、新たな施設整備の必要性から隣接地に敷地が拡大している[108]。

▼108. 2015 年 11 月 4 日実施、ＪＡ幕別町企画課へのヒアリングより。

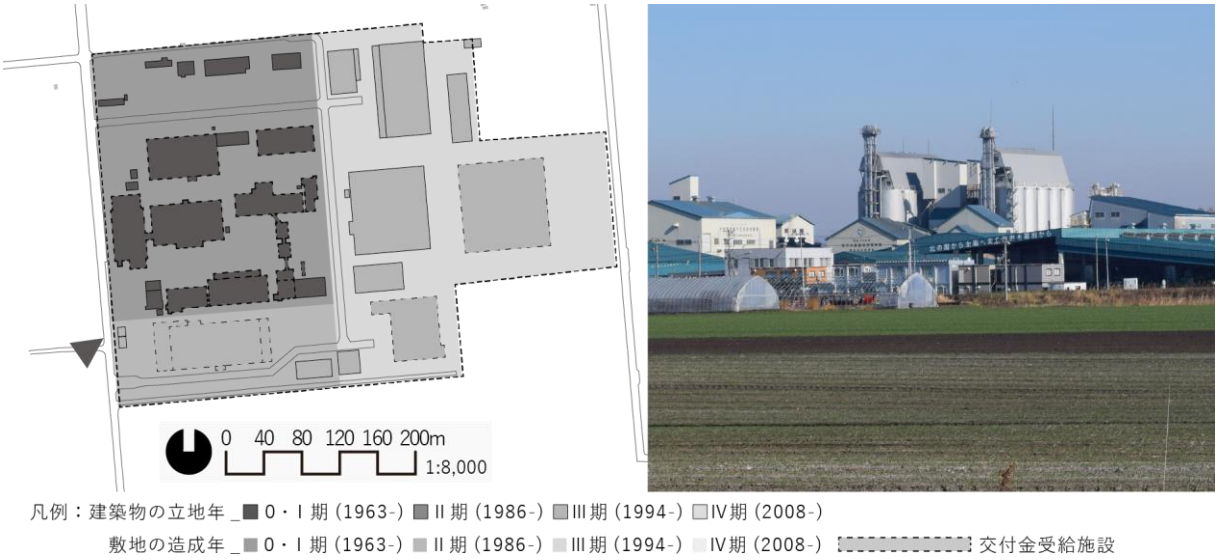


図 6-28 ＪＡ幕別軍岡経済センターの実態

3）法定の緑化規定

表 6-2 に示した緑化規定の差により、製造業等とその他の業種で異なる緑化整備の状況がみられた。ここでは帯広の調整区域内で馬鈴薯集荷等の業務を担うＪＡ帯広と、馬鈴薯加工等の製造業務を担うＥ社帯広工場が隣接して立地する事例に着目する（図 6-29）。Ｅ社はＪＡと帯広市の誘致により立地し、ＪＡは５回の開発許可を通じ敷地を拡大している[109]。そのため開発許可制度に基づく 3%の緑地が敷地内に点在している。民間も開発許可制度の対象だが、市街化調整区域内への立地が妥当であるかを判断するために、契約農家の証明を通じた継続性の担保等が目的であり[110]、緑化の規定は工場立地法に基づき敷地面積に対して 20%の緑地が外周に配置されている。この法定の緑化規定の差により、隣接する敷地においても緑地帯は不連続である。尚、Ｅ社は市長が特に認めた工場として企業誘致条例の対象となり、緑化に対する助成を受けている。

▼109. ＪＡ帯広はＧ社立地前年から 2014 年までに５回の開発許可を受けている。

▼110. 北海道「開発許可制度の手引き」より、農産物等の「処理加工等を行う建築物については、施設周辺の市街化調整区域における生産物が 50%以上使用されるもの」が立地基準となっている。



図 6-29 J A帯広・E社帯広工場の実態

6.6 まとめ

6 章の調査により明らかになった、農業に関わる地域産業が創出する景観の特性とその課題についてまとめる。

① これまで産業政策として、団地開発や企業誘致に関する方針が各時期の総合計画に掲げられてきた。これに応じて複数の地域産業施策が講じられ、国による地域指定や都市圏計画の策定といった広域行政による取組みは、工業団地の開発を促進した。その際に自治体が定める造成方針が、公共緑地の配置等を決定し景観に影響する事が分かった。例えば緑地割合を高める方針のもと、幹線道路沿道に植栽帯を設けた団地では、建築物の遮蔽効果を持つ。更に工業団地の環境を担保する上では、地区計画による壁面後退距離の規定等が作用している実態も明らかになった。

② 各自治体では産業施策として企業誘致条例を制定しており、工業団地に工場立地を誘導する事を基本としている。しかし、農業協同組合の工場は条例対象外となるものも多く、市街化調整区域にも複数立地している。そのため、産業施設を立地する土地利用区分により分類した結果、工業団地への立地は半数未満であり、市街地や市街化調整区域にも複数の施設立地がみられる。これら区域ごとに景観特性が異なり、工業団地は幹線道路沿いに造成され、一棟当たりの建築面積が大きい。市街地は古くからの立地が多いため増築により建蔽率が高くなる傾向にあり、また不整形な敷地形状が多いため接道する区間が長く建築物の壁面後退距離が短い。調整区域では周囲に遮蔽物が少なく、建蔽率は低いが建築と敷地面積が大規模という特性が明らかになった。

③　ほぼ全ての工場で緑地率 3%が義務付けられるが、工場立地法に基づく特定工場は緑地率 20%の整備と外周への配置が誘導される事で、産業景観の目指す圧迫感の軽減と建築物の視覚的遮蔽に寄与する。しかし法が対象とする特定工場とは主に製造業を指す事から、運輸業の倉庫や農業協同組合が整備する集出荷施設等は対象とはならない。更に製造業を中心とする民間は、他企業との近接性が立地選定の際に重視され、かつ企業誘致条例の優遇対象である工業団地に集中する傾向にある。工業団地は公共緑地を有するため、民有地外周の植栽と合わせてより広幅員な植栽帯となり、建築物を視覚的に遮蔽する効果が高まる。一方で組合では、工場の立地選定を作物の集荷特性に応じて決定する事から、周辺に施設を遮るものが少ない調整区域への立地件数が多い。そのため、低い緑化率と相まって、植栽による建築物の視覚的な遮蔽効果は限定的である。

④　工場には様々な時期に立地したものがあり、古くから立地するものでは老朽化した建築物の更新が進まず、景観阻害要因となる状況がみられた。そのため、工場立地法では老朽化施設の建替えにより景観の改善が見込める場合、緑化率を満たしていない場合でも建替え可能とする事で、老朽化施設の除却促進に取組んでいる。一方で農林水産省の交付金により整備された施設では、新設時の景観配慮については要綱に記述があるが、既設建築物の除却と用途転用に制限がある。そのため増築時は敷地面積が拡大し、老朽化施設が残存する傾向にある事が明らかになった。

7　広域景観の形成に資する方策の考察

7.1　行政境界を越える広域景観の形成に向けた方策

1)　景観ガイドライン

2)　協議会の組織

7.2　土地利用区分を越える広域景観の形成に向けた方策

1)　景観法の更なる活用

2)　区域ごとの景観特性に対応した景観行政

7　広域景観の形成に資する方策の考察

2015 年に国土交通省が主宰した「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」では開催趣旨を以下のように示している。

> 景観法制定から 10 年経過したこと等を踏まえ、景観の「創出」と「保全」の両面から、昨今の社会情勢や関連施策の展開状況を踏まえて景観行政を一歩前へ踏み出すべく、新たな施策展開のあり方を研究することを目的に、平成 26 年度から本懇談会を開催した。

この景観行政を一歩前へ踏み出す論点として、第一に「広域景観の形成」を挙げている。つまり、広域景観の取組み促進へ向かって、有効な方策に関する議論が求められていると言える。そこで本章では総合考察として、広域景観の形成に資する方策について、行政境界を越える場合と土地利用区分を越える場合のそれぞれで議論する。

前章までに行った広域景観の分析から、行政境界又は土地利用区分を越える場合で、公共政策による影響は異なる事が明らかになった。まず行政境界を超える場合は、共通する景観構成要素に対する取組み方が自治体ごとに異なるために、行政境界で景観上の変化が生じる。例えば屋外広告物行政では、自治体が独自に条例を制定する場合と、広域行政が制定する屋外広告物条例の基準が準用される場合がみられる。更にその中でも、禁止地域に指定される区間や自治体自ら広告物の審査に関わる区間などがある。こうした変化により、広域景観の形成に影響を与えている。一方で土地利用区分では、森林・都市・農業地域それぞれの法律で特徴が異なる。例えば森林法に指定される民有林には、水源涵養機能やレクリエーション機能など、その役割に応じて細区分が設けられており、それぞれに望ましい施業の在り方が示されている。一方でその管理方法を担保する手段は機能していない状況がみられた。これに対して農振法に基づく農業振興計画では組織的な取組みについて、その主体や財源に関する言及も行われているが、景観管理に資する活動も地域ごとの自主性に依存する。この地域ごとに適用される政策そのものの性質の差が、景観の取組みに影響するという事が明らかになった。そこで次節より「行政境界を超える広域景観」「土地利用区分を越える広域景観」のそれぞれの観点から、景観形成に向けた方策を考察する。

7.1 行政境界を越える広域景観の形成に向けた方策

広域景観には共通する景観要素が反復して出現するという特徴がみられる中、行政境界を越える場合には景観要素に対する方針や取組み方が自治体ごとに異なる。例えば行政境界を越えて連続する主要幹線道路では、建築物や屋外広告物、植栽といった共通要素が行政境界を越えて点在している。こうした複数の要素に対応可能な方策として、本論文からは景観ガイドラインの運用及び協議会の組織化が得られた。そこで次項より、それぞれの取組みに関する要点をまとめ、広域景観の形成に資する方策について考察する。

1）景観ガイドライン

2004 年に景観法が施行してから、法に基づく景観計画の策定が増加しているが、景観法に基づく計画の策定は基本的に市町村の自主性に依存している。実際に行政境界を越える地域において、景観行政団体と非景観行政団体が共存する状況がみられた。ここで、各市が策定する景観計画に着目すると、法定計画では区域ごとに景観形成の方針が定められている場合でも、規制内容は市域で一律の傾向にある[111]。これに対し、任意計画では計画構成に関する規定がないため、柔軟に枠組みを設定する例が複数みられた。しかしながら自主計画の中で景観形成に寄与する事項は、主に行政が取組む事業に限られていた。そこで一部の自治体では、自主的に策定する景観ガイドラインを工夫して運用する事で、実効力を伴った景観行政が行われていた。そこで以下に、有効な景観ガイドラインの運用方策とその効果に着目する。

4 章に詳述した通り、行政境界を越えた景観の取組みとして「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」を用いた屋外広告物行政が挙げられる。新千歳空港は年間約 1700 万人が利用する北海道の空の玄関口であり、周辺には行政境界を越えて優れた自然景観が保全されていた。しかし同時に、空港周辺では屋外広告物の乱立やネオン看板の掲出が景観阻害要因とされ、その除去や整理、集合化などが課題として挙げられていた。こうした経緯からガイドラインが策定され、屋外広告物を重点課題として取組んでいる。ガイドライン対象区間における掲出届出は、北海道を通じて千歳市にも入り、北海道と千歳市が共同で申請の確認を行うというプロセスになっている。更に必要があれば、事業者との協議などを行う事が可能である。実際に 1997 年 3 月のガイドライン策定以降、千歳市は屋外広告物の掲出に関する相談窓口を設置し、ガイドラインに基づく協力要請に努めている。つまりこのガイドラインでは、屋外広告物という景観要素に特化する事で、ガイドライン区間における景観行政の実効力を担保していると考えられる。

またガイドラインの先進的な運用方法として、札幌駅前通りの事例が挙げられる。札幌駅前通りでは「緑を感じる都心の街並み形成計画」の策定を契機として、まちづくりの目標が設定された。まちづくり目標とは「駅前通りの街並みに統一性、連続性を持たせ軸性を高める」「道庁、時計台など永続するものに配慮する」「歩行者にとって連続的に賑わいを感じられる街並みにする」「多様な活動を可能にする機能を集積する」「魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する」「札幌駅前通りにふさわしい景観の形成をすすめる」の 6 点である。この目標を達成するために、地区計画・景観計画・屋外広告物条例を用いた景観行政に取組んでいる（表 4-6）。つまり多様な景観構成要素を包含した景観行政を推進する上で、ガイドラインに掲げられる目標を達成するための法的拘束力を持つ制度との連動が行われているという特徴がある。このようにガイドラインの運用においては、特定要素に着目して広域的な取組みを図る進め方が有効である。更に、

▼111. [押木祐生 2015]では北海道内の市町村が策定する景観計画を対象に、農業地域における景観形成基準及び届出基準の差別化についてまとめている。2014 年 7 月現在、13 景観行政団体中 3 団体のみが景観形成基準を区別して設定しており、届出基準ではわずか 1 団体のみである。

●押木祐生, 坂井文. 農業用施設に着目した農業景観の特性把握-北海道十勝地方を対象として. 日本都市計画学会都市計画論文集 50(3), 2015, pp.1063-1068.

多様な景観構成要素を含めた景観行政の実施に当たっては、個別規制法との連動が必要と考えられる。

2）協議会の組織

続いて、行政境界を越える場合に有効な方策として協議会を挙げる。前項にも挙げた、新千歳空港周辺の沿道景観形成ガイドラインは「新千歳空港アクセス沿道景観形成推進協議会」により策定が行われている。この協議会は北海道庁が事務局となり、千歳市と苫小牧市、更に空港管理者の東京航空局新千歳空港事務所を含め組織している。特に 2012 年のガイドライン改定の際に、協議会の一部構成機関を見直しており、屋外広告物行政の実効力を担保するために、一般社団法人北海道屋外広告物業団体連合会や協同組合北海道ネオン電気工業会を含めて協議会を組織しているという特徴がある。

次に十勝地域産業活性化協議会を挙げる。この協議会は企業立地促進法に基づき組織されるもので、十勝圏では 2014 年に設立されている。同協議会による活動の一部は、十勝地域一丸となって推進する「フードバレーとかち」の戦略プランに掲げられる方針に基づき、進められている。ここで、フードバレーとかちの推進を担保する方策として、定住自立圏構想に基づく協定の締結が挙げられる。協定は、中心市である帯広市と各町村間で締結されており、協定ではフードバレーとかちの推進及び広域観光の推進へ向けた役割等が定められている。このように、協議会では自治体と景観関連団体を含めて組織する事や、法的な拘束力及び自治体間の協定等が実効性を高める上で有効と考えられる。

7.2 土地利用区分を越える広域景観の形成に向けた方策

広域景観には共通する景観要素が反復して出現するという特徴がみられる中、土地利用区分を越える場合には森林・都市・農業地域の根拠法そのものが変化するという状況がみられた。例えば土地利用区分を越えて連続する河川に着目すると、河川区域内工作物や公園緑地、農地、森林といった要素が複数回出現する。しかしこれらの要素に対して、景観形成に資する取組みは限られている事が明らかになった。そこで次節より、景観法のさらなる活用方策と、区域ごとの景観変化に対応した景観行政の在り方についてそれぞれ考察する。

1）景観法の更なる活用

土地利用区分を越える広域景観の調査から、複数の適正な土地利用や景観形成を目指す取組みが、法律に基づかない事が明らかになった。例えば森林地域では近年、水道水源地域の保全を目的として、開発時における届出や住民説明を義務付ける条例が制定されている。しかしその多くが、自主条例のため弱い拘束力しか持たない現状が明らかになった。例えば 5 章

で挙げた漁川では、水源の水質悪化に関わる業種の届出や周辺地域への説明義務を定めているが、その罰則は氏名の公表や過料に限られる。こうした土地利用の管理において、景観法に基づき届出・勧告を定める事が、景観の観点からも有効と考えられる。

続いて、同じく 5 章では、河川区域内には複数の管理施設が立地するものの、その景観配慮の有無は主体ごとに異なる実態を指摘した。例えばダム管理者では色彩ガイドラインに基づく施設や看板の改修を進めているが、その他の河川管理者が整備する施設は、景観上の配慮は行われていない。こうした実態に対して、景観重要公共施設制度を活用する事で、基礎自治体と河川管理者の連携による河川占用の許可基準を設定する事が有効と考えられる。また、護岸や河川緑地など河川区域内の整備においては、河川整備計画の指針が適用される。一方で護岸構成や緑地の計画に当たっては、周辺の土地利用や地域特性を考慮する事が期待されている。そこで、連続する河川や道路の改修において、周辺地域の特性に応じた景観配慮が円滑に取組まれるよう、自治体が策定する景観計画の方針と、景観重要公共施設制度を連携させる事が望ましいと考えられる。

最後に、景観の管理においては住民団体の活動が寄与する例が散見された。しかし積極的な活動展開を希望する住民団体にあっても、基本的には活動区域が公有地に制限されている。そこで、例えば農家らによる活動の場合は、景観農業振興地域整備計画を策定する事で、景観法に基づき組織的な景観形成活動を位置付け、安定的な活動の実施を支援する事が有効と考えられる。またその他の住民団体においても景観整備機構の指定を受ける事で、民有地を含めた景観管理活動の実施を促す事が考えられる。特に森林地域では管理上の課題が散見されたので、景観上重要な区域を中心に景観整備機構による景観管理活動を、積極的に推進する事が有効と考えられる。

2）区域ごとの景観特性に対応した景観行政

広域景観では共通要素が反復して出現するという特性を踏まえて、6 章では境界線を越えて点在する帯広圏の地域産業施設に着目した。そこで、工業団地、市街地といった都市地域への立地事例と、農業地域への立地事例からその景観特性を比較した結果、それぞれ異なる事が明らかになった。一方で産業景観は、分棟化や低層化による圧迫感の軽減が、区域を問わず一律で期待されている。この事からも、景観行政の取組み方は区域ごとの景観特性に応じて変化させる必要があると考えられる。

具体的に区域ごとの景観特性を比較すると、まず工業団地では平均的に建築物一棟当たりの建築面積が大規模という実態がみられた。特に工業団地は交通利便性の高い主要な幹線道路の周辺等に造成される傾向がある事から、特に景観上の配慮が求められる。そこで対応する方策として、工業団地が造成時に整備される公共緑地と併せて、民有地の緑化を促す事で広幅員の植栽帯を設け、産業施設を視覚的に遮蔽する効果を高める事や、幹

線道路側への壁面後退距離を設ける土地利用規制の併用が有効と考えられる。

続いて市街地の産業施設は、古くから立地する事例が多くみられた。そのため敷地内で建築物を増設する傾向にあり、壁面後退距離があまりとられていない事、更に老朽化した建築物が複数立地する事が景観上の課題と捉えられる。特に、隣接する土地利用が住宅建築など比較的小規模な事から、周辺から産業施設の視認性が高い。そこで対応する方策としてまず、配置計画の誘導を挙げる。建築物の壁面後退距離が短い事により、周辺景観に圧迫感を与えているため、壁面後退距離が短い場所に対して高木の植栽等を促す事や、壁面後退距離が一定になるよう、配置計画の際に誘導する事などが考えられる。また、老朽化した建築物が除却されない理由の一つに、助成金の補助条件により除却が困難な場合がある事が明らかになった。例えば工場立地法では、緑地面積規定を満たしていない場合でも老朽化施設の建て替えによる景観の向上が見込める場合は建て替え可能としている。この事からも、老朽化施設の更新を可能にする助成金要綱の改訂は有効と考えられる。

最後に農業地域に立地する産業施設では、敷地面積が特に大規模で周辺に不整形な農地を生む場合や、広大な敷地内に多くの棟数が立地する傾向がみられた。特に施設の業種が、主として非製造業である事から、法に基づく緑化面積の基準は開発区域の 3%に留まる。更に周辺は農用地のため、視覚的に遮蔽するものが少ないという実態が明らかになった。そこで対応する方策として、不整形な農地を生まないような開発の誘導や、植栽帯を活用した施設の視覚的な遮蔽に向け、開発規模に応じた緑化協議を行う事などが有効と考えられる。また農業地域の中には防風林などの立地区域も存在する事から、立地場所の誘導が可能な場合は、施設の遮蔽効果を既存の樹林や地形を生かして進める事が望ましい。

近年景観法に基づく景観行政が多くの自治体により進められている中で、景観計画では大規模な建築物や工作物の届出・勧告を基本としている。これは景観法運用指針によると、地域の景観形成上支障があるという観点から決定されるものである。一方で本論文は、届出対象となる大規模施設の中でも、その立地区域によって景観特性及び周辺景観に与える影響は変化するという事を示した。つまり、広域景観行政として一般的に行われている大規模施設を対象とした届出・勧告においては、区域ごとの景観特性及び周辺環境に与える影響を考慮した上で、景観形成基準を設定する事が必要と考えられる。

8　おわりに

8.1　まとめ
1)　各章で明らかになった事項のまとめ
2)　広域景観の形成に公共政策が与える影響
3)　広域景観の形成に資する方策
8.2　今後の展望

8　おわりに

これまで本論文では、行政境界又は土地利用区分を越える広域景観を対象に、その実態や特性とそこに公共政策が与えた影響を明らかにする事を通じて、広域景観の形成に資する方策について考察を行ってきた。

我が国では 2004 年に初の総合法として施行された景観法から、都市部のみならず、農山漁村や自然公園の区域等を含めて良好な景観形成を促進する事が掲げられている。特に近年では、景観行政の進展へ向けた施策展開のあり方として、行政境界を越える広域景観並びに一つの市町村内に複数の景域を含む場合の広域景観も計画課題と指摘されている。そこで以下に、本論文により明らかになった広域景観の形成に公共政策が与える影響をまとめ、広域景観の形成に資する方策について展望する。

8.1 まとめ

1）各章で明らかになった事項のまとめ

- １章．はじめに

1 章では本研究の背景と目的を示した。これまでおよそ 100 年間にわたり我が国では景観に関する政策を展開しているが、特に景観法施行以前の政策が持つ特徴をみると「景観に関する総合的な規定はなく、各政策では特定の景観要素を対象としている」「法律の一部に景観規定が含まれており、その法律が対象とする土地利用区分に活用可能範囲が限定される」「多くの政策が目的とする景観行政は、優れた景観の保全である」という 3 点が得られた。更に景観法施行以降、我が国の景観行政では市町村が主な役割を担う事を期待されている。こうした流れはその後制定された歴史的風致の維持・向上に関する法律においても備えられた性質である。つまり近年の景観政策からは「景観政策の権限が市町村に委譲されている」という特徴が明らかになった。

ここで市町村中心の景観行政では、行政境界を越える景観形成が困難という指摘により、広域景観に関する議論が活発化した。更に 2015 年に国土交通省が主宰する景観に関する懇談会においても、四つの論点の第一として「広域景観の形成」を掲げるなど、近年その取組み促進が期待されている。特にこの報告書では行政境界を越える広域景観だけではなく、一つの市町村区域の中にも複数の景域が含まれる広域性の考慮も課題と位置付けられた。

こうした背景を踏まえ本研究は、行政境界又は土地利用区分を越えて形成される広域景観の実態を把握し、景観形成に公共政策が与えた影響を明らかにする。これにより、広域景観の特性に応じて景観形成を進める方策を考察する事を目的とする。

- 2 章．景観に関する学術と社会の動向

2 章ではまず、既往の広域景観研究から本研究の位置付けを明らかにする。続いて広域景観の展開が期待され始めた 2008-2013 年における学術と社会の景観言論をレビューする事で、広域景観を対象として扱う意義を明確にしている。

まず既往の広域景観に関する研究の多くは、広域景観の保全・創出に関する論文であった。これら論文の主な方法は全国で先進的に取組まれている広域景観形成に関する事例に着目し、そのプロセスや制度の活用状況を明らかにしている。次に一部の広域景観研究では、広域景観の実態・特性把握を目的としている。これらの研究対象は主に道州スケールに着目し、鳥瞰的視点から GIS 等を用いて景観特性を明らかにしている。こうした既往研究に対して本研究は広域景観の展開に向けて、際立った景観的特徴を持たない広域景観に着目する点に新規性があり、また公共政策が与える影響から課題や成果を特定する点は有用性がある。更に、本研究は都市圏スケールに着目し鳥瞰的手法だけではなく、歩行者や運転者目線で得られる景観構成要素を考慮している。そのために道路や河川といった境界線を越えて連続する公共施設と、産業施設といった境界線を越えて一帯に立地する大規模建築物に着目する点に独自性がある。

続いて 2008-2013 年の景観に関する学術論文及び新聞記事を用いて、広域景観を対象として扱う意義について考察した。まず学術論文を対象景観に応じて分類すると、広域景観に関する研究の割合が最も少ない事が分かる。更に研究目的では景観の保全・創出に関するものが少ない。一方で本論文の主題でもある広域景観の保全・創出に関する研究からは、特定区域内に係る景観政策だけではなく、土地利用規制や開発計画といった非景観政策も対象に含める傾向がみられた。つまり広域景観研究は多様な公共政策が景観形成に与える影響を考慮する事が可能である。

更に新聞記事に着目し、対象景観に応じて分類すると広域景観の報道は学術論文と同様に最も少ない。しかし報道の内容をみると、農山漁村景観があまり報道しない漁村を対象として含むなど、報道頻度の低い対象地を含めて報道する傾向がみられた。つまり広域景観という着眼点は、景観に関する議論の対象を拡大する可能性を有する。また共通要素が地域区分を越えて広がるものを広域景観として捉えて報道する記事もみられた。例えば景観法の成果や課題に関する報道では、自然地域や都市地域で発生する共通の景観問題が取り上げられていた。

以上の観点から広域景観を対象とする意義をまとめると「景観形成に公共政策が与える課題を指摘する事が可能」、「従来景観形成の対象地となってこなかった区域における景観形成方策について検討する事が可能」という 2 点が得られた。

- 3 章．研究対象地の概要と分析フレーム

3 章では研究対象地を選定し、その概要を示している。更に以下 4-6 章で行う分析のフレームを提示している。

まず本論文では、広域景観の形成に公共政策が与える影響を明らかにするという観点から北海道を対象地として選定している。この理由として第一に、北海道が広域景観に対して先進的に取組んでいる事を挙げる。1999年から取組むべき景観づくりとして広域景観を挙げており、この方針は2009年に策定される景観ビジョンにおいても継続・発展している。更にこの間に広域景観の形成を目的に含む条例を制定するなど、全国に先駆けて取組んできた。こうした取組みは、国土交通省からも先進的と認識されており、2011年の「広域的景観形成について」では、北海道における広域景観の捉え方などを紹介している。第二に、北海道の空間的な特徴とそのイメージが挙げられる。本州と比べ山地の割合が少ない北海道は広大さを認識しやすく、また北海道のイメージ調査においても広さや雄大さが挙げられる。第三に北海道の広域景観は観光目的の一つとなっており、地域資源としての位置付けを有する。例えば 2013 年に北海道が策定した「北海道観光のくにづくり行動計画」では、雄大な自然や沿道景観、のどかな農村風景など、北海道らしい景観を観光資源として活用していく事を方針としている。こうした観点から北海道を対象としている。

続いて北海道の広域景観に関する方針をみると、「地域をつなぐ河川や道路の周辺における連続性の配慮」や「一次産業との連関性等に着目したテーマ性のある広域での取組み」等を挙げている。そこで本論文ではこの視点と対応して、「境界線を越えて連続する軸」や「境界線を越えて一体的に広がる点」に基づき、北海道が広域景観の特性についてまとめた景域カルテを参照し対象を選定した。その結果、道央都市景域は道路や河川といった広域軸が特徴的である。また十勝景域は農業という一次産業と、それに起因する産業施設が一体に広がるという地域性を有する。そこで本論文では各景域の中心都市圏である札幌圏と帯広圏を対象とした。

以上に選定された都市圏から、北海道が有する広域景観の視点を踏まえて、より具体的な対象景観を定め分析フレームとして提示した。まず 4 章では、道央圏の都市間をつなぎ、更に新千歳空港と札幌都心部を結ぶ国道 36 号線に着目し、行政境界を越える道路軸という観点から研究を行った。次に 5 章では、森林地域から都市地域、農業地域を流下し、更に周辺市町の水道水源にも利用されている恵庭市の漁川に着目し、土地利用区分を越える河川軸という観点から研究を行った。最後に 6 章では、行政境界及び土地利用区分を越えて一体的に共通の景観構成要素が広がる特徴を持つ、帯広都市圏の農業に関わる産業施設に着目し、重複する公共政策が景観形成に与える影響という観点から研究を行った。

- 4 章．行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

4 章では行政境界を越える広域景観の実態と公共政策が与える影響を明らかにするために、複数の自治体をまたぐ道路軸に着目した。研究対象は札幌都心部から新千歳空港を結ぶ国道 36 号線札幌・千歳間（札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市）として、自治体ごとに策定する景観計画の内容及

び政策運用の比較、沿道景観の実態把握と政策が与える影響の分析を行った。

この調査により明らかになった事項として、まず各自治体が策定している景観に関する計画では、方針や記述内容に自治体間の差があり、景観形成に影響している。例えば幹線道路の屋外広告物について、統一や整理を方針として挙げる自治体と、撤去や指導を掲げる自治体がみられ屋外広告物条例に基づく規制内容も異なる。そのため行政境界により景観特性が変化する例がみられた。

次に多様な景観要素により構成される沿道景観の実態調査を一定区間ごとに行った結果、ほぼ全ての区間で建築物、広告物、植栽がみられた。一方で沿道に決定されている制度の多くは、多様な景観構成要素に対し個別対応という現状が明らかになった。例えば建築物においては壁面後退距離のみ定めるもの、広告物においては縦横比のみ定めるものに関しては、景観形成に与える効果は限られている。

加えて景観形成に影響する土地利用制度は、主要幹線道路を計画範囲の区切り線として決定する傾向がみられた。その結果、制度による規制内容や計画の方針が道路を挟む対面で異なり、広告物の掲出方法や建築物の建て方などにおいて、景観上の調和がとれていないという課題も発生している。

以上に挙げた通り、沿道景観の形成に公共政策が与える影響が本調査により明らかになった。これに対して、良好な景観の創出を目指す取組みとして、景観ガイドラインを活用する区間がみられた。一方で景観ガイドライン自体には法的な拘束力がないため、実効力を担保する方法として運用上の工夫がいくつか挙げられた。一つ目に広域行政主体となって、関係市町村及び景観形成に関係する広告物業団体等を含めた協議会によりガイドラインを策定する事で、策定後の円滑な景観形成が担保されている。二つ目にガイドラインが定める景観形成の方針と法的拘束力を持つ政策を連携される方法がみられた。

- 5 章. 土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響

5 章では森林・都市・農業地域を流下する河川軸に着目し、土地利用区分を越える広域景観の実態と、公共政策が与える影響を明らかにした。調査対象は札幌圏の 2 市 4 町の水道水源としての役割を持つ恵庭市の漁川として、土地利用区分ごとに策定される法定計画の比較及び沿川景観の実態と公共政策が与える影響を分析した。

この調査により明らかになった事項として、まず森林・都市・農業地域ごとに策定される法定の土地利用計画ではその特徴が異なる。景観形成基本計画の方針と対応して分析を行った結果、森林整備計画には民有林に細区分を設け、景観に配慮した施業の方法を定めるという特徴がある。都市計画マスタープランには建築物による景観を誘導する視点を持ち、主に地区計画といった土地利用規制により対応する事などが定められている。最

後に産業振興計画では組織的に取組む事項について、実施主体等も含めて定められるという特徴がある。これら法定計画に基づき土地利用の整除等が行われる事で、景観形成に影響を与えている。

次に河川に架かる橋梁を視点場とした景観の実態調査から、地域区分により多様な景観構成要素が存在するものの、頻出の要素として、河川工作物、住宅建築、公園緑地、森林、農地が存在する事が分かった。しかしこれらの要素ごとに景観に関する配慮の有無は、管理者や住民団体の存在などにより変化する。例えば河川工作物の多くは景観に配慮する手続きはとられていないが、ダム管理者が設置する工作物は色彩ガイドラインが準用され、自然公園の周辺では橋梁の色彩もガイドラインに基づき決定されていた。

以上の沿川景観に公共政策が与える影響が本調査により明らかになった。これに対して土地利用区分を越える景観形成を担保する手法として景観法の活用を挙げる。現行法上では森林地域の民有林管理に課題が生じていても、住民団体などがその役割を担う事は困難である。そこで景観法上の景観整備機構を活用する事で管理の役割をＮＰＯ法人等が担う事が考えられる。また水源の保全を目的として、自主条例において届出を定めているが、景観法上に統合する事で法に基づく土地利用管理とする事が望ましいと考えられる。

- 6 章．公共政策の重複が広域景観に与える影響

最後に 6 章の調査により明らかになった、農業に関わる地域産業が創出する景観の特性とその課題についてまとめる。研究対象は帯広都市圏の農業に関わる地域産業施設として、産業振興政策及び景観形成政策の変遷と現状、産業施設の景観特性と公共政策が与える影響について分析を行った。

これまで帯広都市圏では団地開発や企業誘致に関する方針が各時期の総合計画に掲げられてきた。これに応じて複数の地域産業施策が講じられ、国による地域指定や都市圏計画の策定といった広域行政による取組みは、工業団地の開発を促進した。その際に自治体が定める造成方針が、公共緑地の配置等を決定し景観に影響する事が分かった。例えば緑地割合を高める方針のもと、幹線道路沿道に植栽帯を設けた団地では、建築物の遮蔽効果を持つ。

産業施設を立地する土地利用区分により分類した結果、工業団地への立地は半数未満であり、市街地や市街化調整区域にも複数の施設立地がみられる。これら立地区域ごとに景観特性が異なり、工業団地は幹線道路沿いに造成され、一棟当たりの建築面積が大きい傾向にある。市街地は古くからの立地が多いため増築により建蔽率が高くなる傾向にあり、また不整形な敷地形状が多いため接道する区間が長く建築物の壁面後退距離が短い。調整区域では周囲に遮蔽物が少なく、建蔽率は低いが建築と敷地面積が大規模という特性が明らかになった。

ほぼ全ての工場で緑地率 3%が義務付けられるが、工場立地法に基づく特定工場は緑地率 20%の整備と外周への配置が誘導される事で、産業景観の目指す圧迫感の軽減と建築物の視覚的遮蔽に寄与する。しかし法が対象とする特定工場とは主に製造業を指す事から、運輸業の倉庫や農業協同組合が整備する集出荷施設等は対象とはならない。更に製造業が中心の民間産業施設は、他企業との近接性が立地選定の際に重視され、かつ企業誘致条例の優遇対象である工業団地に集中する傾向にある。工業団地は公共緑地を有するため、民有地外周の植栽と合わせてより広幅員な植栽帯となり、建築物を視覚的に遮蔽する効果が高まる。一方で農業協同組合の施設では、工場の立地選定を作物の集荷特性に応じて決定する事から、周辺に施設を遮るものが少ない調整区域への立地件数が多い。そのため、低い緑化率と相まって、植栽による建築物の視覚的な遮蔽効果は限定的である。

2）広域景観の形成に公共政策が与える影響

以上の研究を通じて、景観に影響する公共政策には、景観形成を目的とした政策だけではなく、土地利用規制や産業振興といった非景観政策も含まれるという事が明らかになった。

まず広域景観には、共通する景観構成要素が境界線を越えて点在するという特徴がある。例えば森林・都市・農業地域を越える河川の橋梁から、視認可能な景観構成要素を抽出した結果、主に五種類の要素が得られた。一方で共通する要素でも境界線を越える事でその特徴が変化するという事も明らかになった。例えば行政境界及び土地利用区分を越えて立地する産業施設に着目した結果、立地区域によって周辺景観に与える影響はそれぞれ異なる。産業景観の課題とされている、建築物の圧迫感という観点からみても、工業団地では建築物一棟当たりの面積が大規模である事、工業団地を除く市街化区域では建蔽率が平均的に高く壁面後退距離が取られていない事など、区域に応じて圧迫感の要因が変化する。つまり広域景観では、共通する景観構成要素が境界線を越え、反復して見られるものの、その景観特性は区域により異なるという事が明らかになった。

こうした広域景観の特徴に対して、公共政策の作用にはいくつかのパターンがみられた。そこで本論文で明らかになった、広域景観の形成に公共政策が与える影響として、以下に五点を挙げる。

第一に、景観形成に影響する土地利用規制の決定では、道路や河川といった広域をまたぐ軸を決定範囲の境界線として用いる傾向が明らかになった。例えば国道 36 号線の札幌・千歳間で決定される風致地区及び地区計画では、その 80%以上が道路を規制決定の境界線として用いる実態がみられた。これらの土地利用規制は景観形成を目的に含んでいる事から、道路を挟む対面で景観形成の不調和が生じている。

第二に、景観形成を目的とした制度でも、誘導事項によっては決定区域外と区別のない景観が形成される場合がみられた。例えば屋外広告物に関する制限として、縦の長さが横の長さを超えない事を定めても、広告物の

面積規定が設けられていない場合には景観形成に与える影響は限定的である。また大規模な建築物が、広い敷地の中で壁面後退距離 1.5m と定められている場合もまた、同様に景観形成に資する効果は限られていた。

第三に、広域景観を構成する要素の内、公設のものに着目すると、その管理主体により景観配慮の有無が異なる事が明らかになった。例えば河川景観の主要な構成要素として河川区域内の工作物がみられたが、これは複数の管理者によって整備されている。特に漁川ではダム管理者のみ色彩ガイドラインに基づく看板の改修が行われているため、統一されたデザインとなっている。しかし、他の管理者の整備する看板では、老朽化に伴い文字が見えにくくなっている等、景観上の配慮はみられなかった。つまり、公設の景観構成要素における景観への配慮は、概ね管理者の自主性に依存している。

第四に、工業団地の造成といった面的な開発事業では、整備時のコンセプト及びそれを担保する土地利用規制により、現在の景観が決定付けられている。例えば帯広都市圏最大の工業団地である帯広工業団地と芽室東工業団地は、行政境界を越えて連坦した団地であり、共に地区計画により緑地整備を担保している。しかし造成時の方針による公共的な緑地面積の差異と、地区計画に基づく壁面後退距離の規定の差によって、産業施設を視覚的に遮蔽する植栽帯の整備状況が変化する実態が明らかになった。

第五に、大規模施設が形成する景観では、圧迫感の軽減に寄与する植栽の活用が有効だが、緑化の基準は施設規模等ではなく業種によって変化する。具体的には大規模施設に対して一律に適用される開発許可制度では、敷地の 3%を緑化する事が求められるのに対して、製造業施設は敷地の 20%を緑化する義務がある。更に、緑地の配置に際しては敷地外周への誘導が行われる事からも、産業施設を視覚的に遮蔽する効果が高まる事が明らかになった。特に製造業は周辺に公共緑地が造成されている工業団地に立地する傾向があるため、施設を遮蔽する植栽帯の効果がみられた。しかし非製造業施設が立地する農業地域には視覚的に遮蔽するものが少ないため、施設の圧迫感が課題となりやすい状況がみられた。

3）広域景観の形成に資する方策

7 章に示した通り、行政境界を越える場合、土地利用区分を越える場合で公共政策が広域景観に与える影響は変化する。建築物や屋外広告物といった共通する景観要素が、境界線を問わず反復して出現する特徴がある中、行政境界を越える場合は自治体ごとに政策の運用や決定状況が異なる事で、景観形成に影響を与える現状が明らかになった。例えば屋外広告物条例では、基礎自治体独自で条例を制定している区間と広域自治体の条例を準用している区間により広告物掲出の基準が変化する。更に、広域行政の条例対象区間においても、一部自治体の区間では禁止地域に指定されるといった、基準が変化する実態もみられた。これにより、行政境界で景観に変化が生じる。次に土地利用区分を越える場合では、適用される法律が森林地

域・都市地域・農業地域ではそれぞれ異なる。例えば地域区分に応じて適用される土地利用法に基づき、それぞれ森林整備計画・都市計画マスタープラン・農業振興計画が策定される。これらの計画全てに景観の記述が含まれているものの、その景観形成に与える影響は計画ごとに変化する事が分かった。つまり、土地利用区分を越える場合は地域ごとに適用される法律の性質そのものが変化する事で、景観形成の取組み方が異なる。こうした特徴を踏まえて、行政境界を越える場合と土地利用区分を越える場合のそれぞれで、広域景観の形成に資する方策について考察を行った。

まず行政境界を越える場合、複数の自治体による景観ガイドラインの運用が考えられる。特定の要素が行政境界を越えて景観を阻害する要因として認められる場合、その要素を対象としたガイドラインの策定は、広域的な景観の改善に効果を示す事が明らかになった。更に行政境界を越えて連続する市街地など、複数の景観構成要素からなる景観の形成を推進する場合は、ガイドラインで示す方針に基づいて各種法に基づく規制・誘導手法を連動させる事が望ましいと考えられる。次に、複数の自治体が協働するために、協議会を組織する事が必要と考えられる。協議会自体には実効力が担保されていないため、広告物業団体といった景観形成に関わる団体を構成員に含めて組織する事や、中心市と各市町間で協定を結ぶ事などが、協議会の位置付けを確立する上で有効である。つまり、行政境界を越えた取組みにおいて、規制・誘導手法と連動した景観ガイドラインの運用や、景観形成に関わる団体を含めた協議会の組織が有効な手法と考えられる。

続いて土地利用区分を越える場合、景観形成の目標達成に向けて景観法の枠組みが十分に活用されていない状況がみられた。例えば自治体独自で届出・勧告を定めた自主条例の運用や、住民団体の景観管理活動に対する支援、道路や河川といった公共施設内における占用工作物の景観配慮などが挙げられる。こうした事項はそれぞれ景観法に基づき法定化する事が可能である。そこで、現在自主的に取組んでいる項目について、届出制度の導入や景観整備機構の指定、景観重要公共施設制度の運用などにより法的根拠を付与する事が望ましいと考えられる。特に、現行の広域景観行政として一般に取組まれている大規模建築物・工作物に対する届出・勧告であるが、大規模施設では立地区域等によりその景観特性が変化する実態が明らかになった。そこで、大規模施設による圧迫感の軽減を目指す場合において、広域で一律的な対応を進めるのではなく、区域ごとに景観阻害要因となりやすい項目に対する重点的な誘導が有効と考えられる。

8.2 今後の展望

2011 年に国土交通省が「広域的景観形成について」を取りまとめ、我が国の広域景観に関する取組みの進展状況や、先進事例の実態や特徴が示された。続く 2015 年には国土交通省が「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」を主宰し、景観行政を一歩前に踏み出すための報告書をまとめている。この中で、論点 1 として「広域景観の形成」を掲げ、市町村境

界を越えた景域又は一つの市町村内の複数景域の存在を踏まえた景観形成について検討の必要性が示された。

こうした状況に対して本論文は、広域景観行政の展開が期待される、際立った景観上の特徴を持たない広域圏を対象に、建築物や植栽、広告物といった共通要素が連続的又は一体的に広がっている事に着目した。こうした広域景観を構成する要素は、公共政策の影響を受けて整備・管理されているため、本論文ではその実態及び課題を明らかにする事で、今後の取組みについて考察を行った。

これまでに行ってきた研究から、広域景観の有する可能性について展望する。まず広域景観は境界線を越えるという特性上、景観行政の在り方が境界線により変化する。そのため広域景観では、境界線による政策運用の変化という、課題発生パターンを含んだ概念である。しかし来訪者などがその地域イメージを形づくる上で、境界線は認知されない可能性が高い。例えば札幌市に隣接する市町の景観問題が、札幌市のイメージに悪影響を与える場合、更には北海道のイメージに作用する場合も考えられる。そのため観光という観点からは、景観に対する配慮に差異が発生する課題に留意する事が望ましいと考えられる。ここで景観形成に影響する公共政策に着目すると、風致地区といった景観形成を目的とした政策だけではなく、土地利用政策や産業振興政策といった「景観形成を目的としていない政策」の作用が研究により明らかになった。こうした政策は、自治体や部局ごとにそれぞれの目的に応じて運用されてきた経緯がある。そのため景観という視点からみると、市と市の境界線や森林地域と都市地域の境界線で景観に関する取組み方や規制の在り方に変化が生じている。そこで、こうした課題に対応する方策として、本論文では行政境界又は土地利用区分を越えるそれぞれの場合に対応可能な、広域的なガイドラインの運用方法や景観法の活用方策について考察した。こうした観点は、従来の景観行政が優れた自然景観の保全や歴史的景観の活用が主であった中で、広域に頻出の景観構成要素に対応し、ありふれた景観の改善に寄与する見通しを持っている。

一方で、広域景観に影響する要因として公共政策の他にも、社会条件（都市構造や地域の慣習など）や自然条件（地形や気候など）も挙げられる。これらが広域景観の形成に与える影響の把握を通じて、良好な広域景観の形成方策を議論する事が今後の課題である。

資料編

1	本文中の参考文献
2	2 章の参考資料（学術論文）
3	2 章の参考資料（新聞記事）
4	4-6 章のヒアリングリストとその概要
5	送付アンケート
6	公開論文説明会の発表用スライド
7	業績リスト
8	おわりに・謝辞

1　本文中の参考資料

- Ｊ･ゴットマン．メガロポリス．鹿島出版会, 1967.
- K･リンチ．都市のイメージ．岩波書店, 1960.
- 井出久登．景域計画の方法．農村計画, 1974.
- 越澤明．札幌の緑づくり．札幌市環境局緑化推進部緑の保全課, 2001.
- 越澤明．風致地区制度の沿革とその意義．土地総合研究第 14 巻第 1 号, 2006, pp.53-59.
- 押田佳子, 岡田智秀, 横内憲久．緑地景観再生の観点から捉えた車窓景観の注視野および印象特性に関する研究．土木学会景観・デザイン研究論文集 (8), 2010, pp.21-28.
- 押木祐生, 坂井文．農業用施設に着目した農業景観の特性把握-北海道十勝地方を対象として．日本都市計画学会都市計画論文集 50(3), 2015, pp.1063-1068.
- 横山広充, 宮岸幸正．視点場近傍の遮蔽状況を考慮した眺望景観の記述方法に関する研究-京都市内の眺望景観を対象として．日本建築学会計画系論文集 75(656), 2010, pp.2415-2421.
- 岡田昌彰, 北川慎也．テクノスケープ・レトリック論としてのプリミティブ形態の形成景観に関する研究．日本造園学会ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.909-912.
- 岩隈利輝．道の空間構造からみた農村集落の景観整備に関する研究-滋賀県甲良町における整備手法．日本建築学会計画系論文集(492), 1997, pp.143-148.
- 栗田英治, 山本徳司, 松森堅治,．地域住民及び地域外住民による棚田景観の認知・評価構造．農村計画学会誌 27, 2009, pp.257-262.
- 栗田融, 包清博之．地域景観の保全に資する地域住民の利用可能性からみた竹の活用条件に関する考察．日本造園学会ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.659-662.
- 景観まちづくり研究会．景観法を活かす-どこでもできる景観まちづくり．学芸出版社, 2004.
- 景観法制研究会．逐条解説景観法．ぎょうせい, 2004.
- 剣持智美, 斎藤馨．環境価値観の類型と日常景観評価の関係に関する考察．日本造園学会ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.833-836.
- 光琳．全国食品工場総覧 2012．光琳, 2011.
- 高嶺翔太, 佐藤宏亮, 山村崇, 後藤春彦．首都高車窓シークエンス景観における沿道景域の変化要因とその印象評価．日本建築学会計画系論文集 76(668), 2011, pp.1903-1910.
- 国土交通省河川局．河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」. 2006.
- 国土交通省北海道開発局・道路情報館内札幌・千歳間道路物語編集委員会．札幌・千歳間道路物語．北海道道路史調査会, 2003.
- 佐々木孝子, 大澤啓志．地域景観保全における滞在型ボランティアプログラムの活用-「景観ボランティア明日香」を事例に．農村計画学会誌 27, 2009, pp.197-202.
- 佐藤宏亮．都市デザインのためのコミュニティ自治を基礎とした社会関係資本の構築に関する研究．早稲田大学博士論文, 2008.
- 佐藤祐一, 石川貴志, 高田俊秀, 金再奎,．湖辺域の広域景観計画策定に関するシステム論的研究．環境システム研究論文集 36, 2008, pp.197-205.
- 坂本淳二．景観指標に基づく広域混住化類型と計画的課題について-景観を視点とした混住化地域の考察 その 1．日本建築学会計画系論文集(487), 1996, pp.157-166.

- 三輪康一, 栗山尚子. 絶対高さ制限を伴う高度地区指定による大規模建築物の形態変化と景観への影響に関する研究-神戸市における建築物の形態シミュレーション分析を通して. 日本都市計画学会都市計画論文集 47(3), 2012, pp.631-636.
- 山口敬太. 戦前の六甲山における公園系統の計画と風景利用策に関する研究-1920 年代に作成された二つの山地開発計画の策定経緯と目的. 日本都市計画学会都市計画論文集 45(3), 2010, pp.241-246.
- 山崎元也, 田代則雄, 寺尾敏男,. 拡張ＤＭデータを利用した３次元道路景観設計システム構築に関する研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.659-662.
- 篠原修. 景観用語事典. 彰国社, 1998.
- 柴田久, 石橋知也. 目的別系譜図からみた景観研究の動向-98 年から 07 年を対象として-. 土木学会景観・デザイン論文集 No.7, 2009, pp.121-132.
- 柴田久, 土肥真人. 目的別研究系譜図からみた景観論の変遷に関する一考察. 土木学会論文集Ⅳ, 2001, pp.99-111.
- 舟引敏明.“景観法成立以降の景観行政の歩み.”都市計画 vol.63(3), 2014: pp.4-9.
- 十勝地域産業活性化協議会. 十勝-企業立地ガイド 2014-2015-. 2014.
- 小浦久子. まとまりの景観デザイン-形の規制誘導から関係性の作法へ. 学芸出版社, 2008.
- 小浦久子.“景観法が示すプランニングの可能性.”都市計画 36(3), 2014: pp.10-15.
- 小室晴陽. 広域景観シミュレーションのための動画背景処理手法と季節感表現について. 電子情報通信学会技術研究報告. ITS 104(647), 2005, pp.71-75.
- 小林昭裕. 都市との交流を図る農村自治体における景観計画策定上の課題-北海道長沼町, 当別町を事例として. 農村計画学会誌 29, 2010, pp.251-256.
- 小林正. 我が国の景観保全・形成法制. レファレンス, 2007, pp.48-75.
- 松本邦彦, 澤木昌典, 柴田祐,. 農地のエッジライン分析を用いた大都市圏周縁部の農地景観の特性に関する研究. 日本都市計画学会都市計画論文集 43(3), 2008, pp.565-570.
- 上原将文, 全炳東, 塩崎剛志,. 数値地図を利用した動画像解析による広域都市景観モデルの構築. 電子情報通信学会技術研究報告. PRMU, パターン認識・メディア理解 99(450), 1999, pp.73-78.
- 石井一郎, 元田良考. 景観工学. 鹿島出版会, 1990.
- 石田眞二, 奈良照一, 宮坂純平亀山修一,. 無電柱化整備による道路のシークエンス景観の効果計測に関する研究. 土木学会論文集 D1（景観・デザイン） 67(1), 2011, pp.1-10.
- 川崎修良. 行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究-景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して. 日本建築学会計画系論文集 76(669), 2011, pp.2153-2160.
- 川上光彦,小柳健 ,西野達也, 矢後香織. 金沢市における独自条例による景観形成基準の内容と運用実態. 日本建築学会計画系論文集 77(671), 2012, pp.75-83.
- 宋暁晶, 池田孝之. 「琉球遺産群」のバッファゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全について-首里城跡、中城城跡、斎場御嶽を事例として. 日本建築学会計画系論文集 75(652), 2010, pp.1463-1470.
- 太田裕彦. 環境心理学再考-景観研究を中心として. 放送大学研究年報第 16 号, 1998, pp.15-36.
- 帯広市産業開発公社. 緑の工業団地. 1967.
- 大柳佳紀, 田村佳愛. 北海道における広域景観形成の計画プロセス-十勝支庁を例とした初動期の課題. 日本建築学会技術報告集(14), 2001, pp.311-314.
- 中原慎一郎, 出口敦. 道路景観の動的広域的特性に関する研究. 学術講演梗概集（九州）, 2007, pp.507-508.
- 中江亮太, 包清博之. 九州圏の海辺における広域景観形成の視点からみた国土分析に関する研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 Vol. 73(5), 2010, pp.647-652.

- 中江亮太, 包清博之. 博多港における景観再生の可能性からみた空間構成評価に関する研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.903-908.
- 朝日新聞. “「工場萌え」で観光客呼べ　三重・四日市、１６日から夜景観賞船　【名古屋】 .” 2010.7.14: 6.
- —. “ムクドリ追放、並木バッサリ　奈良市が実験、市民ら「景観どうでもよいのか」【大阪】 .” 2013.2.24: 38.
- —. “芦屋の街並み守ります　市全域を景観地区に　建物の色合い制限へ　【大阪】 .” 2008.6.3: 30.
- —. “河川の看板「チェンジ」　一部は撤去、景観に配慮　九地整、来年度から　【西部】.” 2009.3.7: 34.
- —. “海岸林の役割、どう再生　塩害・飛砂・強風防止、景観形成も　地域ごとの検討必要.” 2011.5.18: 7.
- —. “観光を柱に官学連携　美瑛町と北大、景観保全など協力　／北海道.” 2012.4.13.
- —. “景観区域で開発規制　小樽市、１５地区に分け素案　／北海道.” 2008.9.5: 27.
- —. “御堂筋で高さ論争　橋下・大阪市長、高層ビル解禁狙う　「景観崩れる」反対も【大阪】.” 2012.1.28: 35.
- —. “乱開発防止へ、景観地区指定　ひらふ地区一帯　倶知安町方針　／北海道.” 2012.2.29: 29.
- —. “和布刈の納骨堂「景観害す」　北九州市が異例の意見書　【西部】 .” 2010.6.22: 30.
- 町田怜子, 三浦南, 麻生恵, 下嶋聖,. 阿蘇地域の地形特性からみた草原と樹林地の景観的扱いに関する事例研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 76(5), 2013, pp.723-726.
- 鳥越皓之, 藤村美穂, 家中茂,. 景観形成と地域コミュニティ―地域資本を増やす景観政策. 農文協, 2009.
- 田村和也, 赤松弘治, 福井聡, 浅見佳世,. 広島県南西部における明治時代以降の植生景観の変遷と立地条件との関係. 日本造園学会ランドスケープ研究 72(5), 2009, pp.485-488.
- 渡部陽介, 落合基継, 横張真,. 地域アイデンティティとしてのビニールハウス景観. 日本造園学会ランドスケープ研究 71(5), 2008, pp.747-750.
- 土岐寛. 景観行政とまちづくり-美しい街並みを目指して. 時事通信社, 2005.
- 土田旭. 日本の街を美しくする-法制度・技術・職能を問いなおす. 学芸出版社, 2006.
- 読売新聞. “［今日のノート］飛鳥の景観を守る裏方.” 2008.1.22: 16.
- —. “［論点］地産地消の意味　農村景観支える国産品　森久美子氏（寄稿）.” 2013.7.10: 15.
- —. “ミナミで守る　心斎橋景観　商店主ら６年かけ規制協定　動く広告や性風俗店禁止.” 2013.3.29: 15.
- —. “若草山：モノレール設置構想　バリアフリーか景観か－－奈良.” 2013.10.26: 36.
- —. “棚田守る景観条例　箕面市あす施行　建物色彩など規制.” 2013.3.31: 38.
- —. “津波被害の松島　住宅復興と景観　両立探る.” 2011.5.11: 27.
- —. “歩道も京都らしく　景観保護は足元から　舗装や街路樹、通りごと統一.” 2009.1.5: 36.
- —. “防潮堤計画に異論　景観悪化「地域が死ぬ」　岩手・宮城.” 2011.11.29: 38.
- —. “路線価発表　京都中心部「もう下落」　新景観規制、じわり影響.” 2008.7.1: 13.
- 日経新聞. “芦屋の５階建てマンション建設、景観法で不認定、市が発表、全国で初。” 2010.2.13: 34.
- —. “景観訴訟、浅草寺が敗訴、高層住宅「許可は適法」（ピックアップ）.” 2010.10.16: 39.
- —. “景観法、規制頼みに限界、施行３年絶えぬトラブル――地域ルール不可欠。” 2008.3.10: 29.
- —. “神と仏が出会う古代ロマンの町大分宇佐に住んでみる（８）安心院の農村民泊。” 2012.12.1: 5.
- —. “電線２０年までに地中化、都内、五輪にらみ、国交省検討、景観改善、防災も。” 2013.9.29: 3.
- —. “伐採禁止で枯れるサクラ・カエデ、京都・嵐山「景観保てない」、地元に危機感。” 2009.11.29: 34.
- 日本建築学会. 景観再考-景観からのゆたかな人間環境づくり宣言. 鹿島出版会, 2013.
- 白川慧一. 非－法的に解決される景観紛争にみる市民の景観保護意識－朝日新聞記事検索から得られた全国の景観紛争事例をもとにして－. 土地総合研究 2013 年春号, 2013, pp.95-100.

- 樋口耕一. 現代における全国紙の内容分析の有効性-社会意識の探索はどこまで可能か. 行動計量学 Vol.38, No.1, 2011, pp.1-12.
- 姫野由香, 松本彩花, 牛苗, 佐藤誠治,. 景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その 1. 日本建築学会学術講演梗概集 2013(都市計画), 2013, pp.389-390.
- 福井恒明. 景観行政推進に必要とされる研究課題について. 土木計画学研究・講演集 Vol.37, 2008.
- 保川一歩, 津々見崇, 十代田朗,. 戦前の風致地区指定の特徴に関する研究. 都市計画論文集 49(3), 2014, pp.1065-1070.
- 法政大学景観研究室. 景観関連文献 2004-2013. 都市計画 Vol.63, No.3, 2014.6, pp.64-67.
- 北海道新聞. “道が景観条例説明会＊あすから全道 6 カ所.” 2001 年 12 月 17 日: 4.
- 北村喜宣. 分権政策法務と環境・景観行政. 日本評論社, 2008.
- 北村徳太郎. “風致地区に就て.” 都市公論 10(4), 1927: pp.2-13.
- 朴鎭昱, 下村泰彦, 増田昇, 加我宏之,. 盆地都市京都における自然景観保全に関わる法規制と景観特性の変遷に関する研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 72(5), 2009, pp.651-656.
- 朴鎭昱, 下村泰彦, 増田昇, 加我宏之,. 明日香村を事例として GIS を利用した景観特性の解明. 日本造園学会ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.563-568.
- 毎日新聞. “世界の頂：問われるもの／下　景観配慮へ開発抑制.” 2013.6.13: 26.
- ―. “鞆港埋め立て・架橋問題：計画撤回　景観行政のモデルに　生活と保全両立図る.” 2012.6.26: 2.
- 木村真也, 村上修一. 中山間地域における沿道の茶園景観の特徴に関する研究. 日本造園学会ランドスケープ研究 75(5), 2012, pp.661-666.
- 李尚根, 小林祐司, 姫野由香, 金俊榮, 佐藤誠治,. トラフィック・カーミング技法を用いた生活道路の景観評価に関する研究–大分市錦町地区をケーススタディとして. 日本建築学会計画系論文集 75(654), 2010, pp.1935-1942.
- 國井洋一, 古谷勝則. フラクタル解析を用いた尾瀬国立公園におけるシークエンス景観の定量分析. 日本造園学会ランドスケープ研究 73(5), 2010, pp.585-588.
- 國井洋一, 古谷勝則. 尾瀬国立公園のシークエンス景観に対する定量指標と主観評価の関連性について. 日本造園学会ランドスケープ研究 74(5), 2011, pp.633-636.
- 淺野昭一郎. 北のランドスケープ-保全と創造. 環境コミュニケーションズ, 2007.
- 澤田充生, 岸井隆幸. 美観地区に関する史的研究. 土木史研究 16, 1996, pp.33-48.
- 趙城埼, 佐藤滋. 景廊による都市の景観構造の記述に関する研究 : 山あて景観を特徴とした近世城下町を基盤とした都市を対象として. 日本建築学会計画系論文集 73(632), 2008, pp.2165-2172.

2　　2 章の参考資料（学術論文）

□左列「番号」の凡例

日本建築学会計画系論文集: kk，日本都市計画学会学術研究論文集: tk，土木学会景観･デザイン論文集: dk，土木学会論文集Ｄ 1 : dd，日本造園学会ランドスケープ研究: zl，農村計画学会誌: nk

□中列「分類」の凡例

広域景観論文: 1，市街地・郊外景観論文: 2，農山漁村景観論文: 3，自然景観論文: 4，公共施設景観論文: 5，歴史的景観論文: 6，文化的景観論文: 7，その他景観論文: 8

番号	年	頁	分類	論文名
dk03	2008	33	1	景観に配慮した都市河川断面の提案
kk02	2008	357	1	旧産業地域における景観戦略と低・未利用地の環境再生に関する研究 : イギリス・マージーサイド大都市圏・セントヘレンズ区を事例として
tk04	2008	565	1	農地のエッジライン分析を用いた大都市圏周縁部の農地景観の特性に関する研究
zl11	2008	833	1	環境価値観の類型と日常景観評価の関係に関する考察
nk08	2009	321	1	都市近郊に位置する京都府木津川市鹿背山地区における 1880 年代以降の里山景観の変遷
tk14	2009	43	1	ウォーキングにおいて重要視される風景とその役割に関する研究
kk34	2010	1463	1	「琉球遺産群」のバッファゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全について　－首里城跡，中城城跡，斎場御嶽を事例として－
kk49	2010	2863	1	GIS を用いた土地利用からみた風景の安定性に関する研究　－1978 年と 2001 年の千葉市の風景の変化と不変化に着目して－
zl28	2010	559	1	囲繞景観における景観要素抽出の簡素化手法について
zl29	2010	563	1	明日香村を事例として GIS を利用した景観特性の解明
zl33	2010	647	1	九州圏の海辺における広域景観形成の視点からみた国土分析に関する研究
tk64	2013	1065	1	主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく施策に関する一考察 -国道 36 号線札幌・千歳間に着目して-
dk04	2008	45	2	小倉駅周辺バリアフリールートマップの作成と景観情報提示による利用促進の可能性
dk05	2008	57	2	福岡市の景観色彩に関する基礎的調査
kk01	2008	241	2	都市景観と建築物との調和分析とモデル化に関する研究 : 住民参加を支援するマルチモーダルな感性検索システムの構築法
kk05	2008	795	2	VR を用いた日本橋中央通りにおける建物形態と景観の印象分析 : 個性的な街路景観創出を目的とした VR を用いた景観分析(その 2)
kk06	2008	803	2	地方自治体による夜間景観整備の現状と課題 : 54 都市へのヒアリング調査と輝度による景観分析から
kk09	2008	1915	2	視覚的様相からみた積雪寒冷地の都市景観の特徴:札幌市中心部と小樽市中心部の冬の景観について
kk10	2008	2165	2	景廊による都市の景観構造の記述に関する研究 : 山あて景観を特徴とした近世城下町を基盤とした都市を対象として
kk11	2008	2409	2	景観まちづくりにおける空間イメージ共有手法に関する研究
tk02	2008	217	2	景観法下の建築物規制の運用実態と課題　-景観計画に基づく届出制度に着目して-
tk06	2008	655	2	景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察　-神奈川県景観行政団体を対象として-
tk07	2008	661	2	大阪市聖天山地区を事例とした風致地区制度と緑地景観の保全に関する研究
tk09	2008	697	2	風雪シミュレーションを用いた高層建築開発の屋外公共空間に与える風雪の影響　-積雪寒冷都市における都市デザイン研究-
zl13	2008	909	2	テクノスケープ・レトリック論としてのプリミティブ形態の形成景観に関する研究
dk08	2009	1	2	熊本駅周辺整備における都市デザインの戦略と展開
dk09	2009	13	2	親密な未知としての風景 － 生命論的風景論へむけた一試論 －
dk11	2009	31	2	街路景観についての簡易評価モデルを用いた景観改善施策の定量的評価
dk13	2009	41	4	地域ルールの明文化と共有に向けた景観法の活用
kk15	2009	393	2	街路の統一感と建物の独自性に着目した横浜元町通りにおける景観分析 : 個性的な街路景観創出を目的とした VR を用いた景観分析(その 3)
kk16	2009	799	2	建物群のレイアウトの認知に関する研究　－移動に伴う視覚的変化と認知手掛りの分析－
kk18	2009	1577	2	色彩の経時変化にみる街路景観イメージの考察　－名古屋駅東口近辺を対象として－
kk22	2009	2035	2	計算幾何学アルゴリズムに基づく立体角指標を用いた都市景観評価

番号	年	頁	分類	論文名
kk23	2009	2207	2	斜面市街地における眺望喪失危険性による眺望対象の評価に関する研究　－神戸市の眺望点における眺望景観の阻害要因の事例分析を通して－
kk26	2009	2435	2	高層部がセットバックした超高層建築による街路景観の印象評価　－VR を用いた丸の内仲通りにおける分析－
tk10	2009	1	2	民間への敷地分譲を伴う団地再生における景観形成方策のあり方に関する研究
tk15	2009	409	2	景観形成の経済効果を考慮した市街地景観の整備方策に関する研究-京都市の歴史的市街地を対象として-
zl16	2009	611	2	緑化アトリウム内の景観イメージ評価に関する研究
zl22	2009	855	2	神戸市市街地における山並み眺望景観とシークエンスからみた景観構造に関する研究
dk25	2010	37	2	上町台地における坂道景観に関する研究
dk26	2010	73	2	社会実験を通じた自発的街路景観変容に関する研究～自由が丘しらかば通りを事例として～
kk29	2010	411	2	重点地区景観形成基準の策定プロセスとそこにおける住民と行政との調整について　－沖縄県浦添市仲間重点地区を事例として－
kk35	2010	1499	2	超高層マンションにおける眺望景観が開発者の価格評価に及ぼす影響
kk36	2010	1507	2	京都の街並み景観の記号化と記号のネットワークの記述　街並みの景観における関係性のデザインの分析　その 1
kk38	2010	1707	2	「景廊型」景観コントロール手法による山あて景観保全に関する研究
kk39	2010	1779	2	16 世紀末アムステルダム東部拡張地区における都市デザイン手法
kk43	2010	2415	2	視点場近傍の遮蔽状況を考慮した眺望景観の記述方法に関する研究　京都市内の眺望景観を対象として
kk44	2010	2489	2	1871 年ブダペスト都市設計競技応募案の交通計画と公共建築配置　市域の統合と都市景観形成に関する構想とその後の都市整備への反映状況に関する考察
tk27	2010	349	2	テーマ型まちづくりにおける創出景観の歴史的連続性と空間特性に対する住民評価に関する研究：彦根市における異なる 2 テーマによる景観創出事例を対象として
tk31	2010	427	2	経路探索行動からみる都市空間把握の文化的差異 -地理情報ツールに着目した実証分析-
tk32	2010	781	2	団地建替え事業における民間分譲敷地の景観継承の評価に関する研究 -桜堤団地を事例として-
zl31	2010	637	2	門前町の中心商業地における参道景観の評価に関する研究
zl35	2010	755	2	埼玉県八潮市における景観変遷と住民の景観認識に関する研究
dd02	2011	13	2	コロンビア・オリバレス公園整備計画にみる景観アドバイザーの役割に関する考察
kk55	2011	1025	2	17 世紀初期アムステルダム西部湾岸拡張地区における都市デザイン手法
kk57	2011	1275	2	街並み景観における類似と差異のパターンの数理生態学的分析　街並みの景観における関係性のデザインの分析　その 2
kk58	2011	1651	2	超高層建築物がおよぼす景観の印象と圧迫感の距離との関係
kk63	2011	2353	2	長野県小布施町における拠点的景観整備事業を契機とした景観形成の変遷に関する研究
tk34	2011	181	2	景観まちづくりにおける建築物届出制度の指定効果分析に関する研究　- さいたま市大宮駅周辺を事例に -
tk36	2011	289	2	大阪御堂筋の街路樹景観　- イチョウ並木の建設過程と主体 -
tk38	2011	385	2	2 階建てオープンバスから見た都市景観の分析
tk39	2011	433	2	住居地域における眺望景観の評価に関する研究　- 宮島対岸地域における事例分析 -
zl44	2011	789	2	景観育成住民協定締結後の実態と住民の景観保全意識に関する研究
kk66	2012	75	2	金沢市における独自条例による景観形成基準の内容と運用実態
kk67	2012	403	2	大阪・中之島における都市夜間景観の特徴に関する研究　－来訪者の認識と照度比との関係に着目して－
kk72	2012	1113	2	視点の高さ変化に伴う都市眺望景観の特性と魅力に関する研究
tk41	2012	217	2	京都市旧市街地型美観地区における基準の運用と景観形成課題 - 新築戸建て住宅の通り外観構成の実態調査より -
tk42	2012	247	2	民有地の樹木群が形成する緑景観に対する住民の価値意識からみた地域管理の可能性に関する研究 - 名古屋市東部の低層住宅地の場合 -
tk43	2012	595	2	丹下健三によって計画された広島平和記念公園における平和記念式典の景観演出
tk44	2012	601	2	英国ハムステッド・ガーデンサバーブ・トラストによる景観デザイン審査の運営要因
tk46	2012	625	2	庭園の周辺景観の保全施策に関する一考察 - 5 日本庭園を事例として -
tk47	2012	631	2	絶対高さ制限を伴う高度地区指定による大規模建築物の形態変化と景観への影響に関する研究 - 神戸市における建築物の形態シミュレーション分析を通して -
tk48	2012	637	2	商業地景観における調和概念に関する研究
tk49	2012	643	2	街路景観の連続性を考慮した逐次的経路選択モデル

番号	年	頁	分類	論文名
tk50	2012	655	2	景観デザイン誘導のための市民参加型協議の効果と課題に関する研究 - 米国シアトル市のデザインレビュー物件を事例として -
dd03	2013	29	2	既成住宅市街地個別更新における敷地動態選択モデル推定とシミュレーションによる住宅地景観形成と相互作用に関する研究
kk76	2013	133	2	タウンハウス団地の住み手の改変行為による景観変容と居住者意識に関する研究　－神戸市のタウンハウス団地における改変実態の分析を通して－
kk77	2013	167	2	風景画と実景の比較における 3DCG の活用に関する研究
kk78	2013	585	2	集合住宅ファサードの幾何学的形態の変化と景観の印象評価の構造分析
kk85	2013	1321	2	通行人行動への影響把握に基づく効果的な景観整備の方法に関する研究　豊川稲荷表参道商店街景観整備事業
kk86	2013	1543	2	高所からの都市眺望景観における魅力とプレグナンツ
kk89	2013	1973	2	19 世紀後半の地方中都市拡張計画における都市デザインに関する研究 －スペイン・バレンシアを対象に－
tk53	2013	327	2	街路ネットワークの複雑性と街路景観の印象評価の関連性
tk55	2013	375	2	堺市大美野住宅地において継承されてきた景観資源の風景的価値に関する研究
tk58	2013	687	2	広域自治体大ロンドン庁（GLA）による眺望景観保全計画の改訂経緯と運用の動向
tk60	2013	1035	2	市街地における基質的な景観構造が気温に与える影響に関する研究
tk62	2013	1047	2	東京タワーから見た富士山の歴史的眺望保全に関する研究 -東京タワーの歴史性と展望台から見た富士山への眺望景観アセスメント-
zl56	2013	571	2	アートインスタレーションを契機とするまなざしの変化から捉えた風景異化に関する研究
zl57	2013	575	2	個人意識としての気に入っている風景と集団意識としての地域らしい風景の関係
nk01	2008	179	3	農村景観を構成する樹木の樹種および分布と住民による認知-兵庫県淡路市野島常盤の事例
nk02	2008	185	3	都市農村交流を活用した農村景観の保全・形成活動に関する分析-岐阜県恵那市富田地区を事例として
nk03	2008	197	3	地域景観保全における滞在型ボランティアプログラムの活用 －「景観ボランティア明日香」を事例に
nk04	2008	257	3	地域住民及び地域外住民による棚田景観の認知・評価構造
zl08	2008	701	3	兵庫県北淡路地域における棚田景観の視覚特性について
zl09	2008	741	3	琵琶湖西岸の里山地域における地元住民と移入住民の景観認識の比較
zl10	2008	747	3	地域アイデンティティとしてのビニールハウス景観
nk06	2009	297	3	農村景観の保全・形成に向けたデザインコードの読み取りとその意義
nk07	2009	315	3	丹後半島山間部の棚田景観の変遷と棚田の残存要因に関する研究
zl15	2009	489	3	大井川流域における茶園景観の特徴と評価構造
zl21	2009	735	3	竹林活用を基調とした地域景観の保全に資する地域類型に関する基礎的研究
zl23	2009	889	3	静岡県の農業景観の選好特性の属性間比較
nk09	2010	251	3	都市との交流を図る農村自治体における景観計画策定上の課題 －北海道長沼町，当別町を事例として
zl32	2010	643	3	行為と距離の観点からみた農村地域居住者が地域アイデンティティとして認識する景観の特性
zl34	2010	659	3	地域景観の保全に資する地域住民の利用可能性からみた竹の活用条件に関する考察
kk56	2011	1241	3	地場材料玄武岩に着目した集落景観構成に関する一考察　－兵庫県豊岡市赤石集落を事例として－
nk10	2011	219	3	カンボジア・バッタンバンの学生による景観認識 ー開発の進む農業地帯における景観描画分析
tk33	2011	151	3	中山間地域における茶園景観に関する研究　- 滋賀県東近江市奥永源寺地域について -
nk11	2012	327	3	旅行業の発展によって景観地化する棚田
zl54	2013	483	3	水田景観における植物相の種分布パタンからみた景観要素の種多様性保全の検討
zl58	2013	583	3	新潟県十日町市松之山地区にみる棚田景観地の景観構造に関する研究
dk07	2008	109	4	状況景観的視点に基づく眺望計画の一提案 －熊本県三角港を対象として－
zl06	2008	669	4	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区を事例とした樹林景観の保全手法に関する研究
zl07	2008	693	4	景観認識特性に基づく阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域における二次草原の景観計画に関する基礎的研究
dk12	2009	37	4	アンサンブル学習法の河川景観満足度調査データ解析への応用
dk17	2009	97	4	河川景観の快適性に関する主観評価と行動指標による評価の比較
kk13	2009	161	4	広重の浮世絵における月の景観の構成と視点場探索手法に関する研究

番号	年	頁	分類	論文名
tk13	2009	37	4	風景イメージスケッチ手法の構築に関する研究
tk19	2009	451	4	韓国の慶州における景観特性と自然景観に関わる法規制から見た今後の課題
zl14	2009	485	4	広島県南西部における明治時代以降の植生景観の変遷と立地条件との関係
zl17	2009	627	4	ビデオ画像による歩行景観の 3 次元解析
zl18	2009	651	4	盆地都市京都における自然景観保全に関わる法規制と景観特性の変遷に関する研究
dk20	2010	1	4	緑地景観再生の観点から捉えた車窓景観の注視野および印象特性に関する研究
dk24	2010	29	4	佐賀平野における地域住民のクリーク景観の捉え方に関する基礎的研究
tk23	2010	241	4	戦前の六甲山における公園系統の計画と風景利用策に関する研究 -1920 年代に作成された二つの山地開発計画の策定経緯と目的-
zl24	2010	367	4	桂離宮庭園の樹林景観の変遷に関する一考察
zl25	2010	413	4	森林セラピーロードにおける森林散策路の景観評価と心理面における森林浴効果との関連性
zl27	2010	527	4	中国東北の 2 大瀑布景観の評価と近傍環境の評価について
zl30	2010	585	4	フラクタル解析を用いた尾瀬国立公園におけるシークエンス景観の定量分析
zl36	2010	763	4	景観生態学研究における階層線形モデルの有用性の検討
kk53	2011	109	4	時系列連続写真の分節実験からみた夕刻の景観の印象変化に関する基礎的考察
zl42	2011	633	4	尾瀬国立公園のシークエンス景観に対する定量指標と主観評価の関連性について
kk75	2013	115	4	河川空間における初期眺望景観把握に関する研究　京都市内の河川空間からの眺望景観を対象として
kk83	2013	875	4	地方都市の河川緑地における風景評価に関する一考察　－前橋市の広瀬川河畔緑地を事例として－
tk52	2013	321	4	フラクタル次元を援用した眺望景観記述の試論 -中世都市における主要施設からの山稜景観を事例として-
zl53	2013	451	4	吉野山ヤマザクラ樹林におけるフェノロジー個体差が桜景観維持に果たす役割
zl60	2013	723	4	阿蘇地域の地形特性からみた草原と樹林地の景観的扱いに関する事例研究
zl61	2013	727	4	群馬県中学校の校歌を事例としたテキスト分析により導かれる山岳の景観言語の検討
dk01	2008	1	5	都市のランドマークとなる斜張橋南倉大橋の景観設計
zl05	2008	659	5	拡張 DM データを利用した 3 次元道路景観設計システム構築に関する研究
zl12	2008	903	5	博多港における景観再生の可能性からみた空間構成評価に関する研究
dk15	2009	65	5	色彩のフラクタル次元を用いた生活道路における景観評価構造分析
dk16	2009	87	5	都市内高架橋における事後景観評価手法の検討
tk12	2009	31	5	自動車運転時と動画を用いた室内実験における景観評価の相違性に関する研究
tk18	2009	433	5	沿道から湖面への俯瞰景観に関する多目的評価分析
dk22	2010	21	4	橋梁の夜景照明の視覚的効果に関する研究
dk23	2010	25	5	景観評価における没入型 VR 装置 CAVE の導入可能性と有効性の検証
dk27	2010	83	5	構造物の景観評価における文脈依存性　擁壁を例に
kk40	2010	1935	5	トラフィック・カーミング技法を用いた生活道路の景観評価に関する研究　－大分市錦町地区をケーススタディとして－
dd01	2011	1	5	無電柱化整備による道路のシークエンス景観の効果計測に関する研究
kk59	2011	1903	5	首都高車窓シークエンス景観における沿道景域の変化要因とその印象評価
tk37	2011	379	5	山アテ道路景観の地域比較分析　- 筑波山を対象とし Cronfton を用いて -
dd05	2013	54	5	戦前の大阪・中之島における水辺景観の構成に関する研究－橋梁設計と橋梁周辺の建築との関係に着目して－
kk81	2013	857	5	沿道の風土・歴史的要素が都市内高速道路の車窓シークエンス景観に与える影響
dk02	2008	21	6	聴覚的景観としての能囃子音　－＜庭＞から＜座＞への転換前史
kk03	2008	363	6	韓国の三宝古刹における進入路の視点場及び景観要素の出現特性について ：歴史的な空間に見るシークエンス特性に関する研究(その 1)
kk04	2008	595	6	歴史的集落・町並みにおける保存対象の選定手法に関する研究 ：竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区を事例に
kk07	2008	1403	6	伝統的建造物群保存地区の建蔽率と容積率に関する考察 ：奈良県橿原市今井町地区を中心として
kk08	2008	1759	6	歩行者専用道路の導入実施実態に関する研究 ：重要伝統的建造物群保存地区を事例として
zl03	2008	519	6	江戸時代中期の賀茂御祖神社の植生景観と社家日記にみられる資源利用

番号	年	頁	分類	論文名
dk18	2009	109	6	地方城下町・岡山における景観形成の空間構造に関する研究
kk12	2009	91	6	伝統的集落における景観保全の支援体制に関する研究 : 徳島県三好市東祖谷の山間集落における伝統的建造物を事例として
kk14	2009	363	6	VR を用いた感性評価に基づくファサード形態要素の組合せ推論の研究 : 産寧坂伝統的建造物群保存地区の町並みを対象として
kk25	2009	2303	6	八女福島地区における屋根葺替え工事前後の瓦の形態変化に関する研究　－街なみ環境整備事業地区及び重要伝統的建造物群保存地区を対象として－
kk27	2009	2613	6	農村集落における空間構成の変遷と景観保全の課題　岐阜県大野郡白川村荻町を対象として
tk16	2009	415	6	北海道空知地域を事例とした景観を手掛かりとする旧産炭地域の地域再生への提案
kk28	2010	103	6	軽井沢における保養地景観の形成過程
kk30	2010	535	6	バルコニーから見たバルセロナ旧市街都市景観の形成過程　近代以前の都市住宅におけるバルコニーに関する研究　その２
kk31	2010	1225	6	豊臣政権期の京都の町家　－『御所参内・聚楽第行幸図』屏風にみる行幸沿道の町並景観－
kk32	2010	1433	6	観光開発による創作的景観の形成過程と地域住民評価に関する研究　中国上海市金山区中洪村における農民画を題材とした観光開発を事例として
kk33	2010	1455	6	南太平洋島嶼国における近代都市としての景観の価値付け　フィジー国旧首都レブカの文化遺産マネジメントに関する研究　その１
kk42	2010	2381	6	京都の袋路における更新履歴と伝統的景観要素にもとづく空間の類型化　－本能明倫地区における袋路事例と連担建築物設計制度の新規適応事例との比較検討－
kk47	2010	2755	6	横浜市認定歴史的建造物制度の「保全活用計画」の景観的価値にみる参照関係　単体保存制度によるグループとしての歴史的建造物の保全活用の可能性
kk51	2010	2889	6	名勝的景観「高子二十境」のイメージについて　スケッチマップ調査を通じてみる理解と理解を阻むもの
tk28	2010	361	6	関宿重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対する行政支援 -専門職員が継続的に建物調査・設計から施工まで一貫して支援する三重県亀山市の場合-
tk29	2010	367	6	重要伝統的建造物群保存地区における都市計画道路に関する研究
zl26	2010	519	6	十返舎一九「金草鞋」を通じてみた近世鎌倉観光における通過地点の景観構成とその観賞形態に関する研究
kk52	2011	91	6	震災を受けた歴史的市街地における住宅再建実態と町並み保存に向けた合意形成過程　－能登半島地震による輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の事例研究－
kk54	2011	869	6	13・14 世紀の都市条例に見る都市整備　中世後期シエナの都市景観に関する研究　その２
kk62	2011	2199	6	京都と江戸の町並景観の違いと都市防火政策　－江戸時代の京都の町並景観の研究（その４）－
kk64	2011	2381	6	歴史的環境保全地区における住民活動の機能評価に関する研究　－橿原市今井町重要伝統的建造物群保存地区を事例として－
tk35	2011	187	6	英国における歴史まちづくり事業タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブの制度的特徴と運用実態
zl38	2011	409	6	江戸時代の賀茂別雷神社の植生景観と日本林制史資料にみられる資源利用
zl39	2011	463	6	谷津田沿いの斜面地における半自然草地の分布と景観構造および局所立地条件との対応
zl41	2011	629	6	斑鳩らしい景観の継承性に与える景観構成要素の変化特性に関する研究
kk68	2012	619	6	街並み景観データベースを活用した歴史的街並み再生の方法論に関する研究　－岡山県高梁市における景観構造の視覚化と町並み助成制度による修景効果の検証－
kk74	2012	2407	6	神楽坂花街における町並み景観の変容と計画的課題
tk45	2012	607	6	歴史的景観キャラクタライゼーションに関する研究 - 鎌倉市中心部の寺社・道路・街区・水路・土地利用の歴史的景観特性アセスメント -
zl46	2012	411	6	谷津景観における異なる空間階層の植物種分布パタンが景観スケールの種多様性に及ぼす影響
zl48	2012	597	6	中山間地域における沿道の茶園景観の特徴に関する研究
zl50	2012	667	6	常栄寺庭園にみる室町期の景観構成の特徴に関する研究
dd06	2013	64	6	京都東山の地形景域の構造と名勝地の景観ー開度の概念に基づく地形的囲繞の評価ー
kk79	2013	643	6	フランスに於けるワイン用葡萄畑の景観保全に関する研究　一般的実態の整理とサン・テミリオン管轄区の事例分析
kk84	2013	1283	6	町並み保存地区における住民意識の時系列分析による伝建地区制度の評価 竹原市竹原地区重要伝統的建造物群保存地区を事例として
kk88	2013	1809	6	町並み保存に対する自治会毎の住民意識の相違　竹原市竹原地区重要伝統的建造物群保存地区を事例として
tk54	2013	369	6	旧武家屋敷地区における生垣景観の共同管理手法と管理の持続性に関する研究
tk63	2013	1053	6	歴史的町並み景観保全のための空地周りの修景手法のあり方に関する研究 -兵庫県篠山市・たつの市を事例として-
zl51	2013	405	6	徳川光圀『鎌倉日記』にみる近世鎌倉の観光および景観資源の発掘に関する研究

番号	年	頁	分類	論文名
zl59	2013	601	6	奈良県吉野山の土地利用の変遷と旅行雑誌から見た景観受容の変化
tk03	2008	541	7	幕末・明治期の横浜旧居留地・外国人遊歩道における文化的景観に関する研究　-「横浜写真」・「横浜絵葉書」を用いた景観分析を通して -
tk08	2008	673	7	千葉県域の利根川水系における水塚及び屋敷林の文化的景観に関する研究　-栄町、本埜村、印西市、我孫子市、柏市、白井市の水塚と屋敷林のタイプ分類、保存状態、所有者意識 -
zl02	2008	483	7	瀬戸内海地域における「花の景観」づくりの文化的価値に関する史的考察
kk21	2009	1905	7	水環境への適応とその持続的活用形態からみた山村集落の文化的景観評価　岐阜県大野郡白川村荻町合掌造り集落の例
kk24	2009	2215	7	小鹿田焼の里皿山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究
nk05	2009	255	7	姨捨棚田における区画形態の動態的産業遺産価値による文化的景観保全
zl19	2009	657	7	大井川中流域の茶園卓越景観における日中の来訪者による景観認識比較
zl20	2009	731	7	近江八幡の水郷景観におけるヨシ原の変遷とその文化的景観としての保全策
kk41	2010	2147	7	集落域での耕作範囲の縮減過程における文化的景観のマネジメントに関する研究　－果樹産地である愛媛県明浜町狩浜地区を対象として－
tk20	2010	97	7	ミクロネシア島嶼パラオ共和国における集落の文化的景観に関する研究 -バベルダオブ島アイライ集落を事例に-
tk30	2010	397	7	旧三田用水が形成した文化的景観の歴史的変遷に関する研究
tk40	2011	619	7	1910 年代以降の観光事業が中国杭州西湖風景名勝区の文化的景観に与えた影響に関する研究
zl37	2011	375	7	岐阜県恵那市坂折棚田における文化的景観の保全活動史
zl43	2011	673	7	牧の払い下げ形式にもとづく下総台地における景観の特徴解明
kk70	2012	805	7	隈上川流域の棚田景観と水利システム　－新川･田篭地区の山村景観保全に関する研究　その１－
tk51	2012	1009	7	中国四川省都江堰市のグリーンベルトにおける農村地域の文化的景観に関する研究
zl45	2012	373	7	大館曲げわっぱにみる伝統工芸と文化的景観に関する研究
zl47	2012	423	7	土地履歴の解釈にもとづく文化財としての文化的景観の捉え方の検討
zl49	2012	661	7	淡路市岩屋地区における漁業集落の特徴的な景観とその特性について
dd04	2013	42	7	水郷集落における文化的景観の持続性－伊庭における水路網の復元と水利用の変容－
kk87	2013	1793	7	山村集落における水系システムと屋敷立地　－新川・田篭地区の山村景観保全に関する研究　その２－
tk56	2013	579	7	大字単位からみた五箇山の文化的景観の深層構造 -世界遺産相倉・菅沼集落と周辺山村集落の文化的景観の保全に関する研究-
tk59	2013	1005	7	東北地方太平洋沖地震津波による海岸林の被災分析と文化的景観の特質に関する研究 -宮城県仙南平野岩沼市沿岸部を対象として-
tk65	2013	1077	7	イタリア共和国における歴史的景観の保全の現代的課題 -ウルビーノ歴史的地区における Data 修復再生論争を事例に-
zl52	2013	443	7	伊豆半島松崎町における桜葉畑景観の成立過程
dk06	2008	77	8	表面テクスチャの図になりやすさに着目したコンクリート汚れの視覚的評価
tk01	2008	211	8	景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究　-初期に策定された景観計画を事例として-
tk05	2008	649	8	景観計画からみた市町村における屋外広告物行政の意向
zl01	2008	433	8	三好学による用語「景観」の意味および導入意図
zl04	2008	607	8	韓国における都市の緑・景観の保全と創出に関わる法制度の体系
dk10	2009	23	8	大衆による風景破壊：オルテガ「大衆の反逆」の景観問題への示唆
dk14	2009	57	5	目的別系譜図にみる景観研究の動向 － 98 年から 07 年を対象として－
dk19	2009	121	8	風景と場所の同定と都市空間構造との関係性に関する研究
kk17	2009	871	8	景観行政団体の市町村による屋外広告物行政の取り組み　－地方分権下の屋外広告物行政に関する研究　その２－
kk19	2009	1587	8	石垣市風景づくり条例・風景計画の効果と運用課題について
kk20	2009	1795	8	視点場の指定と景観誘導範囲の設定に着目した眺望景観保全計画の類型化　我が国における眺望景観保全の計画理論に関する研究（その１）
tk11	2009	7	8	自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題
tk17	2009	421	8	イタリアの文化財と景観の法典(ウルバーニ法典)の展開とその景観計画と景観アセスメントの研究
dk21	2010	11	4	景観法に基づく景観地区の実態に関する研究―景観地区制度の運用初動期に着目して―
kk37	2010	1697	8	屋外彫刻設置事業プロセスからみた設置空間の景観特性に関する研究

番号	年	頁	分類	論文名
kk45	2010	2643	8	眺望景観保全を目的とした建築高さ制限の手法についての研究　景観法施行後の各自治体の事例に着目して
kk46	2010	2729	8	伝統的建造物群保存地区における街路舗装の現状と課題
kk48	2010	2855	8	景観条例等による景観まちづくりの取組の実態と課題に関する分析　－東海３県の取組事例からみた傾向－
kk50	2010	2881	8	高頻度使用語に着目した景観形成基準の構造的特徴の分析　－景観法制定前の自主条例による基準文を対象として－
tk21	2010	175	8	地域的な景観保護への正当性判断と相互拘束への遵守意向の背景要因に関する研究
tk22	2010	205	8	自治体首長を対象とした都市デザイン教育に関する研究 -米国における都市デザイン市長協会（MICD）の活動に着目して-
tk24	2010	295	8	デザイン都市・神戸での都市の景観と環境デザインに関する国際ワークショップ WAT_Kobe2009 の事例報告
tk25	2010	301	8	定性基準による協議許可型の景観形成手法の課題と可能性 -英国 DAS と 3 市の景観地区制度の運用実態より-
tk26	2010	343	8	景観法制定を契機とした景観施策の展開に関する研究 -鹿児島県下の自治体における景観計画策定プロセス-
kk60	2011	2093	8	俳句から連想する心象風景の構成と心理的評価の研究
kk61	2011	2153	8	行政域を跨ぐ広域景観形成における景観法運用手法の研究　景観行政団体間の関係と運用の実際に着目して
kk65	2011	2395	8	景観検討を対象としたクラウドコンピューティング型 VR による分散同期型検討会議の実現可能性
kk69	2012	629	8	景観マネジメント手法としての開発許可制度の活用に関する一考察　3411 条例と景観開発許可基準条例を活用した取り組みを対象として
kk71	2012	1033	8	札幌市都市景観賞の審査評における批評言語
kk73	2012	2225	8	『アルプス建築』第３章に見られるブルーノ・タウトのユートピア的風景のデザイン方法
kk80	2013	663	8	景観色彩ガイドラインの活用による地域ブランディングの可能性　－特定色を指定する「意味付与型」の表現方法に着目して－
kk82	2013	867	8	歴史的景観保全を目的とした絶対高さ型高度地区に関する研究
tk57	2013	585	8	景観と土地利用の相互性にもとづく景観計画の開発管理型運用の可能性
tk61	2013	1041	8	景観法に基づく景観形成基準への適合性を高めるための届出手続過程の取り組み -景観法の運用実態に関する研究-
zl55	2013	527	8	景観選好に関する評価因子の統合性

□左列「番号」の凡例

日本建築学会計画系論文集: kk, 日本都市計画学会学術研究論文集: tk, 土木学会景観･デザイン論文集: dk, 土木学会論文集Ｄ１: dd, 日本造園学会ランドスケープ研究: zl, 農村計画学会誌: nk

□中列「分類」の凡例

広域景観論文: 1, 市街地・郊外景観論文: 2, 農山漁村景観論文: 3, 自然景観論文: 4, 公共施設景観論文: 5, 歴史的景観論文: 6, 文化的景観論文: 7, その他景観論文: 8

3　　2章の参考資料（新聞記事）

□左列「番号」の凡例

朝日新聞: a, 毎日新聞: m, 日本経済新聞: n, 読売新聞: y

□中列「分類」の凡例

広域景観記事: 1, 市街地・郊外景観記事: 2, 農山漁村景観記事: 3, 自然景観記事: 4, 公共施設景観記事: 5, 歴史的景観記事: 6, 文化的景観記事: 7, その他景観記事: 8

番号	年月日	分類	記事名
n003	2008.03.10	1	景観法、規制頼みに限界、施行３年絶えぬトラブル――地域ルール不可欠。
a007	2008.03.24	1	（時の肖像）ゆらぐ景観　無言の問いに耳を澄ます
a008	2008.03.30	1	（焦点０８知りたい）景観法全面施行から３年　街並み保護、成果じわり　【西部】
a019	2008.09.05	1	景観区域で開発規制　小樽市、１５地区に分け素案　／北海道
y021	2009.06.29	1	広がる街並みブランド　景観法施行４年
a047	2009.10.02	1	（時時刻刻）景観保護優先、広がるか　広島・鞆の浦の埋め立て差し止め
m048	2011.04.19	1	東日本大震災：宮城・松島明暗　島に守られ景観は健在、湾口は民宿や養殖にダメージ
y046	2011.05.11	1	津波被害の松島　住宅復興と景観　両立探る
m049	2011.06.24	1	福岡市：屋外広告、規制強化へ　景観計画と合わせ
a076	2011.07.09	1	津波対策「高台」頼み　観光地、防潮堤より景観　静岡・神奈川
y053	2011.11.29	1	防潮堤計画に異論　景観悪化「地域が死ぬ」　岩手・宮城
a081	2012.03.01	1	防潮堤、住民合意の壁　「安全第一」「景観守りたい」　被災３県で復旧着工１割
m056	2012.06.26	1	鞆港埋め立て・架橋問題：計画撤回　景観行政のモデルに　生活と保全両立図る
m060	2013.03.21	1	イマジン：第２部　くらす／２　景観、造るより生かす
a094	2013.04.03	1	（フットパスを歩こう）道内の代表的コース　英国発祥、景観楽しむ　／北海道
a003	2008.02.16	2	（青鉛筆）輝く美空ひばりの大看板、景観政策には勝てず　京都・嵐山　【大阪】
a005	2008.03.05	2	京都市景観政策、除外特例を申請　京大、新病棟建設で　【大阪】
a006	2008.03.07	2	高さオーバーの京大新病棟、承認　京都・市景観審査会　【大阪】
m004	2008.03.07	2	京都市景観審：高さ規制超える京大病棟を承認
n002	2008.03.10	2	景観法、規制頼みに限界――知恵絞る自治体や住民、説明会に弁護士、用地購入も。
m005	2008.03.10	2	広島・原爆ドーム：独り立ち　商議所、隣の背高ビル移転検討－－景観上、不評
a010	2008.05.12	2	和風工夫　費用・注目度、両にらみ　「新景観策」半年、変わる京都　【大阪】
a012	2008.05.19	2	橋下・平松両氏同舟　大阪市内の川から景観を視察　【大阪】
a015	2008.06.03	2	芦屋の街並み守ります　市全域を景観地区に　建物の色合い制限へ　【大阪】
y006	2008.06.03	2	市全域を景観地区に　兵庫・芦屋市、ブランド保護へ建物規制
y007	2008.06.04	2	景観、住宅地も守るべき　自治体が法的「地区」指定
a016	2008.06.05	2	（人生の贈りもの）照明デザイナー・石井幹子：４　手弁当で景観照明広める
a017	2008.06.13	2	京のコンビニ、深夜閉店　省エネ・景観改善へ　来年度にも　【大阪】
n006	2008.06.13	2	コンビニ深夜営業規制へ、京都市、景観配慮、来年度にも。
y008	2008.07.01	2	路線価発表　京都中心部「もう下落」　新景観規制、じわり影響
n007	2008.07.11	2	京都経済特集――「環境先進都市」へ、京都の挑戦、景観の保全へ一丸。
n008	2008.07.17	2	都市を冷やす技術（下）緑――コケや芝、景観にも彩り。
m008	2008.08.01	2	原爆ドーム景観問題：北側商議所ビル、移転へ
a020	2008.09.09	2	監視カメラ、さりげなく　景観配慮、おしゃれに防犯
a022	2008.09.11	2	「景観地区に」住民動く　小樽の高台、日銀が来春所有地売却　申請へ大詰め　／北海道
a025	2008.10.15	2	「景観規制見落とし建設中止」　業者、建築士を提訴　京都　【大阪】
a026	2008.10.16	2	「街並み守れ」足並み乱れ　新築・建て替えコスト増　京都市景観政策　【大阪】
n010	2008.10.27	2	自治体とコンビニ「深夜」の陣、エコやライフスタイルで対立――京都市「景観」前面。
a028	2008.10.31	2	マンション、横幅規制　西宮市、景観条例を改正へ　【大阪】
y010	2008.11.25	2	「緑の彫刻」で都市景観を演出　植物で立体アート、動物や乗り物の形に

番号	年月日	分類	記事名
a030	2008.12.11	2	（大谷由里子のココロの元気）顔を上げ景観楽しむ
m011	2009.01.08	2	皇居周辺：景観を保護、都が「誘導区域」指定へ　大規模建築、事前協議が必要
a032	2009.01.29	2	まことちゃんハウス、ＯＫ　「目を引くが景観は乱さない」　楳図さん勝訴の判決
n012	2009.01.29	2	楳図さんの「赤白ストライプ邸」、「景観の調和乱さず」、東京地裁、住民の請求棄却。
m012	2009.01.29	2	楳図かずおさん宅：外壁撤去訴訟　赤白の壁「景観乱さず」－－東京地裁判決
n013	2009.02.01	2	工場の景観を眺める趣味の人々がいる（春秋）
y018	2009.03.08	2	［編集手帳］２代目タワーも景観を大切に
y019	2009.03.10	2	［明日へ］祇園を支える（５）伝統の景観、町衆が守る
m015	2009.03.27	2	みんなの広場：高層化建築より、景観美を大切に＝自営業・隠岐田芳也・４１
y025	2009.09.24	2	東京・浅草３７階マンションの許可取り消し求める　「景観害す」寺が提訴
a058	2010.01.26	2	（声）均一化されていく町の景観、残念
a060	2010.02.13	2	マンション建設認めず　芦屋市、景観地区で全国初　【大阪】
m029	2010.02.13	2	兵庫・芦屋市：５階建てマンション、景観法で「ＮＯ」－－全国初
m030	2010.02.13	2	兵庫・芦屋市：５階建てマンションだめ　景観法で初の不認定
n024	2010.02.13	2	芦屋の５階建てマンション建設、景観法で不認定、市が発表、全国で初。
n025	2010.05.07	2	塩漬け公有地、地域交流花開く、花・野菜、住民が共同栽培、景観や治安向上。
m032	2010.05.11	2	雑記帳：無機質な工場地帯の景観を楽しむ…
y037	2010.05.26	2	芦屋のお屋敷街景観保護へ規制　市が条例改正方針
m033	2010.05.26	2	兵庫・芦屋市：芦屋川下流の沿岸地域を「特別景観地区」に　条例改正へ
a067	2010.07.14	2	「工場萌え」で観光客呼べ　三重・四日市、１６日から夜景観賞船　【名古屋】
m037	2010.08.01	2	巨大看板：「景観破壊」、一新－－福岡市中心部
y039	2010.08.19	2	景観法　マンション断念　芦屋市不認定　業者「規模縮小は不採算」
y040	2010.09.01	2	芦屋川下流で景観政策
n028	2010.10.16	2	景観訴訟、浅草寺が敗訴、高層住宅「許可は適法」（ピックアップ）
m041	2010.10.16	2	東京・浅草の高層マンション計画：景観訴訟　浅草寺が敗訴
m042	2010.10.16	2	夜景観賞バスツアー：無機質な夜景に工場萌え　北九州市、新たな観光資源に－－来月末
y041	2010.11.01	2	芦屋市　示しがつきません　景観条例　市庁舎アウト　高さ制限など違反
y044	2011.02.21	2	京都市の新景観政策　事業者に住民協議義務
m047	2011.03.27	2	東日本大震災：津波直撃の高齢者施設、景観の良さ裏目　職員、自責の念－－岩手・山田
y049	2011.06.12	2	［挑む企業］アーキエムズ　駐輪場　景観にも配慮
m051	2011.08.10	2	兵庫・西宮市：都市景観審議会、植栽割合の規制１５％以上を答申
m052	2011.12.08	2	工場萌えツアー：観光の目玉に　名古屋港海上から夜景観賞、申し込み殺到
a077	2011.12.09	2	モダニズム建築の危機　建て替え、景観が損なわれる　京都会館第１ホール　【大阪】
n038	2011.12.16	2	京町家の景観、耐震化と両立、京都市が新条例検討、独自に緩和、改修促す。
a079	2012.01.28	2	御堂筋で高さ論争　橋下・大阪市長、高層ビル解禁狙う　「景観崩れる」反対も【大阪】
a083	2012.04.14	2	「中川運河」写真と景観の対話　新たな視覚空間生む実験　茂登山清文　【名古屋】
n041	2012.05.01	2	特集――高さが知らせてくれること、通天閣の謎（ＷＡＶＥ１）
y057	2012.05.27	2	芦屋の景観保護　「土地使って」　７８００平方メートル、資産家ら寄付
y069	2012.12.20	2	天神景観　魅力アップへ　協議会が再開発案　統一感あるデザイン
y070	2012.12.26	2	京と融合　町家キャンパス　龍谷大　来春開設　景観壊さず防火・耐震策
a088	2013.01.26	2	原爆ドームの景観巡り、商議所の移転求める提言　【大阪】
a090	2013.02.24	2	ムクドリ追放、並木バッサリ　奈良市が実験、市民ら「景観どうでもよいのか」【大阪】
a091	2013.03.26	2	（声）御堂筋の景観美、ぜひ残そう　【大阪】
a092	2013.03.29	2	変わる心斎橋に歯止め　商店街の景観協定、認可　【大阪】
a093	2013.03.29	2	心斎橋筋商店街、景観守る協定　風俗店や動画広告を禁止　【大阪】
y071	2013.03.29	2	ミナミで守る　心斎橋景観　商店主ら６年かけ規制協定　動く広告や性風俗店禁止
m062	2013.03.29	2	大阪・心斎橋：ギラギラあかん　商店街、異例の景観協定
y074	2013.05.15	2	京の景観　屋内広告も×？　「窓越し」でも影響大　市、規制へ

番号	年月日	分類	記事名
y075	2013.06.01	2	首都圏施設　快適　ユニーク屋上庭園　森の雰囲気　らせん状　列車見える景観
a101	2013.10.15	2	港はアートだ　色彩統一、景観スポットに　静岡・名古屋・東京　【名古屋】
m067	2013.10.18	2	経済観測：首都の景観＝インターネットイニシアティブ会長・鈴木幸一
m070	2013.11.02	2	２０年東京五輪：新国立競技場巡り火花　活力か、あだ花か　英設計者側「景観影響せず」/批判
m071	2013.11.07	2	哲学の道：樹木伐採で波紋　京都の業者開発計画、住民ら「景観や防災に悪影響」
a102	2013.11.27	2	電柱の葬儀案内ダメ　名古屋市「社名目立ち景観損ねる」　【名古屋】
m010	2008.09.30	3	みんなの広場：農村の景観美は、人類の宝だ＝無職・近藤凱和・７０
m018	2009.06.21	3	雑記帳：景観保全のため全国から棚田オーナーを募るなど…
n029	2011.01.26	3	長野・大鹿村、中川村――農村の原風景誇りに（トラベルナビ）
a082	2012.04.13	3	観光を柱に官学連携　美瑛町と北大、景観保全など協力　／北海道
n048	2012.12.01	3	神と仏が出会う古代ロマンの町大分宇佐に住んでみる（８）安心院の農村民泊。
y072	2013.03.31	3	棚田守る景観条例　箕面市あす施行　建物色彩など規制
n053	2013.05.30	3	世界農業遺産、静岡・熊本・大分の３地域、「茶草場農法」や「野焼き」で。
y077	2013.07.10	3	［論点］地産地消の意味　農村景観支える国産品　森久美子氏（寄稿）
a098	2013.09.05	3	（人生の楽園　夢への道）景観日本一の喫茶店　岐阜県恵那市　長江文雄さん・月子さん
a100	2013.10.14	3	（被災地から）景観こわす町道計画　東日本大震災
m068	2013.10.22	3	雑記帳：棚田の景観を生かして地域を盛り上げようと…
m002	2008.01.08	4	北海道・ニセコ地域：２町が景観保護強化に法規制　「重要資源」と検討、乱開発防止
y001	2008.01.22	4	［今日のノート］飛鳥の景観を守る裏方
a004	2008.02.29	4	乱開発防止へ、景観地区指定　ひらふ地区一帯　倶知安町方針　／北海道
y002	2008.03.07	4	［海峡に暮らして］（５）景観ブランド化でＰＲ（連載）
a018	2008.06.20	4	観光地、痛手　景観壊れ、余震怖がられ…　岩手・宮城内陸地震
a029	2008.11.19	4	（私の視点）落書き防止　景観守る「砂丘の憲法」　平井伸治
m017	2009.04.30	4	大観覧車：景観破壊か新名所か　開業に失望と期待－－北海道・上富良野の深山峠
a040	2009.07.18	4	（土曜ナントカ学）擬岩が織りなす？景観美
n020	2009.10.24	4	北海道経済特集――新事業生む「北の地力」、世界的な景観「ジオパーク」。
n021	2009.11.29	4	伐採禁止で枯れるサクラ・カエデ、京都・嵐山「景観保てない」、地元に危機感。
m031	2010.03.14	4	和布刈神社：「巨大納骨堂」４階建て計画　「景観損なう」近隣住民ら危惧－－北九州
a061	2010.04.26	4	環境・景観配慮、新型スタバ登場　福岡・中央区の大濠公園　【西部】
a065	2010.06.22	4	和布刈の納骨堂「景観害す」　北九州市が異例の意見書　【西部】
m043	2010.10.23	4	奈良・香久山：覆う竹害　広葉樹枯らし繁殖　四季折々、万葉以来の景観ピンチ
a069	2010.10.29	4	里山荒れ、ナラ無残　伐採減り、虫繁殖・景観一変　全国で被害　【大阪】
m044	2010.11.03	4	みんなの広場：里川の景観の中での暮らしはいい＝農業・堀田和久・６７
y042	2010.11.04	4	［旅］鳴子温泉郷（宮城）　景観も堪能「湯の桃源郷」
a070	2010.11.16	4	和布刈の納骨堂、建設不許可　北九州市「景観著しく阻害」　【西部】
y043	2011.02.15	4	京都三山　景観取り戻せ　植林へ「寄付つき商品」　ナラ枯れ対策　官民協力
n030	2011.03.07	4	大分県津久見市――湾の釣り堀活用、イルカショー（わが町期待の星）
a075	2011.05.18	4	海岸林の役割、どう再生　塩害・飛砂・強風防止、景観形成も　地域ごとの検討必要
n034	2011.06.27	4	自然エネルギー実力診断（３）地熱発電――斜め掘、眠る資源に光。
m050	2011.08.02	4	タデ原湿原：隣接温泉施設「景観壊す」　住民抗議「説明なく開発」－－大分・九重
y051	2011.09.29	4	１０メートル高い堤防「景観が…」　気仙沼の大島苦悩　防災会議報告書
y052	2011.10.12	4	サンゴ１０年で４分の１　石垣・白保海岸　失われる景観
n035	2011.10.19	4	高すぎる堤防「景観遮る」、陸前高田と気仙沼、防災と観光、両立探る。
n040	2012.03.14	4	富士山の世界文化遺産登録に向けて景観を美化しようと、山梨県富士河口湖町は（窓）
y056	2012.05.02	4	高野山　老木伸びすぎた　屋根傷め景観に支障　百数十年ぶり手入れへ
n042	2012.05.12	4	地形や景観、保護探る、長崎、ジオパーク国際会議。
a085	2012.06.21	4	（声）黄砂のない、きれいな景観を　【西部】

番号	年月日	分類	記事名
n046	2012.08.24	4	絶滅危惧の水草大繁茂、「ツツイトモ」松江の川で、「景観損ねる」刈り取りも。
y066	2012.08.31	4	富士山の景観保護　「太陽光・風力発電　自粛を」　静岡・富士宮市
a089	2013.01.31	4	慰霊碑が景観損ねる？　遺族「常設し再発防止を」　玉川温泉、雪崩事故から１年
m058	2013.02.05	4	富士山：景観守ろう　案内図板、基準厳格に　事実上の広告横行、静岡県が規則改正へ
m063	2013.05.03	4	富士を仰ぐ：世界遺産登録へ／２　景観と生業、共存へ
a095	2013.05.18	4	（ひと）遠藤まゆみさん　三保松原の景観を守る活動を続ける
a096	2013.05.21	4	（記者有論）三保松原　景観と防災、両立目指せ　大久保泰
m064	2013.06.13	4	世界の頂：問われるもの／下　景観配慮へ開発抑制
m065	2013.07.07	4	雑記帳：北海道・大雪山系の景観を生かした「大雪　森のガーデン」が…
a099	2013.09.22	4	（試写室）『たけしの富士山大研究　大噴火２０ＸＸ』　美しい景観、でもリスク
m069	2013.10.29	4	若草山：モノレール設置構想　バリアフリーか景観か－－奈良
a024	2008.10.04	5	（ビジネスフロンティア）カラマツの雪崩予防柵　間伐材活用、景観に配慮　／北海道
y013	2009.01.05	5	歩道も京都らしく　景観保護は足元から　舗装や街路樹、通りごと統一
y014	2009.01.10	5	［気流］景観を損なう電柱、地中化して減らせ　村山正則（投書）
a035	2009.03.07	5	河川の看板「チェンジ」　一部は撤去、景観に配慮　九地整、来年度から　【西部】
m014	2009.03.18	5	南九州景観整美大賞：鹿児島市に　市電軌道緑化事業
a046	2009.10.02	5	鞆の浦景観訴訟・判決要旨　広島地裁　【大阪】
m025	2009.10.12	5	鞆港埋め立て・架橋問題：埋め立て差し止め　広島県が控訴へ　「景観利益あいまい」
m026	2009.10.15	5	鞆港埋め立て・架橋問題：鞆の浦訴訟　広島県が控訴「景観利益、内容あいまい」
n023	2009.12.09	5	電柱撤去、景観スッキリ、京都市、清水寺周辺で。
m038	2010.08.31	5	共有空間：交通安全、標識よりモラル　景観配慮、車歩道区別撤廃も－－京都市、実験へ
m045	2010.11.12	5	銀輪の死角：景観配慮、苦肉の「白線」　京都・御池通で実験開始
y076	2013.06.13	5	「見えないリニア」困惑　地上区間にフード　沿線「景観壊す」＝中部
y078	2013.09.18	5	台風１８号　嵐山被災　桂川　治水か景観か　国が改修案
m066	2013.09.25	5	毎日・北九州フォーラム：日本の景観保護訴え　東洋文化研究者が講演
n055	2013.09.29	5	電線２０年までに地中化、都内、五輪にらみ、国交省検討、景観改善、防災も。
m003	2008.02.15	6	第２回世界遺産フォーラム瀬戸内ｉｎ福山：景観と利便性、調和を
a009	2008.04.07	6	和歌の浦、名勝・史跡に　景観を保全、和歌山県９カ所指定へ　【大阪】
m006	2008.04.07	6	祖谷のかずら橋：“カツラ”で景観守れ　駐車場の柱「無粋」、ツタやフジなど試験植樹
n005	2008.05.11	6	民主導の街再生（３）地価の１割は景観――保護と実利、知恵で両立（都市と地方）
a027	2008.10.22	6	教会風トイレ、景観論争　信者は抵抗　長崎・五島、堂崎教会の近く　【西部】
y011	2008.11.30	6	［論点］京都の新景観政策　情報共有化で合意形成を　藤本英子（寄稿）
y012	2008.12.21	6	福山・鞆の浦…ポニョの“舞台”景観論争　埋め立て、国の審査進まず／広島
y016	2009.02.13	6	鞆の浦埋め立て訴訟結審　住民の「景観利益」争点　来月にも判決／広島地裁
m013	2009.02.13	6	鞆港埋め立て・架橋問題：景観か利便性か　差し止め訴訟結審－－広島地裁
y017	2009.02.17	6	［今日のノート］また、大和の景観が変わる
a033	2009.02.23	6	（社説）景観の価値　鞆の浦架橋で試される
y026	2009.09.27	6	「鞆の浦」景観か利便性か　埋め立て訴訟、来月１日広島地裁で判決
a042	2009.09.29	6	鞆の浦、景観か利便か　埋め立て免許めぐり、１日判決　【大阪】
m020	2009.09.30	6	鞆港埋め立て・架橋問題：景観か利便性か　訴訟、あす判決－－広島地裁
a043	2009.10.01	6	「ポニョ」舞台の「鞆の浦」、埋め立て認めず　景観「国民の財産」　広島地裁
a044	2009.10.01	6	歴史的景観に公益性　司法、画期的な判断　鞆の浦訴訟で広島地裁
m021	2009.10.01	6	鞆港埋め立て・架橋問題：埋め立て、差し止め　景観へ影響重大－－広島地裁判決
m023	2009.10.01	6	鞆港埋め立て・架橋問題：埋め立て、差し止め　景観、国民の財産－－広島地裁判決
n015	2009.10.01	6	鞆の浦架橋訴訟、「景観利益」重み増す、「守るべき国民財産」。
n016	2009.10.01	6	景勝地・鞆の浦埋め立て、景観理由に差し止め、広島地裁判決。
y027	2009.10.01	6	広島・鞆の浦訴訟　景観「子孫に残せる」　原告ら抱擁、涙

番号	年月日	分類	記事名
y028	2009.10.01	6	鞆の浦、埋め立て差し止め　「景観利益に損害」／広島地裁判決
y029	2009.10.01	6	鞆の浦判決　「国民の財産」　万葉の景観残った／広島地裁
m024	2009.10.02	6	社説：鞆の浦判決　町づくりに景観生かせ
y030	2009.10.03	6	［社説］「鞆の浦」判決　景観保護と地域振興の両立を
y031	2009.10.03	6	鞆の浦事業差し止め命令　行政に景観保護、要求　開発とのバランス必要（解説）
a049	2009.10.06	6	（声）鞆の浦の景観守った判決に拍手　【名古屋】
n018	2009.10.06	6	鞆の浦景観保護訴訟、広島県に控訴断念要請、原告住民ら、知事は面会拒む。
m027	2009.11.06	6	記者の目：鞆の浦の景観は「国民の財産」判決＝前本麻有（大津支局）
a055	2009.12.03	6	（単眼複眼）遺跡復元・景観保護を語る　「世界遺産と飛鳥」シンポ　【大阪】
a059	2010.02.02	6	歴史的景観の保護、日本の視点を　日本イコモス国内委員会委員長に就任・西村幸夫さん
y036	2010.02.11	6	京町家新築に２００万円補助　京都市「景観守る」
a062	2010.06.06	6	一休さん、知恵かして　ゆかりの寺、景観論争　京都　【大阪】
a064	2010.06.12	6	「自由の女神」に行政指導　函館旧市街市、「景観に合わぬ」　／北海道
y038	2010.06.19	6	関門両岸　景観論争　唐戸地区、３０メートル消防庁舎　和布刈神社には納骨堂
m034	2010.06.20	6	自由の女神像：論争喚起　函館の景観を乱す？
a066	2010.06.30	6	函館の女神像、市が撤去指導へ　審議会「景観の基準に適合しない」　／北海道
n027	2010.07.28	6	愛媛・内子町――白壁の里、緑に抱かれ、住民の熱意で景観守る（トラベルナビ）
m036	2010.07.30	6	酬恩庵一休寺：景観ＶＳ宅地開発　寺と一体、裏山トラスト－－京都・京田辺
a072	2011.03.01	6	自由の女神、また出現　函館の都市景観形成地域　／北海道
y047	2011.05.24	6	国史跡　答申５２件未指定　名古屋城跡の一部など　景観変わった遺跡も＝中部
y050	2011.09.17	6	［ニュース再論］世界遺産目指す肥薩線　歴史と景観「生きた博物館」
n037	2011.12.05	6	栃木県日光市――足尾銅山、世界遺産目指す（わが町期待の星）
a078	2011.12.19	6	白川郷の景観保護へ、村営荻町駐車場を廃止　世界遺産外に車を誘導　【名古屋】
a080	2012.02.08	6	お城の石垣、内なる大敵　木の根が圧迫、崩落招く　景観と文化財、両立に難問
m053	2012.02.21	6	奈良県：平城京景観整備、隣接工場移転へ－－予算案に盛り込み
y055	2012.04.13	6	津波堤防かさ上げ見直し　被災地で相次ぐ　住民「景観壊す」
y058	2012.06.01	6	県外資本初のリゾート　開発を拒み続けた竹富島　「景観守る」外資から買い戻し
a086	2012.06.22	6	鞆の浦、架橋中止へ　湯崎・広島県知事、景観に配慮　【大阪】
y061	2012.06.22	6	鞆の浦架橋中止へ　論争３０年思い複雑　住民ら「景観守った」「一方的」
y062	2012.06.22	6	鞆の浦　架橋中止へ　広島県方針　「ポニョ」の舞台　景観保全へトンネルに
m054	2012.06.22	6	鞆港埋め立て・架橋問題：広島県、計画撤回へ　歴史的景観、配慮
m055	2012.06.25	6	九州・山口の近代化産業遺産群：稼働施設は新枠組みで　世界遺産登録推薦、景観法や港湾法を
y063	2012.06.26	6	広島知事　鞆の浦　架橋中止表明　景観配慮、山にトンネル
y064	2012.07.10	6	鞆の浦埋め立て中止　「景観」と「生活」両立課題（解説）
y065	2012.07.18	6	鞆の浦景観訴訟　終結へ　控訴審　県、免許申請取り下げ表明
a087	2012.08.01	6	高松塚古墳と「風水思想」　研究者提唱「谷や丘陵含め景観保存」　【大阪】
n045	2012.08.06	6	「鞆の浦」架橋計画を撤回、景観ＶＳ．開発、決着遠く――論争３０年、街づくり停滞。
y067	2012.09.18	6	［間奏曲］磐余池はどこにある？　古代の人工池論争　解明進め景観保全を
m057	2012.12.24	6	白川郷：マイカー規制へ　世界遺産の景観保護、１４年～日中通行止め－岐阜・白川の荻町区自
m059	2013.02.28	6	みんなの広場：景観も温かい心も昔のままに＝主婦・森本静江・７１
n051	2013.04.29	6	鎌倉待ちわびる世界遺産登録――候補２０年、ユネスコ決定６月に（フォローアップ）
y073	2013.05.03	6	大阪城本丸の売店退去　「景観に配慮を」文化庁要請　独占営業６０年
n054	2013.07.27	6	長野の松本城、堀の泥除去進む、落ち葉など、１５０年ぶりきれいにします。
a097	2013.08.27	6	景観のため、鉄塔撤去　高山市とＮＴＴ西が合意　【名古屋】
y079	2013.10.26	6	若草山　モノレール計画　奈良県、集客アップへ　「景観が一変」文化庁懸念
y080	2013.11.13	6	［地の記憶・風土記１３００年］（４）完本が導く出雲の景観（連載）
a011	2008.05.17	7	佐賀・熊本の「棚田」重要文化的景観に　文化審議会答申　【西部】
n011	2008.11.22	7	四万十川の景観、文化財に、文化審答申、京都・宇治の風景も。

番号	年月日	分類	記事名
a037	2009.03.28	7	（単眼複眼）「文化的景観」水辺と住民がカギ　【大阪】
a041	2009.09.04	7	（青鉛筆）和風コンビニが開店　市の景観条例に対応　大分・別府　【西部】
a048	2009.10.05	7	（社説）「鞆の浦」判決　景観利益を根付かせたい
a050	2009.10.06	7	（声）鞆の浦から景観保護の流れを
a056	2009.12.12	7	長野の棚田など重要文化的景観に選定　文化審議会
y033	2009.12.12	7	金沢の城下町、徳島・樫原の棚田…　重要文化的景観に４件　文化審答申
y034	2009.12.12	7	長崎・平戸島を重要文化的景観に　棚田、海岸から山頂まで　文化審答申
y035	2009.12.12	7	重要文化的景観４件を答申／文化審議会
a063	2010.06.08	7	採石地や工場群・温泉街など「文化的景観」どう守る　文化庁の研究会が出版
m046	2010.11.20	7	文化審答申：富士山など１１件史跡指定へ　重要文化的景観に長崎・小値賀など
y045	2011.04.09	7	四万十川で津波被害　重文景観にも影響大
a073	2011.04.14	7	住宅再建か、景観保全か　名勝・松島の被災住民「安全な高台に家」　東日本大震災
n031	2011.04.15	7	津波被害の名勝「松島」、安全・景観両立難しく、「高台住みたい」、建築制限が壁に。
a074	2011.04.30	7	松島の被災住宅再建、高台移転も容認　文化庁長官、景観保全条件に
n032	2011.05.04	7	「松島」高台への住宅移設を容認、文化庁が制限緩和へ。
y054	2012.04.11	7	景観か防災か　飛鳥川　護岸工事で激変　広島・太田川　ヘリ用標示急きょ消去
a084	2012.06.16	7	別府の湯けむり、重要景観に　文化審議会が答申　【西部】
y059	2012.06.16	7	別府湯けむり「文化的景観」　大浦天主堂境内　史跡に　文化審答申
y060	2012.06.16	7	別府の湯けむり「文化的景観」に　文科相に審議会答申
n050	2013.04.24	7	高知・中土佐町――市場で満喫、海の幸、漁師町の景観も魅力（トラベルナビ）
m072	2013.11.16	7	文化審答申：大歩危、天然記念物に　天橋立は重要文化的景観
m001	2008.01.08	8	ことば：準都市計画区域と景観地区
a001	2008.01.09	8	グランプリに旭川・白鳥さん　「景観フォトコン」　／北海道
n001	2008.01.11	8	パノラマ景観、リアルに再現（なるほどビジネスＰｈｏｔｏ）
a002	2008.02.15	8	京の街、高さも争点　景観政策で４氏　京都市長選　【大阪】
y003	2008.03.10	8	沖縄の景観と観光、両立支援／内閣府
n004	2008.04.19	8	プレハブ建築協会、景観客観評価、新手法を開発。
y004	2008.04.23	8	残したくない景観を募集／奈良県
y005	2008.04.23	8	［話の港］「残したくない景観」大募集
a013	2008.05.20	8	（青鉛筆）環境や景観の展覧会「京都美定書」開催中　【大阪】
a014	2008.06.01	8	（私と環境）景観の人工化、憂う　作家・新井満さん　／北海道
m007	2008.06.20	8	キャンパる・大楽人：景観、形づくるバスをデザイン　東京電機大准教授・松岡恭子さん
n009	2008.07.20	8	景観・住環境改善、全国ネット設立。
m009	2008.08.24	8	今週の本棚：松原隆一郎・評　『風景学――風景と景観をめぐる歴史と…』＝中川理・著
a021	2008.09.09	8	（声）鞆の浦の景観、堪能した亡父
y009	2008.09.09	8	京の景観指針を冊子に／京都市
a023	2008.09.18	8	「水辺に昔のたたずまいを」「世界の人にわかる展示」　飛鳥の景観めぐり討論【大阪】
a031	2008.12.19	8	（公貧社会　支え合いを求めて）「自治」をめざして：２　景観守れ、まちづくり奮闘
y015	2009.02.05	8	景観配慮の太陽光発電設置に助成　最大３２万円　４月から／京都市
a034	2009.03.05	8	（私の視点ワイド）財政出動　景観政策、次世代のために　田中秀征
a036	2009.03.18	8	（情報フラッシュ）初代の景観大賞に鹿児島市　【西部】
a038	2009.04.04	8	景観重要建造物に２件指定　札幌市、めばえ幼稚園園舎など　／北海道
m016	2009.04.12	8	今週の本棚・新刊：『日本の言語景観』＝庄司博史ほか・編著
a039	2009.05.13	8	（ひと）日置雅晴さん　景観と住環境を守る弁護士
n014	2009.05.29	8	富山県砺波市、隣市の景観写真、市勢要覧に掲載。
y020	2009.05.29	8	自慢の景観はなんと隣の市　富山・砺波市勢要覧に掲載
y022	2009.06.29	8	〈解〉景観法
y024	2009.07.15	8	大阪・中之島テーマに「残したい都市の景観と建築」写真募集／建築家協会支部

番号	年月日	分類	記事名
y023	2009.07.06	8	［ニュースの言葉］バイオエタノール、景観法ほか
m019	2009.09.21	8	ことば：景観法
m022	2009.10.01	8	鞆港埋め立て・架橋問題：埋め立て、差し止め　景観、住民の誇り
a045	2009.10.02	8	（ひと）松居秀子さん　「ポニョ」と手を携え鞆の景観を守った原告団事務局長
n017	2009.10.02	8	景観損ねる公共事業にはノーと言える（社説）
a051	2009.10.10	8	（時事チェック）景観訴訟
n019	2009.10.12	8	鞆の浦景観訴訟、広島県が控訴へ。
a052	2009.10.21	8	（声）水上バイク疾走、景観台なし　【大阪】
a053	2009.11.11	8	国土・景観形成は「廃止」　下水道は「地方に移管」　事業仕分け開始
y032	2009.11.11	8	仕分けスタート　下水事業５１８８億円を地方へ　景観調整費廃止／刷新会議
a054	2009.11.17	8	市資料館など４件　札幌の美、都市景観賞　／北海道
n022	2009.12.08	8	兵庫経済特集――兵庫幅広い成長源、淡路、都市景観の人づくり、園芸、医療と交流も。
m028	2009.12.09	8	雑記帳：福岡市の優れた建築物に贈られる「福岡市都市景観賞」に…
a057	2009.12.20	8	（おすすめ）再現　江戸の景観　清水英範・布施孝志著
n026	2010.06.09	8	国交省仕分け、景観保全支援、「廃止」と判定。
m035	2010.07.04	8	今週の本棚・新刊：『鬼板師　日本の景観を創る人々』＝高原隆・著
m039	2010.09.01	8	アジア都市景観賞：福岡市「シーサイドももち」が受賞
m040	2010.09.01	8	アジア都市景観賞：札幌「モエレ沼公園」などが受賞
a068	2010.10.29	8	「近代の景観」レトロな魅力　堺市で特別展・「今昔散歩」人気　【大阪】
a071	2011.01.15	8	まちの魅力、発掘・発信　撮ろう「とっておき」　旭川の景観写真コンテスト　／北海道
y048	2011.06.07	8	景観損なう廃虚　強制撤去も　空き家率１位　和歌山県
n033	2011.06.19	8	被災地の観光地、景観保護の指針、国交省が策定へ。
n036	2011.11.21	8	ＧＰＳ駆使、東京の地上絵――景観デザイナー石川初氏（文化）
n039	2011.12.18	8	都市の条件、生き方の「景観」でみる街づくり――平山洋介著（読書）
n043	2012.06.09	8	日本の景観保全、アレックス・カーさんに聞く――故郷に関心と愛情を。
n044	2012.08.04	8	中国・四国経済特集――知恵きらり、千客万来、広島、「おしい」は「おいしい」。
y068	2012.09.27	8	景観向上　まちづくり指南書　京都市芸大教授・藤本英子さん
n047	2012.10.25	8	新都市モデルを考える（下）政策研究大学院大学教授福井秀夫氏（経済教室）
m061	2013.03.29	8	ことば：景観協定
n049	2013.04.06	8	ふるさとづくり有識者会議、１１日に初会合。
n052	2013.05.11	8	世界遺産になると大変？――景観や自然を守る責任（ニュースイチから）

□左列「番号」の凡例

朝日新聞: a, 毎日新聞: m, 日本経済新聞: n, 読売新聞: y

□中列「分類」の凡例

広域景観記事: 1, 市街地・郊外景観記事: 2, 農山漁村景観記事: 3, 自然景観記事: 4, 公共施設景観記事: 5, 歴史的景観記事: 6, 文化的景観記事: 7, その他景観記事: 8

4　　4-6 章のヒアリングリストとその概要

No	年月日	対象	タイプ	概要
4a	2012.06.05	千歳市企画部 まちづくり推進課	行政	新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインについて、屋外広告物条例について
4b	2012.07.17	国道 36 号線をウェルカムロードにする会	団体	会の趣旨について、取組みの背景について
4c	2012.07.20	寒地土木研究所 地域景観ユニット	研究所	道路景観の構成要素について、道路付帯施設の設計について、広告物の規制について
4d	2012.08.20	北海道建設部まちづくり局 都市計画課	行政	新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインについて、北海道屋外広告物条例について
4e	2012.08.27	札幌市都市計画部地域計画課	行政	札幌駅前通りの景観行政について、地区計画について、東月寒向ヶ丘風致地区･羊ケ丘風致地区について、景観計画について
4f	2012.08.29	恵庭市企画振興部都市計画課	行政	恵庭市の都市構造について、屋外広告物行政について、小金地区の沿道開発について
4g	2012.08.30	千歳市企画部 まちづくり推進課	行政	街路樹について、都市景観形成基本計画について、千歳市の都市構造について、花植え事業について
4h	2012.08.30	北広島市企画財政部 都市計画課	行政	景観形成基本計画について、柏葉台団地について、地区計画について、道路舗装について、都市構造について
4i	2012.09.12	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部都市圏道路計画課	行政	国道の景観配慮について、無電柱化事業について、シーニック・バイウェイについて、
5a	2014.01.22	千歳市企画部 まちづくり推進課	行政	都市景観形成基本計画の体制や事業について、市の河川整備事業について、
5b	2014.01.23	札幌市環境局みどりの推進部 みどりの推進課	行政	風致地区について、創成川公園の整備経緯と土地利用規制について
5c	2014.01.24	恵庭市企画部まちづくり推進課・建設部管理課	行政	景観形成基本計画について、河川に関する住民団体との連携体制について、水と緑のまちづくり推進条例について
5d	2014.09.02	恵庭市企画部まちづくり推進課・経済部農政課	行政	恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例について、保安林について、農地転用について
5e	2014.10.16	国交省北海道開発局札幌開建千歳川河川事務所漁川ダム	行政	漁川水源地域ビジョンについて、漁川ダム色彩ガイドラインについて、景観目的の放流について、
5f	2014.11.14	流域生態研究所	研究所	河川区域内の住民活動について、漁川のサケの遡上状況について
6a	2015.07.11	ＪＡ幕別町企画課	団体	組合の重点事業について、幕別町農協の特徴について、協同組合という組織体制について
6b	2015.07.16	音更町都市計画課都市計画係	行政	線引きについて、市街化調整区域の土地利用について、温泉街整備事業について
6c	2015.07.17	帯広市都市計画課都市計画係	行政	開発許可制度について、市街化調整区域の開発について、工業団地内の緑化について、景観に関する取組みについて
6d	2015.07.17	幕別町都市計画課都市計画係	行政	市街化調整区域内の開発について、都市計画マスタープランについて、グリーンツーリズムについて
6e	2015.11.04	ＪＡ幕別町企画課	団体	軍岡の産業施設群について、区域内の営農類型について、重点事業について、行政との連携体制について
6f	2015.11.05	芽室町建設都市整備課	行政	地区計画について、緑化協議について、開発許可制度について、土地区画整理事業について
6g	2015.11.05	帯広市都市建設部都市計画課･みどりの課 商工観光部工業労務課	行政	地区計画について、緑のまちづくり条例について、工業団地について、企業立地促進条例について、開発許可制度について、産業活性化協議会について
6h	2015.11.06	音更町都市計画課	行政	工業団地開発について、緑化基準について、線引きについて、市街化調整区域の立地特例について、JA との連携について

農業にかかわる地域産業に関するアンケート調査　ご協力のお願い

北海道大学工学院　都市計画研究室
特別研究員・山崎嵩拓

拝啓

深秋の候 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

突然のお手紙、申し訳ございません。私は北海道大学で景観を中心に都市計画の研究をさせて頂いております、山崎嵩拓と申します。今回は地域産業と景観の研究に係る調査にご協力していただきたく、連絡させていただきました。

これまで長きにわたり、地域産業の振興が日本全国で関心を持たれている中、近年では同時に観光や景観についても考慮することが求められ、この両者で整合性を図ることに私は関心を持っております。

特に農業を基幹産業とした帯広都市圏では、フードバレー・とかちを中心とした地域産業施策が全国に先駆けて多数講じられている他、北海道開発局により良好な景観形成に資する取り組みを行う地域を選定する「シーニック・バイウェイ」の指定を受けていることや、レンタカー等を利用した個人旅行が増加していることからも、十勝地域の中心である帯広都市圏では景観や観光という視点と、地域産業の振興を両立に微力ではございますが寄与したいと考えております。

そこで本調査では、帯広都市圏内に地域産業施設を有する民間食品関連業者の方にご質問させていただくことで、今後の産業振興と景観政策の望ましい在り方についての研究資料として役立たせて頂きたいと考えております。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※お手数をかけしますが 1 月中旬を目途にご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ・連絡先】
本調査へのご回答は手紙や FAX の他、メール・電話のいずれの方法でも構いません。
またご不明な点等ございましたら、お手数おかけしますが、下記まで連絡ください。
〒060-8628　北海道札幌市北区北 13 条西 8 丁目 A-304　　FAX：011-706-7364
北海道大学工学院　都市計画研究室　博士後期課程・日本学術振興会　特別研究員　山崎嵩拓
TEL:090-2077-3594　　アドレス：yama3@eng.hokudai.ac.jp

【研究課題名】
「北海道の地域特性を踏まえた景観の保全・創出と地域活性化」　15J00202
科学研究費助成事業：平成 27-28 年　　研究代表者：山崎嵩拓

■工場が立地する敷地内の概要について

□敷地内の主な業務内容について、当てはまるものすべてに　○　を付けてください。

食品加工　・　食品貯蔵　・　食品冷凍貯蔵　・　食品乾燥　・　事務　・　本社業務　・　集出荷　・ 研究開発　・　工場見学機能　・　その他（　　）

□敷地の面積・建築面積・延べ床面積・建築棟数・工作物数について、分かる範囲でお答えください。

敷地の全面積：	建築棟数：
建築面積合計：	工作物数：
延べ床面積：	（例）約 500 坪、5,000 ㎡程度など

■立地の決定理由について

□帯広都市圏へ立地する際に、最も重要な理由となった１つに◎、その他の立地上重要であった事項３つに○を付けてください。

【敷地の条件に関する事項】
周辺環境から制約が少ない　・　適切な地価　・　工業団地である　・　他企業との共同立地
【周辺環境との関係に関する事項】
自社の他施設への近接性　・　関連企業への近接性　・　市場への近接性　・　高速道路への近接性
【ヒト・モノに関する事項】
農畜産物等の入手の便　・　人材や労働力の確保　・　「十勝」ブランドの魅力
【公共団体の対応に関する事項】
国や北海道の助成　・　地方自治体の助成　・　地方自治体の積極的な誘致や迅速な対応
その他（　　）

□　　市へ立地する際に、最も重要な理由となった１つに◎、その他の立地上重要であった事項３つに○を付けてください。

【敷地の条件に関する事項】
周辺環境から制約が少ない　・　適切な地価　・　工業団地である　・　他企業との共同立地
【周辺環境との関係に関する事項】
自社の他施設への近接性　・　関連企業への近接性　・　市場への近接性　・　高速道路への近接性
【ヒト・モノに関する事項】
農畜産物等の入手の便　・　人材や労働力の確保　・　「十勝」ブランドの魅力
【公共団体の対応に関する事項】
国や北海道の助成　・　地方自治体の助成　・　地方自治体の積極的な誘致や迅速な対応
その他（　　）

□　　工業団地へ立地する際に、最も重要な理由となった１つに◎、その他の立地上重要であった事項３つに○を付けてください。

【敷地の条件に関する事項】

周辺環境から制約が少ない　・　適切な地価　・　工業団地である　・　他企業との共同立地

【周辺環境との関係に関する事項】

自社の他施設への近接性　・　関連企業への近接性　・　市場への近接性　・　高速道路への近接性

【ヒト・モノに関する事項】

農畜産物等の入手の便　・　人材や労働力の確保　・　「十勝」ブランドの魅力

【公共団体の対応に関する事項】

国や北海道の助成　・　地方自治体の助成　・　地方自治体の積極的な誘致や迅速な対応

その他（　　）

■自治体からの支援や自治体との協議について

□行政からの立地支援について、該当するものがありましたらお答えください。

【財政面の支援に関する事項】

条例に基づく助成（固定資産税減免等）　・　緑化に対する助成　・　工場見学施設設置に対する助成　・　特定の業種や業態に限定した優遇措置の適用　・　その他の奨励金や補助金

【その他の行政支援に関する事項】

用地に関する情報提供　・　工場建設のためのインフラ整備　・　都市計画等の規制緩和

その他（　　）

□敷地内の緑化や建築物の配置について、自治体との協議があった場合、どのような事項について行われたかお答えください。

□企業のCSR活動等で帯広都市圏内における景観に関する取り組みがありましたら、お答えください。

■建築物や施設の配置と管理について

□これまで増築・増設が行われたことがあるか、該当するものを　○　でお答えください

ある　　・　　ない

□上記の質問に「ある」と答えていただいた方にお聞きします。建築物や施設の増築・増設への対応方法について、該当するものを　○　でお答えください。

【敷地内での増築・増設に関する事項】

敷地内の余剰地に建築　・　敷地内の低利用建築物を改築　・　敷地内の緑地に建築

【敷地外での増築・増設に関する事項】

隣接地に建築　・　遠隔地に別の建築場所を探す

その他（　　）

□工場立地法に基づく緑地を含む環境施設の**配置**について、計画や方針、マニュアルなどがありましたら、その内容をお答えください。

□工場立地法に基づく緑地を含む環境施設の**管理**について、計画や方針、マニュアルなどがありましたら、その内容をお答えください。

ご協力ありがとうございました。本研究の調査結果は今後の産業振興と景観政策の望ましい在り方について研究する資料として役立たせていきたいと考えております。今後ともよろしくお願い申し上げます。尚、お手数をかけしますが**１月中旬を目途にご回答くださいますよう、よろしくお願いします。**

※記入していただいたアンケートは厳重に管理させていただきます。また内容は、ご記入者の承諾なく公表されることはありません。

農業を中心とした地域産業と景観の研究に係る調査協力のお願い

2015 年 10 月

北海道大学 工学院 都市計画研究室・特別研究員 山崎嵩拓

拝啓

貴組合におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

突然の連絡､申し訳ございません｡私は北海道大学で景観を中心に都市計画の研究をしております､山崎嵩拓と申します。

これまで長きにわたり、地域産業の振興が日本全国で関心を持たれている中、近年では同時に観光や景観についても考慮することが求められ、この両者で整合性を図ることに私は関心を持っております。

また私の専門としております市街地の計画を主な対象とした都市計画分野では、近年エリアのマネジメントを通じた地域の価値向上について積極的な議論が行われておりますが、農業地域では何十年も前から組合による地域マネジメントが行われている特徴を持っていることからも、高い関心を持っております。

特に農業を中心とした地域産業に関する取組みが先進的である帯広都市圏では、北海道開発局により良好な景観形成に資する取り組みを行う地域に対して行われる「シーニック・バイウェイ」指定を受けていることや、レンタカー等を利用した個人旅行が増加していることからも、十勝地域の中心である帯広都市圏では景観や観光という視点と、地域産業の振興を両立することが望ましいと考えております。

そこで本調査では、帯広都市圏内に多数の地域産業施設を有する農業協同組合の方を対象に以下の５点についてお伺いすることで、今後の産業振興と景観政策の望ましい在り方について考える資料として役立たせていただきたいと考えております。お忙しいところ大変恐縮ですが、どうぞご協力の程よろしくお願い申し上げます。

質問１．組合で所有する経済事業（販売事業や食品加工事業等）を目的とした施設（群）の立地箇所が「＿＿＿＿＿」「＿＿＿＿＿」「＿＿＿＿＿」「＿＿＿＿＿」の他にありましたら教えてください

質問２．上の質問１に記載のある施設群及びお答えいただいた施設群の立地場所を決定した理由をそれぞれ教えてください
（例 . 元々敷地を所有していた、自治体から購入、交通利便性を重視など）

質問３．敷地内の施設・建築物の配置・増築の方針があれば教えてください
（例 . 購入可能な敷地に増築､他施設との関係を考慮し配置､組合の指針を準用など）

質問４．敷地内の緑地帯の整備方針について教えてください
（例 . 敷地の道路側・農地側に配置、行政との協議をもとに決定など）

質問５．施設群の整備に当たり、行政との協議や行政からの支援があれば教えてください
（例 . 開発許可制度の手続き支援、適地の紹介、緑地帯の整備カ所誘導など）

※本調査へのご回答はメール・電話・ＦＡＸ・手紙・直接のいずれの方法でも構いません。
直接の回答をご希望される場合、11 月４日から７日の間でご希望の時間を指定していただければ伺います。
その他の方法の場合、お手数をかけしますが 11 月中を目途にご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

【ご回答・問い合わせ・連絡先】 ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。
アドレス：sankakuyamataka@yahoo.co.jp　　TEL:090-2077-3594　　FAX:011-706-7364
〒060-8628　北海道札幌市北区北 13 条西 8 丁目 A-304
北海道大学工学院　都市計画研究室　博士後期課程　・日本学術振興会　特別研究員　山崎嵩拓

【研究課題名】
「北海道の地域特性を踏まえた景観の保全・創出と地域活性化」 15J00202
科学研究費助成事業：平成 27-28 年　　研究代表者：山崎嵩拓

本調査で知り得た個人情報・結果を研究目的以外に利用することは一切いたしません。



1.はじめに

1.1研究の背景
1.2研究の目的
1.3研究の構成
1.4研究の方法

1.1研究の背景_これまでの景観政策

我が国で初めての景観政策が1919年に制定

都市計画法(1919)
風致地区制度

市街地建築物法(1919)
美観地区制度

これまで景観について様々な政策を施行

美しい国づくり政策大綱(2003)　[前文]
国土を美しいものとする努力が営々と行われてきているのも事実であるが、厚みと広がりを伴った努力とは言いがたい状況

具体的施策：景観に関する基本法制の制定

景観法(2004)　第一条[目的]…逐条解説より
我が国の都市のみならず、農山漁村、自然公園の区域等も含めて幅広く対象とする法律

1.1研究の背景_これまでの景観政策

年度	法制度名 ※景観・美観・風致を含む	概要	対象地 総	歴	都	農	自
1919	旧・都市計画法「風致地区」	風致又は風紀の維持の為に地区を指定			●		
1919	市街地建築物法「美観地区」	美観地区内の建築物に美観上必要な規定を設ける			●		
1949	屋外広告物法	良好な景観形成・風致維持又は公衆の危害防止	●				
1950	建築基準法「風致地区」	住宅環境維持・商業便利増進等へ建築協定制度			●		
1950	文化財保護法「重要文化財」	建築物等有形文化財のうち重要なものを指定			●		
1951	森林法「保安林」	名所又は旧跡の風致の保存等を目的に保安林指定					●
1956	都市公園法	園路や修景施設等が設けられた都市公園の設置等			●		
1957	自然公園法	優れた自然の風景地を保護することを目的					●
1962	都市緑地保全法	都市の美観風致を維持するため樹木の保存			●		
1966	古都保存法	古都の歴史的風土を文化的資産として保存		●			
1968	都市計画法「風致地区」	風致地区・美観地区・歴史的風土特別保存地区等指定			●		
1972	自然環境保全法	自然環境を国民が享受できるよう保全					●
1973	都市緑地保全法	風致・景観が優れている区域等を緑地保全地区に指定			●		
1975	文化財保護法「伝建地区」	歴史的風致を形成する伝統的な建造物群の保全		●			
1980	都市計画法「地区計画」	区域特性にふさわしい態様へ向け形態意匠や配置規定			●		
2004	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進	●				
2004	文化財保護法「文化的景観」	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で		●			
2008	歴史まちづくり法	地域固有の歴史や活動と市街地による歴史的風致を選定			●		

凡例　総：総合的施策　歴：歴史的・文化的景観　都：都市景観　農：農山漁村景観　自：自然景観

歴史的景観や都市景観が対象

法律の一部に景観の記述が含まれている

「緑」といった特定の景観要素を対象とした法が多く制定

地方分権の流れが反映された政策
（他の政策でも、新たに権限を市町村に移譲するものも現れる）

参考　国土交通省：景観まちづくりリーフレット05　　小林正：我が国の景観保全・形成法制　　衆議院ＨＰ：制定法律の一覧

1.1研究の背景_これまでの景観政策

これまでの景観政策の特徴

【特定の景観構成要素を対象】
- 屋外広告物の表示について（屋外広告物法）
- 樹木の保存に関し必要な事項を定める（都市樹木保存法）　等

【特定の土地利用で運用可能】
- 都市計画区域内において運用可能（風致地区制度）
- 大臣又は知事指定の保安林にて運用可能（森林法）　等

【景観上の特徴をもった地域の運用が中心的】
- 文化財の内重要なものを指定（文化財保護法）
- 風致･景観が優れている区域を指定（緑地保全地区制度）　等

【近年は景観行政の権限を市町村に委譲】
- 景観行政団体が景観計画を策定（景観法）
- 市町村による歴史的風致維持向上計画の策定（歴まち法）　等

参考　国土交通省：景観まちづくりリーフレット05　　小林正：我が国の景観保全・形成法制　　衆議院ＨＰ：制定法律の一覧

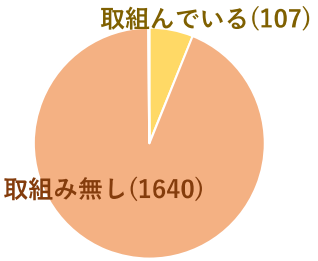
1.1研究の背景_広域景観の抱える課題

【近年では主に市町村に権限を委譲】
▼
行政境界を越える景観行政が困難な政策体系との指摘が複数される

参考　中井･小浦(2005):景観法と景観まちづくり　　北村(2008) :分権政策法務と環境・景観行政

国土交通省(2010)「第７回景観法活用意向調査」

1,749団体を対象に(回収率100%)景観の広域調整等についてアンケート調査



広域景観の取組みの有無は？
※国交省によるアンケート調査より
（全国の市町村を対象）



広域景観の類型と概要
※国土交通省(2011)「広域的景観形成について」より引用

1.1研究の背景_広域景観の抱える課題

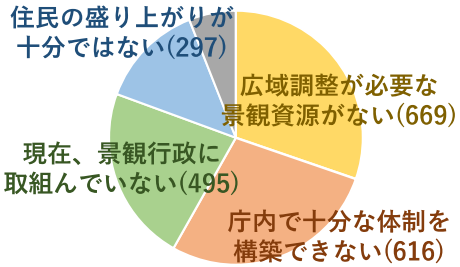
【近年では主に市町村に権限を委譲】
▼
行政境界を越える景観行政が困難な政策体系との指摘が複数される

参考　中井･小浦(2005):景観法と景観まちづくり　　北村(2008) :分権政策法務と環境・景観行政

国土交通省(2010)「第７回景観法活用意向調査」

1,749団体を対象に(回収率100%)景観の広域調整等についてアンケート調査

市町村が広域景観に取組まない理由は？



※国交省のアンケートより、総回答数に対する割合を示している（全国の市町村を対象。複数回答可）

広域景観の課題１
際立った景観的特徴が無い地域においては取組む事が困難

広域景観の課題２
関わる部局が多く体制構築が困難

広域景観の課題３
景観政策を活用する自治体が少ない

1.1研究の背景_広域景観の形成に係る意義と方針

国土交通省(2011)”広域的景観形成について”
広域景観の取組み時に有用な参考資料としてまとめ

広域的景観形成の意義を明確化

- 市町村単独では解決が困難な課題への対応
- 市町村それぞれに取組むと非効率な課題への対応

国土交通省(2015)”日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会”報告書
景観行政の新たな展開のあり方として4つの論点を提示

論点１「広域景観の形成」

ここで広域景観の取組みのために「景域」という概念を提示しており、景域をまとまりとして景観形成を図る場合、次の2パターンが有る

- 一つの市町村内に複数の景域が存在
- 市町村等の行政区域を越える景域

1.2研究の目的

以上の背景を踏まえ本研究は、

行政境界 又は **土地利用区分**

を越え形成される**広域景観**を対象として

広域景観の実態と特性 **及び** **公共政策が与える影響**

について、明らかにする。

これにより、

広域景観の特性に応じて景観形成を進める方策

について、考察することを目的とする。

1.2研究の目的_広域景観と公共政策の関係

広域景観の課題３

景観政策を活用する自治体が少ない

景観に関わる法制度

景観法
- 景観計画
- 景観地区

市町村独自の仕組み

森林法 / 農振法 / 都計法

小浦2014を参考に筆者作成

実際には複数の政策が関与

公共政策	計画系	規制系	事業系
景観形成政策	景観計画	屋外広告物条例	緑化協議制度
	景観ガイドライン		
	緑の基本計画		
土地利用政策	都市マス	地区計画	
	農振計画	農振農用地	
	森林計画	保安林	
社会資本政策	河川整備計画		河川緑地整備事業
			工業団地開発事業
産業振興政策	地域産業活性化計画		企業誘致条例
	拠点都市地域整備計画		

1.3研究の構成

序論
- 1．はじめに
- 2．本研究の位置づけ ★3
- 3．研究対象地の概要と分析フレーム

本論

広域景観の分類
- 行政境界を越える
- 土地利用を越える

▼道路河川軸景観の主要構成要素に公共政策が与える影響を把握

- 4．行政境界を越える道路景観に公共政策が与える影響 ★1
- 5．土地利用を越える河川景観に公共政策が与える影響 ★2

▼地域内に点在する景観の構成要素に公共政策が与える影響を把握する

- 6．産業景観に複数の公共政策が与える影響 ★4

結
- 7．考察
- 8．結論

査読有り論文

★1 山崎嵩拓, 坂井文, 越澤明:主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく一考察, 日本都市計画学会学術研究論文集, 2013.10

★2 山崎嵩拓, 坂井文:河川景観の特性分析に基づく景観施策及び住民活動に関する一考察, 日本建築学会計画系論文集, 2015.10

★3 Takahiro Y., Aya S. :Analyzing Current Trend of Academic Perspectives and Social Concerns on Landscape Matter ,Asian-Pacific Planning Societies 2016, 2016.8 (abstract review)

★4 山崎嵩拓, 坂井文:農業に関わる地域産業施設が創出する景観に関わる施策と実態, 日本建築学会計画系論文集, 2017.2

1.4研究の方法

行政資料・文献調査
- 自治体が策定する計画や制定する条例の調査
- 対象地に関する文献資料の調査

現地調査
- 4章について、2012-2013年に複数回実施
- 5章について、2013-2014年に複数回実施
- 6章について、2015年に複数回実施

ヒアリング調査
- 4章について、基礎自治体・広域自治体を対象に2012年に実施
- 5章について、基礎自治体・住民団体を対象に2014年に実施
- 6章について、基礎自治体・農業協同組合を対象に2015年に実施

アンケート調査
- 6章について、民間食品企業・農業協同組合を対象に2015年に実施

2.本研究の位置づけと広域景観を研究対象とする意義

2.1本研究の位置づけ
2.2広域景観を対象とする意義

2.1本研究の位置づけ_既往広域景観研究分析を通じて

既往の広域景観に関する研究の整理

既往の広域景観研究

●広域景観の実態・特性に関する研究
- 景観の観点から混住化地域の把握　（坂本 1996）
- 海域・陸域の構成等から海岸線の景観構造を把握　（中江 2010）

▶ **道州スケールに着目し、鳥瞰で景観構造を分析**

●広域景観の保全・創出に関する研究
- 広域景観形成に向けた取組みのプロセス　（大柳 2001）
- 市町村境界を越える景観法活用実態　（川崎 2011, 姫野 2013）

▶ **先進的事例のプロセスや制度活用に着目**

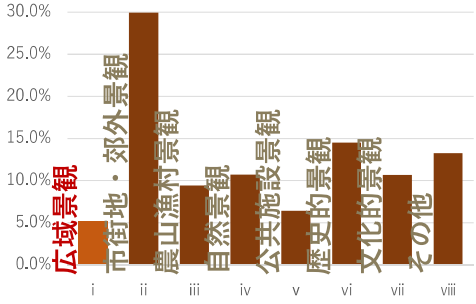
[新規性]　本研究は行政境界又は土地利用区分を越える都市圏スケールに着目し、**景観構成要素を考慮**した調査を実施

[有用性]　本研究は際立った景観上の特徴を持たない広域景観に、**これまでの公共政策が与える影響**を把握し、景観形成に資する方策を考察

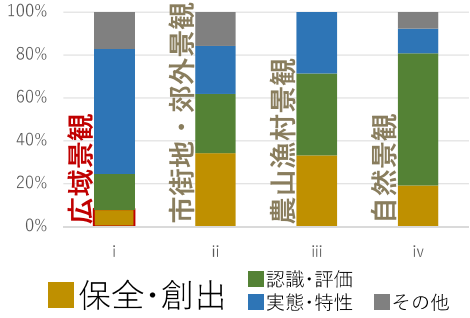
2.2広域景観を対象とする意義_既往景観研究の傾向

広域景観への関心が高まり始めた**2008-2013年**に着目
査読付き論文集から**景観研究259編**を抽出

「対象景観」に基づく分類



「研究目的」に基づく分類



「広域景観の保全・創出」研究は景観研究の中でも特に少ない
景観法が都市や農村等を対象とする中、広域景観形成に貢献

2.2広域景観を対象とする意義_広域景観の保全・創出研究

広域景観の「保全・創出」を目的とした論文(2008-2013)

宮川(2008)

セントヘレンズ区における旧産業地域の景観戦略

建築学会計画系論文集73(624)pp.357-

対象	特定行政区の低・未利用地（ブラウンフィールド）
分析	総合開発計画や自然保護政策の運用実態

宋,池田(2010)

琉球世界遺産のバッファゾーン**及びその周辺における景観保全**

建築学会計画系論文集75(652)pp.1463-

対象	世界遺産群バッファゾーン及びその周辺
分析	文化財保護法・森林法・農振法及び自治体条例の影響

広域景観の保全・創出研究では特定区域に関わる様々な政策に着目する
際立った景観上の特徴を持たない広域景観を対象

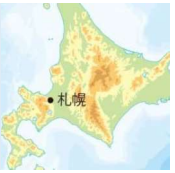
3.研究対象地の概要と分析フレーム

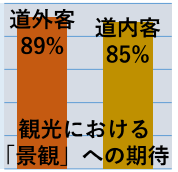
3.1北海道を対象とする位置づけ
3.2北海道における広域景観の方針
3.3対象地の選定と概要
3.4分析フレーム

3.1北海道を対象とする位置付け

広域景観の取組み	**北海道「広域景観推進地域」指定制度(2001)** 景観法の施行以前から自主条例を制定し、**広域景観の形成に取組む**
空間的な特徴	**淺野「北のランドスケープ」(2007)** 北海道は本州と比べて平地の割合が高く、**地形的に広大さが特徴**
資源としての広域景観	**北海道「観光のくにづくり行動計画」(2013)** 雄大な沿道景観や、のどかな農村**風景観賞が観光目的**となっている







※国土地理院HP及び北海道「平成23年度観光客動態・満足度調査」より

3.2北海道における広域景観の方針

北海道における広域景観の方針と体制

北海道景観形成基本計画(1999)
方針「広域にわたる景観づくり」
- ○地域をつなぐ河川や道路の周辺における連続性の配慮
- ○一次産業との連関性等に着目した、テーマ性のある広域での取組み

北海道景観形成ビジョン(2009)
方針「一体性と連続性のある広域景観づくり」
- ○一体性と連続性を保ちつつ、全道各地に展開
- ○地域特性や取り組みの進捗に応じた支援

北海道における広域景観の位置づけ

道路や河川等が境界線を越えて連続性を持つ「軸」
一次産業等により生じる景観要素が境界線を越え一体的に広がる「面」

→北海道が示すエリアごとの広域景観の特徴をもとに対象地を選定

3.3対象地の選定と概要

北海道(1999):景域カルテ（北海道を10エリアに区分し、それぞれの広域景観形成の目安を示す）

	景観の基本特性	景観の課題	典型的景観資源
道央景域	○道央低地帯の中に、小樽、札幌、千歳、苫小牧、室蘭等の都市群が連なり都市的景観を形成している	○沿道における都市縁辺部に集中する景観阻害要素、乗用への対応	○石狩川・千歳川 ○大都市圏の札幌 ○広域交流の役割を果たす新千歳空港 ○広域軸として役割を果たす沿道・国道36号線
十勝景域	○広大な十勝平野に展開する幾何学模様の農地の広がり ○広大な農地に軸状の風林や農業施設が点在し空間的にアクセントをつけている	○遠望される大型農業施設の景観的配慮 ○地域から都市部の田園景観の対比と調和を意識した景観整備	○十勝平野・大区画農地と防風林、散在する農家 ○広域的な都市的広がり

札幌圏（札幌市・北広島市・恵庭市・千歳市）
・道路や河川等の境界線を越えて連続する「軸」

帯広圏（帯広市・音更町・幕別町・芽室町）
・広大な農地と都市に産業施設が一体に広がる「面」

3.4分析フレーム

各章で扱う要素と着眼点

▼境界線を越える景観の実態と政策の影響を、軸に着目して把握



4章.行政境界を越える道路軸



5章.土地利用を越える河川軸

▼境界線を越えて点在する景観要素の実態と政策が与える影響を把握



6章.境界線を越え広がる農業に関する産業施設

4.行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

4.1本調査の目的と対象地の概要
4.2景観計画におけるR36に関する項目の比較
4.3沿道景観の実態
4.4景観形成に公共政策が与える影響
4.5小括

4.1本調査の目的と対象地の概要

国道36号線札幌･千歳間（道央の骨格道路網）



札幌市 ― 北広島市 ― 恵庭市 ― 千歳市

[調査①] **景観計画の自治体間比較** ▶ [調査②] **沿道景観の実態把握** ▶ [調査③] **政策が与える影響の分析**

[明らかにする事]
景観形成の方針と政策運用の自治体間の変化
沿道景観の実態に公共政策が与える影響

4.2景観計画におけるR36に関する項目の比較

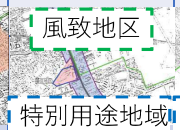
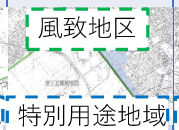
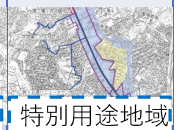
四市における景観に関する計画の比較

	札幌市	北広島市	恵庭市	千歳市
策定経緯・計画枠組	1997.3 景観形成基本計画 → 2004.6 景観法施行 → 2008.4 **景観計画**	1996.3 **都市景観形成基本計画** → 1996.9 市制移行	新水と緑のやすらぎプラン / 新・花のまちづくりプラン → 都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ / 環境基本計画 / 緑の基本計画 → 2008.3 **都市景観形成基本計画**	**都市景観形成基本計画** 2001.3 都市景観ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ ＋ 2002.8 都市景観ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ ＋ 重点地区ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
	景観法に基づいた景観計画	現在は運用されていない	上位計画に複数の計画を挙げる	3つの計画をまとめた都市景観計画

4.2景観計画におけるR36に関する項目の比較

景観に関する計画の比較(幹線道路の項目別方針)

	札幌市	北広島市	恵庭市	千歳市
街路樹・花植え	**連続する道路緑化**により、	**・緑を印象付ける軸**上景観をつくります ・街路樹の無い道路沿	**・美しい並木道**や花修景がなされている道を今後も維持管理する ・まちの出入口には花と緑の修景を行う	・路線、地区ごとに季節感のある植栽、花などの選定を行う ・シンボル性のある樹種の選定と効果的配置に努める
	連続する緑化	緑の軸	美しい並木道	
建築物・建て方に関しては記述なし				
広告	屋外広告物について **和**が図られるよう沿道景観の誘導に努めます	・北海道屋外広告物条例で禁止されている 沿いでは、**違反広** について北海道と連携し指導を行います ・大型広告塔、立看板	・R36の新・旧分岐点を修景する **・違反広告物**、老朽化した看板や を取り除く ・看板やのぼりのデザイ る賑やかさを演出する	・大きさ、色彩、設置位置などの**統一感**を図る ・賑 するための**デザイン向上**に努める ・共同設置し、適切な管理に努める ・乱立を回避する
	周辺との調和	条例に基づき違反広告物指導	統一感 違反広告物を撤去	統一感

凡例	札幌駅前通り	豊平橋周辺	東月寒向ヶ丘	羊ヶ丘	清田区NT
◎:重点区域 〇:区域指定 △:自主計画					
自治体	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
用途地域	地区計画	地区計画	準工・近商	準工	地区計画
景観計画	〇	〇	〇	〇	〇
ガイドライン	〇	×	×	×	×
地区計画	〇	〇	×	×	〇
風致地区	〇	〇	〇	〇	×
農振農用地	ガイドライン	×	×	×	×
特別用途地区	×	×	〇	〇	〇

大曲柏葉	恵庭・北広島	黄金地区	上長都地区	千歳市街地	空港周辺
					
北広島市	北広島・恵庭市	恵庭市	千歳市	千歳市	千歳市
地区計画	×	地区計画	工・工専	商・近商・一住	一住
△	△	△	△	△	△
農振地域	農振地域	農振地域	×	〇	〇
〇	×	〇	×	×	×
×	×	×	×	×	×
〇	〇	〇	×	ガイドライン	ガイドライン
×	×	×	〇	×	×

4.2景観計画におけるR36に関する項目の比較

景観に関する計画の比較(重点地区)

	札幌市	北広島市	恵庭市	千歳市
重点地区	大通地区 札幌駅前通り北街区地区 札幌駅南口地区 札幌駅北口地区	道道栗山北広島線及びR36との交差点 竹山周辺の眺望ポイント 住宅地	国道・道道の分岐点 R36恵庭大橋 R36跨線橋の景観 ・・・etc	新千歳空港アクセス沿道地区 JR千歳駅周辺地区
取組み	景観形成重点区域について、**景観法及び札幌市都市景観条例**に基づく届出対象行為及びに良好な景観形成の為の行為の制限を定める	美しく魅力あふれる の 形成重点**事業モデル**として示す	**フォトモンター** ﾌｫﾄﾓﾝﾀｰｼﾞｭ メージの提案を行う	重点地区に景観ガイドラインを設け、その**ガイドラインも含めて千歳市都市景観形成基本計画**としている
	事業モデル			
	景観重点区域を定め法に基づき景観形成			ガイドラインを策定し特性に応じた景観形成

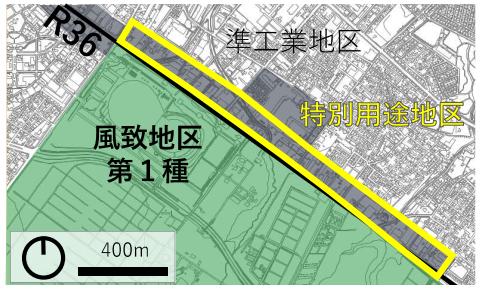
4.4景観形成に公共政策が与える影響

風致地区_都市の風致を維持するために建築・造成行為を制限

特別用途地区_地域特性に応じて特定用途の利便性を向上

1966.風致地区指定 ▶ 2001.条例に基づき種別化

■羊ケ丘風致地区・大規模集客施設制限地区（特別用途地区）





大規模集客施設制限地区（特別用途）	
建築用途制限	店舗・飲食店等は10,000㎡以下

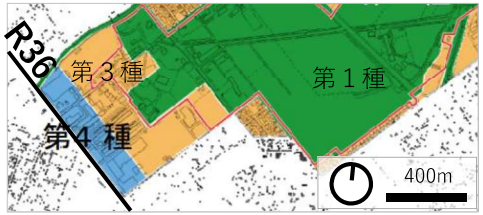
4.4景観形成に公共政策が与える影響

風致地区_都市の風致を維持するために建築・造成行為を制限

1966.風致地区指定 ▶ 2001.条例に基づき種別化

■東月寒向ヶ丘風致地区





第４種地区内の規制（一部）	
建蔽率	40%以下
壁面後退距離	2.0m以上
広告物の縦横比	縦長さ＜横長さ

4.4景観形成に公共政策が与える影響

地区計画_地区レベルで建築・開発行為を規制する手法

農振農用地_農業利用を確保する土地の指定



■恵庭市黄金地区







※写真中の文字は地上広告物の基準。H:高さ, A:一面の表示面積

4.4景観形成に公共政策が与える影響

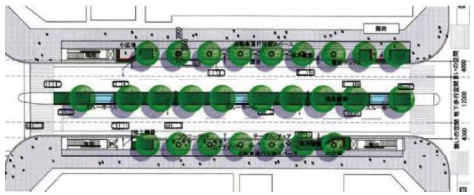
札幌駅前通り
緑を感じる都心の街並み形成計画

2002.都心まちづくり計画

札幌駅前通り「**賑わいの軸**」

2005.緑を感じる都心の街並み形成計画

駅前通りの個性ある景観づくりを目指し、**平面図レベル**で像を提示



新千歳空港周辺
アクセス沿道景観形成ガイドライン

1997年頃

空港周辺整備に関心が高まる
＋
屋外広告物乱立問題が顕在化

1997.アクセス沿道景観形成ガイドライン

「北海道の顔」の景観形成に向け、**行政境界を越える**方針を提示

2012.広告物に特化する内容に改訂

4.4景観形成に公共政策が与える影響

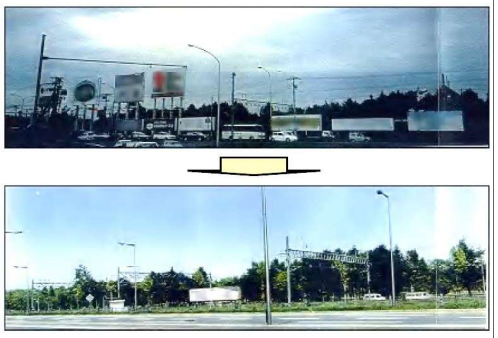
札幌駅前通り
緑を感じる都心の街並み形成計画

- ガイドラインに示す方針と地区計画などの**法に基づく誘導・規制手法を連携**



新千歳空港周辺
アクセス沿道景観形成ガイドライン

- エリアごとに整備の目標や方針を指定し**景観関係団体を含めた協議会**を組織



※北海道(2012)「北海道屋外広告物条例のあらまし」より引用

4.4景観形成に公共政策が与える影響

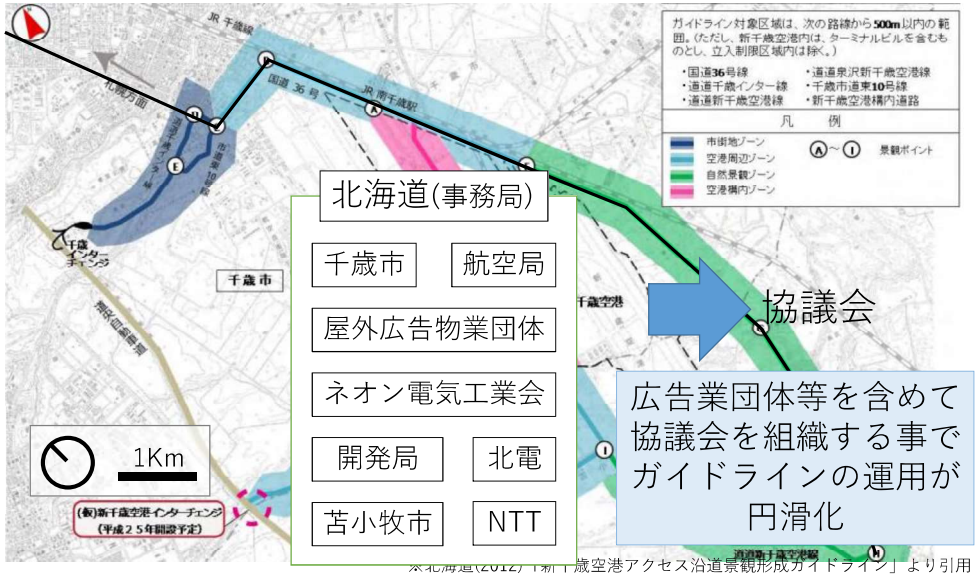
駅前通りのガイドラインと政策の対応関係

まちづくり目標	地区計画による誘導	景観計画による協議誘導
駅前通りの街並みに統一性、連続性を持たせ軸性を強化		・通りと建物高さの適度な比率による囲まれ感 ・中高層部の壁面の連続
道庁、時計台などの永続するものに配慮する		・辻ごとの街並みの特徴付け ・歴史的な建物を意識した意匠や色彩の配慮
歩行者にとって連続的に賑わいを感じる街並みにする	・低層部へ賑わい機能の導入	・低層部の連続した設え、開放性の演出 ・賑わい阻害要因の制限
多様な活動を可能にする機能を集積する	・低層部へ賑わい機能の導入 ・ふさわしくない用途の制限	
魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	・中間領域となるOSの確保 ・地上と地下の一体となった空間づくり	・賑わいを生むOSの活用

ガイドラインの目標に合わせ、各種制度の併用による景観誘導

4.4景観形成に公共政策が与える影響

新千歳空港周辺のガイドラインと運用体制



※北海道(2012)「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」より引用

4.5小括_行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

1.自治体ごとに政策の内容が変化し景観に影響

屋外広告物条例に基づく基準が自治体ごとに変化



札幌市屋外広告物条例
▼
市街地はほぼ**一律の基準**



北海道屋外広告物条例
▼
恵庭では**一般地域**



北海道屋外広告物条例
▼
北広島は**禁止地区指定**

※写真中の文字は地上広告物の基準。H:高さ, A:一面の表示面積

4.5小括_行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

2.道路軸が規制決定の境界線として用いられる

道路を挟み対面で土地利用規制の内容が変化する



用途地域・地区計画・農用地
全てが道路を境に決定

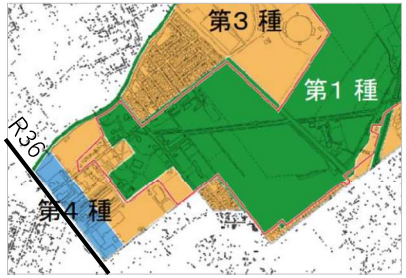


工業地域側では産業施設や広告が掲出、
住居地域側は遮断緑地の整備

4.5小括_行政境界を越える広域景観に公共政策が与える影響

3. 多様な景観構成要素に対して政策は個別的対応

風致地区の一部区域では景観形成に限定的な効果



区域内に種別を設けており
沿道は第4種地区に指定



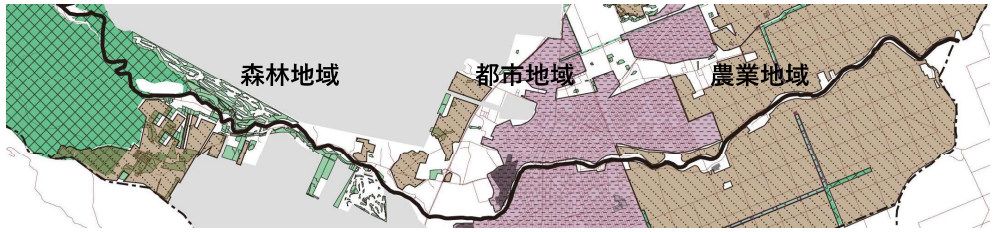
建築物は壁面後退距離について
広告は縦横比を定めるも効果は限定的

5.土地利用区分を越える広域景観に公共政策が与える影響

5.1本調査の目的と対象地の概要
5.2景観計画と法定計画の対応関係
5.3沿川景観の実態分析
5.4頻出する景観構成要素に関する取組み
5.5小括

5.1本調査の目的と対象地の概要

恵庭市漁川（２市４町の水道水源）



[調査①]
土地利用計画の地域間比較

[調査②]
沿川景観の実態把握

[調査③]
政策が与える影響の分析

[明らかにする事]
土地利用計画と景観計画の対応関係
沿川景観の実態と公共政策が与える影響

5.1本調査の目的と対象地の概要

恵庭市景観形成基本計画（2008.3）

自然景観ゾーン



[景観形成方針]
緑豊かな森林景観や漁川等の清流景観を将来にわたって守り育てる

都市景観ゾーン



[景観形成方針]
道路・公園・河川緑地・公共空間などがつながった美しい街並みづくり

農村景観ゾーン



[景観形成方針]
農地を守ってきた防風林や河川を大切にして農村景観を豊かな魅力あるものに

5.1本調査の目的と対象地の概要

恵庭市景観形成基本計画（2008.3）



■森林法

恵庭市森林整備計画(2008.3)

- 目的：森林の維持と生産力の増進
- 対象：地域森林計画対象民有林
- 内容：区域ごとの伐採に関する事項など



■都市計画法

恵庭市都市計画マスタープラン(2011.3)

- 目的：都市の健全な発展と秩序ある整備
- 対象：都市計画区域
- 内容：分野別の整備に関する事項など



■農業振興地域の整備に関する法律

第3期恵庭市農業振興計画(2011.3)

- 目的：農業の健全な発展
- 対象：農業振興地域
- 内容：各種事業の実施主体や期間など

5.2景観計画と法定計画の対応関係_各ゾーンの主要方針

	景観計画の景観形成方針（各ゾーンの主要項目）	森林計画	都市マス	農振計画
自然景観ゾーン	緑豊かな森林景観や美しい漁川の清流景観を守り育てる	◎	○	
	盤尻地区の特徴を来訪者に伝え、恵庭のまちの特徴を生かす	○		
都市景観ゾーン	道路･公園･河川緑地･公共空間等が繋がって美しい街並みへ		○	
	市街地の空地など管理が行き届かない場所は花修景を行う		○	
農村景観ゾーン	営農が美しいのでｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑの展開等により農業を元気に		○	◎
	屋敷林や防風林、河川の水と緑を大切に景観を魅力的に	○	○	

※　○部分的な継承　◎ほぼ全体的な継承

ゾーンごとの主要な方針は各法定計画に位置付けられる

森林景観を守る　＝【森林計画】えにわ湖等の周辺森林の維持増進
農業を元気に　＝【農振計画】営農継続を支えるﾂｰﾘｽﾞﾑ促進

5.2景観計画と法定計画の対応関係_人工物･組織について

	景観計画の景観形成方針（人工物に関する項目）	森林計画	都市マス	農振計画
自然景観ゾーン	施設は位置・規模・形状・色彩等について周囲と調和を図る			
都市景観ゾーン	住宅地では周りに気遣う家づくりにより安心できる景観作り		○	
農村景観ゾーン	農家住宅や付帯施設等の形状や色彩などは建物群で統一		◎	

	景観計画の景観形成方針（組織に関する項目）	森林計画	都市マス	農振計画
自然景観ゾーン	特になし			
都市景観ゾーン	公園・緑地・街路樹・道路用地の緑をさらに豊かに育て、維持管理などに対して主体的な市民の参画を促す			
農村景観ゾーン	農道や排水路、用水路の管理が住民だけでなく協働で行う仕組みづくりを進め、より一層美しい農村景観をつくる			◎
景観軸	橋梁は形状や色彩等について周辺との調和を図る（景観計画内で漁川景観検討委員会の設置を言及）			

5.2景観計画と法定計画の対応関係_各法定計画の特徴

森林計画

民有林に細区分を設け、望ましい森林の姿を提示

- **水源涵養林** ･･･ 裸地面積の縮小と分散
- **生活環境保全林** ･･･ 防風や景観の創出
- **保健・文化機能等維持林** ･･･ 美的景観の維持･形成に配慮

都市マス

人工物の整序へ向け、土地利用規制の活用を掲げる

- 一般住宅地 ･･･ **地区計画等を活用**し河畔環境を活かす住環境整備
- 田園住宅地 ･･･ **地区計画等を活用**し都市･農村の調和した整備
- 市街地 ･･･ **地区計画等の一体的施行**による拠点整備

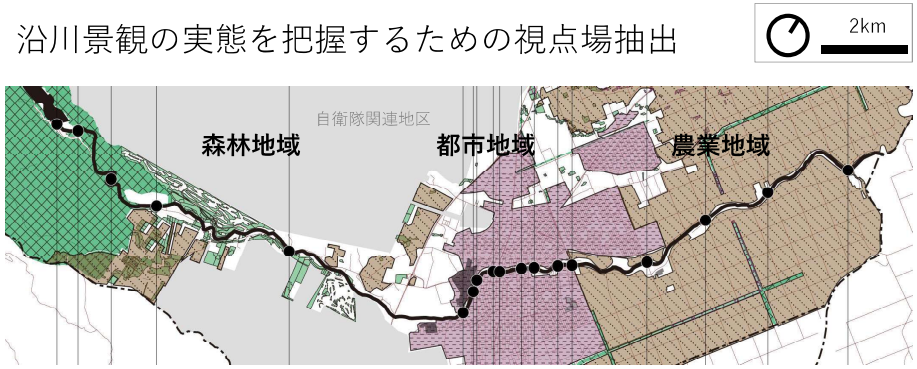
農振計画

組織的な取組み促進へ向け、主体や財源を明確化

- 農地・水・環境保全向上対策事業
 - **[主体]** 環境保全会（国･道･市）
 - **[目的]** 農地、水、環境の良好な保全と質的向上
 - **[財源]** 効果の高い活動組織に対し交付金を交付

5.3沿川景観の実態分析_実態把握の視点

沿川景観の実態を把握するための視点場抽出





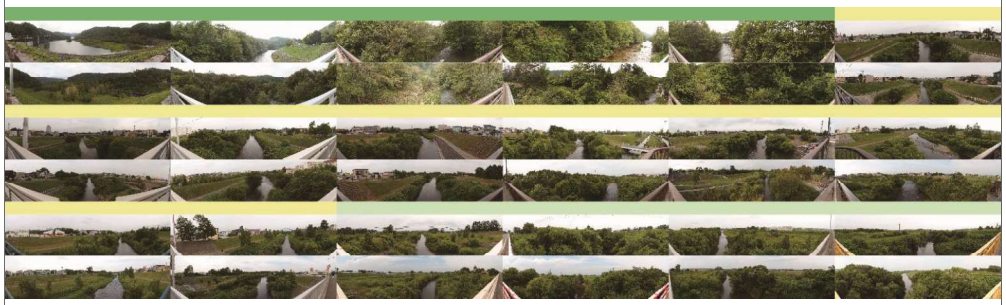
◀上流方向

▶下流方向

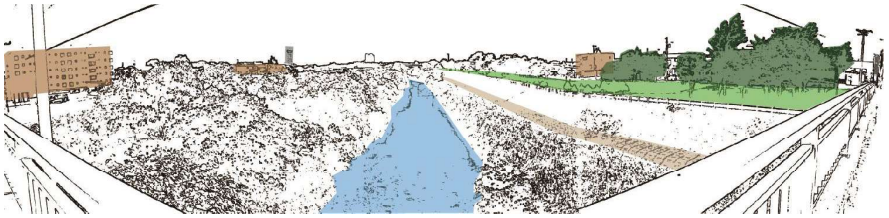
凡例
- 国有林又は地域森林計画対象民有林
- 市街化区域
- 農振農用地
- 自衛隊関連地区

5.3沿川景観の実態分析_景観構成要素の抽出

全18橋梁の上・下流方向36シーンを対象



景観構成要素の抽出



5.3沿川景観の実態分析_景観構成要素の整理

| | | | 自然景観ゾーン | | | | | | | | | 都市景観ゾーン | 農村景観ゾーン | | | | | | | | | 合計 | | | |
|---|
| | | | 漁川ダム | | 河西橋 | | 栄橋 | | 川端橋 | | 錦区橋 | あかね橋 | | 日の出橋 | | 新栄橋 | | 恵庭橋 | | 泉川橋 | | 有楽橋 | | 中島橋 | | 黄金橋 | | 恵庭大橋 | | 南21号橋 | | 南18号橋 | | 南15号橋 | | 南12号橋 | | 自然 | 都市 | 農村 | 合計 |
| | | | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | | | | |
| 人工物 | 公施設 建築物 | 公営住宅 | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | ● | ● | ● | | | ● | | ● | | | | | | | | | | 0 | 7 | 0 | 7 |
| | | 公共施設 | ● | | ● | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | | 2 | 3 | 2 | 7 |
| | 公施設 工作物 | 河川工作物 | ● | | | | | | | | ● | | | ● | ● | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | | | 2 | 5 | 1 | 8 |
| | | 人工護岸 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | 2 | 6 | 1 | 9 |
| | | 他の橋梁 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| | | 看板 | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | 0 | 11 | 2 | 13 |
| | | 電線 | | | | | | | ● | ● | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | 2 | 2 | 1 | 5 |
| | | 鉄塔 | ● | | | | | | | | | | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 民施設 建築物 | 戸建住宅 | 0 | 17 | 2 | 19 |
| | | 集合住宅 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| | | その他 | 0 | 5 | 1 | 6 |
| | | 農業用施設 | ● | 0 | 0 | 7 | 7 |
| | | ビニールハウス | ● | 0 | 1 | 3 | 4 |
| | | 屋外広告物 | | | | | | | | | | | | | ● | 0 | 4 | 0 | 4 |
| | | 電波塔 | | | ● | ● | 2 | 0 | 4 | 6 |
| 自然物 | 水面/河畔林 | | ● | 9 | 18 | 8 | 35 |
| | 緑地 | 河川緑地 | 0 | 7 | 1 | 8 |
| | | 自転車道 | 0 | 10 | 4 | 14 |
| | | 公園 | | | ● | 1 | 9 | 0 | 10 |
| | | 農地 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| | 林地 | 植林 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| | | 防風林 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | | 森林 | ● | ● | 10 | 0 | 0 | 10 |
| 小計 | | | 5 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 2 | 7 | 7 | 5 | 7 | 6 | 10 | 8 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 | 4 | 6 | 8 | 10 | 8 | 10 | 7 | 10 | 6 | 7 | 5 | 5 | 1 | 30 | 129 | 51 | 210 |
| 合計 | | | 8 | | 6 | | 4 | | 6 | | 6 | 14 | | 11 | | 16 | | 17 | | 14 | | 11 | | 9 | | 13 | | 17 | | 17 | | 16 | | 12 | | 6 | 6 | 13.6 | 12.8 | |

河川区域内工作物
（河川工作物・人工護岸・他の橋梁・看板）

住宅建築
（戸建住宅・集合住宅）

公園・緑地
（河川緑地・自転車道・公園）

農地

森林

5.4頻出する景観構成要素に関する取組み_河川工作物

河川区域内工作物の景観に関する政策・取組み



【自然景観ゾーン】



【都市景観ゾーン】



【農村景観ゾーン】

漁川ダム管理施設色彩ガイドライン

北海道開発局漁川ダム管理所(2010)

長期の施設管理における一貫した色彩管理の必要性

漁川ダムのトータルイメージを河川区域全体で形成する方針

改修前





改修前





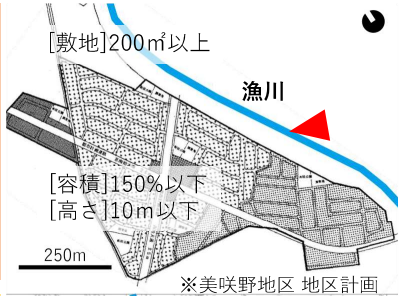
※漁川ダム管理施設色彩ガイドラインより

5.4頻出する景観構成要素に関する取組み_住宅建築

住宅建築の景観に関わる政策・取組み

地区計画が三カ所で決定

都市地域

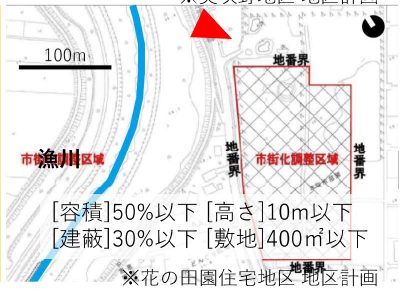


※美咲野地区 地区計画

[方針]低層住宅を主体として、均衡ある土地利用を図る



農業地域



※花の田園住宅地区 地区計画

[方針]漁川等の周辺環境と調和のとれたゆとりある田園住宅地



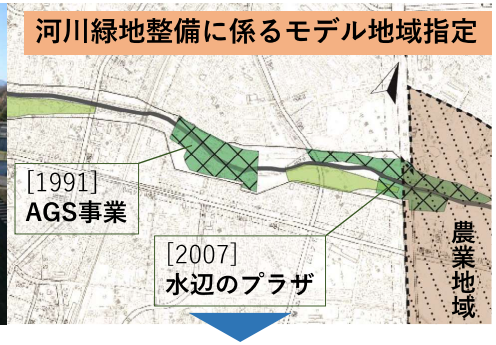
5.4頻出する景観構成要素に関する取組み_河川緑地

河川緑地の景観に関する政策・取組み

50m



河川緑地整備に係るモデル地域指定



都市・農村交流ゾーン・交流拠点構想（恵庭市）

2001.3 “**都市・農村交流の促進**”
- 農村景観の節度ある活用
- 散策路や自転車道等の施設整備
- 河川環境整備

連携

水辺のプラザ事業（国：河川管理者）

2005.4 “**千歳川河川整備計画**”
- 地域の人の憩いの場となる水辺
- 地域まちづくりとの連携
- 人と川のふれあいの場の提供

5.4頻出する景観構成要素に関する取組み_農地

農地の景観に関する政策・取組み

第3期 恵庭市農業振興計画（農振法）

施策の展開方針「**農村環境の保全**」

農業者による農地・水・環境保全の向上のために取組みを行う

→**景観作物の作付活動を実施**



※恵庭土地改良区HPより

- 二つの保全会から取組みが始まる
- 景観作物の作付面積は年次変化が大きい



5.4頻出する景観構成要素に関する取組み_森林

森林の景観に関する政策・取組み



森林整備計画（森林法）

■**保健・文化機能等維持林**
▶美的景観の維持・形成に配慮

■**水源涵養林**
▶伐採に伴う裸地面積縮小・分散

区域ごとに施業方針が変化

森林経営計画の策定支援

▼市では森林所有者に管理を促進するため森林経営計画の策定を促している

策定率=0.2%のみ



行政・住民団体の連携による景観管理活動（2000年-）

市 ▶ ダム管理者 **後援** ▶ 実行委員会

[事務局]
・NPO法人水環境北海道
[構成組織]
・恵庭河川愛護会
・市役所ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｻｰｸﾙ
・産業廃棄物協会　等

▼河川に関わる複数の行政住民団体が参画する実行委員会により湖岸のゴミ拾いや植樹の実施

活動区域は公有地に制限

※2004.9「水道水源保全地域図」

5.5小括_土地利用を越える広域景観に公共政策が与える影響

1.公設工作物は整備主体ごとに景観的配慮の有無が異なる

一部の施設管理者のみが色彩ガイドラインを運用する



老朽化・文字の剥離

景観に配慮する
手続きは取られていない



いざりレッド	7.5R2/4
いざりイエロー	10YR7/6
ダークグレー	10YR3/0.5

色彩ガイドラインを設け
管理者自らが改修

※漁川ダム管理施設色彩ガイドラインより

5.5小括_土地利用を越える広域景観に公共政策が与える影響

2.土地利用区分により政策の特徴が異なり景観に影響

土地利用区分ごとに策定される法定計画では性質が変化



森林に区分を設け
管理方法を指摘
▼
管理は一部の
民有林に留まる



都市計画に関する
基本理念の提示
▼
地区計画等との
連動は部分的



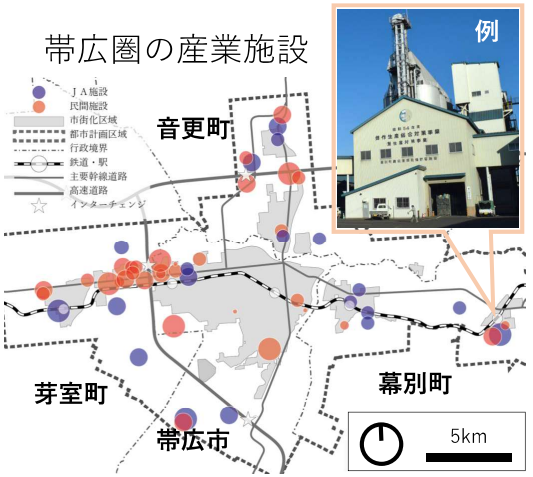
組織的な取組みの
実施方針等を掲げる
▼
活動区域は年次ごとの
変動が大きい

6.公共政策の重複が広域景観に与える影響

6.1本調査の目的と対象地の概要
6.2産業と景観に関する政策の変遷
6.3地域産業施設について
6.4地域産業施設の立地と規模の傾向
6.5産業･景観政策が広域景観に与える影響
6.6小括

6.1本調査の目的と対象地の概要

帯広圏の産業施設



[調査①]
産業と景観に関する
政策の変遷

[調査②]
地域産業施設の
景観実態の把握

[調査③]
景観特性に政策が
与える影響の分析

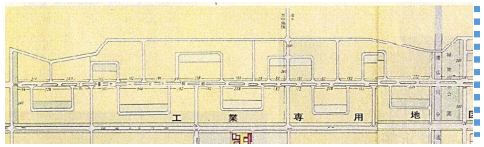
[明らかにする事]
産業と景観政策の変遷及び自治体間の差
工場施設の建築と植栽の景観実態と政策の影響

6.2産業と景観に関する政策の変遷_Ⅰ期

Ⅰ期（1963-1985）の産業政策と景観政策

地域産業に関する政策

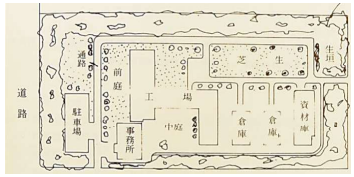
- 1963, 低開発地区指定
 - 各市町で税の免除条例が制定される
 工業団地開発が帯広・芽室で進む



※帯広市(1967)緑の工場公園より

景観に関する政策

- 1975, [音更] 地域緑化計画
 - 工業立地が進む地域を中心に策定



都市圏	帯広市	音更町	幕別町	芽室町
低開発地区指定	税免除条例	税免除条例	税免除条例	税免除条例
	帯広工団整備			
道自然環境条例	地域緑化計画	地域緑化計画	地域緑化計画	芽室工団整備

6.2産業と景観に関する政策の変遷_Ⅱ期

Ⅱ期（1986-1992）の産業政策と景観政策

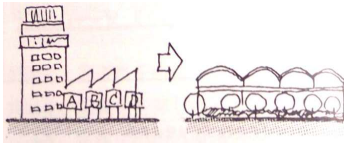
地域産業に関する政策

- 1986, [幕別]企業開発条例
 - 工業団地への集積を基本

企業誘致条例 → 優遇 → 農工法 → 工業団地造成

景観に関する政策

- 1991, [帯広] 景観形成基本計画
 - 工業に関する景観形成の方針提示
 低層化と分棟化を基本とした景観形成



都市圏	帯広市	音更町	幕別町	芽室町
	企業立地条例		企業開発条例	企業開発条例
	緑化協議制度		工業導入計画	
	景観基本計画 景観整備計画	景観基礎調査 景観基本計画	リバーサイド工団造成	

6.2産業と景観に関する政策の変遷_Ⅲ期

Ⅲ期（1993-2007）の産業政策と景観政策

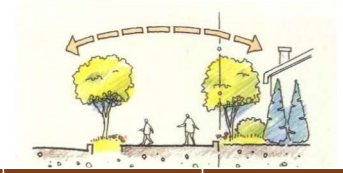
地域産業に関する政策

- 1993, 帯広圏拠点都市基本計画
 - 産業拠点の選定と優遇



景観に関する政策

- 2003, [帯広] 緑の基本計画
 - 工業地の緑化方針
 街路樹と民有緑地の連続



都市圏	帯広市	音更町	幕別町	芽室町
帯広圏拠点都市基本計画	IC工団優遇			芽室東工団優遇
	工団地区計画	工場立地条例		緑化要領
	緑の基本計画	緑の基本計画	緑の基本計画	緑の基本計画

6.2産業と景観に関する政策の変遷_Ⅳ期

Ⅳ期（2008-）の産業政策と景観政策

地域産業に関する政策

- 2012, フードバレーとかち
 - 広域政策を複合的に活用して推進

定住自立圏構想 → 担保（協定） → フードバレーとかち → 行動計画の提示 → 十勝産業活性化協議会

景観に関する政策

- 2010, シーニックバイウェイ
 - 1市7町「トカプチ雄大空間」を目指す
 ﾙｰﾄﾃｰﾏ：十勝型産業の創出と人口増加



※シーニックバイウェイ北海道HPより

都市圏	帯広市	音更町	幕別町	芽室町
産業活性化協議会 ﾌｰﾄﾞﾊﾞﾚｰとかち 定住自立圏構想	企業振興条例			
	緑化協議変更			
ｼｰﾆｯｸﾊﾞｲｳｪｲ ガーデン街道		緑の基本計画	緑の基本計画	緑の基本計画

6.3地域産業施設について

帯広都市圏に立地する地域産業施設群

地域産業施設（農業の関連産業）に着目

農業協同組合（ＪＡ）　18件

[対象]組合の区域が都市圏内を含む６ＪＡの保有施設群（ＪＡ帯広川西・ＪＡ木野・ＪＡ音更・ＪＡ札内・ＪＡ幕別・ＪＡ芽室）

民間食品製造業者（民間）　31件

[対象]工場総覧2012及びフードバレー・とかちに掲載されている施設の内、１市３町内に立地するもの

立地傾向と景観特性について分析を行う

6.4地域産業施設の立地と規模の傾向_立地傾向

行政区域と土地利用区分に応じた工場立地の傾向

立地傾向		ＪＡ施設群				民間施設群			
		帯広	音更	幕別	芽室	帯広	音更	幕別	芽室
市街化区域	工業団地	■■	■			■■ ■■ ■ ■■ ■■	■■ ■		■ ■ ■
	その他市街地		■ ■■	■■	■	■ ■■			
市街化調整区域		■	■	■■	■	■■ ■	■■	■	
合計		4	5	6	3	12	6	3	10
		18カ所				31カ所			

一行政区に2JA

6割が工業団地

広大な工業団地

工団以外に分散

※■は地域産業施設の一敷地を指す

6.4地域産業施設の立地と規模の傾向_規模の傾向

景観実態の調査と政策による影響分析の流れ

地域産業施設全49件の地図調査・現地調査を実施

業種と立地区域に応じて景観の実態を表す**指標を算出**

企業名	建築面積	敷地面積	建蔽率	建築棟数	隣接用途	土地履歴
A社	13,910㎡	51,400㎡	27.1%	4棟	施設･農地	農用地

6.4地域産業施設の立地と規模の傾向_敷地規模の傾向

	工業団地	団地を除く市街化区域	市街化調整区域
ＪＡの敷地規模	4.3ha 敷地面積 41% 建蔽率	4.5ha 敷地面積 37% 建蔽率	5.5ha 敷地面積 30% 建蔽率
民間の敷地規模	3.5ha 敷地面積 35% 建蔽率	5.0ha 敷地面積 40% 建蔽率	7.1ha 敷地面積 20% 建蔽率

6.4地域産業施設の立地と規模の傾向_建築規模の傾向

	工業団地	団地を除く市街化区域	市街化調整区域
JAの建築規模	900㎡ 平均建築面積 19棟 建築棟数	800㎡ 平均建築面積 18棟 建築棟数	1,300㎡ 平均建築面積 12棟 建築棟数
民間の建築規模	2,100㎡ 平均建築面積 8棟 建築棟数	700㎡ 平均建築面積 14棟 建築棟数	1,500㎡ 平均建築面積 19棟 建築棟数

6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響

景観実態の調査と政策による影響分析の流れ



6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響_地区計画

帯広都市圏の地域産業施設と地区計画決定

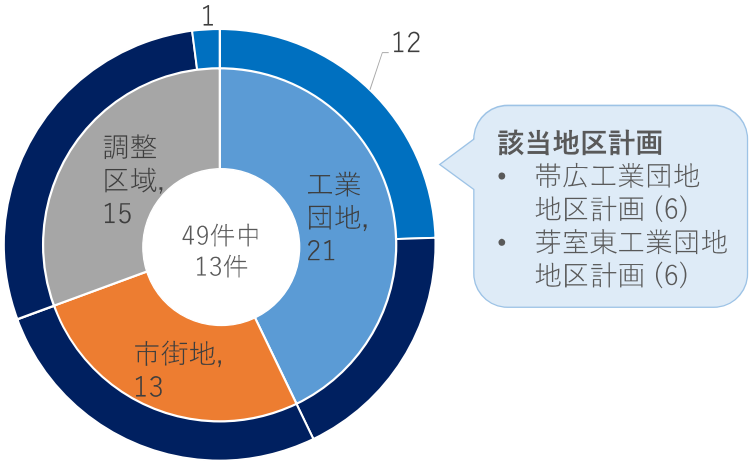
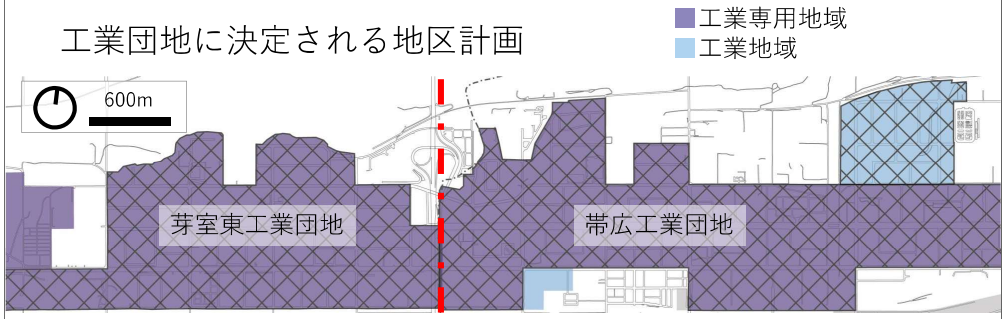


図.地域産業施設における地区計画決定の有無

工業団地の過半数と調整区域の1例で地区計画決定区域内に立地

6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響_地区計画

工業団地に決定される地区計画




植栽の整備は部分的


敷地前面に植栽帯整備

6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響_緑化規定

地域産業施設立地に係る緑地規制など

	都計法（開発許可制度）	工場立地法	帯広市緑化協議制度
対象開発	土地形質の変更を伴う すべての開発行為	主に製造業	工場等
対象規模	（市）敷[illegible]00㎡以上 （調）[illegible]開発行為	敷地9,[illegible]以上or 建築[illegible]以上	敷地1,000㎡以上and 建築200㎡以上※
緑化規定	3,000㎡以上の開発時、 3%以上の緑地等の配置	緑地面積20%以上・ 環境施設面積25%以上	非建蔽地の1/3に対し、 1本/10㎡の高木植栽
誘導方針	幹線道路側は柵の設置 緑の基本計画への適合	15%以上は外周に配置 特に住宅側の緑化推奨	道路から6mの緑化推奨 十勝の樹木特性を参照
担当	主に都市計画課	主に商工観光課	みどりの課

※木造以外の建築物は2階以上又は延べ面積200㎡以上

6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響_緑化規定

帯広都市圏に立地する地域産業施設群

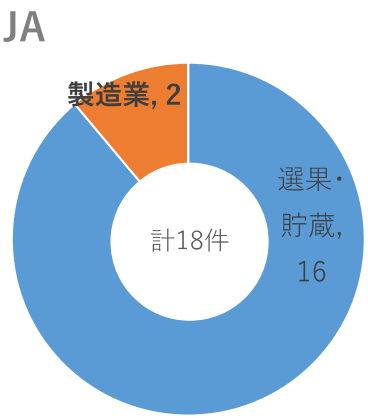


図.JAの業種

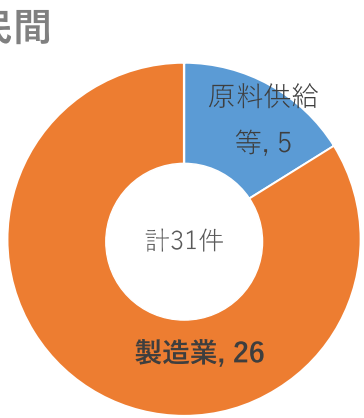


図.民間の業種

ＪＡは8割以上選果や貯蔵工場

民間は8割以上が加工等の工場

6.5産業・景観政策が広域景観に与える影響_緑化規定

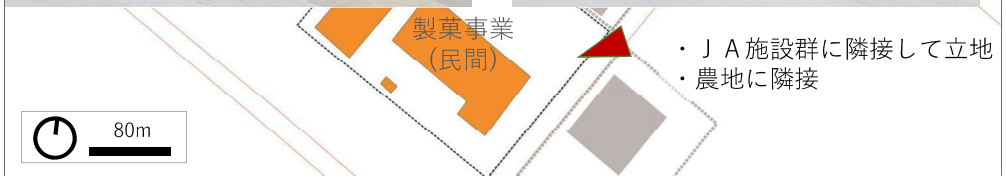
帯広市/調整区域　民間 とＪＡの隣接する事例



民間は敷地前面に植栽帯が整備



JAは小規模の植栽帯が点在



・ＪＡ施設群に隣接して立地
・農地に隣接

6.5小括_産業施設の景観に公共政策が与える影響

1.工業団地の景観特性は整備方針･土地利用規制により変化

工業団地により公共緑地の整備方針などが異なる



整備方針:緑の工業団地
現行規制:地区計画＆緑化協議
→広幅員の植栽帯により
工場が視覚的に遮蔽される



整備方針:臨空型企業団地
現行規制:特別工業地区
→工場敷地周辺には部分的な
緑地整備のみで高木等はない

2.産業施設の景観特性は立地区域により変化

区域ごとに異なる立地理由が景観特性に影響する

工業団地



民間施設が多く
一棟に集約する傾向
▼
大規模な建築物が多い

市街地



立地時期の古い工場が
敷地内に増築を行う
▼
建蔽率が高く

調整区域



区画の単位が大きく
組合の施設が多い
▼
複数の建築物が立地

3.工場周辺の緑化整備は業種により変化

業種により適用される法律が異なる

製造業施設



非製造業施設



	緑化義務	*配置方針*
食品製造業等	**20-25**%（工場立地法）	**敷地外周**に配置
その他工場	**3**%（開発許可制）	自治体計画に適合

7.広域景観の形成に向けた方策の考察

7.1広域景観の形成に公共政策が与える影響
7.2行政境界を越える広域景観の形成方策
7.3土地利用区分を越える広域景観の形成方策

行政境界を越える広域景観

	A市	B市	C市	D市
建築物	△	×	×	△
広告物	△	○	×	△
植栽	×	△	○	△

要素ごとに対応の差が生じる

目的が類似した政策の自治体間の運用差が景観に影響



広告物禁止地域



広告物一般地域

土地利用区分を越える広域景観

	森林	都市	農業
整備	×	○	×
管理	○	△	○
組織活動	△	×	○

重点を置く項目に差がある

目的が異なる政策そのものの性質の差が景観に影響



農地の取組み



森林の取組み

7.2考察_行政境界を越える広域景観の形成方策

行政境界を越える広域景観の形成１．ガイドラインの活用

[新千歳空港アクセス沿道景観形成GL]
特定要素に特化

屋外広告物行政

千歳市の一般地域
→北海道が掲出の許可権者

ガイドライン対象区域
→北海道が千歳市が共同で確認し、必要があれば協議を行う

▶広告物行政の体制をガイドラインの対象区間では別途定めている

[札幌駅前通り]
複数の誘導･規制手法と連動

ガイドライン	地区計画	景観地区	広告条例
目標A		○	
目標B		○	
目標C	○	○	
目標D	○		
目標E	○	○	
目標F			○

ガイドラインで目標の設定
↓
各種誘導･規制手法の活用により目標を担保

▶複数の景観要素を含む景観形成

ガイドライン自体に法的拘束力は無いため、エリアの特性に応じて特定要素への特化や、計画･誘導･規制手法との連動により実効力を担保

7.2考察_行政境界を越える広域景観の形成方策

行政境界を越える広域景観の形成２．協議会の組織

[新千歳空港周辺景観形成推進協議会]
景観関連団体を含め組織化

景観形成推進協議会

構成団体
・関係自治体
・航空局新千歳空港事務所
・景観関連団体
（広告物業団体やネオン電気工業会等）

▶広告物行政を目指し、関連団体を含めた協議会の設置を決定

[定住自立圏構想]
組織連携を法定計画で担保

定住自立圏構想 → 協定※ → フードバレーとかち（戦略プラン）

※帯広市と各町村で連携協定を締結

↓ 戦略実施の組織

十勝地域産業活性化協議会
▶十勝地域産業活性化基本計画

拠点都市が中心となり協議会を組織する際、景観関連団体を含める事や協定の締結等により協議会の位置づけを確立する事が有効

7.3考察_土地利用区分を越える広域景観の形成方策

土地利用区分を越える広域景観の形成１．景観法活用の展開

[森林地域]
景観整備機構の活用

住民活動の成果と課題


住民団体の積極的景観管理活動


民有地では団体の活動が困難

▶住民団体を景観整備機構に指定する事で民有地での活動が制度的に可能

[農業地域]
景観農振計画の活用

農業振興計画に基づく取組み


農振計画の活動は自主性に依存


農用地の農業施設は棟数が多い

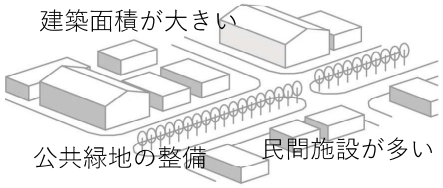
▶景観農振計画により景観作物の共同栽培や施設の景観配慮が制度的に可能

森林法といった土地利用法制度下では取組み困難な事項も景観法を有効に活用する事で制度上は取組み可能となる

7.3考察_土地利用区分を越える広域景観の形成方策

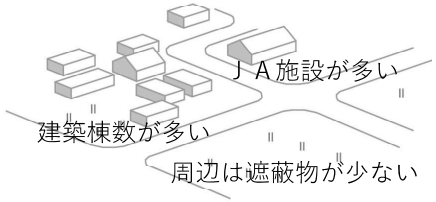
土地利用区分を越える広域景観の形成２．立地区域の景観特性に配慮

[工業団地の産業施設]
建築面積が大きい



▶公共緑地と併せた植栽(緑化協議)
▶建築の後退距離を誘導(地区計画)

[農業地域の産業施設]
建築棟数が多い



▶建築の配置計画に後退距離統一や保安林等の近辺に立地誘導(開発許可)

大規模施設が与える景観上の不調和を軽減するために区域ごとに異なる景観特性に配慮した誘導の実施

8.結論

8.1広域景観の有する特徴
8.2広域景観の形成に公共政策が与える影響
8.3広域景観の形成に資する方策

8.1広域景観の有する特徴

本研究は際立った景観上の特徴を持たない広域景観として、
行政境界または土地利用区分を越える広域景観を対象に、
公共政策が与える影響を把握し**広域景観の形成に資する方策**を考察した

広域景観の有する特徴

- **広域景観では境界線を越えて、共通する景観構成要素が反復して出現する**

土地利用区分を越える河川の沿川には河川工作物や公園緑地が繰り返し出現し、広域景観を形成している。



- **共通する景観構成要素においても、その立地区域により景観特性が異なる**

産業施設の中でも、工業団地は建築面積が大きい事、調整区域は建築棟数が多い事が、景観上の圧迫感という課題を生む要因となる。



※北海道開発局提供資料

8.2広域景観の形成に公共政策が与える影響

- **沿道景観の構成要素は多様だが各政策はこれら複数の景観構成要素に対し個別対応である**

景観政策は要素ごとの対応を目的とするため、個別政策による景観行政では対象が限定。



- **公設の工作物は、その設置管理主体によって景観配慮の有無が異なる**

複数の河川管理者が工作物の設置を行う中で、景観配慮の有無は自主性に依存。



- **工業団地の景観特性は造成方針と地区環境の維持を担保する方策により変化する**

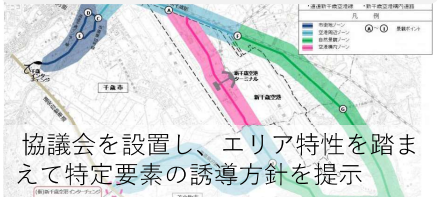
工業団地の景観は低開発法等の根拠法、環境保全を目指す地区計画等による影響を受ける。



8.3広域景観の形成に資する方策

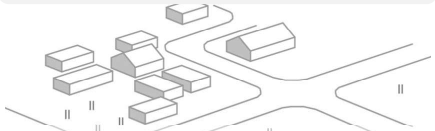
広域景観の有する特徴に応じた方策

特定要素に特化して協議会で対応



協議会を設置し、エリア特性を踏まえて特定要素の誘導方針を提示

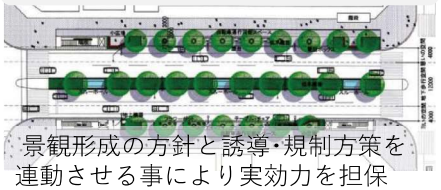
区域ごとの景観特性に配慮した誘導



大規模施設の誘導に際して立地区域ごとに異なる景観特性に配慮

広域景観の形成に公共政策が与える影響を考慮した方策

ガイドラインと複数方策の連動



景観形成の方針と誘導・規制方策を連動させる事により実効力を担保

景観法の更なる活用



現行の土地利用法下で取り組み困難な事項も景観法により制度上可能に

7　　業績リスト

（1） 学術雑誌等に発表した論文、著書

【査読有】

1) **山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく一考察- 国道 36 号線札幌・千歳間に着目して、日本都市計画学会学術研究論文集、Vol.18、No.3、pp.1065-1070、 2013.10

2) **山崎嵩拓**, 坂井文：河川景観の特性分析に基づく景観施策及び住民活動に関する一考察-恵庭市漁川に着目して、日本建築学会計画系論文集、No.716、pp.2273-2281、2015.10

3) **Takahiro Y.**, Aya S. : Analyzing Current Trend of Academic Perspectives and Social Concerns on Landscape Matter -Focus on Japanese National Newspaper and Peer-reviewed Research between 2008 and 2013, Asian-Pacific Planning Societies 2016, pp.84, 2016.8

4) **山崎嵩拓**, 坂井文：農業に関わる地域産業施設が創出する景観に関わる施策と実態 -十勝地方の帯広都市圏における地域産業施設の建築規模と植栽に着目して、 日本建築学会計画系論文集、Vol.82、 No.732、 pp.433-442、 2017.2

【査読無】

1) **山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 国道 36 号線札幌千歳間における沿道景観形成の特性、日本建築学会北海道支部研究報告集(86)、pp.325-330、2013.6

2) **山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 国道 36 号線札幌千歳間における沿道景観形成の特性、日本建築学会大会学術講演梗概集 2013 （都市計画）、pp.353-354、2013.9

3) **山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 札幌広域圏における河川・道路軸に着目した景観特性に関する一考察、日本建築学会北海道支部研究報告集(87)、pp.333-336、2014.6

4) **山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 札幌広域圏における河川・道路軸に着目した景観特性に関する一考察、日本建築学会大会学術講演梗概集 2014 （都市計画）、pp.9-10、2014.9

5) **山崎嵩拓**, 坂井文：土地利用を跨ぐ河川軸に着目した沿川景観特性に関する一考察、平成 26 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表要旨/会報第 18 号、pp.14-15、2014.10

6) **山崎嵩拓**, 坂井文：土地利用を横断する河川軸に着目した沿川景観特性に関する一考察、2014 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会予稿集、pp.22、2014.11

7) **山崎嵩拓**, 寺川真末, 新谷綾一郎, 桑澤昇平：Rebirth-場所性と強く結びついた生活空間の再生に向けた河川空間の提案-、2014 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会予稿集、pp.13、2014.11

8) **山崎嵩拓**, 坂井文： 研究対象に着目した景観研究の傾向と偏り、日本建築学会北海道支部研究報告集(88)、pp.257-260、2015.6

9) **山崎嵩拓**, 坂井文： 研究対象に着目した景観研究の傾向と偏り、日本建築学会大会学術講演梗概集 2015 （都市計画）、pp.1105-1106、2015.9

10) **山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、平成 27 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表要旨/会報第 18 号、pp.18-19、2015.10

11) **山崎嵩拓**,今瀧亞久里,新谷綾一郎,小池温絵,花房総一郎,大野由有紀,山本郁也：市電沿線改造論その 1 -市電沿線改造メソッド-、2015 年度日本都市計画学会北海道支部北海道支部研究発表会予稿集、pp.11、2015.10

12) **山崎嵩拓**,今瀧亞久里,新谷綾一郎,小池温絵,花房総一郎,大野由有紀,山本郁也：市電沿線改造論その 2-市電沿線改造プロポーザル-、2015 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会予稿集、pp.12、2015.10

13) **山崎嵩拓**,坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、2015 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会予稿集、pp.20、2015.10

14) **山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、土木学会第 11 回景観デザイン研究講演集、pp.34-38、2015.12

15) **山崎嵩拓**, 坂井文:複数の河川管理者による河川景観の整備と管理に関する研究 -札幌市創成川における国・道・市の管理に着目して-、 平成 27 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表会、104、札幌、2016.10

16) 内田健太,**山崎嵩拓**：公園とその周辺環境の違いが生物の行動に及ぼす影響 -帯広市の都市公園におけるエゾリスの人間に対する逃避距離に着目して- 、 2016 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会予稿集、11、2016.10

（2） 国際会議における発表

【学会発表】

1) ○**Takahiro Y.**, Aya S. : Analyzing Current Trend in Social Concerns and Academic Perspectives on Landscape Matter - Focus on Japanese National Newspaper and Peer-reviewed Research between 2008 and 2013, Asian-Pacific Planning Societies 2016, 19, 2016.8

（3） 国内学会・シンポジウム等における発表

【学会発表】

1) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 国道 36 号線札幌千歳間における沿道景観形成の特性、日本建築学会北海道支部第 86 回研究発表会、082、札幌、2013.6

2) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 国道 36 号線札幌千歳間における沿道景観形成の特性、2013 年度日本建築学会大会、7177、札幌、2013.8

3) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく一考察- 国道 36 号線札幌・千歳間に着目して、日本都市計画学会第 48 回学術研究論文発表会、152、東京、2013.11

4) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく一考察- 国道 36 号線札幌・千歳間に着目して、2013 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、2、札幌、2013.12

5) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 札幌広域圏における河川・道路軸に着目した景観特性に関する一考察、日本建築学会北海道支部第 87 回研究発表会、080、釧路、2014.6

6) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 札幌広域圏における河川・道路軸に着目した景観特性に関する一考察、2014 年度日本建築学会大会、7005、神戸、2014.8

7) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：土地利用を跨ぐ河川軸に着目した沿川景観特性に関する一考察、平成 26 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発、104、札幌、2014.10

8) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：土地利用を横断する河川軸に着目した沿川景観特性に関する一考察、2014 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、6、札幌、2014.11

9) ○**山崎嵩拓**, 坂井文： 研究対象に着目した景観研究の傾向と偏り、日本建築学会北海道支部第 88 回研究発表会、064、札幌、2015.6

10) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：研究対象に着目した景観研究の傾向と偏り、2015 年度日本建築学会大会、7507、平塚、2015.9

11) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、平成 27 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表会、113、札幌、2014.10

12) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、土木学会第 11 回景観デザイン研究発表会、A22D、東京、2015.12

13) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業に関わる地域産業の創出する景観特性に関する研究、日本建築学会北海道支部第 89 回研究発表会、069、小樽、2016.6

14) ○**山崎嵩拓**, 坂井文:複数の河川管理者による河川景観の整備と管理に関する研究 -札幌市創成川における国・道・市の管理に着目して-、 平成 27 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表会、104、札幌、2016.10

15) 内田健太,○**山崎嵩拓**：公園とその周辺環境の違いが生物の行動に及ぼす影響 -帯広市の都市公園におけるエゾリスの人間に対する逃避距離に着目して- 、 2016 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、6、札幌、2016.10

【ポスターセッション】

1) ○林大樹, 吉村務, 奥菜月, 押木祐生, **山崎嵩拓**： 共創 - シェアからつながる持続的街区再生、2012 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、9、札幌、2012.12

2) **山崎嵩拓**, ○松浦裕馬, 佐々木暢, 新谷綾一郎, 山崎弘： Park-tivity - 公園周辺の都市空間再編によるアクティビティの多様化、2013 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、1、札幌、2013.12

3) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明： 主要幹線道路における沿道景観の特性分析に基づく一考察- 国道 36 号線札幌・千歳間に着目して、2013 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、3、札幌、2013.12

4) **山崎嵩拓**, 寺川真末, 新谷綾一郎, ○桑澤昇平：Rebirth-場所性と強く結びついた生活空間の再生に向けた河川空間の提案-、平成 27 年度日本造園学会北海道支部大会研究・事例報告発表会、1、札幌、2014.10

5) **山崎嵩拓**, 寺川真末, 新谷綾一郎, ○桑澤昇平：Rebirth-場所性と強く結びついた生活空間の再生に向けた河川空間の提案-、2014 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、8、札幌、2014.11

6) ○**山崎嵩拓**, 坂井文, 越澤明：土地利用を横断する河川軸に着目した沿川景観特性に関する一考察、2013 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、16、札幌、2014.11

7) **山崎嵩拓**, ○今瀧亞久里, 新谷綾一郎, 小池温絵, 花房総一郎, 大野由有紀,山本郁也：市電沿線改造論その 1 -市電沿線改造メソッド-、2015 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、6、札幌、2015.10

8) **山崎嵩拓**, 今瀧亞久里, ○新谷綾一郎, 小池温絵, 花房総一郎, 大野由有紀,山本郁也：市電沿線改造論その 2-市電沿線改造プロポーザル-、2015 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、7、札幌、2015.10

9) ○**山崎嵩拓**, 坂井文：帯広都市圏における農業等の地域産業に着目した広域景観特性に関する研究、2015 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、14、札幌、2015.10

10) ○内田健太, **山崎嵩拓**：公園とその周辺環境の違いが生物の行動に及ぼす影響 -帯広市の都市公園におけるエゾリスの人間に対する逃避距離に着目して- 、 2016 年度日本都市計画学会北海道支部研究発表会、6、札幌、2016.10

【シンポジウムにおける発表、依頼講演】

1) ○**山崎嵩拓：**2012.10.29「国道 36 号線をウェルカムロードにする会」の幹事会にて講演

2) ○**山崎嵩拓：**2013.1.17「北海道中小企業家同友会」の豊平・清田地区会にて講演

3) ○**山崎嵩拓：**2013.3.22「（公社）日本サインデザイン協会」の北海道地区地域研究発表にて講演

4) 坂井文, 北原啓二, 有賀隆, **山崎嵩拓**, 松原昭仁, 延與幸嗣, 西村有里：2015.3.23「芽室町 100 人フォーラムⅣ」にて登壇

（４） 受賞歴など

【賞罰】

1) 平成 24 年度六美会優秀学生賞
2) 第 1 回日本都市計画学会北海道支部学生奨励賞
3) 札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション最終選考対象作品
4) 第八十七回日本建築学会北海道支部研究発表会優秀講演奨励賞
5) 平成 26 年度日本造園学会北海道支部優秀賞
6) 平成 26 年度日本造園学会北海道支部学生ワークショップ優秀賞
7) 2014 年度日本都市計画学会北海道支部一般部門学生奨励賞
8) 2014 年度日本都市計画学会北海道支部景観とまちづくり部門学生奨励賞
9) 第 6 回 JIA・テスクチャレンジ設計コンペ優秀賞
10) 第八十八回日本建築学会北海道支部研究発表会優秀講演奨励賞
11) 2015 年度日本都市計画学会北海道支部学生奨励賞
12) 2016 年度日本都市計画学会北海道支部優秀賞

【その他】

1) 日本学術振興会特別研究員 DC2（研究課題名「北海道の地域特性を踏まえた景観の保全・創出と地域活性化」）
2) 北海道大学「科学技術コミュニケーター」養成講座 9 期修了生
3) 内閣府地域社会雇用創造事業「地域カーボンカウンセラー」札幌 2 期修了生
4) 日本建築学会住まい・まちづくり支援建築会議「シャレットワークショップ」大阪・水都修了
5) 総務省域学連携事業「町民主体で夢（計画）を実行する地域の仕組みづくり研究」への参加（公園設計に関する提案の一部が採用され、2015.8 芽室町広報誌「すまいる」にコメント記事掲載）
6) まちづくりへの市民参加をテーマにしたサイエンスカフェの主催（2013.10.7 北海道新聞朝刊に記事掲載）
7) 路面電車とその沿線景観の活用をテーマにしたイベントを主催（2015.7.22 北海道新聞夕刊に記事掲載、2015.7.21 イチオシ！モーニング及び 2015.8.17 イチオシ！にて報道）
8) 中心市街地活性化に関するワークショップを実施（2015.11.27 十勝毎日新聞に記事掲載）

おわりに・謝辞

北海道弁に「つくらさる」という言葉があります。これはつくる意図はなかったものの、結果的に出来上がった、という意味です。似た使われ方をする言葉に「刺さる」があります。例えば「指に針を刺す」と言うと、意図的に針を刺した印象を受けますが、「指に針が刺さった」と言うと、意図せず何らかの拍子に針が刺さってしまった状態を想起します。

この論文は、これまでの行政による様々な取組みによって「つくらさる」景観を対象としています。ここでいう取組みには、景観形成を目的とした政策や事業だけではなく、土地利用や産業振興といった種々の目的を持つ公共政策を含んでいます。しかしこれまでの景観行政では、景観を創出する政策をいかに活用するかが論点となり、現在の景観を形作ってきた景観政策以外の公共的な取組みについて顧みる視点はあまりなかったと考えています。一方で、当たり前のことですが、景観政策だけが景観形成に影響するわけではありません。今後の景観形成では、これまで積極的に推進してきた景観資源を持つ地域だけではなく、際立った景観上の特徴が無い地域においても緩やかに、着実に進める事が期待されています。その際に、景観政策以外の公共政策を含めて、良い景観が「つくらさる」景観行政（意図せず良い方向に緩やかに向かっていく景観行政）という観点を持った取組みが、美しい国づくりに少しでも貢献できれば、本論文に大きな意義があったように感じます。

この論文をまとめる上では、本当に様々な方の、とても深い協力が必要不可欠でした。まず坂井文教授には大学4年生で北海道大学都市計画研究室に所属してから5年間、論文執筆や学会発表に関する指導はもちろんのこと、研究者としてのモノの見方や考え方など、様々な事項について常に親身に教えていただきました。博士後期課程の前例がなかった本研究室において進学を受け入れてくださり、そして研究に必要なすべてを教えていただいたこと、心より御礼申し上げます。

学位論文を大学に提出するにあたって、主査の千歩修教授には学位論文の提出に係る様々な場面でお助けいただきました。また副査を引き受けていただいた瀬戸口剛教授には結論の有用性を高めるために、森傑教授には導入の論理性を高めるために、建設的なご指摘をいただきました。大変お忙しい中、学位論文を審査していただいたことに加え、ご意見を頂戴し学位論文の完成度を高める事が出来ました。心より御礼申し上げます。加えて、学位授与審議委員長の飯場正紀教授並びに審議委員の先生方には、審査いただいたことを深く感謝申し上げます。

またこの論文の執筆に当たっては、北海道大学建築都市コースの諸先生方からたくさんのご助言をいただきました。まず越澤明名誉教授には、卒業論文と修士論文の執筆時に、研究計画そのものから土地利用法制等の実務的な事項まで多角的な視点からご指導をいただきました。小澤丈夫教授には論文の展望に新たな視点となるコメントをいただきました。小篠隆生准教授には学部時代からクラス担任としてお世話になり、研究室に配属してからも継続的に研究やプロジェクトに関するご指導をいただきました。角哲助教授・野村理恵助教授には研究だけに留まらず様々なご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

更に、北海道大学公共政策大学院の小磯修二特任教授には、公共政策学を専門とされる立場から広域政策や制度設計に関する大変有益なご助言をいただきました。国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観ユニットの方々には研究に関する貴重なご助言を度々いただきました。特に松田泰明総括主任研究員には博士論文の全体構造について、岩田圭佑研究員には論文の結論について、笠間聡研究員には論文の考察について、それぞれ具体的なご指摘やご提案をいただきました。深く感謝申し上げます。

この論文では広域の公共政策を対象としたため、数多くの行政の方にご協力いただきました。国土交通省北海道開発局札幌開発建設部都市圏道路計画課、国交省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所漁川ダム管理支所、北海道建設部まちづくり局都市計画課、札幌市都市計画部地域計画課、札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課、北広島市企画財政部都市計画課、恵庭市企画部まちづくり推進課、恵庭市建設部管理課、恵庭市経済部農政課、千歳市企画部まちづくり推進課、帯広市都市建設部都市計画課、帯広市都市建設部みどりの課、帯広市商工観光部工業労務課、音更町都市計画課、幕別町都市計画課、芽室町建設都市整備課の方々には本博士論文に必要不可欠な、様々な行政資料や情報の提供をいただきました。心より御礼申し上げます。

また公共政策や景観に対する問題意識を醸成する上で、北海道内各地で取組んだ実践的なプロジェクトやまちづくり活動がとても重要でした。芽室町総務課行政管理係の渡邉浩二係長には、地域に関わる面白さを教えていただきました。NPO 法人フューチャー北海道の櫻木正彦理事・杉田恵子理事には、地域に関わる様々な役割を与えていただいたおかげで、実践的な環境から研究の問題意識や着想を得る事が出来ました。また研究室 OB の庄田健助先輩には、実際にプロジェクトを成立させるために必要な、様々な工夫の仕方を学ばせていただきました。心より感謝申し上げます。

そして都市計画研究室で過ごした 5 年間の中で、たくさんの先輩方や後輩の皆さんと共に研究・活動・議論できたことが、人生の財産となりました。2012 年度修了の林大樹先輩・谷聡先輩には都市計画の右も左も分からない中で、数多くの事を丁寧に教えていただきました。2013 年度修了の吉村勉先輩には複数のプロジェクトで議論させていただき、地域の視方や提案の仕方を学ばせていただきました。2014 年度修了で同輩の押木祐生君・松浦裕馬君・寺川真未さんとは、毎日のように遠慮なく議論ができ、修了後も地域に関する幅広い会話ができたことが研究の励みになりました。2015 年度修了の今瀧亜久里君・新谷綾一郎君とは共にたくさん議論する中で、研究に関するたくさんの着想をもらいました。そして 2016 年度を共に過ごした花房総一郎君・大野由有紀さん、2 人のおかげで最後まで前向きに博士論文に取組むことができました。研究室で共に過ごした諸先輩方・同輩・後輩の皆さんに感謝し、今後とも継続した関係をお願いしたいと思います。

また、学部や博士の同級生と議論する中で、研究に関するたくさんの着想をもらいました。北海道大学環境科学院博士課程の内田健太君とは、分野を越えた共同研究等を通じて都市計画や景観という着眼点に新たな示唆をもらいました。北海道大学科学技術コミュニケーター養成講座で同期の古家衣梨さんは、博士論文や研究計画書を執筆する際に、文章表現や伝え方について多くの助言をもらいました。建築都市コース同期の尾門あいりさんには、博士論文のイメージスケッチ作成を通じて、研究の全体構造が整理されました。深く感謝申し上げます。

更に博士論文の校正には、多くの後輩に手助けいただいたことで、最終的に提出する論文の質を高める事が出来ました。北海道大学の工学院修士 1 年樫村圭亮君、経済学部 4 年澤田華乃さん、工学部 3 年大伏玄泰君、農学部 2 年伊藤響子さん、工学部 1 年石川隼君には、13 万字を越える論文を全文読み、コメントをくださった事に心より感謝申し上げます。

この他にも、学会や勉強会等で議論を交わした、書き尽くせないほどたくさんの方々との関りがあったからこそ、この論文が執筆できました。最後に、研究に没頭できる環境を作ってくれた両親なくして、この論文の完成はあり得ませんでした。この場をお借りして心からの感謝を伝えたいと思います。今後もこれまで培ってきた知識・経験を最大限活用し、よりよい都市・地域づくりへ向けて邁進したいと思います。

2017 年 2 月　山崎 嵩拓

著者略歴

山崎 嵩拓　やまざき たかひろ

1991 年 3 月	北海道生まれ
2009 年 3 月	立命館慶祥中学校・高等学校　卒業
2013 年 3 月	北海道大学工学部環境社会工学科　卒業
2014 年 3 月	北海道大学工学院空間性能システム専攻　修士課程　修了
2015 年 4 月	日本学術振興会特別研究員（DC2）
現在	北海道大学工学院空間性能システム専攻　博士課程

広域景観の形成に資する公共政策に関する研究:北海道の札幌圏と帯広圏を事例に

著者
北海道大学大学院工学院
空間性能システム専攻都市計画研究室
山崎　嵩拓

発行
2017 年 2 月

©2017 Takahiro YAMAZAKI

〒060-8628　北海道札幌市北区北 13 条西 8 丁目 A304
Tel:011-706-6292
E-mail: sankakuyamataka@yahoo.co.jp